

# 拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第 19 卷 第 1 号

2016 年 9 月

---

論 文

- イタリア親子法における子の法的地位の平等と「親責任」の実現  
— 2012 年と 2013 年の新親子法について —……………椎名 規子 ( 1 )
- マイクロデータを用いた消費税の価格転嫁に関する研究……………白石 浩介 (41)
- 「最後の貸し手」機能と現代のセントラル・バンキング  
— バジョットを再考し、中央銀行の本質を考える —……………小栗 誠治 (73)
- ローカル・アイデンティティと適正技術  
— グローバル経済史の観点から見た日本の近代化 —……………小木田敏彦 (111)
- 拓殖大学 研究所紀要 投稿規則…………… (137)
- 「政治・経済・法律研究」執筆要領…………… (140)

# イタリア親子法における子の法的地位の平等と 「親責任」の実現

— 2012年と2013年の新親子法について —

権 名 規 子

## 目 次

- I. はじめに
- II. イタリア親子法の歴史と親子法改正の背景
  - 1. イタリア親子法の歴史
    - (1) 1865年民法典以前
    - (2) 1865年民法典および1942年民法典における親子法
    - (3) 1975年家族法改正後
  - 2. 親子法改正の背景
- III. 新親子法の内容
  - 1. 親子関係
    - (1) 親子関係に関する主な改正の内容
    - (2) 婚姻関係から生まれた子の親子関係
    - (3) 婚外子の親子関係
    - (4) 親子関係の証明
    - (5) 子の法的地位を争う裁判
  - 2. 「親責任」
    - (1) 「親責任」に関する主な改正の内容
    - (2) 「親責任」の意義
    - (3) 「親責任」の帰属と共同行使の原則
    - (4) 「親責任」の内容
    - (5) 「親責任」の制限
    - (6) 子の意見の聴取の保障
  - 3. 相続
    - (1) 相続に関する主な改正の内容
    - (2) 代償制度の廃止
    - (3) 相続に関するその他の改正
- IV. おわりに

## I. はじめに

イタリアにおいて、親子関係に関する規定が2012年と2013年に大きく改められた<sup>(1)</sup>。今回の改正は、家族法の領域においては、1975年の家族法改正に次ぐ大改正である。今回の改正により、イタリアは婚姻から生まれた婚内子と婚姻外で生まれた婚外子との平等を完全に実現し、また「親権」を「親責任」に改めるなど、親子関係に関する規定を子の権利中心の規定に大きく改めた。

イタリアは、ローマ法王庁を擁し、国民の大半がカトリック信者であることから、婚姻制度を重視するカトリック思想の影響が強い。イタリアでは、そのカトリックの思想により、長い間にわたって、婚外子に対して厳しい政策が歴史的に採られてきた<sup>(2)</sup>。しかし婚外子に対して厳格な対応をして来たイタリアでも、2012年の「自然子の認知に関する事項の規定」(2012年12月10日法律第219号)により、「すべての子は同一の法的地位を有する」(民法典新315条<sup>(3)</sup>、以下法令名を示していない場合は民法典を示す。)との原則を定め、さらにこの原則を実現するため、民法典以外の法も含めた広範囲の規定の改正を政府に求めるに至った。その結果、翌年の2013年12月28日立法令第154号により、子との間の差別を取り除き、子の平等を実現するための法改正が行われた。今回の2012年と2013年の改正は、子との間の平等を実現するとともに、これまで行われてきた「子の福祉」の実現のための法改正の到達点でもある。すなわち、2001年には、子のための養子制度を実現するために、民法と福祉法の垣根を取り払った「家族への子の権利法」(2001年3月28日法律第149号)が制定された。さらに2006年には、「親の別居および子の共同分担監護に関する規定」(2006年2月8日法律第54号)により、離婚後の親子関係について、共同親権が原則となり単独親権は例外となる改正が行われた。この2006年の新制度の結果、親が婚姻関係にあるか離婚後かを問わず、子は等しく父母双方から監護・教育を受けることとなった。今回の2012年2013年の改正は、これらの改革の延長線として、最後に残された婚外子について、婚内子と婚外子の平等を実現し、さらに親子関係の規定を子の権利中心の規定に改めたものである。

ところでわが国の民法に目を転じると、子の法的地位ははまだ親の婚姻と結びつけられている。

- 
- (1) 改正された新旧規定については、椎名規子「資料 イタリアの新親子法——2012年・2013年の民法典改正」拓殖大学論集 政治・経済・法律研究第18巻2号(2016年)135頁以下参照。本稿では、改正における重要な規定、イタリア憲法裁判所が違憲判決を下した規定、または日本法の問題点に関係すると思われる規定のみを示した。
  - (2) イタリアにおける厳格な婚外子政策の歴史については、椎名規子「見捨てられた婚外子——国家の保護を受ける『家族』の陰に——」『イタリア国民国家の形成 自由主義期の国家と社会』(北村暁夫・小谷眞男編)日本評論社(2010年)171頁以下。
  - (3) 本稿では、2012年と2013年の改正により規定の内容を改められた規定は、条文に新を付記し、旧規定は旧を付記した。なお、どちらの文字も付記されていない条文は、2012年と2013年の改正により変更がなかったものである。

婚外子の相続分を嫡出子の二分の一とする民法900条1項4号但書は、最高裁平成25年9月4日の違憲決定を受けて削除されたものの、いまだ「嫡出でない子」という文言は民法上用いられている(779条, 779条3項等)。また民法の親子に関する規定は、子について、嫡出子と非嫡出子という親の婚姻を基準とする分類を、依然として法制度上維持している。このようにわが国では、いまだ子の法的地位は、親の婚姻と結びつけられた規定を維持している。

今回のイタリア法の2012年および2013年の改正は、子の法的地位と親の婚姻との結びつきを切り離すことにより子間の平等を実現した改革であり、わが国の今後の方向性を探る上で重要な示唆を受けるものと思われる。

## II. イタリア親子法の歴史と親子法改正の背景

### 1. イタリア親子法の歴史

#### (1) 1865年民法典以前

イタリアは、長い間にわたって婚外子に対して厳しい政策を採ってきた国である。イタリアでは、カトリック思想の下で、婚外子は「罪の子」として、その地位を否定される存在であった。婚外子が「罪の子」として地位を否定される決定的な歴史的契機は、イタリアの家族法学者は、トレント公会議(1545-1563)であると指摘する<sup>(4)</sup>。トレント公会議は、ルターなどのプロテスタントの宗教改革派に対するカトリック側からの対抗として開催されたものである。この公会議において、司祭が司る婚姻儀式こそが男女の正当な結びつきとするカトリックの教会法理が確立された。このトレント公会議の後、家族に関する事項は教会の専権となり、その後は神の祝福を受けない婚外子は、「罪の子」として社会から排除されて行った。この婚外子の劣位は、家族に関する事項が教会から国家法の手に乗ねられるようになっても大きくは変わらなかった<sup>(5)</sup>。

#### (2) 1865年民法典および1942年民法典における親子法

イタリア統一後(1861)、初めて民法典が制定されたのは1865年の民法典である。この民法典は、フランスのナポレオン民法典の影響のもとに制定されたが、宗教的・道徳的理由のゆえに、法的領域においても婚外子の差別は存続した<sup>(6)</sup>。

---

(4) Bruno de Filippis, Gianfranco Casaburi, *La filiazione, nella dottrina e nella giurisprudenza*, CEDAM, 2000, p. 6. なおアメリカの社会人類学者のカーツァー(David Kertzer)教授も、トレント公会議が婚外子の地位の分岐点であったと指摘している(David Kertzer, *Sacrificed for Honor, Italian Infant Abandonment and the Politics of Reproductive Control*, Beacon Press, 1993, p. 11)。

(5) 椎名・前掲注(2)171頁以下。なお、イタリア統一後のイタリア家族法の歴史は、下記の文献が詳しい。Paolo Ungari, *Storia del diritto di famiglia in Italia*, Il Mulino, 1974, V. Pocar, P. Ronfani, *La famiglia e il diritto*, Laterza, 2003.

(6) Giuseppe Berretta, *La storia della Riforma, Filiazione, commento al decreto attuativo*, Giuffrè, 2014, p. xv.

## ① 1865年民法典における親子法

1865年のイタリア民法典は、家父長として父に強い権限を付与した<sup>(7)</sup>。親権は父権（*patria potestà*）として、父権の行使は父親のみが行い、父が行使できない障碍事由がある場合にのみ、母が行使するとされた（1865年民法典220条3項）。そして法の保護を受ける「家族」については、正式な婚姻による夫婦とその二人の間に生まれた子によるものとした。そのため、国家の保護を受ける「家族」は嫡出家族であり、婚姻外で生まれた婚外子は、自然子として、嫡出子と区別され、法の保護の外に置かれた。その自然子は、単純自然子、姦生子、近親子の3つの分類に分けられ、法の対応も異なった。単純自然子は、単に父母が婚姻していない関係から生まれた子をいう。これに対して、姦生子は、妊娠の時点で、父母が他の者と婚姻している父母から生まれた子であり、近親子は、直系親族、直系姻族または二親等の傍系親族関係により、結婚が禁止された父母から生まれた子をいう。姦生子および近親子は、父母の認知は認められなかった（同180条）。姦生子は、法律上の婚姻と対立する関係から生まれた子であり、法律上の婚姻を保護する家族観の下で、その地位は否定された。また近親子は、近親の血族関係から生まれた子であり、その出生は家族の不名誉であり、その地位は否定されたのであった<sup>(8)</sup>。

認知の禁止された姦生子や近親子ではなく認知の認められる単純自然子についても、親子関係の成立は、原則として親側からの任意認知によるものとされ、子の側から親を探して裁判により親子関係の形成を求めることは極めて困難であった。母の搜索は、広範囲に認められたが（同190条）、父の搜索は禁止された（同189条）。例外的に、父の搜索が認められたのは、略取または強姦の場合に限られた。略取や強姦は犯罪行為を構成するだけでなく、妊娠に直接結びつく行為であるため、家族関係や社会秩序を乱す行為だったからである<sup>(9)</sup>。ただし、認知が禁止された場合、すなわち姦生子や近親子の場合には、略取や強姦の場合であっても、子が父や母を搜索することは認められなかった（同193条1項）。以上のように自然子が父子関係を形成する可能性は極めて制限され、子の利益よりも婚姻家族の保護が優位した。

## ② 1942年の民法典

ファシズム時代の1942年に、民法典の一部改正が行われ、婚外子の地位に多少の改善がなされた。1942年の民法典では、1865年の民法典と同様に、原則として姦生子の認知は認められなかったが、しかし懐胎の時点で親が婚姻関係になかった場合、または懐胎の時点で婚姻関係にあっても後に他方配偶者が死亡した場合、嫡出子や認知された自然子がない場合には、認知が認められるようになった<sup>(10)</sup>。このように若干の改善は認められたが、自然子の法的地位の改善は、子どもの利益の観点からではなく、血統の維持および強化というファシズムにおける国家目的か

(7) Michele Sesta, *Diritto di famiglia*, CEDAM, 2005, p. 429 ss.

(8) 椎名・前掲論文注(2)171頁以下。

(9) 1865年の民法典の法案報告書による（Alberto Aquarone, *L'unificazione legislativa e i codici del 1865*, Giuffrè, 1960, p. 139.）。

(10) V. Pocar, P. Ronfani, *La famiglia e il diritto*, Laterza, 2003, p. 26.

らであった。このため婚外子の劣位の状況が大きく改められることはなかった。

### (3) 1975年家族法改正後

#### ① 1948年イタリア共和国憲法

イタリアでは第二次世界大戦後の1948年に、イタリア王国憲法（1861年制定）<sup>(11)</sup>は廃止され、イタリア共和国憲法が発効した。新憲法は、男女の平等（憲法3条）や夫婦の平等（同29条2項）を基本原則としたが、戦前の家族法は改正されずに引き続いて戦後も存続していた。そこでこれらの家族法の規定は憲法の平等原則に反するとして、憲法裁判所に多くの訴えが提起された。憲法裁判所は、1960年代はこれらの訴えに対して合憲判決を下すことが多かったが、1970年代になると次々と違憲判決を下すようになった<sup>(12)</sup>。こうした違憲判決を受けて、1975年に家族法が改正されるに至った。

#### ② 1975年家族法改正

1975年に家族法が改正されるに先立ち、1970年に離婚法が制定され、それまで認められなかった離婚が可能となった<sup>(13)</sup>。この離婚法の制定は、家族法改正を促す強い原動力となり、1975年に夫婦や子の間の平等の実現を目的とする家族法の大改正が行われた。改正により、親権は、「父権（*patria potestà*）」から「親権（*potestà dei genitori*）」に改められ、親権についての父母の平等が実現した（143条）。また、裁判による婚外子親子関係の成立の範囲が拡大され、任意による認知の認められる場合は、すべて裁判による父子関係母子関係の成立が可能となった（旧269条）<sup>(14)</sup>。なお、それまで姦生子は、親の認知を受けることができなかったが、認知が認められるようになった。また婚外子の法定相続分は、嫡出子と平等となった（民566条）<sup>(15)</sup>。しかし父母への相続権は婚外子にも平等に認められるようになったが、父母の血族関係に対する法定相続権は認められなかった。また相続権を金銭などで代償とする制度（代償 *Commutazione*）も存続した。

1975年の家族法改正の後でも婚外子に対する異なる対応は存続したが、その後子の福祉を実現する法制度が徐々に実現して行った。

#### ③ 2001年未成年養子制度の改革

すでにイタリアでは特別養子制度は、1975年の家族法改正前の1967年に導入されて、民法典

(11) イタリアでは、1848年3月4日のサルデーニャ王国憲法が、1861年のサルデーニャ王国によるイタリア統一にともない、そのままイタリア王国憲法となった（井口文男「イタリア」『新解説世界憲法集第二版』（初宿正典・辻村みよ子編）三省堂（2010年）120頁）。

(12) 椎名規子「イタリア憲法の家族条項および国家と家族の関係についての家族的考察（3・完）——ファッション下における国家による家族への介入の歴史とともに——」専修法学論集第98号（2006年）215頁以下。

(13) 松浦千誉「イタリア離婚法案をめぐる」家庭裁判所月報22巻6号（1970年）15頁以下、同「イタリア離婚制度をめぐる」比較法研究35巻（1974年）81頁以下。

(14) Michele Sesta, *Diritto di famiglia*, seconda edizione, CEDAM, 2005, p. 54.

(15) 松浦千誉「イタリア家族法の改正」ケース研究（1976年）156号2頁以下参照。

に規定が置かれていた。しかし1983年に、未成年養子について「子の福祉」をより実現させるために、民法と福祉法との垣根を取り払った特別法「子の養子縁組および養育委託に関する規定」(1983年5月4日法律第184号)が制定された<sup>(16)</sup>。この結果、民法には、成年養子についての普通養子制度のみが残った。さらに2001年には、「子の養子縁組および養育委託に関する規定」は、子が親の愛情を受けて成長する権利を保障し、より「子の福祉」を実現するために、「家族への子の権利法」(2001年3月28日法律第149号)に改められた<sup>(17)</sup>。この改革の結果、子は施設に収容されるのではなく養親の愛情を受けて成長できるように、大規模養育施設の廃止が決定された。

#### ④ 2006年「共同分担監護」の導入

1970年に制定された離婚法が1987年に改正され、子の保護の強化、離婚による妻の経済的保護の充実、離婚原因としての別居期間を5年から3年に短縮されるなどの改革が実現した。この離婚法の改正により、離婚後の子の監護について「共同監護」「交互監護」による共同親権が認められるようになった。また2001年には、家族間の暴力を防止するために、「家族関係における暴力防止措置法」(2001年4月5日法律第154号)が制定され、民法の親権の章に、家族の暴力に対する保護命令等の措置が設けられた(民342条の2)。さらに2006年には、「親の別居および子の共同分担監護に関する規定」(2006年2月8日法律第54号)が制定され、「共同分担監護」による共同親権が、別居・離婚後の原則的形態となり、他方で単独監護は例外的形態となった<sup>(18)</sup>。

#### ⑤ 2012年・2013年 — 婚外子と婚内子の平等と「親責任」の導入

今回の2012年と2013年の改正は、親子法全般にわたる大改革である。これまで、婚外子については、民法上「嫡出子」と「自然子(I figli naturali)」の文言および区別が残されていた。また親子関係については、「親権(potestà dei genitori)」という文言が用いられていたため、親の権利中心から子どもの権利を中心とした法改正が求められていた。これらの問題の解決については、二段階で改革が行われた。第一段階として、2012年の「自然子の認知に関する事項の規定」(2012年12月10日法律第219号)により改正が行われた。この2012年の改正は、子の間の平等の実現を目的とし、その結果、民法上の「自然子」の文言が廃され、すべて「子」に一元化された。この2012年の改正の結果、子の法的地位は、親の婚姻から切り離されるに至った<sup>(19)</sup>。また近親相姦から生まれた近親子については、親の認知が原則として認められなかった

(16) 松浦千誉『イタリアの養子制度』日本加除出版(2009年)1頁以下。

(17) 椎名規子「親権制限と未成年養子制度における『子の福祉』— イタリアにおける『家族への子の権利』—」専修大学法学研究所紀要35『民事法の諸問題Ⅱ』(2010年)44頁以下。

(18) 椎名規子「イタリアにおける子に対する共同親権の新制度 — 「両親とともに成長する権利 (Il diritto alla bigenitorialità) の意義 —」(1)専修法学論集113号(2011年)113頁,同(2)同論集116号(2012年)95頁。

(19) 2012年の民法典の改正については, Dossetti, M. Moretti, C. Moretti, *La riforma della filiazione. Aspetti personali, successori e processuali*, l. 10 dicembre 2012, n. 219, Zanichelli, 2013.

が、近親子も認知が認められるようになった（新 251 条）。また婚外子の認知の効果として、親に対する関係だけでなく、血族との関係も形成するとの改正が行われた（新 258 条）。さらに 2012 年法は、養子を含む子の間のあらゆる差別を除去するために、12 カ月以内に親子関係の法改正を行うように、政府に対して命じた。このために制定された 2013 年 12 月 28 日立法令第 154 号が第二段階の改革である。この立法令により、2012 年の改正では不十分であった民法典の条項だけでなく、刑法や民事訴訟法や刑事訴訟法の規定も改正された<sup>(20)</sup>。2013 年の改正で重要民法典の改正は、「親権」を改め「親責任」に改めたことである。それまでも解釈上は「親権」は親の子に対する権利ではなく、親責任と解釈されていたが、民 9 法典の条文では、「親権 (potestà dei genitori)」という語が用いられていた。その「親権 (potestà dei genitori)」を廃し、すべて「親責任 (responsabilità genitoriale)」に改められた<sup>(21)</sup>。

## 2. 親子法改正の背景

それでは、イタリアでこのような画期的な改正が行われた背景には何があるのだろうか。

第一には、イタリア社会の変化をあげることができるであろう。イタリアは、他の諸外国と比べると、婚姻を重視し婚外子の出生割合が少ない国であるが<sup>(22)</sup>、それでも近年では婚外子割合が増大している。たとえば、イタリアの婚外子の割合についてみると、1975 年は 2.59% にすぎなかったものが、2014 年には 27.6% に増加している。ここから、4 人に 1 人は婚外子ということになる<sup>(23)</sup>。この数字を見ると、婚姻制度を重視してきたイタリアでさえ、婚姻制度の位置づけが、かつてのような厳格なものではなくなっていることが見てとれる。

第二には、憲法裁判所の判例の影響をあげることができる<sup>(24)</sup>。イタリア憲法裁判所は、いくつもの憲法違反の判決を下しているが、これらの憲法裁判所の判決が改正に大きな影響を与えている<sup>(25)</sup>。たとえば、違憲判決を下した裁判例として、認知の効力が認知を行った父母にしか効力を生ぜず、父母の血族に効力が生じないとした旧 258 条について、憲法の平等条項（憲法 3 条）違反とした 1990 年 4 月 4 日の判決<sup>(26)</sup>、また、近親婚について、親子関係の搜索を認めない旧

(20) 2013 年の民法典の改正については、Mirzia Bianca (a cura di), *Filiazione, comment al decreto attuativo*, Giuffrè, 2014.

(21) イタリア親権法については、椎名規子 [イタリア法] 『親権法の比較研究』床谷文雄・本山敦編，日本評論社（2014）202 頁以下。

(22) 1980 年と 2008 年の婚外子割合についての米合衆国の調査では、スウェーデンは 1980 年は 39.7%、2008 年は 54.7% であり、イギリスが 1980 年は 11.5%、2008 年が 43.7% であるのに対して、イタリアは、1980 年が 4.3%、2008 年が 17.7% である。ちなみに日本は 1980 年が 0.8% であり、2008 年が 2.1% である (Statistical Abstract of the United States 2011)。

(23) Adolfo de Rienzi, in Mirzia Bianca (a cura di), *Filiazione, commento al decreto attuativo*, Giuffrè, 2014, p. 230.

(24) Andrea Morrone, *Costituzione*, in M. Sesta (a cura di), *Codice della famiglia*, Giuffrè, 2015, p. 3. ss.

(25) Claudia Alessandrelli, in Mirzia Bianca (a cura di), *Filiazione, commento al decreto attuativo*, Giuffrè, 2014, p. 215.

(26) Corte cost., 4 aprile 1990, n. 184.

278条1項に対して違憲判決を下した2002年11月2日の判決<sup>(27)</sup>、さらに父子関係否認の裁判の要件に関する旧236条1項3号の規定についての2006年6月21日の判決<sup>(28)</sup>、父子関係否認の裁判提起の期間の起算日についての1985年5月2日の判決<sup>(29)</sup>と1999年5月10日の判決<sup>(30)</sup>など、憲法裁判所は多くの違憲判決を下している。これらの憲法裁判所の判決は、今回の改革の大きな原動力となっている。

第三には、子どもの権利条約<sup>(31)</sup>、欧州人権条約<sup>(32)</sup>、欧州人権裁判所判決や欧州家族法委員会<sup>(33)</sup>などの国際的影響をあげることができる。欧州人権条約は、8条<sup>(34)</sup>において、家族生活の尊重を受ける権利を定める。欧州人権裁判所は、欧州人権条約8条違反を根拠として婚外子の平等を実現してきた<sup>(35)</sup>。欧州家族法委員会は、加盟国に対して、子の間の不平等の除去および子の権利を中心とする親責任の実現を求めてきた。今回の改正は、これらの国際的な影響を強く受けている<sup>(36)</sup>。

---

(27) Corte cost., 20 novembre 2002, n. 494.

(28) Corte cost., 21 giugno 2006, n. 266.

(29) Corte cost., 2 maggio 1985, n. 134.

(30) Corte cost., 10 maggio 1999, n. 170.

(31) イタリアは子どもの権利条約は、1991年に批准している (Maura Marchegiani, *Convenzione sui diritti del fanciullo*, in M. Sesta (a cura di), *Codice della famiglia*, Giuffrè, 2015, p. 141.

(32) Elisabetta Bergamini, *Carta dei diritti fondamentali dell'Unione Europea*, in M. Sesta (a cura di), *Codice della famiglia*, Giuffrè, 2015, p. 128.

(33) 欧州家族法委員会 (Commission on European Family Law 略して CEFL) は、2001年に設立され、家族法に関する欧州人権裁判所の判決をEU内の国内の家族法に反映させるために活動するEUの機関である (Katharina Boele-Woelki, *Common core and better law in European family law*, Intersentia, 2005, p. 15.)。

(34) 欧州人権条約 第8条 (私生活及び家族生活が尊重される権利) (下線筆者)

1. すべての者は、その私生活、家族生活、住居及び通信の尊重を受ける権利を有する。

(2項以下省略)

同条約 第14条 (差別の禁止)

この条約に定める権利及び自由の享有は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、国内少数者集団への所属、財産、出生又は他の地位等いかなる理由による差別もなしに、保障される。

(35) 欧州人権裁判所が、婚外子問題について初めて条約違反の判決を下したのは、1979年のマルクス対ベルギーの事件 (Marckx v. Belgium, ECHR, 13 June 1979) であった。当時ベルギー民法は、婚外子の母子関係について、母の認知を必要としていた。この問題について、欧州人権裁判所は、婚外子の家族生活の尊重を受ける権利を保障する欧州人権条約8条および差別を禁止する14条に反すると判決を下した。さらに欧州人権裁判所は、1986年のジョンストン対アイルランドの事件 (Johnston v. Ireland, ECHR 18 December 1986) において、不貞行為から生まれた子に対して相続分について差別を行っていたアイルランド民法の規定は、同条約8条および14条に違反するとの判決を下した。さらに2000年のマズレック対フランスの事件 (Mazurek v. France, ECHR 1 February 2000) において、不貞行為による婚外子に対して嫡出子の二分の一しか相続分を与えていないフランス民法760条を条約8条と14条に反するとの判決を下している (Masha Antokolskaia, *Harmonisation of Family Law in Europe: A Historical Perspective*, Intersentia, 2006, p. 443 ss.)。これらの判決は、直接にイタリアを相手方とする裁判ではないが、イタリアにも当然影響を与えていると思われる。なお、イタリアとEUの関係について書かれているのは、*La famiglia e il diritto fra diversità nazionale ed iniziative dell'Unione Europea*, a cura di Denise Amram-Angela d'Angelo, CEDAM, 2011.

(36) Amalia Diurni, *Capitolo 2 La filiazione nel quadro europeo*, in *Il nuovo diritto di famiglia*, trattato (diretto da Gilda Ferrando), volume terzo, Zanichelli, 2007, p. 41.

### Ⅲ. 新親子法の内容

#### 1. 親子関係

##### (1) 親子関係に関する主な改正の内容

2012年の「自然子の認知に関する事項の規定」(2012年12月10日法律第219号)により、「すべての子は同一の法的地位を有する」(民315条)<sup>(37)</sup>との規定が新設され、子の法的地位の完全な平等が親子法の基本原則となった。このため、それまでの「嫡出子」(第7章第1款「嫡出子の地位」または旧737条等)および婚外子を示す「自然子(i figli naturali)」という語は廃され、同時に準正の制度も廃された(280条乃至290条の廃止)。さらに子の間の完全な平等の基本原則を実現するために、子の法的地位は、親の婚姻関係から切り離され一元化されるに至った。それまでは、イタリア家族法の下では、親子間の権利義務は、婚姻の節の第4節の中に、婚姻から生じる権利義務(147条)として規定されていた。また別居後と離婚後の親子関係についても、同様に婚姻から生じる権利義務として、婚姻についての第4節における155条以下に規定されていた<sup>(38)</sup>。これに対して、婚外子の親子間の権利義務については、こうした婚内子とは別に、親権の章の中に規定が設けられていた(旧317条の2)。そして婚外子については、父と母ともに認知を必要としたが、さらに子との同居が要件とされた。すなわち父母が同居している場合は、親権は父母双方に帰属するとされた(旧317条の2第2項1文)。しかし父および母ともに子を認知しても父母が同居していない場合には、親権は子と同居している方の父母に属するとされていた(旧317条の2第2項2文)。そして父母のどちらも子と同居していない場合には、最初に子を認知した父母に親権は帰属するとされた(旧民317条の2第2項3文)。このように婚外子については、婚内子とは異なる規定が設けられていただけでなく、子と父母の同居の有無が、親子の間の権利義務について重要な意味を有していた。このように改正前の規定においては、親の婚姻の有無と子の法的地位は強く結びつけられて規定されていた。

しかし2013年の改正によって、子の法的地位は、親の婚姻関係から切り離され、第9章に「親責任と子の権利義務」として独立したひとつの章に統合された。ただしこのように子の法的地位は一元化されたが、親の婚姻が子の法的地位にまったく意味を失ったのではない。親子関係の決定については、親の婚姻の有無により、異なる取り扱いとなっている<sup>(39)</sup>。すなわち父母が

(37) 新第315条 親子関係の法的地位

すべての子は、同一の法的地位を有する。

(38) かつては、別居の場合の親子の権利義務については、民法典の155条に規定が置かれ、離婚後の親子間の権利義務については、離婚法(1970年12月1日法律151号)に規定が置かれていた。しかし2006年の「親の別居および子の共同分担監護に関する規定」(2006年2月8日法律第54号)により、子の監護についての別居と離婚の区別が取り払われた。

(39) Michele Sesta, *Manuale di diritto di famiglia*, CEDAM, 2015, p. 318.

婚姻している場合には、父子関係の推定において、父母の婚姻は重要な意味を持つ（新 231 条、同 232 条）。また父母が婚姻していない場合の親子関係の成立には任意の認知（250 条乃至 268 条）が必要であり、また父母の任意の認知がない場合には、裁判上の宣告（269 条乃至 279 条）による。このように改正後であっても親子関係の法的地位の付与については、婚姻の有無により対応を異にしている。

## (2) 婚姻関係から生まれた子の親子関係

前述のように、2012 年の改正により、「すべての子は同一の法的地位を有する」（新 315 条）として、子の地位は親の婚姻の有無によらず一元化されたため、「嫡出子」と「自然子」という文言およびそれによる区別が廃された。

しかし改正後においても、イタリア法は、母子関係および父子関係の成立については、婚姻の有無による異なる取り扱いを維持しており、とくに父子関係の成立については、婚姻の有無が重要な役割を担っている。

### ① 母子関係

婚姻による母子関係については、民法上は特別な規定は置かれておらず、共和国大統領令 2000 年第 396 号「民事身分に関する規定」30 条が、母子関係について規定する<sup>(40)</sup>。この規定により、婚姻している女性が子の出生を届出た場合には、その女性が母とされる（同規定 30 条 1 項）。ただし、女性か母に指定されるのを望まない場合には、その女性は母とはされない（同規定 30 条 1 項但書）<sup>(41)</sup>。また子を出生した妻が、その子を夫以外の男性の婚外子として認知した場合には、夫の子と推定されない<sup>(42)</sup>。

### ② 父子関係

上記のように、2012 年の改正により「嫡出子」と「自然子」という区別が廃され、子の地位は一元化されて平等とされた。しかし子の法的地位は平等であるとされたが、親子関係の成立についても完全に等しくするものではない。婚姻制度は、今回の改正後も父子関係推定の要件として維持された。すなわち、婚姻中に子を懐胎または出産した場合は、夫が子の父親であると推定

(40) 子の法的地位は、出生後 10 日以内に、一定の主体によりなされる届出に基づき作成される出生証書により、民事上の法的地位の効力が生じる。出生証書には、出生の場所、出生の年月日と時間、親の住居、国籍、身分（住所、氏名、生年月日など）、さらに子の性別、子の氏名、または婚外子の親子関係の認知の宣告等を記載する（共和国大統領令「民事身分に関する規定」2000 年 396 号 29 条、30 条）。

(41) 1997 年 5 月 15 日法律第 127 号以前は、婚姻した女性が、婚姻期間中の推定期間に子を出生して出生証書に出生を届出た場合には、出生の日から自動的に嫡出子としての親子関係が成立した。しかし 1997 年の法律第 127 号およびそれともなう 2000 年の共和国大統領令第 396 号により 30 条 1 項が改正され、結婚している女性であっても、母と指定されない意思を表明する権利が保障されることになった。母と指定されない意思の表明は、母親の匿名性を維持し、または婚姻外の子として認知することを母親に認め、その結果として夫について父子関係の推定はなされない（Giovanna Chappetta, in Cesare Massimo Bianca (a cura di), *La riforma della filiazione*, CEDAM, 2015, p. 333）。

(42) Giovanna Chappetta, *op. cit.*, p. 333.

される（新 231 条）。その根拠としては、貞操義務から生じる性的関係の排他性に基づくことである。すなわち婚姻が夫婦相互に信義により行う義務を夫婦に求めていることから（143 条）<sup>(43)</sup>、婚姻関係にある夫に父子関係を推定することは合理的であり、また自動的に子に法的地位を付与することは、父子関係の安定に役立つとする<sup>(44)</sup>。この結果、婚姻夫婦の間で懐胎・出生した子は、自動的に父子関係が付与される。

夫は、婚姻期間中に懐胎または出生した子の父である（新 231 条）。婚姻の無効、解消または婚姻の民事効果終了の 300 日以内に出生した子は、婚姻中に懐胎したものと推定される（新 232 条 1 項）。なお、改正前は、婚姻成立から 180 日経過後を父子関係推定の要件としていたが、この部分は、今回の改正により削除された<sup>(45)</sup>。それは、婚姻前に懐胎し婚姻成立から 180 日以内に子が出生した場合でも、ほとんどの場合においてその子の父は夫であるという共通の経験を根拠とする<sup>(46)</sup>。この結果、婚姻から 180 日以内に子を出生した場合も、夫は子の父と推定される。今回の改正により、父子関係が推定される場合が拡大されたことになる。婚姻から 180 日以前に生まれた子については、疑義がある場合には、父子関係否認の裁判により、異議を申し立てることができる（新 243 条の 2）。婚姻終了、解消、取消から 300 日経過後に生まれた子は、婚姻中に懐胎したことを証明しない限り、夫との父子関係は成立しない（234 条）。

なお夫婦が別居している場合には、裁判別居の判決または合意別居の認可などから、300 日経過した場合には、父子関係は推定されない（新 232 条 2 項）。

### (3) 婚外子の親子関係

#### ① 認知制度の改正点

婚外子の親子関係の成立については、改正後も親の認知を必要とする制度を維持している（新 250 条）。このため婚外子については、改正前と同様に、任意による認知または裁判上の宣告による親子関係の確立が必要とされる。また母子関係についても認知は必要とされる<sup>(47)</sup>。

(43) 第 143 条 夫婦相互の権利と義務

(第 1 項, 第 3 項省略)

2. 婚姻により、貞操、精神のおよび物質的扶助、家族のための協力および同居の義務を相互に負う。

(44) Michele Sesta, *L'accertamento dello stato di figlio dopo decreto legislative n. 154/2013, Famiglia e diritto*, n. 5, 2014, p. 454.

(45) 新第 232 条 婚姻中の懐胎の推定

1. 婚姻の無効、解消、または民事効果の終了の日からなお 300 日を経過しないときに出生した子は、婚姻中に懐胎したものと推定される。

(46) Monica Velletti, *Nuove regole di accertamento della filiazione*, in Mirzia Bianca (a cura di), *Filiazione, Commento al decreto attuativo*, Giuffrè, 2014, p. 25.

(47) 母子関係についても認知を必要としていた点については、前掲注(35)に示したように、欧州人権裁判所が 1979 年のマルクス対ベルギーの事件において、欧州人権条約違反の判決を下している (Marckx v. Belgium, ECHR 13 June 1979)。この事件は、当時のベルギー民法が、婚外子の母子関係について、母の認知を必要としていた点について、婚外子の家族生活の尊重を受ける権利を保障する欧州人権条約 8 条および差別を禁止する同条約 14 条違反との判決を下したものである (Masha Antokolskaia,

認知制度における第一の改正点は、近親子への認知が認められるようになった点である（新251条）。従来は、近親血族関係にある父母から生まれた子の場合には認知が禁止されていたが、この禁止が取り払われて認知が可能となったものである。第二の改正点は、認知の効力として、親の血族に対しても法的関係が生ずることになった点である（新258条1項）。従来は、認知の効力は、子と親との関係に限られていたが、今回の改正により親の血族に対しても効力が生じることになった。

## ② 認知の要件

認知は、前述したようにイタリア法の下では、母子関係についても必要とされるが、母子関係については、出生届の提出は認知の効力を生ずる（大統領令2000年11月3日第29条2項、同30条）。ただし、女性が母に指定されるのを望まない場合には、その女性は母とはされない（同30条1項但書）<sup>(48)</sup>。これについては、指定を望まない女性の意思を尊重する配慮とされる<sup>(49)</sup>。

認知は父母が共同してまたは単独で行うことができる（新250条1項）。認知の方式は、出生証書または出生後または懐胎後は戸籍吏の面前での申述、公正証書または遺言により行うことができる（新254条1項）。任意による認知の特質は、任意性と撤回不可である<sup>(50)</sup>。今回の改正後においても、認知の特質としての任意性は維持されており、そのため認知は親の義務ではなく権利であるとされる<sup>(51)</sup>。認知は、婚姻関係にある夫と妻にも認められ、そのため婚姻している女性が、夫とは別な男性の子を懐胎した場合には、その子を自己の婚外子として、女性は認知することができる<sup>(52)</sup>。

認知についての親の年齢については、認知者は、原則として16歳に達していることが必要である（新250条5項）。ただし2012年の改正により、裁判官が、子の利益を考慮して状況を判断

---

*Harmonisation of Family Law in Europe: A Historical perspective*, Intersentia, 2006, p. 443.)。しかし、イタリアは今回の改正後も、婚外子の母子関係について、認知を必要としている（新第250条）。この点については、母の任意性を重視する趣旨であり、任意によらない母子関係を認めることは、子の利益にならないとする（Monica Velletti, *op. cit.*, p. 29.)。

(48) イタリアでは、歴史的に婚外子を「罪の子」として厳しい対応を行ったが、その裏返しとして、不名誉な子を出産した母の名誉を守るため母の匿名性が認められてきた。母の匿名性については、1975年に、憲法裁判所において、1927年第798号勅令「非嫡出子、棄児、孤児の援助の規定（Regio decreto legislativo 8 maggio 1927, n. 798, Norme sull'assistenza degli illegittimi, abbandonati o esposti all'abbandono）」の9条4項の合憲性が争われた。この9条4項は、孤児院が行った孤児の母についての調査を、非嫡出子の母子関係の証明のために公表することを孤児院に禁じた規定であった。この規定が婚外子の保護を保障する憲法30条3項に反するのではないかと争われた。しかし憲法裁判所は、合憲判断を下した（Corte cost., 15 luglio 1975, n. 207.）。なお、この問題については、Bettina Lena, *La filiazione naturale*, in Gilda Ferrando (diretto da), *Il nuovo diritto di famiglia*, in volume terzo, 2007, Zanichelli, p. 424. 参照。

(49) Manuela Mantovani, *La filiazione legittima*, in Gilda Ferrando (diretto da), *Il nuovo diritto di famiglia*, in volume terzo, 2007, Zanichelli, p. 425.

(50) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 322.

(51) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 323.

(52) Michele Sesta, *L'acertamento dello stato di figlio dopo il decreto legislative n. 154/2013, Famiglia e diritto*, n. 5, 2014, p. 456.

して許可を行う場合には、16歳に達していなくとも認知が可能となった（新250条5項）。

### ③ 認知禁止の撤廃

イタリアにおいては、かつては認知の禁止制度が広範囲に存在し、そのため第三者と婚姻関係にある父母から生まれた姦生子および近親血族関係にある父母から生まれた近親子について、認知は認められなかった。その後、姦生子については、1975年の家族法改正により、認知は可能となった。

しかし近親の血族関係にある父母から出生した近親子の認知については、1975年の家族法改正後も父母の認知は認められなかった<sup>(53)</sup>。そのため、近親子について父子関係の搜索を認めない旧278条1項について、平等を保障する憲法2条、3条、婚外子の権利を認める同30条1項違反であるとして憲法裁判所に裁判が提起された。これに対して、憲法裁判所は、2002年11月20判決で、旧278条1項について憲法違反の判決を下すに至った<sup>(54)</sup>。この憲法裁判所判決を受けて、今回の2012年の改正では、「裁判官の許可を得て」という要件の下に、近親子に対しても認知が認められるように改正された（新251条）。なお、近親子の認知の許可権限については、2012年の改正では、「未成年者裁判所」とされたが、2013年の改正により、「裁判官」に改められた。

### ④ 認知についての同意と子の意見の聴取

今回の改正により、認知についての同意が求められる子の年齢が引き下げられた。改正前は、同意が必要である子の年齢は16歳であったが（旧250条2項）、2012年の改正により、14歳に引き下げられた。この結果、改正前より子の意思が尊重されることとなり、14歳に達した子の認知は、子の同意がなければ認知の効力が生じない（新250条2項）。また14歳に達していない子の認知は、すでに認知した父母がいるときは、その父母の同意がなければ効力を生じない（新250条3項）。ただし父母の同意は、子の利益に合致する場合には、拒否することができない（新250条4項1文）。子の認知を欲する父母は、他方の父母の同意が拒否された場合には、裁判官に措置を求めることができる（同条同項2文）。

(53) 旧第278条 父子関係または母子関係に関する搜索

1. 父子関係または母子関係に関する搜索は、第251条の規定に従い、近親子の認知が禁止されている場合には、認められない。

旧第251条 近親子の認知

1. 自然の血族関係にすぎなくても、無限の直系の血族関係または2親等の傍系血族関係もしくは直系姻族関係が存する者の間に出生した子は、その親から認知されることができない（以下省略）。

(54) Corte cost., 20 novembre 2002, n. 494. この憲法裁判所の判決は、父子関係または母子関係の搜索を認めない旧278条1項については憲法違反との判決を下したが、しかし近親子への任意認知を制限する旧251条については憲法違反の判断を下していない。そのため結果としては、近親子への任意認知の制限については違憲の判断を下さず、父子関係および母子関係の搜索を禁止して裁判上の宣告を認めない268条のみを憲法違反と判断した。この結果、近親子に対する任意認知の制限は存続し、しかし近親子に対する裁判上の宣告の禁止は許されないことになった（Massimiliano di Pirro, *Riforma della filiazione, La nuova disciplina alla luce del D. Lgs. 28-12-2013, n. 154*, Simone, 2014, p. 53.）。

認知について異議が申し立てられた場合には、12歳に達した子またはそれ以下でも判断する能力がある場合には、子の意見が聴取される（同条同項4文）。

#### ⑤ 認知の効力 — 父母の血族との関係

前述したように、2012年の改正の重要な点は、認知が父母の血族に対しても効力を生じることになった点である。改正前の規定は、認知は、認知を行った親に対してのみその効力を生じるとしていたが、父母の血族に対しても、効力を生じることとなった（新258条1項）<sup>(55)</sup>。

#### ⑥ 父母の親族関係への編入

婚姻している者が、他の第三者との間に出生した子を婚姻中に認知した場合には、それが子の利益に反せず、かつ同居している他方の配偶者および同居している16歳に達する子および認知した他方の父母の同意が得られた場合には、裁判官の許可により、その子を父母の一方の法定家族へ編入することができる（新252条2項）。

#### ⑦ 子への氏の付与

子は最初に認知した父母の氏を称する（新262条）。認知が父母双方により同時に行われた場合には、子は父の氏を称する（新262条2文）。父に対する親子関係が確認された場合、または母による認知の後に父に認知された場合には、子は、母の氏に付加し、母の氏に先置し、または母の氏に代えて父の氏を称することができる（新262条2項）。

なお、父母の認知を欠く場合には、子は裁判上の宣告により父子関係および母子関係を確立することができるが、この裁判上の宣告については、子の地位を争う裁判において述べる。

### (4) 親子関係の証明

以上が親子関係の成立の問題であるが、親子関係を証明する方法についても改正がなされた。イタリア法においては、親子関係の証明は、出生証書（Atto di nascita）と身分占有（Possesso di stato）により行われる。出生証書は、父母や医師などによる出生の届出により、出生を証明する文書である<sup>(56)</sup>。身分占有とは、出生証書を欠く場合に、子が親子関係を推定しうる一定の社会的状況で生活していた事実を示すことにより親子関係を証明するものである<sup>(57)</sup>。かつては、身分占有は嫡出親子関係にのみ適用された。しかし2012年の改正による子の法的地位の一元化にともない、2013年にさらに改正が行われ、出生証書および身分占有は、嫡出子だけでなく、子全般の法的地位の証明の原則となった。この結果、出生証書および身分占有の規定は、婚姻外の親子関係にも適用されることになった<sup>(58)</sup>。このため規定の置かれた第2節の題は、「嫡出親子

(55) 新第258条1項 認知は、行った父母およびその血族に対して効力を生じる。

(56) 共和国大統領令「民事身分に関する規定」2000年第396号第30条。

(57) *Enciclopedia Garzanti del Diritto*, Garzanti, 2009, p. 1125.

(58) Michele Sesta, *Manuale di diritto di famiglia*, CEDAM, 2015, p. 332.

関係の証明」から「親子関係の証明」に代えられた。また身分占有について定める 237 条および出生証書も身分占有も欠く場合の証明方法について定める 241 条についても内容が下記のように改められた。

#### ① 出生証書 (Atto di nascita)

親子関係は、民事身分の登録簿に記録された出生証書により証明される (新 236 条)。出生証書がない場合には、身分占有 (新 237 条) により証明される (新 241 条)。そして、出生証書も身分占有もない場合には、他のあらゆる方法により裁判で証明することができる (新 241 条)。このように親子関係の証明は、段階的な構造を有している<sup>(59)</sup>。出生証書がない場合とは、出生証書の未作成、証書が破棄された場合や見出すことができない場合を指すとされる<sup>(60)</sup>。前述したように、出生証書および身分占有による証明の規定は、改正前は、嫡出親子関係の証明の制度とされていた。しかし改正後は、子の地位の一元化に伴い、親子関係の証明の一般原則となった<sup>(61)</sup>。そのため前述したように、出生証書と身分占有についての証明方法は、婚外子にも適用される制度となった<sup>(62)</sup>。

しかし今回の改正後も子の地位の成立態様および証明の内容については、親の婚姻の有無によって、異なる対応が採られている<sup>(63)</sup>。すなわち、婚内子に関しては、出生証書は、婚姻中の懐胎、母子関係、父子関係を証明する文書である。これに対して婚姻外で生まれた子の出生を証明する出生証書は、認知の効果を生ずるという法的効果を有する。このように出生証書による子の地位の成立および効果は態様が異なる。

なお、婚外子の親子関係は、認知制度および裁判上の宣告制度により成立し、出生証書と身分占有は、成立した親子関係の証明についての原則である。出生証書も身分占有も存在しない場合には、あらゆる他の方法により裁判において証明することができる (新 241 条 1 項)。

#### ② 身分占有 (Possesso di stato)

出生証書がない場合には、親子関係は、親子関係を有すると見られる社会的事実により証明される (新 236 条 2 項, 同 237 条)。身分占有は、総合的に見て、親子関係およびその親の血族関係を示すに値する一連の事実から生じるものである (237 条 1 項)。出生証書による証明は書面による親子関係の証明であるのに対し、身分占有による証明は、事実による親子関係の証明である<sup>(64)</sup>。

(59) Annarita Ricci, in M. Sesta (cura di), *Codice della famiglia*, Giuffrè, 2009, p. 1125.

(60) Massimiliano di Pirro, *Riforma della filiazione*, Simone, 2014, p. 31.

(61) Massimiliano di Pirro, *op. cit.*, p. 31, Michele Sesta, *Manuale di diritto di famiglia*, CEDAM, 2015, p. 334.

(62) Massimiliano di Pirro, *op. cit.*, p. 31, Annarita Ricci, in Michele Sesta (a cura di), *Codice della famiglia*, III edizione, Giuffrè, 2015, p. 969. Michele Sesta, *op. cit.*, p. 334.

(63) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 334.

(64) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 335.

身分占有の要件となる事実は、今回の改正で次のように改められた<sup>(65)</sup>。

- ・父母がその者を子として扱い、および扶養、教育および就業を子として付与したこと（新237条2項）
- ・その者が社会的関係において子として継続的に認められていたこと（同条同項）
- ・家族から子の地位で認められていたこと（同条同項）

ところで、身分占有を形成する事実については、改正前は、「その者がその有すべきであると主張する父の氏を常に称していた」が要件とされ、「父の氏」は身分占有の一要件であったが、2013年の改正により、この要件は削除された。

一般に身分占有を示す事実を分類すると、「取扱い」、「世評」、「父」に分けることができるとされる<sup>(66)</sup>。第一の類型の「取扱い」については、父母が子として扱い、扶養・教育・就業を付与したことが含まれる。改正前は、子として扱い、扶養・教育・就業を付与した主体は父のみであったが、改正により父母に改められた。第二の類型の「世評」については、社会的関係において子として継続的に認められていたことがこれに含まれる。さらに第三類型の「父」は、もはや改正の父母共同の基本原則の理念に合致しない。そのため、「父の氏」の要件は削除されたものである<sup>(67)</sup>。

なお、出生証書と身分占有の証明の違いについては、前者が書面による証明であり、後者が事実による証明である点で異なるが、機能の点では同じとされる<sup>(68)</sup>。ただし身分占有は、出生証書がない場合の補完的機能とされる<sup>(69)</sup>。なお前述したように出生証書および身分占有を欠く場合には、他のあらゆる方法により、裁判により証明できる（新241条1項<sup>(70)</sup>）。

## (5) 子の法的地位を争う裁判

改正前は、子の法的地位を争う裁判は、嫡出子については、第1節「嫡出親子関係」の中の

---

(65) 新第237条 身分占有を形成する事実

(第1項省略)

2. いずれの場合でも、下記の諸事実と一致しなければならない：

父母がその者を子として扱い、およびその者の扶養、教育および就業について子として付与したこと；

その者が社会的関係において子として継続的にみなされていたこと；

家族から上述の地位で認められたこと；

(66) Michele Sesta, *Manuale di diritto di famiglia*, CEDAM, 2015, p. 335.

(67) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 335.

(68) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 335.

(69) Annarita Ricci, in Michele Sesta (a cura di), *Codice della famiglia*, III edizione, Giuffrè, 2015, p. 971.

(70) 改正前の第241条では、出生証書および身分占有がないとき、または子が虚偽の名前で記入されている場合、または不明児の場合は、証人による証明により親子関係を証明しようとしていた。今回の改正では、そのような制限を取り払ったものである。その場合の裁判の形式は、子の地位の請求（reclamo）の裁判（239条）とされている（Annarita Ricci, *op. cit.*, p. 981.）。

235条に規定されていた。そして、父子関係否認の裁判（旧235条）および子の地位の請求の裁判（旧239条）ともに、嫡出子の地位の喪失と取得を目的としていた。しかし今回の改正における子の地位の一元化の原則により、子の法的地位を争う裁判は、第2節の「親子関係の証明」に規定の位置を移した。そしてその中の父子関係否認の裁判（新243条の2）は内容も改められた<sup>(71)</sup>。改正後は、子の法的地位を争う裁判のうちで、子の地位の異議申立ての裁判（新240条）および子の地位の請求の裁判（新239条）は、婚外子に対しても適用されることになった。婚外子の地位の取得および喪失の裁判についての従来の制度は、今回も維持されている。まず認知された子の法的地位の喪失を目的とする裁判としては、真実性の欠缺を理由とする認知無効の裁判の制度（新263条）がある。また認知を行わない親に対する、親子関係の形成を目的とする裁判は、裁判上の宣告の制度（第5節 新269条以下）である。

子の法的地位の裁判は、下記のように分類されて定められている。

- ① 父子関係の否認の裁判（新233条，同235条，同243条の2）
- ② 子の地位の異議申立て（*contestazione*）の裁判（新240条）
- ③ 子の地位の請求（*reclamo*）の裁判（新239条）

また婚外子について法的地位を争う裁判は、下記の裁判である。

- ④ 真実性の欠缺を理由とする認知無効の裁判（新263条）
- ⑤ 認知しない親に対して親子関係の成立を求める裁判上の宣告の制度（新269条）

まず、婚内子の地位の喪失を目的とする父子関係の否認の裁判から述べる。

#### ① 父子関係の否認（*disconoscimento*）の裁判（新233条，同235条）

父子関係否認の裁判は、婚内子に対して父子関係が推定される場合に（新231条，同232条）、夫以外の第三者により懐胎したことの証明により、父子関係の推定を覆す裁判をいう<sup>(72)</sup>。この父子関係否認の裁判については、以下に示すように、いくつかの憲法裁判所の違憲判決が下されており、その結果として、今回の改正により、否認の裁判の要件および裁判の提訴期間について大きく改められた。また婚姻後180日以内に子が出生した場合も、父子関係否認の裁判により父子関係が否認されることになった<sup>(73)</sup>。

#### a) 父子関係否認の裁判の要件

否認の裁判の要件については、下記のように2006年に憲法裁判所の違憲判決が下されている。改正前は、父子関係否認の裁判の絶対的な要件として、懐胎時の夫婦の同居の不存在、夫の生殖不能、妻の不貞または妻が夫に対して懐胎および出産を隠蔽していた場合などの要件が具体的に

(71) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 337.

(72) Giovanna Chiappetta, *L'azioni di disconoscimento di paternità*, in M. Bianca (a cura di), *La riforma della filiazione*, CEDAM, 2015, p. 369.

(73) Michele Sesta, *L'accertamento dello stato di figlio dopo il decreto legislative n. 154, 2013*, *Famiglia e diritto*, n. 5, 2014, 456.

明示されていた（旧 235 条）<sup>(74)</sup>。この中でとくに問題が生じたのは、妻の不貞という要件であった。父子関係の否認の裁判においては、DNA 検査など遺伝学等の科学的証明に先立ち、妻の不貞の立証が必要とされたからである。そのため、この旧 235 条は、平等権（憲法 3 条）、裁判提起の権利（同 24 条）に反するとして、憲法裁判所に裁判が提起された。これについて、憲法裁判所は 2006 年 6 月 21 日の判決で「父子関係の証明のために、子の父親が夫ではないことを示す遺伝学的検査方法や血液学的検査方法などの科学的証明に先立って、妻の不貞の証明を必要とした旧 235 条 1 項 3 号は、平等を保障する憲法 3 条、裁判提起の権利を保障する同法 24 条、および適正手続を保障する同法 111 条に反する」との違憲判断を下した<sup>(75)</sup>。

この憲法裁判所の違憲判決を受けて、今回、旧 235 条は改正され前記の要件は削除された<sup>(76)</sup>。新規定においては、単純に、「裁判を行う者は、子と推定される父親との親子関係が存在しないことを証明することが認められる」として、父子関係の不存在の証明は自由となり、すべての方法が認められるようになった<sup>(77)</sup>。このため父子関係の不存在を直接示す DNA 鑑定などの遺伝学上の証明方法もすべて認められる。その際に、夫婦の同居の不存在、夫の生殖不能、妻の不貞など旧規定の要件における他の事実の証明は不要とされる<sup>(78)</sup>。なお、DNA 鑑定や血液型鑑定を裁判官が強制的に命じることができるかについては、規定はない。この点については、学説からは、「何人も法律の規定によるのでなければ、特別の保健上の措置を強制されない（憲法 32 条 2 項）」という憲法上の権利と合致しないとの疑義が示されている<sup>(79)</sup>。

#### b) 父子関係否認の裁判の主体

父子関係否認の裁判を提起できるのは、夫、母および子である（新 243 条の 2）。母と子はす

---

(74) 旧第 235 条 父子関係の否認

1. 婚姻中に懐胎された子の父性の否認のための裁判権は次の場合に限り認められる。
  - 1) 配偶者が子の出生前 300 日目と 180 日目との期間内において同居していなかった場合
  - 2) 上記の期間内に、単に生殖することについてだけであっても、夫が不能に罹患した場合
  - 3) 上記の期間内に、妻が不貞を行い、または自己の懐胎および子の出生を夫に隠蔽していた場合。かかる場合には、夫は、子が推定された父のそれとは両立しない遺伝学的特徴もしくは血液型を示していること、または父性を排除するためのあらゆる他の事実を証明することが認められる。
2. 母の単なる意思表示は父性を排除しない。
3. 否認の訴権は、父から行使されることのできるすべての場合に、母または成年に達した子によっても、行使されることができる。

(75) Corte cost., 21 giugno 2006, n. 266.

(76) 新第 243 条の 2 父子関係の否認

1. 婚姻中に出生した子の父子関係の否認の裁判は、夫、母および子自身により行うことができる。
2. 裁判を行う者は、子と推定される父親との親子関係が存在しないことを証明することが認められる。
3. 母の宣言だけでは、父子関係を排除しない。

(77) Michele Sesta, *Manuale di diritto di famiglia*, CEDAM, 2015, p. 340.

(78) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 340.

(79) Giovanna Chiappetta, *op. cit.*, p. 381.

で1975年の家族法改正により否認権者に加えられたため<sup>(80)</sup>、今回の改正では、否認権者については旧規定を改めることはなかった。すなわち1975年の家族法改正以前は、父子関係の否認権は夫にしか認められなかった。しかし、否認権を夫の専権事項とすることは、夫の恣意的行使および不行使を認めるものであること、および、否認権を夫が独占することは、家長である夫が家族全体の利益を判断するという旧体制の名残りであり、家族個人の利益を軽視するという批判がなされた<sup>(81)</sup>。こうした批判を受けて、1975年の家族法改正において、否認権を行使する主体は子及び母に拡大された(旧235条3項)。このように、すでに否認権者は、今回の改正前においても、夫だけでなく母および子自身にも認められているため、今回は裁判の提起権者についての改正はなされなかった。なお、今回の改正でも、生物学上の父は、否認権者に含まれていない<sup>(82)</sup>。

### c) 父子関係否認の裁判の提訴期間

裁判の提訴期間については、後述するように1985年の憲法裁判所の違憲判決を受けて、今回の改正において改められている。

#### [改正前の旧244条における提訴期間]

否認権者	提訴期間
夫	子の出生から1年(出生場所にいた場合)、または子の出生場所または家族の住居に帰った日から1年(夫が遠方にいた場合)
母	子の出生から6カ月
子	成年到達または到達後に否認が認められる事実を知った時から1年

改正前は、父子関係否認の裁判の提訴期間について、母については子の出生から6カ月以内、父については、子の出生地にいた場合は子の出生から、遠方にいた場合には子の出生場所または家族の住居に帰った日から1年以内、子については成年到達または後に否認が認められる事実を知るに至ったときから1年以内と規定されていた(旧244条)<sup>(83)</sup>。しかしこの旧244条について

(80) 1865年のイタリア民法典は、父親のみに否認権を与えたフランスのナポレオン民法典をモデルにしていた。否認権の行使の要件として、「明白な夫の不能」という要件が加えられたが、夫のみが否認権者である点は踏襲された。さらに1942年の民法典改正によっても、夫のみに否認権を与える規定は改正されなかった。1975年に夫だけでなく、母および子にも否認権が付与されるように改められた(Giommaria Deiana, *Commentario alla riforma del diritto di famiglia*, a cura di Carraro, Oppo, Trabucchi, tomo primo, CEDAM, 1977, p. 574, Monica Velletti, *op. cit.*, p. 43.

(81) Michele Sesta, *Le azioni di stato legittimo*, nel *Trattato di diritto private* (diretto da Mario Bessone), Giappichelli, 2011, p. 189.

(82) 生物学上の父を否認権者に含めるについて、否定する学説として、Piero Schledinger, *Il D. Lgs. n. 154 del 2013 completa la riforma della filiazione*, *Famiglia e diritto*, n. 5, 2014, p. 449.

(83) 旧第244条 否認の裁判の期間

1. 母からの父子関係の否認の裁判は、子の出生から6カ月の期間内に提起されなければならない。
2. 夫は、子の出生的に出生場所にいた場合は、出生の日から1年の期間内は、夫は子を否認することができる；夫が遠方にいた場合は、出生の日から1年の期間内は、夫は子を否認することができる；夫が遠方にいた場合は、夫が子の出生した場所または家族の住居に帰った日；いずれの場合も、上記の日に出生の通知を受けなかったことを証明した場合には、その期間は通知を受けた日から経過する。
3. 父子関係の否認の裁判は、子からも、成年到達からまたは後に否認が認められる事実を知るに至った時期から1年以内は提起することができる。

(以下の項、省略)

は、憲法裁判所において2つの違憲判決が下されている。ひとつは、1985年5月2日の第134号判決である<sup>(84)</sup>。この1985年の憲法裁判所判決では、妻の不貞の場合（旧235条1項3号）<sup>(85)</sup>について、父の提訴期間について定める旧244条2項が、夫が妻の不貞を知るに至った日という起算点を規定していないことが憲法3条（平等原則）と同24条（出訴権の保障）に反するとされた。さらに1999年5月14日の憲法裁判所判決では、生殖不能の場合（旧235条1項2号）において、夫が自己の生殖不能を知るに至った日から提訴できるとの規定を置いていない旧244条2項を憲法違反と判断した<sup>(86)</sup>。このように、提訴期間について定める旧244条が憲法違反とされたことから、今回の改正において規定はつぎのように改められた<sup>(87)</sup>。

[改正後の新244条]

否認権者	提訴期間	
夫	子の出生から1年（出生場所にいた場合）	夫および母は子の出生の日から5年内
	出生場所または家族の住居に帰った日から1年（遠方にいた場合）	
	知った日から1年（懐胎時の自己の生殖不能の不知または妻の不貞を証明した場合）	
母	子の出生または夫の懐胎時の生殖不能を知るに至った日から6カ月	
子	成年到達から・提訴期間の制限なし	

母については、子の出生または懐胎時の夫の生殖不能を知った日から6カ月に改められた（新244条1項）。夫については、子の出生時に出生場所にいた場合と不在の場合とで対応を異にする。夫が子の出生時に出生場所にいた場合には、子の出生の日から1年である（同条2項）。子の出生の日に出生場所に夫が不在かつ遠方の場合には、1年の期間は、夫が帰った日または家族の住居に帰った日から開始する（同条3項）。ただし懐胎時の自己の生殖不能の不知または妻の不貞行為を証明した場合には、それを知った日から期間は開始する。このように改正規定におい

(84) Corte cost. 2 maggio 1985, n. 134.

(85) 旧235条については、注(74)参照。

(86) Corte cost., 14 maggio 1999, n. 170.

(87) 新第244条 否認の裁判の期間

1. 母の側からの父子関係の否認の裁判は、子の出生または懐胎時の夫の生殖不能を知るに至った日より6カ月の期間内に提起されなければならない。
2. 夫は子の出生時に出生場所にいた場合には、出生の日から1年の期間内は、夫は子を否認することができる；懐胎時の自己の生殖不能の不知または妻の不貞行為を証明した場合には、期間はそれを知った日から経過する。
3. 夫が子の出生の日に出生場所にいなかった場合には、第2項の期間は、遠方にいた場合には、夫が帰った日または家族の住居に帰ってきた日から経過する。  
いずれの場合でも、上記の期間内において出生の通知を受けなかったことを証明する場合には、その期間は通知を受けた日から経過する。
4. 上記第1項、第2項の場合において、裁判は、いずれの場合も、出生の日から5年を越えて提起することはできない。
5. 父子関係否認の裁判は、成年に達した子により提起されることができる。裁判は、子については、時効にかからない。
6. さらに裁判は、裁判官に指名された特別後見人が、略式陳述を得て、14歳に達した子または子がそれ以下である場合には、検察官または他方父母の申立てにより、行うことができる。

では、父については、懐胎時の自己の生殖不能または妻の不貞を証明したときは、その事実を知った時という起算点に加わり、母については夫の生殖不能を知るに至ったという要件が加わった。これは夫および母について真実追及権を保障したことになる。ただし以上のすべての場合に、出生の日から5年を越えて提起することはできないとの制限を設け（新244条3項）、子の法的地位の安定に配慮している。

子については、提訴期間の起算点が成年の到達または事実を知ったときである点は改正後も同じであるが、2013年の改正で重要な点は、子の提訴権は時効にかからないとの規定が新たに置かれた点である（新244条5項）。これは真実追求についての子の権利を保障したものである<sup>(88)</sup>。改正前は、子の提訴権の行使については、成年の到達または後に否認が認められる事実を知った時から1年以内という期間の制限が付せられていた（旧244条3項）。今回の改正により、子については提訴権は時効にかからないことになり、子については、期間の制限が取り払われた（新244条5項）。この新规定の趣旨は、真実ではない法的地位をいつでも改めることができることが子の利益とされたからである。反対に子の地位の安定のために、父および母に対しては、否認の裁判の提起を子の出生から5年に制限した。この結果、子の真実の追求の権利は、父や母の権利より優位して保障されたことになる<sup>(89)</sup>。

### ② 子の地位の異議申立て (contestazione) の裁判 (新240条)

子の地位の異議申立ての裁判は、実際は真実の親ではないにもかかわらず、出生証書によりその者の子とされている子の地位を喪失させることを目的とする裁判である（新240条<sup>(90)</sup>）。改正前は、嫡出性を推定させる親の婚姻関係の存在や有効性に異議を申立て、嫡出子の地位を失わせることを目的としており（旧240条）、そのため嫡出子のみを対象としていた。今回の改正後は、婚内子だけでなく、婚外子の場合も除外されないこととなった<sup>(91)</sup>。そして内容も改められ、子の地位の異議申立てを行うことができる場合は、制限されるに至った。すなわち子の地位の異議申立ての裁判は、239条の規定する分娩の偽装または新生児の取替の場合にのみ認められる。適用される場合は、分娩の偽装や子の取替により、出生証書には新生児の母として記載されているが、真実は別な女性が母親の場合である<sup>(92)</sup>。裁判の効果としては、分娩の偽装または新生児の取替のあった場合には、出生証書に記載された子の地位を喪失させることである（新239条、同240条）。この場合には、出生証書に記載された出産の事実だけでなく、母子関係についても無効とされる<sup>(93)</sup>。

### ③ 子の地位の請求 (reclamo) の裁判 (新239条)

子の地位の請求の裁判は、出生証書に記載された子の地位が真実ではない場合に、真実の親子

(88) Michele Sesta, *Manuale di diritto di famiglia*, CEDAM, 2015, p. 344.

(89) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 344.

(90) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 347.

(91) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 349.

(92) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 348.

(93) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 348.

関係にもとづく子の地位を新しく求める裁判である。子の地位の請求の裁判については、238条、239条、249条に規定されていたが、これらの規定は2013年の改正で下記のように改められた。

a) 分娩の偽装または新生児の取替（新239条1項）

分娩の偽装および新生児の取替については、前述の子の地位の異議申立て（*contestazione*）に関わるが、子の地位の異議申立ての裁判（新240条）を提起し、子のそれまでの地位を喪失させ、その後の子の地位の請求の裁判（新239条）を提起して、新しい子の地位を求めることになる。

b) 養子縁組の判決が介在する場合を除いて、婚姻中に出生したが不明児と記録された場合（新239条2項）

c) 真実ではない認知により、父子関係の推定が働かない場合（同条3項前段）

d) 他の場合で父子関係の推定の効果を生じさせることを求める場合（同条3項後段）

e) いずれの場合でも、子の地位が喪失された場合（同条4項）

以上、主に婚内子について適用される子の法的地位を争う裁判について紹介した。次は、婚外子の法的地位を争う裁判について述べる。

#### ④ 真実性の欠缺を理由とする認知無効の裁判（新263条）

この真実性の欠缺を理由とする認知無効の裁判は、任意の認知による子の法的地位を喪失させるものである。認知者、認知された子および利害関係を有する者は、真実の欠缺を理由として、認知無効を申立てることができる（新263条）<sup>(94)</sup>。この裁判は、婚外子の親子関係の真実を求め認知を無効にすることにより婚外子の法的地位を喪失させるものであり、婚内子の父子関係否認の裁判に対応するものである。改正前は、認知無効の裁判は、認知者にしか認められなかった（旧263条）。しかし改正後は、無効の裁判を提起しうる者の範囲が拡大され、認知した父母だけでなく、認知された子、および利害関係人にも認められるようになった（新263条1項）。認知無効の裁判の提起期間については、改正前は、認知無効の裁判権は時効にかからないと規定され、認知した父母の無効の申立てに期間の制限は付されていない（旧263条3項）。しかし今回の改正後は、認知者である親に対しては、出生証書に認知が記載された日から1年内の期間の制限が付された（新263条3項）。ただし、認知者が懐胎時における自己の不能の不知を証明した

(94) 新第263条 真実性の欠缺を理由とする認知無効の申立て

1. 認知は、認知者、認知された者および利害関係を有する者により真実性の欠缺を理由として無効を申立てることができる。
2. 訴権は、子について、時効にかからない。
3. 認知者側からの無効の申立ては、出生証書に認知が記載された日より1年以内の期間において提起されなければならない。認知者が懐胎時における自己の不能の不知を証明した場合には、期間は知った日より開始する；同期間内に、有効に認知を行った母親は、推定された父の不能の不知を証明することが認められる。いずれの場合でも、裁判は認知の記載から5年を経過して提起することはできない。
4. 他の法的適格者による認知無効の申立ての裁判は、出生証書における認知の記載から5年の期間内に提起されなければならない。第245条が適用される。

場合には、期間はその事実を知った日から開始する（同条同項）。また今回の改正において、子以外の者からの認知無効の裁判の申立権は、出生証書への認知の記載から5年の期間内になされなければならないとの期間の制限が加えられた（新263条3項）。

これに対して、子の認知無効の裁判権については、子については時効にかからないとされ（新263条2項）、子の権利は無制限に認められることになった。このように、今回の改正は、親や第三者による認知無効の裁判の提起は制限し、反対に子の真実発見についての権利は、無制限に認める改正となった。真実追求についての子の権利を重視したものであり、婚内子についての父子関係否認の裁判の提訴権について、子については時効にかからないとした新規定と趣旨を同じくするものである。

なお、暴力により認知が行われた場合には、暴力を理由として、暴力が止んだ日から1年内に認知者から認知無効を申立てることができる（265条）。

#### ⑤ 父子関係および母子関係の裁判上の宣告（269条以下）

裁判上の宣告の制度は、わが国の裁判上の認知に類似する制度であり、親による認知がない場合に、裁判上の宣告により父子関係および母子関係を成立させる制度である。任意による認知が認められる場合には、裁判上の宣告により親子関係を形成することができる（269条1項）。このように、裁判上の宣告の制度と認知制度とは、制度上強く結びつけられた関係にある。前述したように、2002年11月20日の憲法裁判所の違憲判決<sup>(95)</sup>を経て、2013年の改正により近親子に対する認知が認められたため（新278条）、近親の血族関係の父母から生まれた子の親子関係であっても、裁判上の宣告による父子母子関係の成立が認められることになった。なお子の有する地位に反する認知は認められない（253条）。そのため、父子関係の否認の裁判、認知の無効の申立て、または子の地位の異議の裁判により、先に子の地位を失わせた後でなければ、裁判上の宣告はできない。

父子関係および母子関係の捜索については、自由な証明として、あらゆる方法で行うことができる（新269条2項）。とくに問題となるのは、父子関係の証明におけるDNA鑑定の利用である。あらゆる方法で親子関係の鑑定を行うことができることから、DNA鑑定は、当事者の申立てにより父子関係の捜索において用いることができるだけでなく、また職権でも民事訴訟法118条<sup>(96)</sup>により、採取の措置を行うことができる<sup>(97)</sup>。ただし、人格の不可侵性による憲法上の原則

(95) 2002年11月20日の憲法裁判所の違憲判決については、注(54)参照。

(96) 民事訴訟法第118条 人および物の検証命令

1. 裁判官は、当事者および第三者に対して、人または占有する物について、訴訟の事実関係を審理するために不可欠と考える検証に同意することを命じることができる。ただし、当事者または第三者に対して重大な損害を与えることなく、かつ刑事訴訟法第351条および第352条に定める秘密の一に反することを強いることなく、この検証をなすことができる場合に限り。
2. 当事者が正当な理由なく前項の命令を履行することを拒否する場合には、裁判官は、第116条2項の規定により、この拒否から証拠原因を推定することができる。  
(第3項省略)

(97) Bettina Lena e Carolina Magli, in M. Sesta (a cura di), *Codice della Famiglia*, III edizione, Giuffrè, 2015, p. 1061.

(憲法3条)により、父子関係の証明において、この採取の措置を行うには、父と推定される者の同意が必要とされるとする<sup>(98)</sup>。そこで、父子関係の証明において、父が血液検査やDNA検査を拒否する場合に、強制して採取することができるかが問題となる。破棄院は、推定される父が、正当な理由がなくDNA検査のための採取を拒否する場合には、民事訴訟法典116条2項<sup>(99)</sup>に従って、証拠原因を推定できるとする<sup>(100)</sup>。

母子関係の裁判上の証明については、法は、子であると主張する者と母と推定される女性より出生した者の同一性を証明した時は、母子関係が証明される(269条3項)。ただし証明方法はこれに限定されない。父子関係と同様にあらゆる方法で母子関係の証明が認められる<sup>(101)</sup>。裁判上の父性または母性の宣告の裁判は、推定される父母、父母がいない場合にはその相続人に対して提起される(新276条)。父母がいない場合には、裁判官により選任された後見人に対して提起されなければならない(新276条1項)。

裁判上の宣告を得るための裁判の提起権者は第一に子である。子については、裁判の提起権は、時効にかからない(新270条1項)。裁判を開始する前に子が死亡した場合には、死亡から2年以内は、その卑属から提起することができる(新270条2項)。なお、相続承認権は、イタリア民法上は、10年で時効により消滅するが、親子関係が裁判による証明の場合は、その期間は親子関係の判決の確定から進行するとされる(480条2項)。

## 2. 「親責任」

### (1) 「親責任」に関する主な改正の内容

今回の改正においては、子の平等実現のための様々な改正が行われたが、親子間の権利義務については、章の題が二段階で改められた。まず2012年の改正により、親子間の権利義務に関する第9章の章題が「親権 (Della potestà dei genitori)」から「親権と子の権利義務 (Della potestà dei genitori e dei diritti e doveri del figlio)」に改められた<sup>(102)</sup>。章題に「子の権利義務」が付加されたことにより、親権における親の権威性は完全に否定された。つぎに2013年に、その章題は、再度「親責任と子の権利義務 (Della responsabilità genitoriale e dei diritti e doveri del figlio)」に改められた。「親権 (potestà dei genitori)」という文言が削除され、「親責任 (responsabilità genitoriale)」に代えられたことにより、親は子の権利に対応して義務を

---

(98) Michele Sesta, *Manuale di diritto di famiglia*, CEDAM, 2015, p.368, Bettina Lena e Carolina Magli, *op. cit.*, p.1061. なお、間接的に認めるとされる判例は、Corte cost., 9 luglio 1996. n.238.

(99) 民事訴訟法第116条2項 証拠の評価  
(第1項省略)

2. 裁判官は、当事者が次条の規定によりなす答弁、裁判官が命じた検証を認めることの正当を欠く拒否、および一般に訴訟手続きにおける当事者の態度から、証拠原因を推定することができる。

(100) Cass. 30 maggio 2014, n.12194.

(101) Bettina Lena e Carolina Magli, *op. cit.*, p.1065.

(102) イタリアの親権制度については、権名・前掲注(21)202頁以下参照。

負うことが明確にされた。そして章題が改められたことに伴い、民法典における「親権」の語はすべて「親責任 (responsabilità genitoriale)」に改められた。また今回の改正は、親子間の権利義務についての民法典における条文の構成および内容も大きく改めた。2012年以前は、親権について定める第9章には、代理や財産管理についての規定を除いて、身上監護の内容や親権の帰属について明確な規定は置かれていなかった。すなわち2012年以前は、子を扶養、訓育および教育する義務は、婚姻から生ずる義務として婚姻について定める第6章に規定されており(民147条)、それ以外に民法典に身上監護についての規定はなかった。これはイタリア民法典においては、婚姻制度が、親子関係を形成する標準的モデルと考えられていたことによる。しかし2012年の改正により、親権の第9章に、新たに「扶養、教育、訓育および精神的に援助を受ける権利」が、子の権利として規定された(新315条の2第1項)。そして子の権利に対応して、2013年には、「父母双方は、子の能力、生来の性向、志望を考慮して、合意によって行われる親責任を負う。」(新316条1項)とする親の義務が規定された。そしてそれと同時に、それまで婚内子、別居・離婚後の親子関係および婚外子に対する親の権利義務と分かれていた規定は、第9章「親責任と子の権利義務」の章に統一して規定されることとなった(第9章316条以下)。このように、今回の改正により親子の権利義務関係が婚姻制度から切り離されたことにより、子に対する親の義務は、婚姻から生ずるものではなく、親という地位から生ずることが明らかとなった。

以上のように、親子間の権利義務に関して、今回の改正における重要な点は、第一には、親子関係の一元化を実現したことである。これまで民法上の親子関係は、婚姻中の親子関係、別居・離婚後の親子関係および婚姻外の親子関係というように、子の法的地位は常に親の婚姻と結びつけられ別々に規定されてきた。しかし今回の改正により、親子の権利義務は、親の婚姻の有無と切り離されて、第9章「親責任と子の権利義務」の独立した章の中に一元化して規定されるようになったのである。そして親子関係の一元化に伴い、親の婚姻中、婚姻外を問わず、父母の共同行使が原則とされたことは極めて重要な点である。第二には、「親権 (potestà genitoriale)」から「親責任 (responsabilità genitoriale)」に文言が改められたことである<sup>(103)</sup>。これは単なる文言の変化のみを意味するのではなく、親の権利中心から子の権利中心の親子法に改められたことを象徴的に意味している。さらに第三には、「未成年の孫と重要な関係を維持する権利」が専属

(103) 「親責任 (responsabilità genitoriale)」の概念は、欧州連合 (EU) のブリュッセルにおいて2003年に認知や婚姻事件の管轄や親責任について決定した Bruxelles II bis の影響を受けているとされる (Attilio Gorassini, *Filiazione, comment al decreto attuativo*, Giuffrè, 2014, p. 92, Sabina Anna Rita Galluzzo, *La riforma della filiazione*, Giuridica Editrice, 2014, p. 5. Bruxelles II bis については、小梁吉章「家族関係事件の国際的訴訟競合とブラッセル2 bis」広島法科大学論集第5号(2009年)37頁以下参照)。なお、欧州家族法委員会 (Commission on European Family Law) は、「親責任 (Parental Responsibility)」を国内法において実現するように各国に求めている (Katharina Boele-Woelki, *Parental responsibilities — CEFL's initial results, in Common core and better law in European family law*, Intersentia, 2005, p. 141, Katharina Boele-Woelki e altri, *Principles of European family law regarding Parental Responsibilities*, Intersentia, p. 2007.)

に認められた点である（新317条の2第1項）。この未成年の孫と重要な関係を維持する権利が尊属に認められた趣旨は、親の「親責任」の不十分な点を補うことを目的とする。すなわち、父母の別居または離婚など家族関係が破綻している場合に、父母の子に対する配慮不足を補うものとして、祖父母の役割が評価されたものである。第四には、改正前には、親権の共同行使の原則の例外として、子に重大な損害の起こる危険がある場合には、父は緊急かつ延期できない措置を採ることができる（旧316条4項）として、例外的に父の優位を認めていた。今回の改正は、このような父の優位を改め、父母の平等を実現した。第五には、子の権利の保障として、子の意見の表明の権利が具体的に規定されて明確になったことである。まず子の意見の聴取について、第9章の第1節「子の権利義務」において、子の権利の基本原則として規定が置かれた（新336条の2）<sup>(104)</sup>。そして子の意見の聴取の権利を具体化するものとして、別居・離婚の場合の子の意見の聴取について、さらに第337条の8の規定が置かれた。またそれ以外の場合においても子の意見の聴取についての規定が置かれた点は、子が主体的に家事事件に参加する権利を保障したものである。

## (2) 「親責任」の意義

今回の改正により、親の子に対する権利義務は、従来の「親権」から「親責任」に文言が改められた。本稿の第Ⅱ章でも触れたが、イタリア法の歴史においては、親子の権利義務について、イタリア統一後の最初の民法典第220条では、「父権（*patria potestà*）」として、子に対する親の強い権能が定められていた。その後若干改正された1942年の家族法第316条においては、文言は *patria potestà*<sup>(105)</sup> から *patria potestà* に改められたが、「父権」の内容には変化はなかった。そしてこれらの法制度の下では、父権の行使は原則として父親にしか認められなかった。そこでこうした不平等を是正するため、1975年の家族法改正により、「父権（*patria potestà*）」から、親権（*potestà genitoriale*）」と改正された。その後は、「親権」は、法解釈上は、親の権威への子の服従を意味する「親権」ではなく、親の義務性を中心とする「親責任」として解釈されてきたが<sup>(106)</sup>、「親権」という語は改められずにそのまま残されていた。しかし2012年の民法の改正により、「子は、その能力、生来の性向、志望により、父母により扶養、教育、訓育および

(104) 新第336条の2 子の意見の聴取

1. 子は、12歳以上および判断能力がある場合はそれ以下でも、裁判所長または、子に関して措置を講じられなければならない手続において委任を受けた裁判官により意見を聴取される。意見の聴取が子の利益と対立し、または明らかに不要な場合には、裁判官は、理由となる措置を伴う証書を供し、履行の手続は行わない。

（以下の項、省略）

(105) *patria potestà* の *potestà* は、中世都市国家の行政官の長を意味するとされることから（*Enciclopedia del diritto*, Garzanti, 2009, p. 1115.）、意味としては、家長に近いと思われる。しかし *patria potestà* と *patria potestà* との厳密な意義の違いは明確ではないので、本稿では両者とも父権と訳した。

(106) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 232, Enrico al Mureden, *La responsabilità genitoriale tra condizione unica del figlio e pluralità di modelli familiari*, *Famiglia e diritto*, n. 5, 2014, p. 467.

精神的に援助を受ける権利を有する。」(新 315 条の 2 第 1 項) との条項が、子の権利義務として新たに規定された。そして、この子の権利に対応する親の権利義務として、翌年の 2013 年に「親権」という文言は、すべて「親責任」に改められた。この結果、親の子に対する義務性を中心とした解釈と条文の文言は完全に一致することになった。

### (3) 「親責任」の帰属と共同行使の原則

親子間の権利義務に関する改正として重要な点は、子の法的地位が親の婚姻と切り離され、一元化したことである。2013 年の改正により、親子間の権利義務の規定は、すべて第 9 章「親責任と子の権利義務」に統合され、さらに総則的規定として、第 316 条に「親責任」の規定が置かれた<sup>(107)</sup>。新しい 316 条の「親責任」の規定は、父母が非婚であっても、また別居・離婚の関係であっても(新 337 条 3 項)、適用される原則的規定とされている<sup>(108)</sup>。そして父母双方は、子の能力、生来の性向、志望を考慮して、合意によって行われる親責任を負うとされ(新 316 条 1 項)、親責任は共同行使が原則となった。今回の改正により、親責任の共同行使が、親の婚姻関係の有無を問わず、すべての親にも認められるようになったことは、大きな意義を有する。

#### ① 婚姻中の親子関係

改正前は、子に対する扶養、訓育、教育の義務は、婚姻から両配偶者に生ずる義務とされて、婚姻の領域に規定されていた(旧 147 条)。しかし改正後は、独立の章として第 9 章「親責任と子の権利義務」が設けられ、その章の中に、子に対する親の扶養、訓育、教育の義務は、子の能力、生来の性向、志望を考慮して、合意によって「親責任」を負うこととなった(新 316 条 1 項)。この結果、親の子に対する義務は、婚姻関係から切り離されて、親が子に生を与えたことから生ずる責任となった。そして父母の「親責任」の共同行使が子に対する「親責任」の一般原則となった。

#### ② 別居・離婚中の親子関係

父母の「親責任」の共同行使の一般原則により、別居・離婚した親も「親責任」を共同に行うことが明確に規定された。

---

#### (107) 新第 316 条 親責任

1. 父母双方は、子の能力、生来の性向、志望を考慮して、合意によって行われる親責任を負う。父母は、合意によって、子の住居を定める。
2. 特に重要な問題について父母が対立する場合には、各父母は、より適切と思われる措置を示して、形式を問わず、裁判官に訴えることができる。
3. 裁判官は、父母から聴聞し、および 12 歳以上およびそれ以下の年齢でも判断能力がある場合には、子の意見の聴取を行い、子および家族の一体性の利益のために、より有用であると判断される決定を提示する。対立が続く場合には、裁判官は、個々の場合に、子の利益の配慮について適切と判断される父母の一方に決定権を付与する。
4. 子を認知した親は、その子に対する親責任を行う。婚姻外で生まれた子の認知が父母双方により行われる場合には、親責任は父母双方に帰属する。
5. 親責任を行わない父母は、子の訓育、教育および生活の状態について監守する。

#### (108) Enrico al Mureden, *op. cit.*, p. 471.

すでに2006年2月8日法律第54号「親の別居および子の共同分担監護に関する規定 (Disposizioni in materia di separazione dei genitori e affidamento condiviso dei figli)」により、別居や離婚後においても親権の共同行使が原則とされ、例外的に「子の利益に反すると解される場合」だけが単独行使となる制度に改められている<sup>(109)</sup>。この2006年の改正は、親の別居・離婚後も、「父母のそれぞれと等しい関係を継続的に維持する権利および父母による監護、教育、訓育および精神的援助を受ける権利」を子に保障することを目的としたものである。この別居・離婚後も継続的に父母との交流を維持する権利は、「両親とともに成長する権利 (Il diritto alla bigenitorialità)」を保障することを目的としたものとされる<sup>(110)</sup>。「両親とともに成長する権利」は、親の離婚により、子が非監護親との関係を失うことを防ぎ、親の離婚による子の被害を最小にすることを目的としている。この改正により、共同親権の態様として、「共同分担監護 (affidamento condiviso)」が原則となり、単独親権は例外的態様となった。この共同分担監護の制度により、親は責任を等しく分担し、親がそれぞれの役割に応じて、子の養育に参加することが求められることとなった<sup>(111)</sup>。そして「両親とともに成長する権利」の保障として、親の別居・離婚後も子が継続的に家族の住居に居住することが認められ (旧155条の4, 新337条の6)<sup>(112)</sup>、また定期的扶養給付の権利 (旧155条第4項, 新337条の3第4項)<sup>(113)</sup>が規定された。このように、2006年の改正により、子は親の別居・離婚後も親とともに成長することが子の権利であるとする新制度が実現したが、しかし条文の構成としては、これらの規定は婚姻の章の155条乃至155条の6に規定されていた。今回の改正により、婚姻の章から離れて、「親責任と子の権利義務」についての第9章第2節における第337条の2乃至第337条の8に移された。「両親とともに成長する権利」は、親の別居・離婚後も、子が親との交流を通して成長する権利が保障されるということに意義があるとされたが、「親責任」の共同行使が親子間の権利義務の一般原則とされたことにより、「両親とともに成長する権利」は、別居・離婚における子だけでなく、すべての子に保障されるべき権利となった。この権利が、親子間の権利義務の一般原則となったことは、とくに非婚の親子関係について重要な意義を有する。

---

(109) 椎名・前掲注(18)参照。

(110) イタリア家族法学者の多くが、別居・離婚後も子と父母が関係を維持する権利について、「両親とともに成長する権利 (Il diritto alla bigenitorialità)」と称している (Alessandra Arceri, *L'affidamento condiviso, Nuovi diritti e nuove responsabilità nella famiglia in crisi*, IPSOA, 2007, p.11, Michele Sesta, *Le nuove norme sull'affidamento condiviso: a) profile sostanziali, Famiglia e diritto*, n. 6, 2006, p. 377, Bruno de Filippis, *Affidamento condiviso dei figli nella separazione e nel divorzio*, CEDAM, 2007, p. 5.)

(111) Michele Sesta, *Manuale di diritto di famiglia*, 2015, CEDAM, p. 290.

(112) 親の別居・離婚による子の被害を最小にするために、それまでの子の生活環境を維持することを目的とする (椎名・前掲注(18)121頁)。

(113) 子の扶養給付の履行を確保するために、親の雇用主などに、親が支払うべき金額を子に直接支払うことを命じる命令制度を制度化している (椎名・前掲論文注(18)119頁)。

### ③ 非婚の親と子の関係

改正前は、非婚の親と子の関係については、認知の有無と同居の有無により、親権の帰属が決定された。イタリア法は、婚姻外の親子関係については、母子関係についても認知を必要とする制度を採用しているが、さらに同居の有無が親権の帰属を決定する上で重要な要件であった。すなわち、改正前は、認知が父母双方によって行われ、父母双方と同居している場合には、親権は父母双方に帰属するとされた（旧 317 条の 2）。しかし父母が同居していない場合には、親権は、子と同居している方の父母に帰属するとし、さらに父母双方とも同居していない場合には、最初に認知した父母に属するとした<sup>(114)</sup>。

しかし、この同居の有無により親権の帰属を決する規定は、2013 年の改正により大きく改められた。まず子を認知した親は、その子に対する「親責任」を行う（新 316 条 4 項 1 文）。そして婚姻外で生まれた子の認知が父母双方により行われる場合には、「親責任」は父母双方に帰属するとされた（新 316 条 4 項 2 文）。このように「親責任」の帰属および行使が、同居の有無に関わりなく非婚の親にも拡大された点は大きな改革である。これは、婚姻外で生まれた子であっても、「両親とともに成長する権利（Il diritto alla bigenitorialità）」が保障されることを意味するからである。

### ④ 共同行使の原則の例外

今回の改正により、共同行使の原則の例外的場合における父の優位による親権行使が廃された。1975 年の家族法改正は親権行使についての父母間の平等のための親権の共同行使を実現したが、親権の共同行使の原則には例外が設けられていた。すなわち子にとって重大な損害の起こる危険がある場合には、父は緊急かつ延期できない措置を採ることができるとされ（旧 316 条 4 項）、父の優位が認められていた。しかし、今回の改正で父の優位は廃され、裁判官に訴えることができるとした（新 316 条 3 項）。

### ⑤ 「親責任」を行使しない父母の権利義務

「親責任」を行わない父母は、子の訓育、教育、および生活の状況について監守する権利のみを有する（316 条 5 項）。この点は、今回の改正によっても変更はない。

### ⑥ 祖父母の未成年の孫に対する権利

今回の改正により、新たに 317 条の 2 に、尊属は「未成年の孫と重要な関係を維持する権利」を有するとの規定が置かれた。この規定は、改正前の 155 条 1 項（新 337 条の 2 第 1 項）に、親の別居・離婚の場合に、子は「親の尊属および血族との関係を保持する権利を有する」との規定が置かれていたものを、今回の改正において第 9 章第 1 節「子の権利と義務」における一般原則

(114) 旧第 317 条の 2

認知が父母双方によってなされた場合には、親権の行使は同居しているときはその双方に属する。同居していない場合には、その権能の行使は、子と同居している親に帰属し、いずれとも同居していない場合には、最初に認知した親に帰属する。裁判所は子の利益のため別段の措置を講じることができた。

として新たに規定を置いたものである。改正前の 155 条 1 項の規定は、父母の一方の死亡や夫婦の別居・離婚などの状況における子の利益を考慮したものであった。すなわち、父母の対立状態や、または別居や離婚から生じる家族の危機状態から生ずる子の被害を防ぎ、それを補うものとして、祖父母と孫の関係が位置づけられたものであった<sup>(115)</sup>。今回の改正において、「未成年の孫と重要な関係を維持する権利（新 317 条の 2）」が、独立して「子の権利と義務」の節に一般原則として規定されたことは、祖父母と孫との交流が、父母の「親責任」の不十分な点を補うものとして重要性を有するとされたものである。この祖父母の権利を保障するために、祖父母が、未成年の孫と関係を維持することを妨げられた場合には、子の利益のために、裁判官に訴えることができる（新 317 条の 2 第 1 項）。

#### (4) 「親責任」の内容

##### ① 身上監護

「親責任」は、315 条の 2 に規定される親に対する子の権利に対応するものである<sup>(116)</sup>。すなわち、子は、その能力、生来の性向、志望により、父母から扶養、教育、訓育および精神的に援助を受ける権利を有する（新 315 条の 2）。子の権利義務に対応して、父母双方は、子の能力、生来の性向、志望を考慮して、合意によって行われる親責任を負う（新 316 条）として、親の義務が規定された<sup>(117)</sup>。これらの、扶養、訓育、教育の義務は、イタリア共和国憲法 30 条 1 項<sup>(118)</sup>に対応するものである。なお、訓育とは、職業的能力を取得させることを意味し、教育とは、子の人生選択における指導規範となる価値観や道徳や倫理観を付与することとされる<sup>(119)</sup>。学校教育は、訓育に含まれるとされ、教育について問題となるのは、価値観や倫理観の付与として、宗教教育が問題とされる。

ところで、今回の改正でとくに新たな内容として規定されたのは、「精神的に援助を受ける権利」（新 315 条の 2 第 1 項）である。「精神的に援助を受ける権利」は、子の人格的成長のために

---

(115) Mirzia Bianca, *Il diritto del minore a conservare rapporti significativi con gli ascendenti*, in S. Patti e L. Rossi (a cura di), *L'affidamento condiviso*, Giuffrè, 2005, p. 164.

(116) 新第 315 条の 2 子の権利と義務

1. 子は、その能力、生来の性向、志望により、父母により扶養、教育、訓育および精神的に援助を受ける権利を有する。
2. 子は、家族の中で成長し、親族との重要な関係を保持する権利を有する。
3. 12 歳に達し、またはそれ以下でも判断能力のある子は、子に関するすべての問題および手続において意見の聴取を受ける権利を有する。
4. 子は父母を尊敬せねばならず、自己の能力、自己の資力、収入について、子と同居する家族の扶養を分担しなければならない。

(117) 親責任新第 316 条については、注(107)参照。

(118) イタリア共和国憲法 30 条

1. 子どもを扶養し、訓育し、教育することは両親の義務であり、権利である。子が婚姻外で生まれたものであっても同様とする。

(2 項以下省略)

(119) Alessandra Arceri, *L'affidamento condiviso*, IPSOA, 2007, p. 149.

親の愛情を受ける権利として定義されている<sup>(120)</sup>。この「精神的に援助を受ける権利」は、2006年の改正により、別居・離婚後の共同分担監護に関する旧155条第1項（新337条の3第1項）に規定されたものであるが、今回さらに別居・離婚後だけでなく、子の権利の一般原則とされた。この「精神的に援助を受ける権利」は、法的概念ではないが、親子のあり方を示すものとされ、とくに別居、離婚後の親の義務の態様を示すものとして意義を有するとされる<sup>(121)</sup>。すなわち、別居や離婚などにより、親子の精神的交流が困難な状況にあっても、子は親から愛情を受ける権利があるとされ、親はそれに応えなければならないとされる。

なお、「父母は、合意によって、子の住居を定める」（新316条1項）との規定が今回の改正において新設された。

さらに2013年の改正により、扶養義務の規定の位置も改められた。改正前は、親の子に対する扶養義務は、婚姻から生じる義務として、婚姻の章における旧148条<sup>(122)</sup>に規定されていた。しかし親の婚姻と「子の権利」が切り離されたことにより、親の子に対する扶養義務は、婚姻の章から、「親責任と子の権利義務」の第9章の316条の2に移された。ただし親の子に対する扶養義務については、婚姻の章から、「親と子の権利義務」の第9章に規定の位置が移動されたものの、扶養義務の内容は大きく改められていない。父母は、各々の資力および職業労働能力または家事労働能力に応じて、子に対する義務を履行しなければならない（新316条の2）。不履行の場合には、裁判所長は、利害関係人の申立てにより、支払命令を発する（新316条の2第2項）。なお父母が十分な資力を有しない場合には、父母の子に対する扶養義務を履行するために、尊属の扶養義務も考慮される（新316条の2）。この尊属の扶養義務も改正前から規定されていたものであるが、父母が子に対する扶養義務を履行できない場合には、父母を補完する役割として尊属の扶養義務が考慮される点は注目される。

## ② 代理と管理について（320条乃至329条）

子の代理および管理についての規定（320条乃至329条に規定）については、文言が「権能（potestà）」から「親責任（responsabilità genitoriale）」に改められた以外は、特に2012年の改正および2013年の改正により改められた部分はない。

親責任を行う親は、子および胎児を代理して、成年または未成年解放まで民事上の行為を代理し、すべての財産を管理する（320条）。通常管理行為は、父母それぞれにより単独で行うこ

(120) Paolo Spaziani, *Il diritto all'assistenza morale*, in C. M. Bianca (a cura di), *La riforma della filiazione*, CEDAM, 2015, p. 67.

(121) Michele Sesta, *Manuale di diritto di famiglia*, CEDAM, 2015, p. 241.

(122) 旧148条

1. 配偶者は、それぞれの資産に応じかつその職業的または家事的労働の能力に従い、前条所定の義務を履行しなければならない。親が十分な生活手段を有していないときは、他の嫡出または自然の尊属は、その親等の順序により、子に対する責務を果たしうよう、当該親に卒ような生活手段を供給する責に煎ずる。

とができる（320条1項）。しかし、使用についての一身専属権の譲渡または取得の契約、および特別の管理行為については、共同で行わなければならない<sup>(123)</sup>。この場合には、子、検察官または利害関係を有する血族の請求に基づき、裁判官は、特別後見人を任命することができる（321条）。なお父母の間で合意に至らない場合または合意した決定と異なる形態の行使は、親責任の規定が準用される（320条2項による316条の準用）。

#### (5) 「親責任」の制限

「親責任」は父母の合意によって行われるが、特に重要な問題について父母が対立する場合には、各父母は、より適切と思われる措置を示して、裁判官に訴えることができる（316条2項）。そして裁判官は、父母および12歳以上およびそれ以下でも判断能力がある場合には、子の意見を聴取し、子および家族の一体性のために有用であると判断される決定を提示する（新316条3項前段）。対立が続く場合には、裁判官は、個々の場合に、子の利益の配慮について適切と判断される父母の一方に決定権を付与する（新316条3項後段）。

また「親責任」の制限として、親が自己の権利を懈怠し、または権限を濫用した場合には、「親責任」は失効する（330条）。また失効の判決を言い渡すには至らないが、子に損害が見られる場合には、裁判官は子の利益の保護のために必要な措置を行うことができる（333条<sup>(124)</sup>）。

#### (6) 子の意見の聴取の保障

今回の改正は、子の間の平等を実現するだけでなく、家事事件手続きへの子の参加の機会を保障した。子が自らの意見を表明する機会を保障するため、まず第9章の「子の権利と義務」についての第1節に、総則的規定として、第336条の2の子に意見の聴取の規定が置かれた<sup>(125)</sup>。また総則的規定だけでなく、子の意見表明権の具体的な保障として、個々の場面に規定が置かれた。たとえば、別居・離婚後において子は意見の聴取の機会が保障されることについて、明確な規定が置かれている（新337条の8）。またその他の場合でも、子の意見が尊重される必要がある問題については、子の意見の聴取の機会が規定された。たとえば、14歳に達した子の認知は、その子の同意が必要であるが（新250条2項）、12歳以下またはそれ以下でも判断能力がある場合は、その子の意見が聴取されなければならない（新250条4項）。その他、婚外子の父母の家族への編入について（新252条）、婚外子の氏（新262条）、重要な問題について父母が対立する場

(123) Michele Sesta, *op. cit.*, p. 269.

(124) 椎名・前掲注(17)56頁以下。

(125) 新第336条の2 子の意見の聴取

1. 子は、12歳以上および判断能力がある場合はそれ以下でも、裁判所長または、子に関して措置を講じられなければならない手続において委任を受けた裁判官により意見を聴取される。意見の聴取が子の利益と対立し、または明らかに不要な場合には、裁判官は、理由となる措置を伴う証書を供し、履行の手続は行わない。

（以下の項、省略）

合（新 316 条 2 項、3 項）などにおいても、12 歳以上および判断能力がある場合はそれ以下の年齢でも、子は意見の聴取の機会が与えられる。

### 3. 相 続

#### (1) 相続に関する主な改正の内容

2012 年と 2013 の改正は、子間の完全な平等の原則（新 315 条）を相続の領域においても実現した。他の領域と同様に、「嫡出子」と「自然子」の文言を撤廃しただけでなく（新 536 条、同 537 条、同 538 条、同 544 条、同 565 条、同 573 条、同 580 条、同 581 条、同 582 条、同 594 条、同 737 条）、子間の実質的な平等のためのいくつかの改正を実現した。第一の改正点は、婚外子の相続分を金銭や不動産で代償する制度（*commutazione* 旧 537 条 3 項）の廃止である。第二には、遺留分権利者について、これまでは「嫡出尊属」としていた旧 536 条 1 項について、単に「尊属」と改めた点である。

第三には、相続承認の権利の時効期間である。今回の改正により、相続承認権の 10 年の時効の期間の進行について、新たに、「親子関係が裁判による立証の場合は、期間は、同親子関係の判決の確定より進行する。」との条項が新たに加えられた（新 480 条 2 項）。

#### (2) 代償制度の廃止

イタリア家族法は 1975 年に大きな改正を行ったが、その目的のひとつは、嫡出子と自然子との平等の実現であった<sup>(126)</sup>。そこで、改正により、嫡出子と自然子の相続分とを平等とするように規定が改められた。すなわち 1975 年の家族法改正前は、自然子の相続分は嫡出子の二分の一と規定されていたが（1975 年改正前の旧 574 条<sup>(127)</sup>）、1975 年の改正によりこの規定は削除され、自然子の相続分は嫡出子の相続分と平等に改正された（旧 566 条<sup>(128)</sup>）。この 1975 年の家族法改正は、自然子と嫡出子の法的地位の平等化に大きな役割を果たしたが<sup>(129)</sup>、この家族法改正にお

(126) 1975 年の家族法改正における嫡出子の自然子との相続分を平等とする 566 条の改正については、Garraro, Oppo e Trabucchi (a cura di), *Commentario alla riforma del diritto di famiglia*, tomo primo, CEDAM, 1977, p. 818 ss.

(127) 旧第 574 条 自然子と嫡出子の競合（1975 年改正前の規定）  
自然子は、嫡出子と競合する場合には、嫡出子の取得する相続分の二分の一を取得する。但し嫡出子の相続分は合計して相続財産の三分の一を下回ってはならない。

(128) 旧第 566 条 嫡出子および自然子の相続  
1. 嫡出子および自然子は、平等の割合で、父および母を相続する。  
2. 第 537 条第 3 項が適用される。  
（筆者注：537 条 3 項が、代償制度である。なお、今回の改正では、566 条は下記のように改められた）  
新第 566 条

子は、平等の割合で、父および母を相続する。

(129) ちなみに、配偶者の相続分および遺留分については、1975 年の家族法改正で下記のように改められたが、今回の改正でもこの点について変更はない。

第 581 条 子と配偶者の競合

1. 配偶者が子と競合する場合には、配偶者は、その相続に唯一の子と競合するときには、相続財産の二分の一、その他の場合には、三分の一について権利を有する。

いても、「自然子」と「嫡出子」という文言は維持されていただけでなく、嫡出子の代償の権利（旧 537 条 3 項）は残された<sup>(130)</sup>。代償の権利（Diritto di commutazione）とは、相続において、嫡出子は、自然子に帰属する相続分について、金銭または相続財産の不動産により代償を求めることができる制度である<sup>(131)</sup>。代償の制度は、婚姻家族の財産を守る制度であった。すなわち婚姻制度を社会の基礎とする社会意識や道徳観念の下では、婚外子は嫡出家族に害をもたらす者であり、そのため代償制度は嫡出家族の側からの婚外子に対する抵抗として、「嫡出家族保護のための最後のとりで」とされたのであった<sup>(132)</sup>。この代償の制度については、1975 年の家族法改正の際にも、学説から批判のあったものであるが<sup>(133)</sup>、結局 1975 年の改正では維持された。この旧 537 条 3 項については、憲法 3 条の平等規定、および同 30 条の「婚姻外で生まれた子に対する法的小および社会的保護は法律で定める。」の規定に反するとの裁判が憲法裁判所に提起された。しかし憲法裁判所は、2009 年 12 月 14 日の判決で、同条項は、個々の状況の相違により法的対応の平等を保障することを目的としており、憲法に反するものではないとの判断を下している<sup>(134)</sup>。このように憲法裁判所の判決では、代償の制度（旧 537 条 3 項）は、憲法違反との判決は下されなかったが、しかしこの制度は、婚姻から生まれた子と婚姻外で出生した子の地位を同等にするという理念と合致しない。そこで 2013 年の改正により、代償の制度は廃止されるに至った。

### (3) 相続に関するその他の改正

#### ① 尊属についても、「嫡出」と「自然」の区別を廃止

その他の改正としては、遺留分権利者について規定する 536 条 1 項の尊属について、「嫡出の尊属」から、「尊属」に改められたことである。

---

#### 第 542 条 配偶者と子の競合

1. 死亡した者が、配偶者のほか唯一の子を遺している場合には、この子には財産の三分の一が留保され、その他の三分の一は配偶者に属する。
2. 子が複数の場合には、これらの者には合計して財産の二分の一が留保されそして配偶者には死者の財産の四分の一が帰属する。すべての子の間の分割は、平等の持分で分割される。

(130) 旧第 537 条 嫡出および自然子のための遺留分  
(第 1 項, 第 2 項省略)

3. 嫡出子は、それに異議を申立てない自然子に帰属する分け前を金銭をもってまたは相続財産の不動産的財物をもって満足せしめることができる。異議申立ての場合には、その身上および財産的事情を考慮して裁判官が決定する。

(131) 代償の制度は、すでにイタリア統一後の 1865 年の統一民法典に規定されており（1865 年民法典 744 条）、さらにその後の 1942 年の民法典（遺留分についての 541 条および法定相続についての 574 条）にも規定されていた。1975 年の改正にあたって、学説には削除を求める声が強かったが、婚姻家族の財産保護のための最後の制度として、1975 年の家族法改正後も、541 条と 574 条は、537 条 3 項に規定の位置を移して存続した（Claudia Alessandrelli, in Mirzia Bianca (a cura di), *Filiazione, commento al decreto attuativo*, Giuffrè, 2014, p. 223.)。

(132) Claudia Alessandrelli, *op. cit.*, 2014, p. 213.

(133) Claudia Alessandrelli, *op. cit.*, 2014, p. 213.

(134) Corte cost. 14 dicembre 2009, n. 335.

2013年の改正前の旧536条1項は、遺留分権利者として、第一順位が配偶者、第二順位が嫡出子、第三順位が自然子であり、第4順位が「嫡出の尊属」であった。しかし嫡出子と自然子の差別を解消する今回の改正により、尊属についても、嫡出尊属と自然の尊属の区別が取り払われた。

#### ② 婚外子の父母の血族に対する相続権（新565条）

2012年の改正前は、認知は認知を行った父母にのみ効力を生じるとされた（旧258条）。そのため、認知を行った父母の血族と子との間には法的関係を生じないとされた<sup>(135)</sup>。この結果、婚外子と嫡出の兄弟との間には相続が生じないことになり、婚外子は、他の嫡出の兄弟の死亡において相続権を認められなかった。この問題について、憲法裁判所は、1990年4月4日の判決において、旧565条について、平等条項（憲法3条）違反であるとの判決を下した<sup>(136)</sup>。

この憲法裁判所判決を受けて、今回の2013年の改正により旧565条は改められ、婚内子の兄弟に対しても、婚外子に相続権が認められることになった。

#### ③ 養子の相続権（新567条1項）

改正前は、養子は養親の相続権については認められていたが、養親の血族の相続については相続権が認められなかった（旧567条1項）。しかし2013年の改正により、養子も等しく、養親の血族に対する相続権が認められるようになった（新567条1項）。

#### ④ 相続承認権の時効の起算点（新480条2項）

相続におけるその他の改正としては、相続承認の権利の時効期間である（新480条2項）。

改正前は、相続承認権の時効の起算点は、相続開始の日であった。しかし今回の改正により、相続承認権の10年の時効の期間の進行について、「親子関係が裁判による立証の場合は、期間は、同親子関係の判決の確定より進行する。」との条項が新たに加えられた（新480条2項）。

#### ⑤ 認知されえない子

2012年の改正前は、近親関係から出生した子は認知が禁止されていた（旧251条）。すなわち無限の直系血族または2親等の傍系血族または直系姻族関係が存する者の間に出生した子である近親子については、認知が禁止されていたが、今回の改正により、この禁止は廃止された。改正後は、子の利益を考慮して、裁判官の許可をあらかじめ得て、近親子の認知が認められるようになった（新251条）。こうした改正により、認知されえない子は、改正前よりきわめて減少するが、認知されえない子が完全になくなるわけではない。何らかの理由で認知されえない子については、相続分の年金額に等しい終身手当が付与される（580条、594条）。なお、これらの認知されえない子に対する終身手当の制度は、改正前も存在したものである。今回の改正では、認知されえない子の範囲が狭められたことになる。

(135) Sabina Anna Rita Galluzzo, *La riforma della filiazione. Commento organico al D. Lgs. 28 dicembre 2013, n. 154*, 2014, Giuridica Editrice, p. 97.

(136) Corte cost., 4 aprile 1990, n. 184.

#### IV. おわりに

以上、イタリアでは、2012年と2013年に親子法における婚外子に対する不平等な規定を改め、子の権利を中心とする法制度を実現した。まず2012年の改正法により、「すべての子は、同一の法的地位を有する。」(新315条)との原則を規定し、婚外子を意味する「自然子(i figli naturali)」という語を廃止した。さらに2013年の立法令によって、平等原則に反する規定の改正が広範囲に実現した。歴史的にカトリック思想の影響から婚姻制度を重視し、婚外子に対して厳しい政策を行ってきたイタリアにおいて、こうした改革が実現したことは大きな意義がある。

これらの改正の第一の意義は、婚内子と婚外子の間の平等について、親の婚姻と子の法的地位の結び付きを切り離すことによって実現したことである。改正前は、イタリア家族法における親子の権利義務は、婚姻制度を基礎として構成されていた。すなわち婚姻中の親の子に対する権利義務は、婚姻制度から生じる親の義務として位置づけられていた(旧147条)。また婚姻が破綻・解消した後の別居・離婚後の親子関係は、別居・離婚の効果として婚姻の章に規定されていた(旧155条以下)<sup>(137)</sup>。そして婚外子の親子関係は、婚姻関係から離れて、親権の章の第9章における親権の行使の旧317条の2に規定されていた。以上のように、改正前の子の法的地位は、親の婚姻の有無と強く結びつけられ、法の対応をそれぞれ異にしていた。しかし今回の改正後は、子の法的地位は親の婚姻から切り離されて、第9章に「親責任と子の権利義務」と題する独立した章が設けられ、この章において親子の権利義務が一元的に規律されることとなった。

改正の第二の意義は、子の地位の一元化に連動して、親子の権利義務について、「親権」から「親責任」に改めたことである。すなわち子の地位を親の婚姻関係から切り離して一元化し、さらにすべての親子関係について、父母は子のために共同して責任を負うという、子の権利を中心とする「親責任」に改めたことである。この「親責任」により、親は子に対して、扶養、教育、訓育および精神的に援助する義務を負い、さらに「親責任」は父母の共同行使によるものとされた(新316条)。とくにこの改正は、非婚の親子関係において、意義を有するものである。なぜなら改正前は、非婚の親子関係については、認知した父母と子の同居の有無が、子の親権の帰属を決定し、単独親権が原則とされていたからである(旧317条の2)。すなわち認知が父母双方により行われ、子が父母双方と同居している場合には、親権は父母双方に帰属した。しかし父母が同居していない場合には、親権は、子と同居している父母に帰属するとした。この結果、子と同居していない父母は、子についての親権を行使することはできなかったのである。このように改正前は、婚外子については、子との同居の有無が重要な親権帰属の要件とされていたが、今回

---

(137) 離婚後の親の子に対する義務は、すでに述べたように2006年2月8日法律第54号「親の別居および子の共同分担監護に関する規定」の制定前は、離婚法に規定されていた。

の改正において、非婚の親子関係であっても、同居の有無に関わりなく「親責任」は父母双方に帰属すると改められたことは意義がある（新316条4項）。

また改正の第三の意義として、親子関係の証明について、真実追求の利益を重視する方向で改正が行われた点を挙げるができる。とくにわが国の家族法の関係から重要なのは、父子関係否認の裁判についての改正であるが、その裁判において、子の真実追求の権利が父母の権利に優位して認められたことは重要な点である。イタリアにおいても、1975年の家族法改正前は、父子関係否認の権利は、父親にしか認められていなかった。その後1975年の家族法改正において、母および子にも父子関係否認権の行使が認められるようになった。今回の改正は、その否認の裁判の出訴期間の起算点について、父、母および子の真実追求の権利の保障を拡大したものである。夫については、改正前は子の出生から1年が出訴期間とされていたが（旧244条）、今回の改正により、懐胎時の自己の生殖不能または妻の不貞を知った日から1年という起算点が新たに加えられた（新244条2項）。また母については、改正前は子の出生から6カ月とされていたが（旧244条1項）、今回の改正により、夫の生殖不能を知るに至った日から6カ月の期間が加えられた。これは改正前においては、起算点は「子の出生」とされていたのを、夫および母が一定の事実を知ったときを起算点に加えたものであり、真実追求の権利を保障する方向に改められたことを意味するものである。そして、今回の改正が、さらに子については、真実追求の権利について時効にかからないとして、権利行使の期間の制限を取り払ったことは重要な点である。そして子の真実追求の権利について、父子関係否認の裁判だけでなく、認知無効の裁判の出訴期間についても、子については時効にかからないとして無制限に権利の行使を保障した。これは真実追求についての子の権利を、今回の改正がきわめて重視したことを意味する。

また子の手続きへの意見表明権も従前よりも保護が拡大した。たとえば子の意見の聴取については、336条の2に独立した規定が置かれ<sup>(138)</sup>、さらに認知への異議についての子の意見の聴取については250条4項に、婚外子の父母の家族への編入については252条5項に、親責任の行使については316条の3項に規定が置かれるなど子の意見表明の権利への配慮が数多くなされた。

今回の2012年と2013年の改革は、「子の福祉」を実現するための法改革の到達点である。イタリアでは、今回の改正まで、「子の福祉」を実現するために様々な改革を実現してきた。2001年には、民法と福祉法との垣根を取り払った「家族への子の権利法（2001年3月28日法律第149号）」を制定し、未成年養子法の改革を実現した。さらに2006年には、「親の別居および子の共同分担監護に関する規定（2006年2月8日法律第54号）」により、離婚後の親子関係について、共同監護を原則的形態とする改革を実現した。この共同監護を原則とする改革の基礎には、子は親の別居や離婚に関わらず、「両親とともに成長する権利（Il diritto alla bigenitorialità）」が保障されるとして、父母は別居・離婚後も、子に対して共に責任を負わなければならないとの思

(138) 336条の2については、前掲注(125)参照。

想がある。今回の2012年と2013年の改正は、「両親とともに成長する権利」を親子法の基本原則として位置づけ、婚外子にもその権利の保障を拡大したことに意義がある。

なお、イタリアでは、本年2016年5月20日法律第76号において、同性カップルに対して民法上の保護を与えるシビルユニオン法が成立した。婚姻制度を重視するカトリックの伝統を持つイタリアでこのような法律が成立したことは極めて画期的である。イタリアでも「婚姻制度」が揺らぎ、家族の多様化が進んでいることを意味している。

ところでわが国の民法に視点を移せば、いくつもの未解決の問題が残されている。まずシビルユニオン法の立法はまだ議論の俎上にも乗っていない。それだけでなく、子の法的地位についても、民法上親の婚姻と結びつけられて規定されていることには大きな問題がある。婚外子の相続分についての民法900条1項4号但書は、最高裁平成25年9月4日決定を受けて、削除されたものの、いまだ「嫡出でない子」という文言は民法上用いられている(779条, 779条3項等)。また、子は嫡出子と非嫡出子に分けられ、それに伴い、親子間の法的関係も、親の婚姻と強く結びつけられている。すなわち父母が婚姻関係にある子の場合、父母の共同親権であるが(民法818条3項)、離婚後は父母の単独親権とされ(同819条1項2項)、共同親権の制度はいまだ制度化されていない。また父母が婚姻関係にない場合は、原則として母が親権者となり、父が認知して父母の協議で父を親権者と定めた場合に限り父が親権を行使する(819条4項)として、単独親権とされている。そして父母が離婚した場合および非婚の父母の場合は、たとえ父母が合意により共同親権を望んでも、それを実現する制度はない。わが国では、いまだ子の法的地位は、親の婚姻と結びつけられて規定されており、「両親とともに成長する権利」は、父母の離婚の場合および非婚の場合には、わが国の法制度上子に保障されていない。

また親子関係についての真実を求める子の権利の保障についても問題が多い。前述したように、イタリアでは、すでに1975年の家族法改正において、父子関係否認の権利は、母および子に認められている。今回の改正では、さらに父子関係否認の裁判の出訴期間において、子について時効の制限を取り払い<sup>(139)</sup>、真実追求についての子の権利の保障を確実にした<sup>(140)</sup>。これに対して、

---

(139) 子に否認権が与えられていない国は、1997年の時点では、オランダとオーストリアであり、無制約で子に嫡出否認権を認める国として、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンなどの北欧諸国である。イタリアは、本書によれば、条件付きで子にも否認権を付与する法制に分類されている(松倉耕作『血統訴訟と真実志向』(1997年)成文堂1頁以下)。しかし今回の改正により、無制限に子に否認権を認める国のグループとなった。

(140) イタリアの家族法学者は、子の地位の証明に関する今回の改正について、「*dal favore legitimitatis al favore veritatis*」というラテン語を用いて説明している(Michele Sesta, *supra* nota 42, p. 459)。これは「制度の保護から真実の保護へ」を意味している。イタリアでは、嫡出推定制度および父子関係否認の裁判の趣旨について、「*legitimitatis* (制度)」という説明を用いてきた(嫡出推定制度についてのフランス法の説明において、水野紀子教授が「法的親子関係は、子の安全な成長を確保するために、法が決定する『制度』である」とし、日本法とは異なる趣旨であると説明している。イタリア法の『制度』の意味とも通じるものである(水野紀子「嫡出推定・否認制度の将来」ジュリスト1059号(1995)117頁)。そしてイタリア法は、今回の改正により、その「制度」よりも「真実」が優位するとの立場を明らかにしたものである。

わが国では、父子関係を否認するための嫡出否認の訴えの権利は夫にしか認められず（774条）、また出訴期間は、「夫が子の出生を知った時から1年以内」とされており（777条）、法規定上きわめて厳格な制度を維持している。わが国ではこの嫡出否認の訴えの厳格性を回避するために、判例は、「推定の及ばない子」という概念を用いて、夫の嫡出推定を制限してきた。この「推定の及ばない子」に該当する場合には、嫡出推定がなされないとし、嫡出否認の訴えによらず、親子関係不存在確認の訴えにより、子や母などからも父子関係を否認できる。そして、判例は推定の及ばない場合について、事実上の離婚<sup>(141)</sup>、出征など長期の別居<sup>(142)</sup>など外観上明白な場合に限定して嫡出推定の排除を認める外観説を採ってきた。そのため、判例においては、親子関係不存在確認の訴えの認められる範囲はきわめて狭い結果となり、子や母が父子関係を否認できる途は著しく狭められている。ここから外観説は、法律関係の安定には役立つが、子の真実追求の権利の保障の観点からは問題が多い<sup>(143)</sup>。とくにDNA鑑定という非常に精度の高い鑑定法の発達した現代の状況から考えると、問題が生じる。最高裁平成26年7月17日判決<sup>(144)</sup>は、DNA鑑定により夫と子との間に父子関係が存在しないことが明らかであり、かつ子が生物学上の父の下で生活している状況であっても、事実上の離婚状態にないとして、嫡出推定の排除を否定し親子関係不存在確認の訴えを認めなかった<sup>(145)</sup>。しかし、この判決には、子の真実追求の権利が保障されないという点および「子の福祉」という点から問題が多い。嫡出否認の提訴権者が、夫のみに限られる現行法の下では、子の真実発見の権利を保障するためには、嫡出推定の及ぶ範囲を限

(141) 最判昭44年5月29日判例時報559号45頁、最判昭44年9月4日判例時報572号26頁。

(142) 最判平10年8月31日判例時報1655号128頁。この事案は、子の出生前9カ月あまり別居しているが、別居後性関係が少なくとも1度あり、交渉から8カ月半頃に出生したケースである。この事案について、最高裁は、「夫婦の実態が失われ、たんに離婚の届出がおくれていたにとどまる」状態には至っていないとして、推定の及ばない場合ではないとした。

(143) 学説は、判例・通説の外観説の他に、科学的・客観的に父子関係の不存在が証明された場合にも適用排除を認める血縁説（中川善之助『新訂親族法』青林書院新社（1968年）365頁）、子の母と夫との「家庭の平和」が失われているときには適用が排除されるとする家庭破綻説（松倉耕作「嫡出性の推定と避妊」法律時報45巻14号（1973年）133頁、家庭破綻に加えて、生物学上の父と新家庭を形成しており、その父が認知を約束していることを嫡出推定排除の要件とする説（梶村太市「嫡出子否認の訴えと親子関係不存在確認の訴え」判例タイムズ934号（1997年）43頁）がある。

(144) 最高裁平成26年7月17日第一小法廷判決判例時報2235号14頁。

夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことができないものと解する」として、さらに「民法772条2項所定の期間内に妻が産出した子について、妻がその子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、上記記事は、実質的には同条の推定を受けない嫡出子に当たるといえることができるから、同法774条以下の規定にかかわらず、親子関係不存在確認の訴えをもって夫と上記記事との間の父子関係の存否を争うことができる」。しかし本件には、このような事情があったとは認められないとした。

(145) 本件判例評釈としては、松原正明「判例評釈」家庭の法と裁判2015年3号111頁、水野紀子「DNA鑑定による血縁関係否定と嫡出推定」法学教室411号（2014年）42頁、窪田充見「法における親子の意味」ジュリスト1471号（2014年）66頁、二宮周平・平成26年度重要判例解説ジュリスト1479号（2014年）81頁など。

定して解釈する必要がある。そのため、従来の外観説の立場では、本判決の事案のように、懐胎時において事実上の離婚状態とはいえない場合には、推定が及ばない場合には該当しないことになる。しかし、この結論は、「子の福祉」に合致するのであろうか。わが国の嫡出推定制度は、子の身分を早期に確定することにより、家庭の平和を保持することを目的とするが、はたして早期に確定することだけが「子の福祉」なのであろうか。かつては「推定される父」との父子関係を維持することが「子の福祉」であった。しかしDNA鑑定の発達した現代においては、血縁関係の不存在を容易に知ることができる。血縁関係の不存在を知る父と子が法的父子関係を維持することは、「子の福祉」なのであろうか。少なくとも本判決の事案のように、生物学上の父の下で生活している状況の下では、「子の福祉」の観点から、「推定の及ばない子」として、親子関係不存在の訴えにより父子関係を否定すべきものであったと思われる。

なお、前記最高裁平成26年7月17日判決により法律上の父と認められた夫が、妻に対し、子との面会交流を求めたのに対し、大阪家裁平成27年3月13日審判は、子が生物学上の父と平穩に暮らしていることなどを理由として、面会交流を認めず申立てを却下した<sup>(146)</sup>。この大阪家裁の審判は、平成26年の最高裁判決のその後の状況を示すものである。ここでは最高裁判決が夫について認めた法的父子関係とは何か、という問題が問われている。法的に父親でありながら子と面会交流できないという、このようなねじれた法的関係は、「子の身分関係の法的安定」といえるのであろうか。

わが国の親子法は、子の権利の保障の観点から、根本的な改革が求められているといえる。わが国の民法の家族法の領域は、1947年に改正がなされてから、1度も大きな改正が行われていない。70年の間には社会の状況も大きく変化しており、また子の差別を禁止する児童の権利条約など国際的な条約の実現も求められている。婚姻制度を重視するイタリアでも実現した子の法的地位を親の婚姻と切り離す制度の実現や子の真実発見の権利の保障など子の権利実現の改革が、日本においても求められている。

本稿は、拓殖大学政治経済研究所・平成26年度の個人研究助成の研究成果の一部である。

(原稿受付 2016年6月1日)

---

(146) 大阪家裁平成27年3月13日審判については、「家庭の法と裁判」2016年6号89頁参照。

# マイクロデータを用いた 消費税の価格転嫁に関する研究

白石 浩 介

## 要 旨

本研究では、消費税が完全に転嫁されることは必ずしも保証されないという、これまで見落とされがちであった論点を取り上げ、代表的な食料品である食パン商品について、首都圏を中心とする5店舗における日次POS (point of sales) データから転嫁状況を検証した。

検討対象とした商品では、2014年の消費増税に伴い税抜き価格ですら増税直後の4月には上昇している。しかし、この傾向は長続きせず、5月になると税抜き価格はむしろ増税前を下回って転嫁不足となり、消費者への転嫁は増税分の一部に留まった。POS価格を定価と特売価格に分離したところ、定価を変更せずに特売価格を引き下げるといった価格設定行動が見られる。定価データであるCPI (消費者物価指数) だけから転嫁の判断をするのには注意が必要であると言える。一部の店舗では定価を変えず、特売価格についても僅かしか引き下げていないが、この店舗は他店に比べて最も低い価格を提示していた。マージン部分が少ない場合には完全転嫁しており、高めの価格を提示していた残りの店舗ではそれまでに享受していたマージン部分を値引きの原資に回したことが示唆される。つまり、この商品では価格支配力は値上げではなく値下げをもたらしている。価格の改定頻度は高く、平均的な持続日数は1.6日に過ぎない。価格の改定頻度は、増税前に比べると増税後に上昇している。価格の持続日数を短縮化し、価格の改定を間断なく実施することにより特売価格を引き下げることで消費税を転嫁不足にしている。

**キーワード**：消費税 (Value Added Tax), 価格転嫁 (Tax shifting), POS データ (POS data)

## 目 次

1. はじめに
2. 先行研究のサーベイ
  - 2.1 日本の物価に関する研究
  - 2.2 海外研究
3. 使用データ
4. 2014年4月前後の価格推移
  - 4.1 4月1日前後の価格推移

\* 連絡先：東京都文京区小日向3-4-14, 拓殖大学政経学部, Email: kshirais@ner.takushoku-u.ac.jp

- 4.2 平均価格と定価の推移
  - 4.2.1 価格と数量との関係
  - 4.2.2 平均価格, 最頻価格, 最大価格, 最低価格の推移
- 4.3 改定頻度と生存日数
  - 4.3.1 改定頻度・平均持続日数
  - 4.3.2 特売割合
  - 4.3.3 生存率と生存曲線
- 4.4 転嫁状況
  - 4.4.1 特売価格と値引き額
  - 4.4.2 日次価格の分布
- 5. モデル推計
  - 5.1 生存率曲線に関するログランク検定
  - 5.2 Cox 比例ハザードモデルの推計
- 6. まとめ

## 1. はじめに

### (1) 消費増税と価格転嫁

本研究では、特定商品（食パン6枚セット）に関するマイクロ価格データを分析することにより、2014年4月の消費税率の引き上げ時における価格設定行動を検討する。本稿の問題意識は、販売店は消費者に提示する小売価格において、消費税を転嫁したか否かというものである。

消費税の転嫁については、一般に理解不足のように見受けられる。消費税率が8%ならば、対象品目の税抜き価格に8%を上乗せした税込み価格が提示されるので、消費税は確かに転嫁されている。しかし、醍醐（2012）が指摘する通り、税抜き価格の設定については企業の裁量に任されており、増税時に税抜き価格を引き下げれば、それは実質的な転嫁不足であり、税抜き価格を引き上げれば、それは実質的な過剰転嫁（便乗値上げ）ということになる。このような転嫁の実態について、より多くの情報を得ておくことは、今後の政策検討に資するものと思われる。

地方消費税を含む消費税率は、2014年4月にそれまでの5%から8%に引き上げられた。わが国の消費税は、1989年に税率3%として創設されて以来、1997年に5%となり、それが2014年に8%となったが、さらに近い将来には10%に引き上げられる予定である。しかし、現在の日本財政の悪化状況からみると、さらなる引き上げの可能性が考えられる。1回ごとの増税ポイントは2-3%ポイントなので、価格上昇率はそれほど大きくない。しかし、税率が10%になると、100円の販売価格に対して10円もの消費税の負担を購入者に要請するので課税実額が大きくなる。課税実額が増加するにつれて、企業部門において転嫁の大小を操作する誘因が働かないだろうか。今後、拡大の一途をたどるであろう消費税を、税制が予定する通りに、企業が正確に転嫁することは果たして可能なのだろうか。

転嫁の不安材料は他にも存在する。現行の消費税制には、年間の売上高が1,000万円以下の小

企業には免税点制度が用意されており、免税事業者は顧客から消費税を受け取っても納税義務が免除される。あるいは売上高が5,000万円以下の中小企業には、簡易課税制度が用意されており、この場合、見なし仕入率の仕組みにより、実際よりも仕入れ税額控除を多く見積もることができる<sup>(1)</sup>。これにより益税が発生して企業の利益になるが、これを値引きの原資にすることもできる。消費税率が上昇するにつれて、免税事業者や簡易課税事業者が提示できる価格と課税事業者との価格差が開くので、課税事業者には転嫁の抑制にむけた圧力が働くことになる。

また、2015年末に話題をよび、将来の導入の可能性が高まった軽減税率が価格転嫁に影響を与える可能性がある。これまでの日本における消費税率は単一税率であった。家計消費支出の15%弱とされる財・サービスはもともと非課税品なので、従来から消費税の転嫁が無い商品群が存在したが、これまでの非課税品は医療サービスや学校授業料などの公共料金や貸家家賃などに限定されており、これらは課税品との競合性が低く、そのため価格体系に影響を及ぼす可能性は低かった。しかし、家計消費の最大24%<sup>(2)</sup>を占める食料品に軽減税率が適用されると話が違ってくる。課税品と非課税品の間に競合関係が生じる余地が増すからである。食品における税込み価格が小幅な上昇に留められた場合、それと競合性を有する自社製品の価格を抑制する企業が生まれるのではないか。食品のなかで、生鮮食品、食料工業製品には軽減税率、外食には標準税率を適用するケースでは、なおさらである<sup>(3)</sup>。

付加価値税の税率構造を巡っては欧米でも議論がある。Feria (2013)は、複数税率は当初から問題視されており、EUでは単一税率に向けた取り組みが長年続けられてきた。しかし、その作業は想像以上に困難を極めたと言う。21世紀の税制課題を展望したマーリーズレビュー、Mirrlees (2010, 2011)では、ゼロ税率によって税率構造が歪められ、課税ベースが大きく縮小したイギリスの税制を問題視しており、課税ベースが世界で最も広く、単一税率を維持しているニュージーランドの付加価値税制に評価を与えている。Atkinson (2014)は、転嫁が完全になされるのは完全競争市場においてのみであり、寡占市場では転嫁が保証されないこと、大手スーパー4社の市場シェアが70%以上に達するイギリスの食料品市場では、付加価値税は仕入れ先に前転され、小売り段階では転嫁不足になるのが現実的であろうと指摘している<sup>(4)</sup>。

## (2) 小売価格のタイプ

スーパーなどの販売店が、従来に考えられてきた以上に、頻繁に小売価格を改定していることが現在の日本における特徴である。EDLP (everyday low price) を標榜するスーパーがある一方で、曜日限定や五十日 (ごとうび: 日付の一の位が0や5といった日にちのこと) に特売セールを実施する販売店が多いことは、われわれの日々の生活実感から分かる。同じ販売店であっても、消費者には定価と特売価格という2つの価格が提示されている。このような価格タイプの多様化と改定頻度の上昇は、販売店に転嫁を操作させる余地を与えているものと考えられる。

消費増税に伴う価格への影響として参照される指標は、総務省「消費者物価指数 (Consumer

Price Index, CPI)」が従来までは多かった。これによると、2014年4月における消費者物価指数（うち総合指数）は、前年同月比で+3.4%の上昇をみせた。2014年1-3月における価格上昇率の各月平均は+1.5%であったので、これをトレンド要因として差し引くと、1.9%（=3.4% - 1.5%）が増税効果という計算になる。この値は、消費増税に伴う価格上昇率2.9%（=108/105）を下回るが、CPI品目には非課税品が含まれており、実際に消費増税に伴う押し上げ幅は1.9-2.1%と試算されており<sup>5)</sup>、CPIデータからは価格転嫁がほぼ十分になされたことが見てとれる。しかし、CPIには、それが価格が7日間以上持続した定価データに関する統計であるという特徴がある。つまり、販売店が消費者に提示する価格のうち、定価だけを調べているのである。定価において価格転嫁しつつ、特売価格では過剰転嫁や転嫁不足であった場合については確かめられていない。

このような問題をデータ面から克服する研究分野が、近年、新たに出現している。マイクロデータを利用した価格動向分析である。スキャンデータ、POS（Point of Sales）データとも呼ばれている価格データである。わが国では商品ごとにJAN（Japanese Article Number）コードという13桁の番号を付番しており、これがPOS分析、商品管理などに利用されている。スーパーのレジにおいては、このJANコードがスキャナーにより読み込まれて商品が特定化され、販売価格と購入額が集計される仕組みが普及している。このマイクロデータには、定価ばかりでなく特売価格が含まれる。店舗別、個別商品別、日次別の価格情報を得ることができるので、CPIに比べると小売価格の詳細を知ることができる。CPIデータだけでは窺い知れない転嫁傾向の把握が期待できる。

マイクロ価格データを利用した研究としては、国内では、「東大日次物価指数」がよく知られている。これは日経POSデータを利用して、それを集計して物価指数を作成するという研究プロジェクトであり、CPIに比べると調査対象とする商品データ数と統計の速報性にすぐれている<sup>6)</sup>。諸外国に目を転じると、欧州中央銀行（ECB）を中心とするインフレに関する研究ネットワーク（IPN, Inflation Persistence Network）があり、各国における消費者、生産者関連のマイクロデータを利用した研究が展開されている。これらの研究における当初の問題意識は、ニューケインジアン経済学における価格硬直性とメニューコストの分析であり、わが国では、それが長期デフレの解明に発展した。欧州では商品別の価格設定行動について、研究が進められている。後述する通り、このなかにわが国の消費税に同じタイプである付加価値税の転嫁に関する研究がある。

### (3) 本稿の問題意識と構成

わが国の消費増税には、他国に比べて増税前の駆け込み需要と増税後の反動減が大きいという傾向がある。多くの店舗において、増税前には特売セールが実施されたが、増税後に比べると、増税分だけ価格競争力があるのだから値引きをする必要はないとも言える。2014年3月という

事前の時期における値付け行動はいかなるものであったのか。また、2014年4月の増税時には、消費税導入以来初めての試みとして、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、増税後に「消費税を転嫁しません」といった消費税に関連するような安値販売の広告が禁止された<sup>(7)</sup>。この法律効果は、いかなるものであったのか。定価や特売価格はそれぞれ増税前後に、税抜き価格ベースで同一水準となったのであろうか。さらに、増税後には可処分所得が実質的に減少するから、販売店（スーパー）からみると、売上高を維持するためには値引きする必要があると思われる。一方、価格体系が一斉に上向き方向に変化する消費増税は、デフレのなかで強まった価格の硬直性に悩む企業からみれば、価格引き上げに向けたチャンスであったと言える。企業はどちらの行動を選択したのか。また、東大日次指数は5月には早くも物価の下落傾向を示唆しているが、消費増税を経てしばらく後に、企業はどのような価格戦略を採用したのであろうか。競争条件は商品ごとに異なるので、これらの問題については商品ごとに異なることが予想される<sup>(8)</sup>。

消費税制は、税抜き価格からみて税率分の課税を要請するが、企業側は税抜き価格を自由に選択することができるので、ここに転嫁不足、完全転嫁、過剰転嫁の余地が生まれる。消費増税に際して生起する諸要因のなかで、販売店（スーパー）がいかなる価格設定行動を選択したかを分析することが本稿の問題意識である。分析に際しては、定価と特売価格の日次変化が把握できるマイクロデータを用いるものとする。

本稿では、以下のように議論を進める。第2節では、先行研究のサーベイを行う。実証分析におけるマイクロ価格データの利用法が理解される。第3節では、本稿において使用するPOSデータの説明を行い、第4節では、このPOSデータを用いて分析を行う。2014年1-7月における食パン価格から、消費増税前後の価格設定について考察する。第5節では、推計モデルを設定したうえで、推計結果を報告する。第6節は、本稿のまとめである。

## 2. 先行研究のサーベイ

### 2.1 日本の物価に関する研究

2014年4月の消費増税が物価に与えた影響に関する研究としては、白石（2016a, 2016b）がある。白石（2016a）は、CPIデータを用いて時系列モデルを推計し、課税品目については、ほぼ完全転嫁（2.9%ポイント）であったこと、食料製造品では増税翌月以降の5月、6月になると転嫁の引き下げがあったとした<sup>(9)</sup>。CPIに代表される定価レベルでは、消費税は完全転嫁されている。日本では毎年4月は年度初めにあたり、定期の価格改定（時間依存型）が実施される可能性があるが、この点を4月ダミーにより検討したところ、有意性が低いことが分かった。つまり、2014年4月における税込み価格の上昇は通常年にないものであり、消費増税に起因したものであることが分かった。一方、白石（2016b）は食料製造品を中心とする210品目について集計レベルのPOSデータを検討し、定価と特売価格の加重平均価格でみた場合に、品目別の価格変化

率にばらつきがあることを示している。POS 価格は CPI を上回る価格変動を示しており、スーパーは特売価格を操作することにより、品目ごとに過剰転嫁、転嫁不足といった異なる価格設定を行っている可能性が示唆された。しかし、分析は月次レベルに留まり、定価と特売価格が分離されていないので未解明の部分が残っている。

マイクロデータを用いた価格分析について見ていく。阿部・外木・渡辺（2008）は、企業アンケートから日本企業の出荷価格に関する粘着性の強さと POS データから流通企業における末端価格の頻繁な価格変更を見つけているが、この POS データは、東大日次物価指数と同じく日経 POS（日経デジタルメディア社）を使用している。水野・渡辺（2008）は、オンライン市場における値付け行動をフラクタル分析によって解明しているが、ここでの使用データは「価格.com」における競売価格である。阿部・塩谷（2011）は家計別の物価変化率を計測しているが、ここではインテージ社が提供する消費世帯パネル（SCI）を利用しており、世帯が購入した商品ごとに異なるマイクロ価格を用いて、一種の物価指数を作成している。セミミクロのレベルであるが、才田・肥後（2007）は、小売物価統計調査のデータを用いて、幅広い品目について価格の粘着性を調べており、日本の小売物価はほぼ欧州諸国と同じ性質を持つことを明らかにしている。

本研究では日経 POS データを用いた実証分析を行う。これに関連した先駆的な検討としては Abe and Tonogi（2010）が挙げられるが、これは日経 POS データの分析から、スーパーにおける定価と特売価格の頻繁な変更、特売時における売上高の急増を分析したものである。具体的には、まず、カップヌードル商品について 18 年間の販売データ（1 日平均の販売個数は約 4 千個）について、価格の改定頻度、特売日における売上集中を調べた。続いて、定価（1 週間ごとの最頻価格）が 20-40 日で変化すること、一次データから算出した価格の改定頻度（つまり特売価格を含む）は定価を上回り頻繁なものであること、デフレのなかで価格改定幅が拡大していることという値引き現象を指摘している。定価については、米国の先行研究においても複数のとらえ方があるとしており、最頻法、最大価格法、特定化法（定価についてはコードが与えられている）があるという。Abe らは日経 POS データを統合した価格指数の算出も試みている。

Sudo, Ueda and Watanabe（2014）は、日経 POS データとマクロ変数の関連性を分析しており、高い生産指数や低い失業率は、価格の上方更新と関連性が強いとしている。彼らははじめに数量変化率と価格変化率の相関グラフを作成しており、それが右下がりであることを見出した。これはスーパーでは供給側が価格形成を主導していることを意味する。続いて、定価、特売を合わせた価格改定の頻度を算出しているが、ここで価格改定を 3 円以上変化した場合に限定している。これは日経 POS データにおける改定頻度が高いという事実を踏まえたものである。改定頻度の 4 分位値を求め、第 1 分位と第 3 分位の幅から、頻度分布が時系列でみて縮小しているとした。定価については、3 ヶ月間でみた最頻価格としている。モード値を参照する期間について、これを例えば 3 ヶ月間から 1 週間まで短くすると改定頻度は上昇する。

水野・渡辺・齊藤（2010）では、「価格.com」における出店者の最低価格の値付け行動を検討

している。水野らの問題意識は、POS データから検出される価格の改定頻度は、従来の予想を上回るものであり、その理由として、企業は競合企業の値付けを参考にしつつ目標価格を決め、それに向けて小刻みに価格を改定していく行動を挙げている。また、時間を通じた価格の下落現象は、一様に分布するものではなく、ある時期に集中して発生し、その後はしばらくのあいだ収まるとしている。

## 2.2 海外研究

諸外国では価格研究の蓄積が厚く、すでに複数のサーベイ論文が報告されている。Klenow and Malin (2010) は、マイクロデータを用いた価格設定分析に関するサーベイ論文である。研究項目として、価格の改定頻度、価格変化の大きさ、動的側面（同期性、売上高、参照価格、ハザード比、政策ショックへの反応）があり、さらに解明済みのファクトとして、価格改定の頻度は財ごとに大きく異なること、特売の実施が改定頻度に影響を与えることなどを挙げている。Dhyne et al. (2006) は、EU 諸国及びアメリカにおけるマイクロデータ分析に関するサーベイ論文である。消費者物価を対象としており、エネルギー財、生鮮食品において改定頻度が顕著である一方、加工食品、エネルギー財以外の工業製品、サービスでは価格変動が少ないといった特徴は、各国に共通してみられるという。国別・財別の改定頻度（合計、下落、上昇）、価格上昇率、価格下落率といった指標をもとに、上述の共通要因が解説されている<sup>(10)</sup>。

各国における代表的な研究を見ることにより、マイクロデータ検討の論点と分析手法について学ぶ。Nakamura and Steinsson (2008) は、アメリカにおけるメニュー価格モデルを検討している。消費者物価および生産者価格について政府データを用いることで、価格の改定頻度と変化率が詳細に計測されている。特売の存在は価格の改定頻度を顕著に上昇させている。また、価格の持続期間に関して生存時間解析を実施しており、毎期の生存率をとったグラフの形状が右下がりであること（つまり、改定直後の方が価格改定されやすい）、グラフの形状はある期間を過ぎると一時的にフラット化すること（つまり、定期的な価格改定という時間依存型を示唆する）を見出している。

マイクロデータ分析では、頻度や変化率を算出し、これを国別、財別、期間別に検討することから、価格改定の性質を明らかにしていることが分かった。続いてマイクロデータを用いた計量分析の方法をみておく。

Álvarez et al. (2005) は、スペインの生産者価格に関して、コスト構造が価格の改定頻度に影響すること、市場の競争度が高い財では改定頻度が高いことを回帰モデルにより確認している。また、1995 年には付加価値税率において 1% という小さな増税があったが、この税込み価格への影響は小さく、むしろ吸収されたという。Attractive price（価格の末尾が 0, 5, 9 であるケース）が多いことと、この存在が価格硬直性の一因になりうることを明らかにしている。Size effect に関する計量分析では、被説明変数を 90 程度のセクター別の生産者価格データを用いてい

るが、説明変数側は月次ダミー、インフレ率といったマクロ変数が多い。ハザード関数の推計結果によると、その形状は右下がりであった。つまり価格改定の程度（ハザード比）は改定直後に最も高く、その後は低下するが、一定間隔で上昇する時点がある。後者の性質は価格改定が時間依存型であることを意味する。

Stahl (2005) は、消費者物価がマークアップ原理に従うならば、生産者価格の改定が価格の硬直性に影響すると指摘した。しかし、ドイツの金属産業に関する実証分析（ロジットモデル）では、生産者価格はコスト変動に影響されるような状態依存型ではなく、定期的な価格変更に左右される時間依存型だという。ハザード関数の推計については、当初価格と持続期間の終期の価格改定について、（上昇—上昇）、（上昇—下落）、（下落—上昇）、（下落—下落）という4タイプに分けて分析している。このうち（上昇—上昇）については時間依存型（つまり定期的な価格改定）であり、それ以外は状態依存型（つまり需要減などに対応したもの）となっている。

Jonker et al. (2004) は、オランダにおける1999年から2003年にかけての付加価値税率の増税率に関して、税率の引き上げの大部分が消費者物価に転嫁されたという結果を得ている。推計モデルは、消費者物価指数の個票を用いた生存時間解析であり、商品タイプ別の転嫁の違いを検討している。前月、当月、翌月ダミー変数を用いて、月別のハザード比に変化があったかどうかを分析し、当月価格には影響するが、他月には影響が少ないこと、増税時にはサービス品では2カ月先まで影響することを分析している。オランダに加えて、別の研究に言及することにより、スペイン、ベルギーでもオランダと同じくVAT増税は、税込み価格の上方への改定頻度に影響を与えたこと、しかし、サイズ（変化率）には小さな影響しなかったと指摘している。つまり、VATは価格改定の契機になるが、完全転嫁ではないのである<sup>(11)</sup>。

Bunn and Ellis (2012) は、イギリスのCPI（月次）、スキャンデータ（週次）を分析しており、EU諸国よりは価格の改定頻度が高いこと、スーパーにおける改定頻度の高さはアメリカと同じであり、スキャンデータを分析対象とすることにより、企業の価格設定行動への理解が深まるとしている。食品の改定頻度がサービス品よりも高いことは、イギリスでも同じである。分析手法については、目視になるが価格変化率に関する分布グラフを作成している。分布の山がCPIに比べるとスキャンデータ（スーパー価格）では、よりゼロに近いという興味深い事実を示している。ハザード関数の形状は、品目レベルにおいても右下がりであった。これはÁlvarez et al. (2005) に同じである。価格改定が時間依存型ならば、ハザード関数の形状は水平になるので、状態依存型の存在を示唆する。

### 3. 使用データ

#### (1) 対象品目

対象品目は、代表的な食料製造品である「食パン（6枚組）」とした。うち某社が製造してい

る特定商品を取り上げる。この商品は、2014年4月前後のスーパーにおける販売シェアが1位であったものである。CPI（総務省）によると2014年1月-9月における食パンの税抜き価格の前月比は、1月-0.4%、2月-0.3%、3月0.1%、4月-0.6%、5月0.5%、6月-0.4%、7月-0.1%、8月0.3%、9月-0.1%と増減を繰り返している。一方、POS価格によると、上記商品を加えた販売上位15商品の価格平均値の前月比は、2月0.1%、3月0.1%、4月0.0%、5月-1.1%、6月-0.8%、7月-0.3%、8月0.5%、9月-0.6%となっており、増税前は横ばい、増税後は下落（8月を除く）という動きを示している<sup>(12)</sup>。つまり、定価データであるCPIの動きには、増税前後において変化が無かったが、これに特売価格を加えたPOS価格では増税を契機として価格が低下している。食パンという代表的な食料製造品において、定価と特売価格が異なる動きを示した可能性があり、この詳細について1商品を取りあげて調べることにした。なお、このトップ商品の市場シェアは2014年4月には6.8%（金額ベース）であった。メーカー4社によって供給される上位15商品の市場シェアの合計は38.8%であった。

上述のように食パン価格は、本稿で取り上げる商品を含めて転嫁不足の可能性があるが、このように価格が低下したものの代表性はどれくらいか。白石（2016b）によると、スーパーにおける商品群を210品目に大別し2014年1月と5月の価格を比較したところ、転嫁不足になった品目の割合は47%であった。つまり、全体の半数程度において価格が抑制されており、本稿の食パン価格の分析は、これらを代表するものである。なお、価格が下落した品目は、食品売場のなかでもチルド売場、常温売場に偏りなく発生している。

## (2) スキャンデータ

使用したデータは、日経メディアマーケティング社が作成している「日経POS情報」から得た価格情報と売上数量情報である。日経POS情報（販売時点情報管理）は、全国約300店舗のスーパーマーケット（大手、中小、生協）における店頭価格を採録したものである。いわゆるスキャンデータと呼ばれているものであり、スーパーレジにおけるPOSデータを整理したものである。このうち食パン（6枚組）の1商品を取り上げ、その日次価格を消費増税の前後の期間である2014年1月1日から7月31日まで、首都圏（東京都、神奈川県）および静岡県における計5店舗のデータを分析対象とした。食パン（6枚組）は、某商品メーカーが製造している商品でありJANバーコードによって特定化される。7カ月間でのJANコードには変更はなく、容量などの品質が変わることはなかった。

販売価格について、定価と特売価格が分離されたデータを得るためには、単一製品かつ個店情報を取り上げる必要がある。そこで食パン製品のうち同期間におけるトップ商品を選んだ。データの採録単位については、POS情報における最低単位である日次データとした。データ区分が週次、月次であると、日次ベースで設定されている定価と特売価格が合算されてしまうからである<sup>(13)</sup>。対象店舗を複数とした理由は、1店舗のみでは当該スーパーの価格政策しか分からないの

で、全体傾向を知るために複数店舗に関するデータが必要であると考えたからである。5店舗に限定した理由は、データ購入に関する予算制約による。

### (3) 使用データの概要

使用データの概要は以下の通りである（表1）。まず、データを採録した5店舗の特性であるが、店舗A（東京区部・大手チェーン）、店舗B（東京区部・大手チェーン）、店舗C（東京市部・地域スーパー）、店舗D（神奈川県東部・地域スーパー）、店舗E（静岡県・大手チェーン）としており、首都圏から4店舗、全国動向の把握のために静岡県内から1店舗を選んだ。スーパー系列はすべて異なるが、店舗A、店舗B、店舗Eが全国チェーンであり、店舗C、店舗Dは地域ストアである。東京に在住する筆者が土地勘を有する東京圏から、チェーン母体の規模や所得水準などの地域特性がなるべく異なるように4店舗を選び出した。全国傾向との差異をみるため、マーケティング調査の対象地区として取り上げられることが多い静岡県（全国の代表性が高いと見なされている）から1店舗を選んだ。

営業日数は、それぞれ209日から211日であり、正月と2月に設定された休業日以外は毎日営業していた。5店舗を合計した営業日数は1,051日であり、従って1,051個の価格データを得ている。7か月間における5店舗合計の来店者数は879万人（1日あたり4.2万人）に達しており、いずれも大規模店舗である。検討対象とした食パン（6枚）商品の販売個数は合計10.8万個であり、販売金額は1,500万円（消費税抜き）となっている。販売金額を販売個数で除した税抜き平均価格は、店舗A 126.8円、店舗B 132.3円、店舗C 166.1円、店舗D 175.4円、店舗E 138.5円であり、同一商品にも関わらずPOSデータの平均値でみた販売価格には差異があることが見てとれる。1,051個の販売価格データにおける最小値は94円、最大値は189円であり、最大値は最小値の2倍になっていた<sup>(14)</sup>。

表1 使用データの概要

		A店	B店	C店	D店	E店	合計
営業日数（1-7月）	日	211	211	209	209	211	1,051
来店者数（1-7月）	千人	2,359	1,277	2,100	1,460	1,591	8,786
1日あたり来店者数	千人	11.2	6.0	10.0	7.0	7.5	41.8
販売個数（1-7月）	千個	36.4	21.2	15.1	19.1	15.7	107.6
1日あたり販売個数	千個	0.17	0.10	0.07	0.09	0.07	0.51
販売金額（1-7月）	100万円	4.6	2.7	2.4	3.2	2.1	15.0
1日あたり販売金額	1,000円	22	13	12	15	10	72
平均価格（1-7月）	円	126.8	132.3	166.1	175.4	138.5	147.8
最大価格（1-7月）	円	128	159	186	189	152	189
最小価格（1-7月）	円	100	94	120	129	99	94

注1：5店舗について、2014年1-7月における特定商品（食パン）のデータを使用。

注2：店舗A（東京都区部・大手チェーン）、店舗B（東京都区部・大手チェーン）、店舗C（東京市部・地域スーパー）、店舗D（神奈川県東部・地域スーパー）、店舗E（静岡県・大手チェーン）

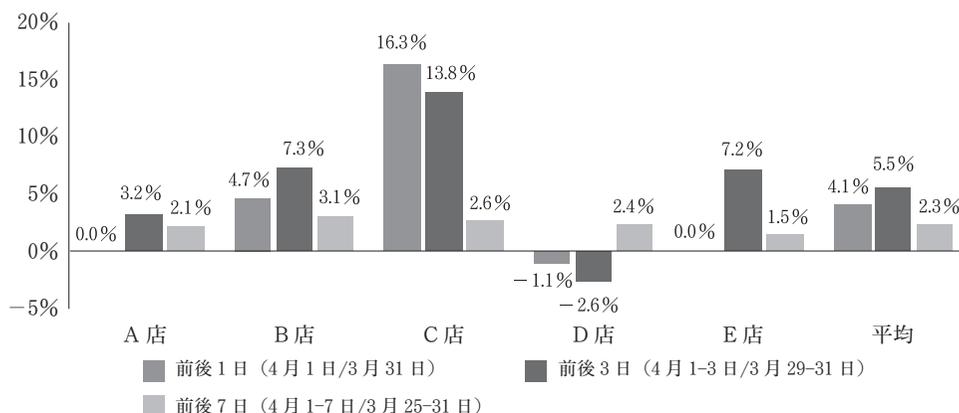
## 4. 2014年4月前後の価格推移

### 4.1 4月1日前後の価格推移

データセットにおいて示される日次価格は、税抜き価格である。従って、2014年4月1日前後において、税抜き価格に変化が無ければ、それは消費増税に際して税が完全に転嫁されたことを意味する。ここでは消費増税前後の2週間について、日次価格の推移をみる。

3月31日と4月1日の価格の推移をみると、A店舗128円→128円（変化率0.0%、以下同じ）、B店舗150円→157円（4.7%）、C店舗160円→186円（16.3%）、D店舗189円→187円（-1.1%）、E店舗131円→131円（0.0%）となっていた（図1）。つまり、5店舗中、税抜き価格に全く変化が無かった店舗は2つに留まり、微減（-1.1%）が1店舗、上昇が2店舗となっており、消費増税の当日における税抜き価格の設定には、店舗間で差異があったことが分かる。比較の対象期間を前後14日間に拡大すると、前半と後半の価格変化率は1.5%~3.1%となり、店舗間の格差が縮小するものの、いずれの店舗においても微増もしくは過剰転嫁であったことが分かる。これに消費増税分の価格引き上げ（2.9% =  $108/105 - 1$ ）が加算されるので、消費者は4~6%もの税込み価格の上昇に見舞われたことになる。

税抜き価格の設定は事業者に任されていたが、一方では消費税転嫁対策特別措置法が施行されており、消費増税に伴い価格が引き上げられるかについては世間の注目を集めていた。少なくとも4月上旬については、政府による転嫁対策が奏功したと見てもよいと思われる。政府は、小売価格については具体的な判断基準を示さなかったが、買い叩きの規制に関しては、「（前略）特段の事情がない限り、直前の価格に対して5%から8%部分の価格が乗っているかどうかということが一つの大きなメルクマールになっていくんじゃないかと思っております。」と比較的、明確



注1：消費増税前後の2日間、6日間、14日間について、4月1日を境として前後価格の平均値を算出し、それぞれの変化率をみた。

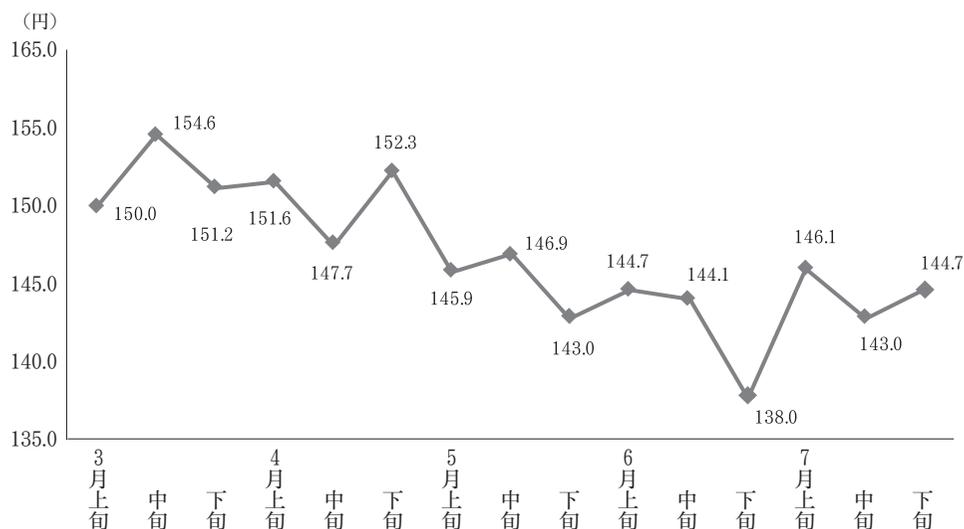
注2：平均（右端）とは、店舗ごとの平均値をもとにさらに5店舗の平均値を算出したもの。

図1 4月1日前後の価格推移

な数値を示している<sup>(15)</sup>。税抜き価格でみると事後に-2.8%~0.0%という価格が提示されれば良かったわけであるが、食パン商品におけるプラス設定は、これを上回っている。なお、店舗B、店舗C、店舗Dでは、4月1日時点の価格は1日間だけ持続したもののだが、店舗Aでは3月31日-4月14日まで15日間も持続している。店舗Eは、3月30日-4月1日までの3日間にわたり持続した価格であった。

しかし、転嫁対策が奏功した期間は、短期間で終了した可能性がある。旬次別（10日間ごと）の平均価格をみると、3月下旬の151.2円から4月上旬には151.6円となり、ほぼ横ばいであったが、4月中旬になると早くも価格が147.7円まで低下している（図2）。これを月次別にみていくと、3月151.9円、4月150.5円、5月145.2円、6月142.3円となっており、4月に比べると5月、6月の価格が低下している。

消費税増税の前後の価格における平均値に着目し、1-3月における価格群と4-6月における価格群について、その差異に関するt検定を実施した。検定結果によると、5店舗中3店舗（店舗B、店舗D、店舗E）において、1%有意水準にて4-6月価格の方が低下していた<sup>(16)</sup>。5月以降に税抜き価格を引き下げて転嫁不足とした価格政策の存在が示唆される。以下では、この価格の動きについてより詳細に調べていく。



注1：店舗・旬次ごとの平均値をもとに、さらに5店舗の平均値を算出したもの。

図2 税抜き価格の推移（3月-7月）

## 4.2 平均価格と定価の推移

### 4.2.1 価格と数量との関係

税抜き価格と販売数量の関係についてみておく。日次データについて、価格と販売数量の前日比をプロットしたところ5店舗とも負の相関がみられた。この傾向は先行研究に一致しており、

前日に比べて当日の価格が低下すると販売数量が増加する関係にあることが分かる。検討対象としている価格と数量データは、スーパーという販売現場における需要側（消費者）と供給側（販売者）の相互関係から決定された結果であるが、上記のような右下り関係のプロット図は需要曲線の存在を示唆する。つまり、価格変動によって変化しやすいのは需要側であり、価格設定の現場において値付けを主導しているのは供給者であるスーパー側だといえる。POS データを用いた価格分析は、供給者における転嫁行動の検討に資すると言えるだろう。

価格の変化幅は、上下 20%以内であることが多く、その場合の数量変化率は 100%以下である。価格は毎日あるいは数日間隔で改定されており、これにより販売数量が変動するが、特売により価格が低下すれば、数量が最大では 2 倍くらい伸びる。ここで注目すべきは、高価格であると全く売れない訳ではなく、価格が増減するなかで、コンスタントに販売数量が推移している点である。これは日持ちが効かない食パン製品だからであろう。以下の検討では、月次価格、旬次価格、週次価格といった複数日の価格を用いて単純平均を算出して、これを検討対象としている。販売数量はあまり参照せず、販売数量を用いて価格の加重平均値を見ることもないが、これは数量変化が比較的小さいため、価格の単純平均値と加重平均値に大きな違いが無いからである。

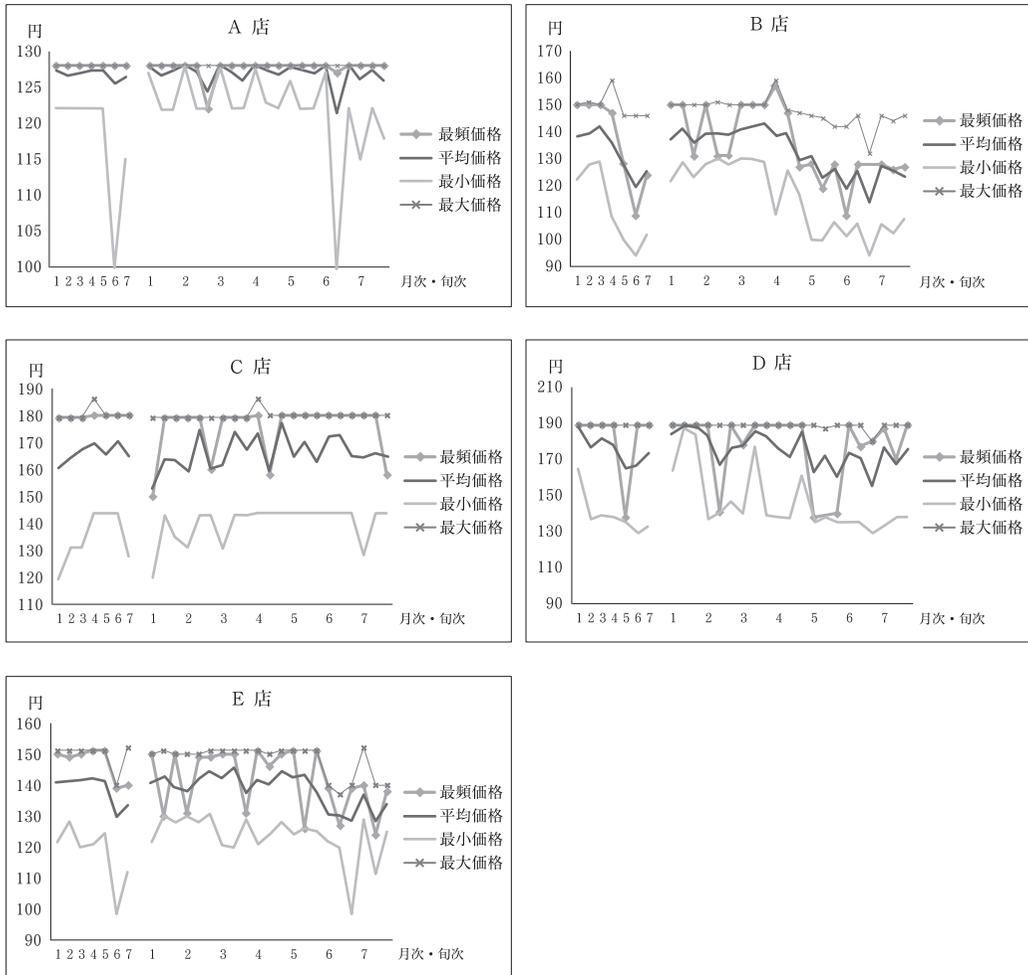
#### 4.2.2 平均価格、最頻価格、最大価格、最低価格の推移

先行研究によると、消費税の転嫁は定価においては、完全転嫁の状態にある。そこで定価以外の価格の推移が焦点となるが、本研究が用いる日経 POS データについては、日次価格については、定価とそれ以外の識別が付されておらず、定価データを独自に特定化する作業が必要となる。

表 2 最頻価格・平均価格・最大価格・最小価格（店舗別）

	最頻価格・円						平均価格・円					
	A 店	B 店	C 店	D 店	E 店	平均	A 店	B 店	C 店	D 店	E 店	平均
合計	128	150	180	189	150	159.4	126.8	132.3	166.1	175.4	138.5	147.8
1 月	128	150	179	189	150	159.2	127.3	138.2	160.5	187.1	140.9	150.8
2 月	128	150	179	189	149	159.0	126.6	139.1	164.3	176.6	141.3	149.6
3 月	128	150	179	189	150	159.2	126.9	141.9	167.5	181.8	141.6	151.9
4 月	128	147	180	189	151	159.0	127.4	135.9	169.7	177.6	142.0	150.5
5 月	128	128	180	138	151	145.0	127.3	126.7	165.7	165.2	141.1	145.2
6 月	128	109	180	189	139	149.0	125.6	119.4	169.9	166.7	129.7	142.3
7 月	128	124	180	189	140	152.2	126.4	125.7	165.1	172.6	133.2	144.6
	最大価格・円						最小価格・円					
	A 店	B 店	C 店	D 店	E 店	平均	A 店	B 店	C 店	D 店	E 店	平均
合計	128	159	186	189	152	162.8	100	94	120	129	99	108.4
1 月	128	150	179	189	151	159.4	122	122	120	164	122	130.0
2 月	128	151	179	189	151	159.6	122	128	131	137	128	129.2
3 月	128	150	179	189	151	159.4	122	129	131	139	120	128.2
4 月	128	159	186	189	151	162.6	122	109	144	138	121	126.8
5 月	128	146	180	189	151	158.8	122	100	144	135	124	125.0
6 月	128	146	180	189	140	156.6	100	94	144	129	99	113.2
7 月	128	146	180	189	152	159.0	115	102	128	133	112	118.0

注：合計（1月-7月）と月次のみを示す。



注1：各図のうち左側は月次（1-7月）、右側は旬次（1月上旬-7月下旬、それぞれ10日間前後）を示す。  
 注2：最頻価格（モード）とは、例えば、10日間の価格のうち最も頻出した価格を示す。平均価格、最小価格、最大価格は、それぞれ月次、旬次における日次データをもとに算出した。

図3 平均価格・最頻価格・最大価格・最小価格（店舗別）

そこで各店舗データについて、日次データをもとに月次と旬次について、それぞれ最頻価格、平均価格、最小価格、最大価格を算出し、これをもとに定価を決めることにした（図3、表2）。旬次データとは、月次を3分割したものであり、上旬を1日-10日、中旬を11日-20日、下旬を21日以降としている。最大価格と最小価格の中間に平均価格が位置するが、平均価格は最大価格にやや近く、つまり、スーパーは値引き時には、かなり思い切った低価格を提示することが見てとれる。また、最頻価格は最大価格にほぼ一致するが、両者が乖離することもある。

結論から述べると、本研究では月次の最大価格を当月における定価と見なすことにした。その理由は、以下の通りである。第1に、先行研究においては定価の設定方法として、最頻価格か最大価格を用いることが多い。今次データについて、最頻価格をみたところ、月次、旬次といった一定期間において、最頻価格を上回る最大価格が存在することが分かった。ここで考えるべきは、

定価を上回るような「最大価格」が、そもそも存在することは無いだろうという点である。スーパーでは安売りが常態化しており、そのなかで短期間において値付けを変更するため最大価格を下回りつつ、頻度ベースでは最大価格よりも多い日数で値付けされている「最頻価格」が発生しているという点である。以上の理由から、最大価格を定価と見なして分析を進めることにした<sup>(17)</sup>。なお、月次データをみると店舗 A 以外の残りの 4 店舗においては 4 月以降に最頻価格を上回る最大価格が出現しており、3 月以前には最大価格と最頻価格は一致していた。2014 年 4 月を契機として定価とみなした最大価格よりも高い頻度で出現した価格が生まれているのである。価格設定行動に変化が生じた可能性がある。

第 2 に、定価（最大価格）の設定期間を 1 か月とした理由について述べる。定価が 1-7 月間を通して変化しないとする考え方があるが、消費期限が 3 日間程度の商品なので、仕入れは短期間で繰り返されていることが予想される。一方、月次よりも短い旬次（10 日間）については短かすぎると考えた。今次データをみておくと、店舗 E については 6 月における価格下落を、月次ベースの最高価格において捉えている。但し、店舗 B では 6 月、7 月に最頻価格が大きく下落しており、旬次データの最高価格はつられて低下し、月次データの最高価格は僅かしか下落していない。なお、旬次の最大価格が月次の最大価格を下回るケースは少ないので、定価の設定期間を月次から旬次に変えても、本稿における結果は大きくは変わらない。

店舗別の定価（最大価格）の推移について見ておく。店舗 A では、1 月-7 月のすべてにおいて 128 円で変化がなかった。店舗 B では、1 月 150 円、2 月 151 円、3 月 150 円であったが、4 月には 159 円と 6% だけ値上げされ、5 月 146 円、6 月 146 円、7 月 146 円と対 3 月価格でみると 2.6% だけ値下げしている。この値下げ率は、ほぼ増税分（2.9%）に一致する。つまり定価ベースにおいて消費税を転嫁しなかったのである。店舗 C では、1-3 月 179 円が 4 月 186 円と 3.9% だけ上昇し、5-7 月には 180 円となったので対 3 月価格でみると 0.6% の僅かながらも便乗値上げである。店舗 D では、1-7 月のすべてにおいて 189 円であり、定価ベースでの変化はない、店舗 E では、1-5 月には 151 円だが、6 月には大幅な値下げをして 140 円となり、これを 7 月には戻して 152 円としている。つまり、5 店舗中、4 店舗では消費増税に伴う定価の変更は、4 月や 5 月に値上げや値下げがあったものの、6 月、7 月といった時期には無かったか、あっても僅かであったことが分かる。ここで注目すべきは、4 月には税抜き価格ですら前月に比べて値上げするという価格設定行動がみられたことである。そして、この効果は長続きしなかった。残りの 1 店舗は定価ベースでも転嫁せずに値下げという価格政策を採用した模様である。

### 4.3 改定頻度と生存日数

#### 4.3.1 改定頻度・平均持続日数

価格の改定頻度は、 $F = \text{改定日数} / \text{営業日数}$  という算式で定義されるものである。ここでの分子側の改定日数とは、前日に比べて当日の価格が変化した場合にカウントするものであり、分母

側の営業日数とは、月次、旬次における営業日数である。データセットによると、5店舗平均で210.2営業日のうち135.0日において価格が改定された。従って、平均ベースの改定頻度は0.64(=135.0/210.2)であり、営業日の半分以上という高い頻度で前日から価格が変更されたことが分かる。POSデータにおける高頻度の価格改定は先行研究に一致する。5店舗別の営業日数、改定日数、改定頻度、持続期間を算出した(表3)。

検討期間を1-3月、4月、5-7月の3つに区分した上で、価格の改定頻度をみる(図4)。はじめに改定頻度は店舗別に異なることが見てとれる。店舗Aでは低く、店舗Bでは高かった。次

表3 改定頻度と平均持続日数(店舗別)

	営業日数						価格改定した日数					
	A店	B店	C店	D店	E店	平均	A店	B店	C店	D店	E店	平均
合計	211	211	209	209	211	210.2	75	185	94	147	174	135.0
1月	31	31	30	31	31	30.8	11	23	16	10	27	17.4
2月	27	27	26	25	27	26.4	7	20	13	15	18	14.6
3月	31	31	31	31	31	31.0	7	24	13	23	25	18.4
4月	30	30	30	30	30	30.0	7	29	13	19	23	18.2
5月	31	31	31	31	31	31.0	18	30	15	28	24	23.0
6月	30	30	30	30	30	30.0	9	29	10	28	28	20.8
7月	31	31	31	31	31	31.0	16	30	14	24	29	22.6

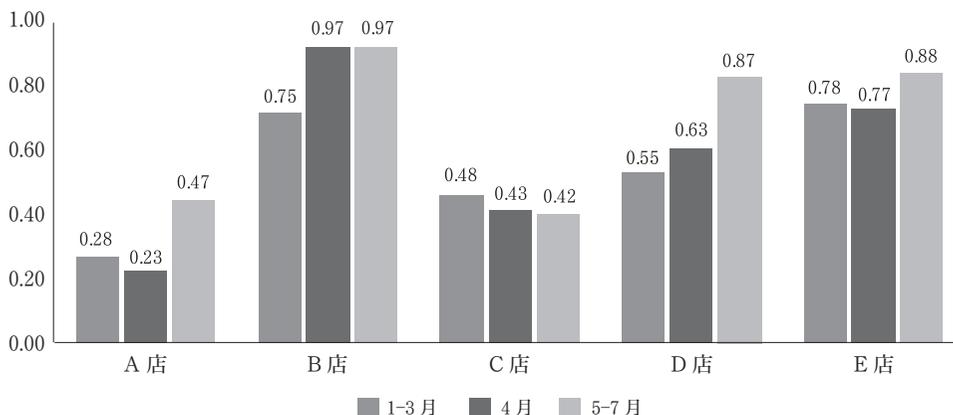
  

	改定頻度						持続期間・日					
	A店	B店	C店	D店	E店	平均	A店	B店	C店	D店	E店	平均
合計	0.36	0.88	0.45	0.70	0.82	0.64	2.8	1.1	2.2	1.4	1.2	1.8
1月	0.35	0.74	0.53	0.32	0.87	0.56	2.8	1.3	1.9	3.1	1.1	2.1
2月	0.26	0.74	0.50	0.60	0.67	0.55	3.9	1.4	2.0	1.7	1.5	2.1
3月	0.23	0.77	0.42	0.74	0.81	0.59	4.4	1.3	2.4	1.3	1.2	2.1
4月	0.23	0.97	0.43	0.63	0.77	0.61	4.3	1.0	2.3	1.6	1.3	2.1
5月	0.58	0.97	0.48	0.90	0.77	0.74	1.7	1.0	2.1	1.1	1.3	1.4
6月	0.30	0.97	0.33	0.93	0.93	0.69	3.3	1.0	3.0	1.1	1.1	1.9
7月	0.52	0.97	0.45	0.77	0.94	0.73	1.9	1.0	2.2	1.3	1.1	1.5

注1：価格改定した日数とは前日から価格が変化したもの。

注2：改定頻度=改定日数/営業日数、持続期間=1/改定頻度。

注3：平均とは、5店舗に関するデータの平均値であり、データ総数に基づくものではない。



注1：改定頻度=改定日数/営業日数

注2：1-3月、5-7月は、それぞれ3か月間の月別データの平均値を示す。

図4 改定頻度(店舗別)

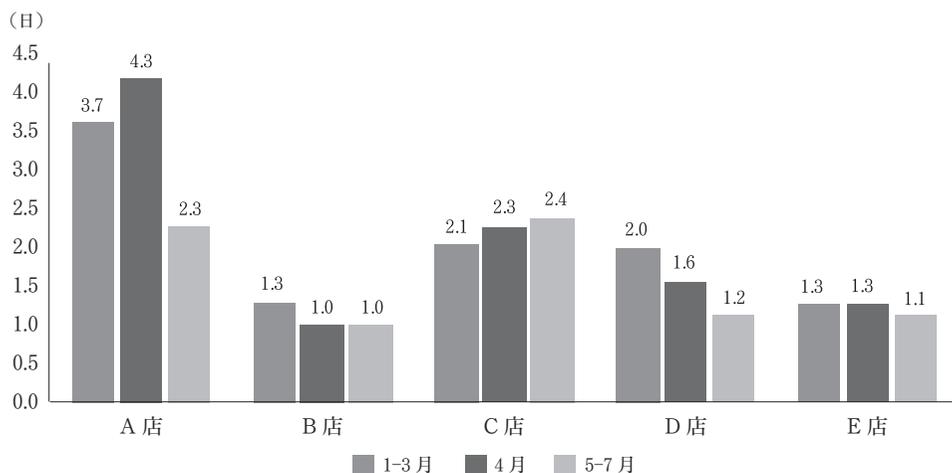
に、1-3月から4月にかけての頻度の変化については、店舗A、店舗C、店舗Eではやや低下し、店舗Bでは大きく上昇、店舗Dではやや上昇となっていた。店舗B以外では、改定頻度はほぼ同水準であったと言える。4月から5-7月にかけての頻度の変化は、店舗A、店舗D、店舗Eでは上昇し、店舗Bでは横ばい、店舗Cでは減少している。最後に、1-3月と5-7月における頻度を比較すると、店舗A、店舗B、店舗D、店舗Eにおいて上昇し、店舗Cでは低下している<sup>(18)</sup>。

これらをまとめると以下が指摘できる。1-3月から4月にかけては、価格の改定頻度は店舗Bを除くとそれほど変化はしなかった。しかし、続く、5-7月には、比較的大きな上昇をみており、この例外は頻度が低下せず定価が上昇した店舗Cであった。つまり、消費増税の当月には模様眺めの状態にあり、しかし、5月以降になると価格調整が開始され、これが価格の改定頻度の上昇という形であらわれたものと思われる。

平均持続日数は、 $T = 1/F$  という算式で定義される。上述の全データに関する改定頻度 0.64 に対応した平均持続日数は 1.6 日 (=1/0.64) であり、つまり平均すると食パン商品の価格は 2 日以下しか持続しなかったのである。これは大変に短い日数であるが、先行研究において指摘された POS データから算出される改定頻度の高さと平均持続日数の短さという結果に一致している。

1-3月と5-7月を比較すると、店舗Aでは3.7日から2.3日、店舗Dでは2.0日から1.2日と比較的大きな平均持続日数の低下をみせている(図5)。特売日を増やすことにより、消費増税に伴う価格調整を実施したのであろう。店舗Bでは1.3日から1.0日、店舗Eでは1.3日から1.1日となっており、増税以前からほとんど毎日価格を改定していたが、5-7月になると、その頻度をさらに引き上げたことが見てとれる。一方、店舗Cでは、2.1日から2.4日と持続日数はむしろ伸びている。

改定頻度に関しては、その内訳として、価格が引き上げられたケースと、価格が引き下げられ

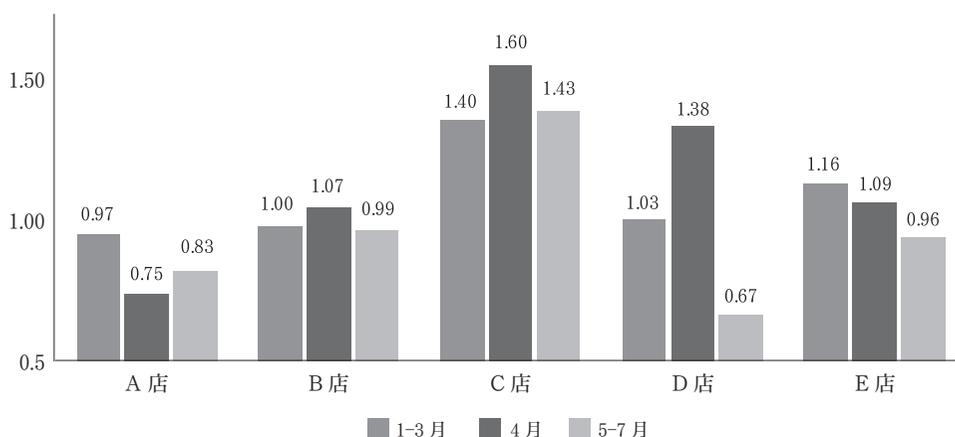


注1：持続期間=1/改定頻度

注2：1-3月、5-7月は、それぞれ3か月間の月別データの平均値を示す。

図5 平均持続日数(店舗別)

たケースに分けられる。そして両者の比率（＝引き上げ頻度/引き下げ頻度）を算出すると、価格の引き上げと価格の引き下げの、どちらが多かったかを知ることができる（図6）。1-3月から4月にかけての（引き上げ頻度/引き下げ頻度）をみると、店舗B、店舗C、店舗Dにおいて引き上げ頻度の方が多くなっており、価格が高めに推移したことが見てとれる。そして4月と5-7月を比較すると店舗Aを除いて引き上げ頻度が減少している。価格の改定頻度自体が上昇するなかで、価格の引き下げが相対的に増えたことがみてとれる。販売価格は、1日ないし2日程度で上下を繰り返す。ここで改定頻度をさらに高めることにより小間隔にして価格を引き下げていったのである。



注1：引き上げ頻度/引き下げ頻度。数値が1以上であると引き上げの方が多かったことを意味する。  
 注2：1-3月、5-7月は、それぞれ3か月間の月別データの平均値を示す。

図6 引き上げ頻度/引き下げ頻度 (店舗別)

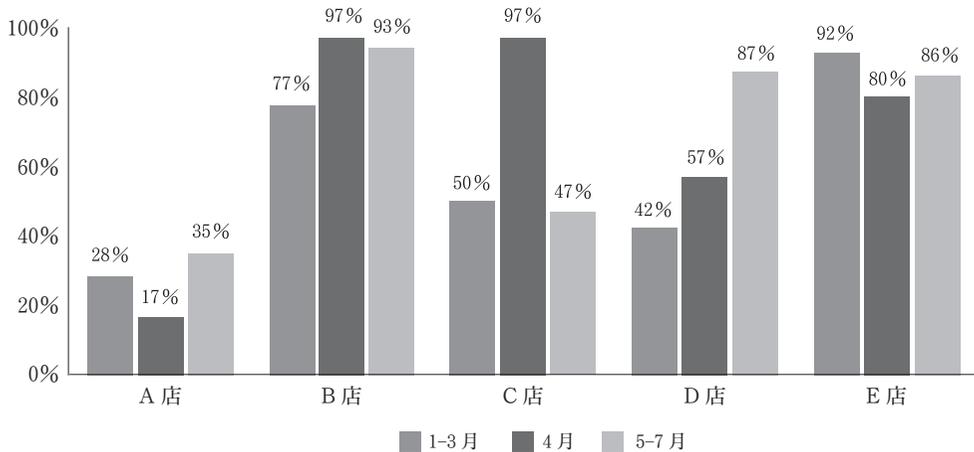
#### 4.3.2 特売割合

最高価格を定価と見なしたので、定価以外の価格はすべて定価を下回る特売価格になる。営業日のうち特売価格で販売した特売日の割合を算出した（表4）。1-3月と5-7月における特売日の

表4 特売日と販売個数の割合・店舗別

	特売日・%						特売日における販売個数・%					
	A店	B店	C店	D店	E店	平均	A店	B店	C店	D店	E店	平均
合計	29%	87%	55%	64%	88%	64%	32%	94%	66%	74%	93%	72%
1月	26%	71%	53%	23%	97%	54%	27%	85%	71%	23%	98%	61%
2月	30%	96%	54%	56%	93%	66%	28%	99%	55%	60%	95%	67%
3月	29%	65%	42%	48%	87%	54%	32%	76%	62%	60%	91%	64%
4月	17%	97%	97%	57%	80%	69%	21%	99%	98%	70%	87%	75%
5月	32%	94%	52%	94%	71%	68%	33%	98%	66%	97%	86%	76%
6月	37%	93%	33%	87%	90%	68%	39%	96%	48%	92%	94%	74%
7月	35%	94%	55%	81%	97%	72%	42%	98%	64%	88%	98%	78%

注1：特売日とは、販売価格が月次の最大価格（定価）を下回った日次。これが営業日数に占める割合を算出した。  
 注2：特売日の販売個数が、月間における総販売個数に占める割合を算出した。



注1：特卖日の割合とは、販売価格が月次の最大価格（定価）を下回った日数が営業日数に占める割合。  
 注2：1-3月、5-7月は、それぞれ3か月間の月別データの平均値を示す。

図7 特卖日の割合（店舗別）

割合を比べると、店舗A、店舗B、店舗Dでは特卖日の割合が増税以降に上昇していた。一方、店舗C、店舗Eでは僅かながら低下していた（図7）。特卖日を増やすことにより、価格を低めに設定したことが窺える。なお、特卖日における販売数量が、月次の販売総量に占める割合を見たところ、日数ベースの特卖日の割合を10%ポイント前後上回っていた。特卖日では販売数量が増加している。

#### 4.3.3 生存率と生存曲線

生存率とは、価格の持続日数の分布をみるものである<sup>(19)</sup>。例えば、5店舗合計でみると、4月には営業日が150日であったが、このうち4月に価格改定の初日があった件数は91件であった（表5）。このうち価格が1日間だけ持続して翌日には改定されたものは69件であり、残りの22件の価格が2日目以降に持続したので、1日間生存率は24%（=22/91）と計算される。2日間生存率は12%（=11/91）、3日間生存率は8%、4日間生存率は3%、5日間生存率は2%となっている（表6）。生存率は当初から急激に低下しており、これは平均持続日数の小ささと一致する。しかし、5日目になっても当初件数の2%では価格が持続していることが分かる。

5店舗合計データについて、サンプル群をスタート月別に1-3月、4月、5-7月に分けたくうえで、それぞれのグループについて生存率を算出し、これをもとに生存曲線を描いてみた（図8）。生存曲線は生存日数の分布を示しており、1-3月に比べると4月が原点からみて内側に位置し、4月に比べると5-7月がさらに内側に位置している。生存日数が短期化しているが、特定時に生存日数が減少することにより生存曲線が移動したのではなく、2日間以上のほぼ全ての生存日数が減少している。生存日数の設定構造が短期化という方向で変化しており、換言すると価格政策の変更が示唆される。生存曲線の差異に関する計量的検定は、第5節において行う。

表5 価格の持続日数（5店舗計）

	持続日数			合 計
	1-3月	4月	5-7月	
1日間	179	69	278	526
2日間	34	11	24	69
3日間	13	4	5	22
4日間	12	4	10	26
5日間	2	1	2	5
6日間	6	1	4	11
7日間	0	0	1	1
8日間	1	1	0	2
9日間	1	0	2	3
10日間	0	0	1	1
11日間	1	0	0	1
12日間	0	0	0	0
13日間	2	0	0	2
14日間	0	0	0	0
15日間	1	0	0	1
合 計	252	91	327	670
営業日	441	150	460	1,051

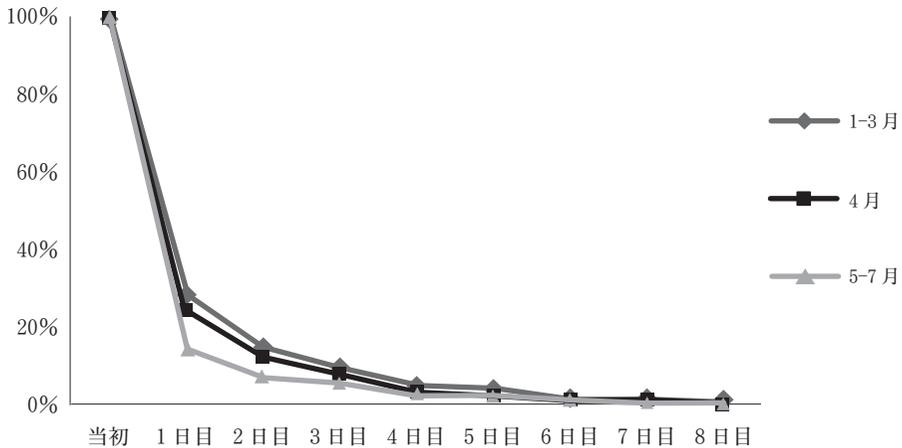
注：価格の持続日数別にみると1日間だけ持続したものが526件、2日間だけ持続したものが69件などとなる。営業日は1,051日（5店舗計）であったが、価格が持続する期間を1件とカウントすると670件の価格（パネルデータ）があったことが分かる。

表6 生存率（5店舗計）

	生存件数				生存率			
	1-3月	4月	5-7月	合 計	1-3月	4月	5-7月	合 計
1日目	73	22	49	144	29%	24%	15%	21%
2日目	39	11	25	75	15%	12%	8%	11%
3日目	26	7	20	53	10%	8%	6%	8%
4日目	14	3	10	27	6%	3%	3%	4%
5日目	12	2	8	22	5%	2%	2%	3%
6日目	6	1	4	11	2%	1%	1%	2%
7日目	6	1	3	10	2%	1%	1%	1%
8日目	5	0	3	8	2%	0%	1%	1%
9日目	4	0	1	5	2%	0%	0%	1%
10日目	4	0	0	4	2%	0%	0%	1%
11日目	3	0	0	3	1%	0%	0%	0%
12日目	3	0	0	3	1%	0%	0%	0%
13日目	1	0	0	1	0%	0%	0%	0%
14日目	1	0	0	1	0%	0%	0%	0%
15日目	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%

注1：価格が1日間だけではなく2日間以上持続したものを1日目の生存件数とし、これが当初件数に占める割合を生存率と定義する。

注2：ここでの生存率は生存時間解析におけるカプラン・マイヤー法に一致する。本データでは価格改定以外の理由により翌日以降のデータが消失する打ち切りデータが存在せず計算が簡単となる。



注1：生存率とは当該日以降に価格が持続したものの割合。

注2：1-3月、5-7月は、それぞれ3か月間データに関するもの。

図8 生存率曲線 (5店舗計)

#### 4.4 転嫁状況

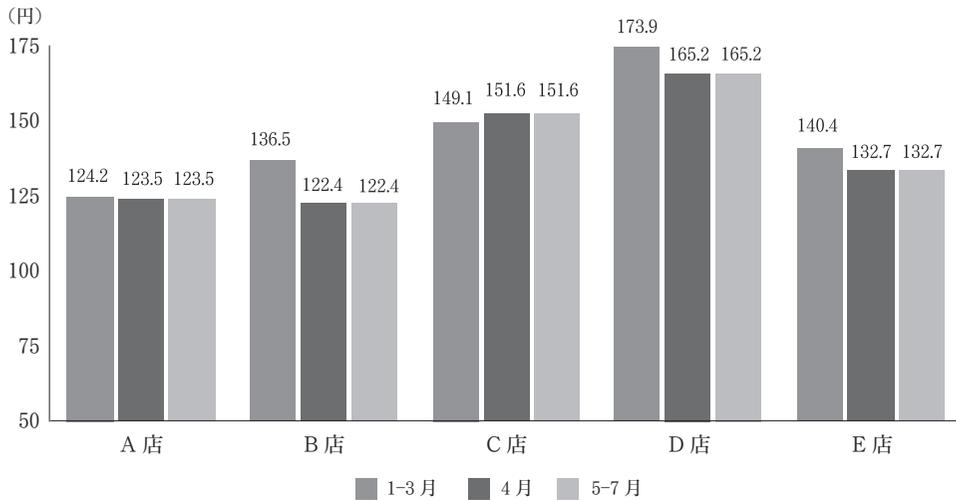
##### 4.4.1 特売価格と値引き額

既述のとおり、増税後に店舗Bでは定価を値引きしたが、これ以外の店舗では定価には変更を加えていなかった。しかし、POSでみた平均価格は、増税を契機として低下しているのだから、特売価格における値引き額を拡大させることにより、転嫁不足にしたことが予想される。以下では特売価格についてみていく。

店舗Aと店舗Cでは特売価格には、増税前後であってもほとんど変化がなかった(図9)。一方、店舗B、店舗D、店舗Eでは、1-3月価格に比べると4月価格と5-7月価格が低下している。これらの3店舗では、増税月にあたる4月から特売価格を3月以前に比べると低下させることにより価格転嫁を抑制していたのである。

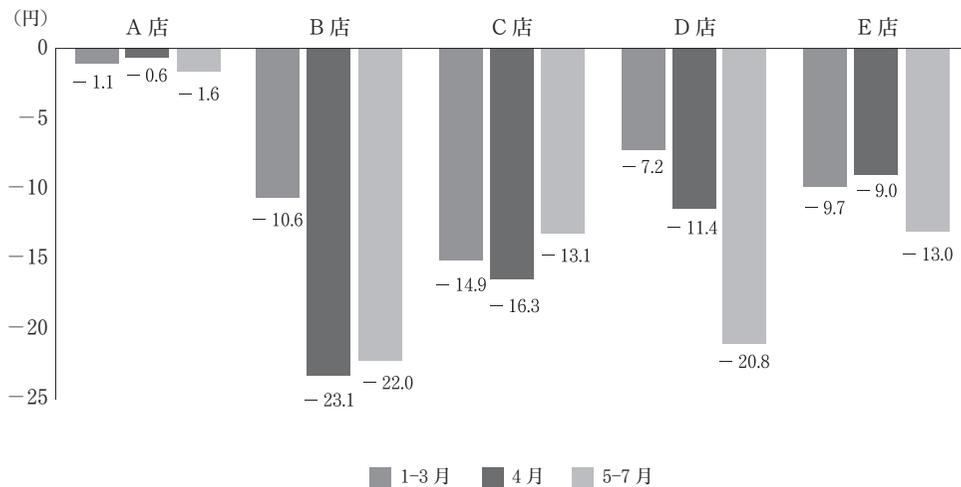
この傾向は定価と特売価格を比較した値引き額からも分かる(図10)。店舗Aにおける値引き額は、1-3月1.1円、4月0.6円、5-7月1.6円となっており、あまり値引きをしていない。一方、店舗Bでは、1-3月10.6円、4月23.1円、5-7月22.0円となっており、4月以降に値引きが拡大している。店舗Cでは、1-3月14.9円、4月16.3円、5-7月13.1円と値引き額が縮小している。店舗Dでは、1-3月7.2円、4月11.4円、5-7月20.8円と値引き額を拡大させ、店舗Eでは、1-3月9.7円、4月9.0円、5-7月13.0円と値引き額をやや拡大させている。

以上をまとめると、5店舗中、2店舗(店舗D、店舗E)では、定価を変えずに特売価格を引き下げた。1店舗(店舗B)では定価を引き下げたが、特売価格における値引き額も拡大させた。この2つのパターンが転嫁不足とする価格政策だと言える。残りの2店舗では、定価を変更せず、特売であってもそれほど値引きをしなかったか(店舗A)、あるいは定価を変えずに値引きを縮



注：1-3月、5-7月は、それぞれ3か月間の月別データの平均値を示す。

図9 特売価格



注：1-3月、5-7月は、それぞれ3か月間の月別データの平均値を示す。

図10 定価からみた特売価格の値引き額

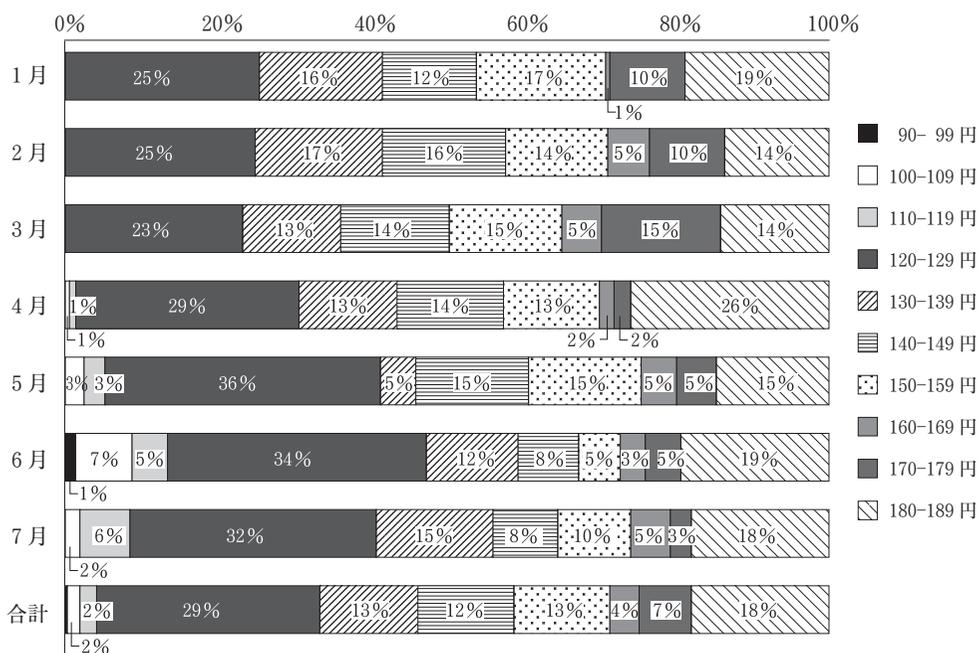
小さめることにより、転嫁をさせたもの（店舗C）である（但し、店舗Cでは7月に価格が下落している）。完全転嫁をしたのは、1店舗だけ（店舗A）であったのである。注目されるのは、この店舗Aの平均価格は5店舗中、最低であった点である。値引きの余地が限られていたのであろう。スーパーごとに仕入れ価格、マージン率は異なるので速断はできないが、残りの4店舗ではコストや利益を圧縮することにより、消費者への転嫁を回避したと思われる。経済理論によると完全競争企業は完全転嫁をする。ここで価格は最低となるが、これを今回事例でみると店舗Aがこれに相当しており、増税の前後で価格を変更することがなかった。つまり理論が示唆する通りに、完全転嫁をしたと思われる。一方、理論的には複数の可能性を指摘する不完全競争企

業が、今回事例では残りの店舗と考えられる。これらの店舗では増税後に価格を低めに設定しており、つまり転嫁不足にしている。5店舗全体でみると増税後の税込み価格はそれほど上昇しなかったのである。

#### 4.4.2 日次価格の分布

5店舗の合計ベースの日次価格（定価，特売価格）について，その分布（10円刻み）を見ておく。1月の価格帯のうち低めの価格帯である120円-129円であったサンプルの割合は25%であり，同様に2月25%，3月23%であり変化は少なかった（図11）。しかし，4月31%，5月42%，6月47%，7月41%と低価格帯が増えている。逆に，160円以上の高価格帯は，3月34%，4月30%，5月25%と推移しており，月を追うごとに顕著に少なくなっている。

店舗別にみていくと店舗Aと店舗Eでは，3月，4月，5月における価格分布には変化がない（店舗Eにおいて，価格を引き下げるのは6月以降である）。平均価格に変化がない時には価格帯の分布にも変化がなく，特売価格は前月にほぼ同じく設定されていることが見てとれる。一方，店舗B，店舗Dでは，3月から5月にかけて価格帯を引き下げている。店舗Bは，もともと特売価格を複数設定しており，それぞれの価格帯を等しく増やすことにより，価格を下げている。一方，店舗Dはあまり値引きしない店であるが，値引きをしても価格分布はなるべく定価に近い価格帯に維持する傾向が窺える。店舗Cは値上げしたケースであるが，ここでも従来の価格分布を維持する傾向がある。



注1：日次価格（10円刻み）を月次別に集計したもの。

図11 日次価格の分布（5店舗の合計）

## 5. モデル推計

### 5.1 生存率曲線に関するログランク検定

本節では、生存時間解析を用いた分析を行う。消費増税の影響について、これまでの検討により、5月以降に価格の改定頻度が上昇するなかで、税抜き価格が下落したことが示唆された。これを価格の生存時間（持続日数）の観点から検証してみる。

所要のサンプルを作成し計量分析を行う。サンプルはパネルデータであり当初価格が持続した日数だけ与えられる。サンプルをスタート月別に、1-3月、4月、5-7月の3グループに分けるが、価格の持続日数が3月末から4月上旬、あるいは4月末から5月上旬にまたがる場合には、日数が多い方のサンプルとして与えることにした。生存率曲線がグループ別に与えられるが、増税前後で価格の持続日数が有意に変化したかどうかを調べるのが、生存時間解析におけるログランク検定である。ハザード関数について特定の仮定を置かないので、ノンパラメトリック法と呼ばれる。

特売価格だけにサンプルを限定することにより、特売価格における価格設定の変化を調べることができる。あるいはサンプルを直前の価格からみて当該価格が上昇したのか下落したものに限定したり、さらに直後の価格が当該サンプルに比べて上昇したのか下落したものに限定することを考える。こういった特定の属性を有するサンプルにおいて、増税前後において生存時間が有意に異なるかどうかを検定してみた。

ノンパラメトリック法によるログランク検定の結果を示す（表7）。全サンプルを、定価と特売価格の2つのグループに区分し、それぞれの生存率曲線を描いてみた（図12）。特売価格の生

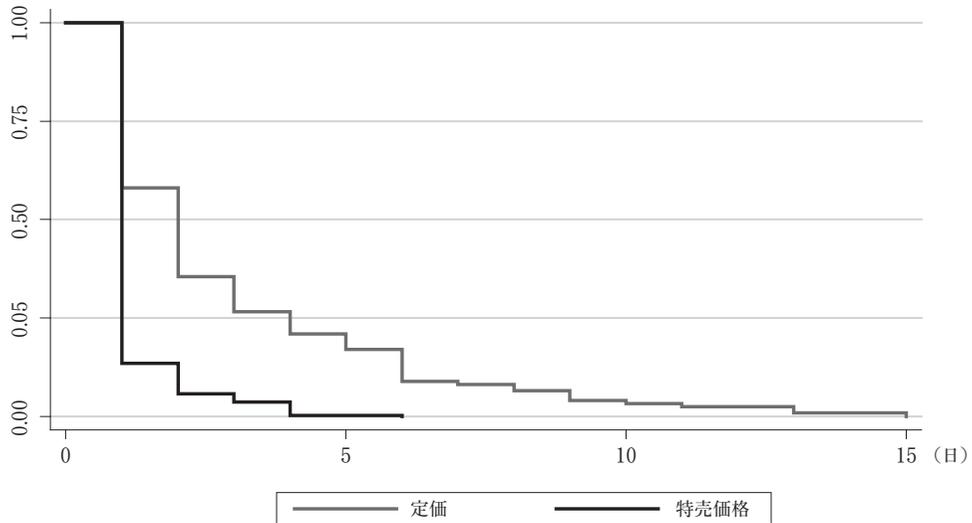
表7 生存時間解析（ノンパラメトリック法）

対象サンプル	検定グループ イベント数					ログランク検定		生存率曲線 (カプラン=マイヤー法)
	1-3月	4月	5-7月	定価	特売価格	$\chi^2$ -value	p-value	
全サンプル				124	545	118.9***	0.0%	特売価格において短期化
全サンプル	250	91	328			9.92***	0.7%	5-7月において短期化
全サンプル・除く4月	250		328			9.86***	0.2%	5-7月において短期化
定価サンプル	60		50			0.42	51.7%	
うち直前価格に比べて上昇(上に同じ)	60	14	50			0.57	75.1%	
うち直後価格が下落	59		50			0.51	47.5%	
特売価格サンプル	190		278			9.4***	0.2%	5-7月において短期化
うち直前価格に比べて上昇	67		105			1.70	19.3%	
うち直前価格に比べて下落	123		173			10.3***	0.1%	5-7月において短期化
うち直後価格が上昇	129		156			4.61**	3.2%	5-7月において短期化
うち直後価格が下落	62		122			3.87**	4.9%	5-7月において短期化

注1：\* $p < 0.1$ , \*\* $p < 0.05$ , \*\*\* $p < 0.01$

注2：価格の生存日数について、グループ間（増税前1-3月、増税直後4月、増税後5-7月）の差異をログランク検定により判定。さらに対象サンプルを定価、価格変化の属性などにより限定した。

注3：生存日数の長短の特定化は、カプラン=マイヤー法により生存率曲線を求めて判定。

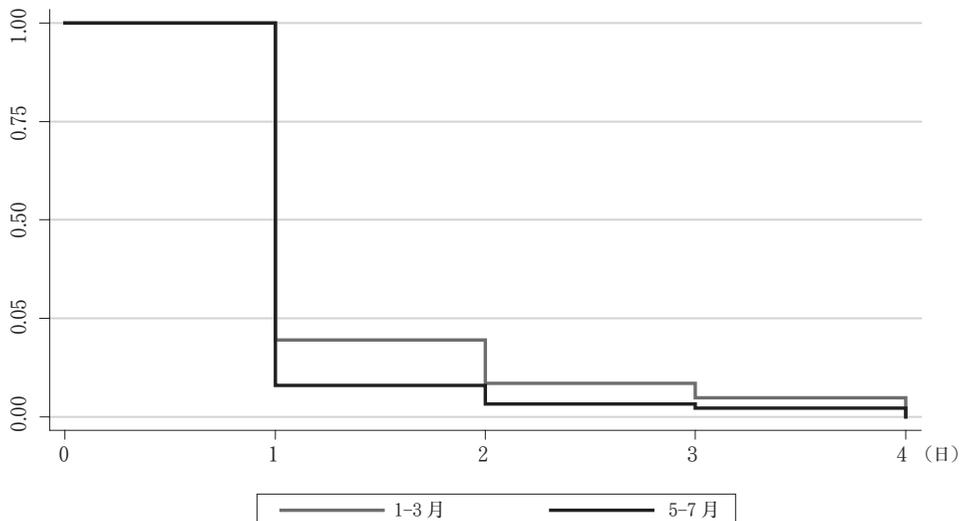


注：縦軸が生存率，横軸が生存日数。カプラン・マイヤー法による生存率曲線。

図 12 生存率曲線（定価と特売価格の違い）

存率曲線の方が原点からみて内側に位置しており，ログランク検定により，1%の有意水準にて両者には差異があること，つまり特売価格の方が生存日数が短いことを確認した<sup>(20)</sup>。

同様の検定をサンプルのスタート月別に行ったところ，生存日数は1-3月に比べると5-7月の方が有意に短いことが分かった（図 13）。この傾向は定価サンプルに限定した場合には有意ではなく，サンプルを特売価格に限定した場合には有意であった。4月と5-7月のサンプルは増税後のサンプルであり，つまり前節でみた5-7月における改定頻度の上昇（持続日数の短期化）は，



注：縦軸が生存率，横軸が生存日数。カプラン・マイヤー法による生存率曲線。

図 13 生存率曲線（特売価格における1-3月と5-7月の違い）

計量分析からみても有意であったわけである。消費税は特売価格の設定行動に変化をもたらしている。

特売価格のうち有意に短期化したグループについて考える。直前価格に比べて当該サンプルの価格が上昇したものの、下落したものの別にみると、下落サンプルにおいて5-7月が有意に短期化している。もし価格の下方への調整を意図するならば、むしろ引き下げられた当該価格の持続期間が長期化すると考えられるが、そうではなかった。一方、上昇サンプルの短期化は有意ではなかった。当該価格が上昇した場合の生存日数は5-7月になっても変化せず、下落した場合には短期化したことになる。前節における分析から、出現頻度は下落ケースが相対的に増えている。つまり、期間の短い価格引き下げを有意に増やすことによって、価格を低めに誘導したのである。

当該価格からみて直後（事後）の価格を意識した行動変化を調べてみた。直後の価格が上昇したサンプルでも下落したサンプルでも、いずれのグループでも有意に5-7月には短期化しており、これだけではどのような影響があるかは分からなかった。

## 5.2 Cox 比例ハザードモデルの推計

先述の変数群を共変量として、Cox モデルの推計を考える。生存時間解析における Cox モデルでは、ハザード関数  $h(z_i, t)$  を(1)式のように定義する。ここで生存イベントは価格の改定であり、 $z_{ij}$  は生存時間に影響を与える共変量、 $\beta_j$  はこれに対応したパラメータであり、 $t$  は時間、 $i$  はサンプルを示す添え字、 $j$  は共変量に関する添え字である。

$$(1) \quad h(z_i, t) = h_0(t) e^{\beta_1 z_{i1} + \beta_2 z_{i2} + \dots + \beta_j z_{ij}}$$

Cox モデルは、セミパラメトリック・モデルなので、基本ハザード関数  $h_0(t)$  は推計せず、 $\beta_j$  のみを推計する。今次のサンプルのうち、共変量に関する情報を完備したイベント数は669であり、これは1,037サンプルから構成される。共変量はサンプルの属性として、スタート月（1-3月、4月、5-7月の3グループ）、直前価格からの変化（上昇もしくは下落）、直後価格における変化（上昇もしくは下落）、価格タイプ（定価、特売価格）、店舗タイプ（A-Eの5つ）、数量変化（減少、変化なし、増加）を取りあげた。これらの属性が価格の持続日数の長短に与える影響の有無を調べる。

モデルの推計結果から以下が指摘できる（表8）。スタート月に関して、5-7月といったあとの方の月次になるとパラメータ推計値（ハザード比）は、有意水準10%前後で1.0以上となる。これは価格タイプや店舗タイプを考慮してもなお増税後に価格改定イベントが増えること、換言すると持続日数が短期化したことを意味する。価格タイプ別には、定価に比べると特売価格の持続日数は有意に短く、また、店舗タイプ別の持続日数にも差があることが確認できた。

直前価格からの変化については、それが下落した場合には生存日数は短くなる。これは引き下げた価格を早めに改定する傾向を示唆する。逆に、直後価格（次の価格）の影響は認められなかつ

表 8 生存時間解析 (セミパラメトリック法)

	Cox 比例ハザード・モデル					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
スタート月 (1: 1-3月, 2: 4月, 3: 5-7月)	1.073 [1.66]*		1.070 [1.57] <sup>+</sup>		1.072 [1.62] <sup>+</sup>	1.075 [1.67]*
スタート月 (1: 1-3月, 3: 5-7月)		1.074 [1.69]*		1.069 [1.56] <sup>+</sup>		
価格タイプ (1: 定価, 2: 特売価格)			1.770 [4.87]***	1.828 [4.76]***	1.623 [3.47]***	1.602 [3.37]***
店舗タイプ (1-5: A, C, D, E, B)			1.114 [3.82]***	1.103 [3.27]***	1.119 [3.96]***	1.120 [3.99]***
直前価格からの変化 (1: 上昇, 2: 下落)					1.162 [1.68]*	1.230 [2.11]**
直後価格における変化 (1: 上昇, 2: 下落)					1.002 [0.02]	0.987 [-0.15]
直前からの数量変化 (1: 減少, 2: 変化なし, 3: 増加)						0.9389 [-1.43]
ログランク $\chi^2$ -value ( <i>p</i> -value)	2.76 9.6%	2.86 9.1%	57.7 0.0%	50.5 0.0%	60.6 0.0%	62.6 0.0%
<i>n</i> (サンプル数)	1,037	887	1,037	887	1,037	1,037
<i>d</i> (イベント数)	669	578	669	578	669	669

注 1 : 上段はハザード比, 下段は *z* 値とその有意水準 <sup>+</sup>*p* < 0.15, \**p* < 0.1, \*\**p* < 0.05, \*\*\**p* < 0.01。

注 2 : スタート月について, 1-3月に1, 4月に2, 5-7月に3を与える。4月データを除いたケースについても推計している。パラメータ推計値が1.0以上であることは数値が大きい5-7月における価格改定のハザードが上昇していること, つまり持続日数が短期化していることを意味する。

注 3 : 店舗タイプについては, それぞれの平均日数を長い方から A 店, C 店, D 店, E 店, B 店の順に並び替えた。

注 4 : 各変数の比例ハザード性については確認済み。

た。さらに当該価格の提示に伴い販売数量が増加した場合には, その価格の持続日数を維持させる傾向があるが, パラメータ推計値の有意性は低かった<sup>(21)</sup>。モデル推計からは分からないが増税後には, 特売日数の割合が上昇しているが, ここで価格の持続日数を短期化させることにより, 価格水準を低めに誘導したことが示唆される。

## 6. まとめ

2015 年秋の軽減税率騒動により, 消費税率の設計は国民的な関心事項となった。単一税率から複数税率に移行する途が展望された点においても, わが国の消費税制は大きな転換点を迎えたと言える。本研究では, 消費税が完全に転嫁されることは必ずしも保証されていないという, これまで見落とされがちであった論点を取り上げた。実証分析では, 代表的な食料品のなかから食パンを選び出し, 首都圏を中心とする 5 店舗における 7 カ月間の日次 POS データを検討した。これより分かったことは, この食パン商品では 2014 年 4 月の消費増税に際して, 税抜き価格を

引き下げることにより、転嫁不足となった模様であり、そこでは定価、特売価格、価格の持続日数を操作するという複数の方法が用いられたということである。得られた知見は以下のようにまとめられる。

第1に、消費増税に伴い、税抜き価格ですら2014年4月上旬には引き上げられた。しかし、この傾向は長続きせず、5-7月になると税抜き価格はむしろ増税前を下回って、転嫁不足となっている。つまり、消費増税は一部しか消費者に転嫁されなかった。転嫁対策特別法は安値販売の広告を制限したが、増税直後にはこれが奏功して税抜き価格が引き下げられることはなかった。むしろ上昇するケースさえ生じている。増税前の3月には価格は上昇していたので、消費者からみると増税を契機として価格が高めに推移することになり、便乗値上げであると見なされた可能性すらある。むしろ価格の上昇に注意すべき商品があることが、今後の政策検討における留意点と言える。そして価格は増税1カ月後の5月になると下落している。転嫁対策の効果は1カ月間しか持続しないことがあり、消費増税が価格の混乱を招いたとすら言える。

第2に、価格を定価と特売価格に分離したところ、5店舗中4店舗において増税前後で定価を変えなかったが、残りの1店舗ではちょうど増税相当分だけ定価を引き下げた。定価不足とするための価格調整の多くは、特売価格を用いて行われている。定価データであるCPIだけから転嫁の判断をするには注意が必要であることが、改めて確認された。増税前後の価格動向は、CPI（総務省）、物価モニター調査（消費者庁）によって調べられているが、これらだけでは不十分と言える。消費者に提示される価格は高い頻度で日々変動をしており、日々価格をより注意深く分析しなくては転嫁の判断は難しい。本稿では検討することが少なかったが、特売により販売数量が顕著に伸張する商品では特に注意が必要である。

第3に、1店舗だけは定価を変えず、かつ特売価格も僅かしか引き下げなかった。この店舗は5店舗中、最低の価格を提示していた。つまり、完全競争状態に近くマージン部分が少ないと経済理論が示唆する通りに完全転嫁をしているようである。残りの店舗は、それまでに享受していたマージン部分などを値引きの原資に回した。この商品では価格支配力は値上げではなく、値下げをもたらしたと考えられる。これにより食パンの場合には転嫁不足になった点に注意が必要である。増税分の一部は、販売店やメーカーに前転される。この点は食料品への軽減税率の適用に対して教訓となりうる。税制が予定する通りには税込み価格が上昇しない商品が存在するという点である。ここから2つの政策論点が提起される。第1に、税込み価格が上昇しないならば、そもそも軽減税率を適用する必要はないということ、第2に、収益力に乏しい中小企業などに対しては転嫁不足による企業活力の低下を補う方策が求められるということである。

第4に、POS 価格の改定頻度は高く、平均的な持続日数は1.6日に過ぎない。価格の改定頻度は、増税前に比べると増税後に上昇している。価格の持続日数を縮小させ、価格の改定を間断なく実施することにより特売価格は引き下げられた。このような改定頻度と持続日数の変化は、増税直後ではなく翌月以降に発生している。価格の転嫁動向を増税直後の状況から判断することは

早計であると言えるだろう。

最後に残された課題について述べる。本研究は多数に存在する商品群のうち、ごく1商品を対象としたものである。分析対象とする店舗数や商品数を増やすことにより、検討結果の妥当性を吟味することが望まれる。また、転嫁不足ならば、それは仕入れ価格の値引きという前転か、スーパーにおける合理化、利益圧縮という消転のどちらかという問題が残された。さらに、生産者余剰や消費者余剰の変化を用いた厚生分析を行い、価格転嫁の帰着を検討することが考えられる。いずれも今後の研究課題としたい。

## 謝 辞

本稿は、日本経済学会（2016年度春季大会）における報告論文を加筆修正したものである。セッション座長、討論者を引き受けて下さった北村行伸先生（一橋大学）、宮崎毅先生（九州大学）をはじめフロアの方々、さらに本雑誌の匿名レフェリーから有益なコメントを頂いた。拓殖大学政治経済研究所（平成27年度個人研究助成）からは全面的な支援を得た。ここに記して感謝の意を表したい。本稿における誤りはすべて筆者に帰する。

## 《注》

- (1) 加藤（2012）は、益税や転嫁の実態について、先行研究を幅広くサーベイしている。
- (2) 総務省『平成24年 家計調査年報』における総世帯ベースの（食料／消費支出）の構成比。外食を含む。
- (3) 軽減税率制度の問題点については、矢野・橋本・上西・金井（2014）が参考になる。
- (4) アトキンソンは、マリーズレビューでは不完全競争を前提とする転嫁問題の扱いが小さすぎると苦言を呈している。Atkinson（2014）を参照。欧州委員会（EU）では、Berger and Strohner（2011）が、転嫁問題を扱っている。
- (5) 日本銀行「金融経済統計月報 2014年3月」における日銀試算値による。
- (6) 渡辺（2015）を参照。
- (7) 消費税転嫁対策特別措置法は、消費者に対する転嫁を阻害するような表示を禁じているに過ぎず、税抜き価格自体の決定は企業の自由としている。また、同法はどちらかという下請け叩きといった、事業者間の取引きを想定しており、末端部分であるB to Cにおける転嫁に関しては表示規制以外には有効な方策が少なく見受けられる。消費税転嫁対策特別措置法については、長澤・石井・植村・河野（2013）が参考になる。
- (8) 本稿の問題意識からは、やや外れるが消費増税のようなイベントに伴う価格改定を、状態依存型という。デフレ下での価格硬直性が高まると、状態依存型の価格改定の程度は小さくなる。消費増税にデフレ経済から脱却させるほどのインパクトがあるか否かは重要な検討課題であると思われる。
- (9) 本間・滋野・福重（1995）、金子・サリディンター（2006）は、それぞれ時系列モデルを用いた1989年、1997年の消費税増税に関する分析である。海外については、Valadkhani（2005）、Carbonnier（2007）が時系列モデルタイプの付加価値税に関する転嫁分析である。
- (10) Fabiani et al. ed.（2007）は、同じくIPN（Inflation Persistence Network）の研究成果のまとめであるが、こちらは企業アンケートを主たる研究手法とした研究成果を集めている。
- (11) Jonkerらは、「他国におけるVATによる価格効果を、さらに知ることはとても興味深いこと」と指摘している。
- (12) このPOSデータの集計値は、白石（2016b）から採録したものである。食パン製品のうち2014年

- 4月前後に連続して月次価格が得られる15商品（スーパーにおける市場シェア合計44%）の平均価格を示す。このPOS価格は、日次価格の平均なので定価と特売価格の両方を含む。
- (13) 使用データは日次データとして得られるので、閉店間際に実施されるタイムセールスといった同じ日における価格の違いを分析することはできない。
  - (14) POSデータは税抜き価格表示である。本稿では、とくに断りが無い限り税抜き価格をみる。
  - (15) 第183回国会衆議院経済産業委員会第10号（杉本和行公正取引委員会委員長答弁）。長澤・石井・植村・河野（2013）に、この経緯が紹介されている。
  - (16) 各店舗の価格データを、1-3月と4-6月の2群に分け、それぞれの平均値に関する差異検定を実施したところ、3店舗については、「両者の差分がゼロ」、「4-6月価格の方が大きい」という帰無仮説が有意水準1%にて棄却された。従って、4-6月には税抜き価格が低下したことが推察される。一方、店舗Aと店舗Cについては、前後の差異について有意に存在するという検定結果は得なかった。
  - (17) スーパーには定価が存在しないという考え方もあるだろう。多くの商品には、値引きを認めない定価ではなく、それを認める希望小売価格や参考価格が設定されている。最大価格とこれらの価格との関係の把握は今後の課題である。
  - (18) 改定頻度の捉え方として、価格が1円よりも大きく変化したものに限定する方法がある。今次データに関して3円以上変化した場合について、改定頻度を算出したが、1円変化の場合と傾向的には大きな違いがなかった。
  - (19) 「生存率」という用語は先行研究に従う。持続時間を対象とする計量分析は、医学統計学において多用されるため、こう呼ばれている。生存時間解析については、クライン、メシュベルガー（2012）、クラインバウム、クライン（2015）を参照。
  - (20) この結果は、持続日数が長い最大価格が定価の候補になりうることを意味している。
  - (21) 当期の売上数量を共変量にすると内生性問題が生じる。表8におけるモデル6の推計結果には注意が必要である。

#### 参考文献

- 阿部修人・塩谷匡介（2011）、「Homescanによる家計別の物価変化率の特徴」『経済研究』第62巻4号、pp.356-370.
- 阿部修人・外木暁幸・渡辺努（2008）、「企業出荷価格の粘性性——アンケートとPOSデータに基づく分析」『経済研究』、第62巻4号、pp.305-316.
- 加藤慶一（2012）、「消費税の転嫁に関する議論」『調査と情報 第759号』国立国会図書館.
- 金子能宏、サリディナンター・プーチット（2006）、「社会保障財源としての消費税負担の影響——消費者物価水準への転嫁の検証」『季刊・社会保障研究』、第42巻3号、pp.219-234.
- J. P. クライン、M. L. メシュベルガー著、打波訳（2012）『生存時間解析』丸善出版.
- D. G. クラインバウム、M. クライン著、神田・藤井訳（2015）『生存時間解析』サイエンティスト社.
- 才田友美・肥後雅博（2007）、「小売物価統計調査を用いた価格粘性性の計測：再論」、日本銀行ワーキングペーパーシリーズ、No.07-J-11.
- 白石浩介（2016a）、「消費税率の引き上げと消費者物価」『拓殖大学政治行政研究』第7号、pp.25-52.
- 白石浩介（2016b）、「Point-of-Sales（POS）データにみる消費増税時の価格転嫁」『財政研究』、第12巻（近刊）.
- 醍醐聡（2012）、「消費増税の大罪——会計学者が明かす財源の代案」柏書房.
- 長澤哲也・石井崇・植村幸也・河野良介（2013）、『実務解説 消費税転嫁対策特別措置法』商事法務.
- 本間正明、滋野由紀子、福重元嗣（1995）、「消費税導入による消費者物価上昇効果の分析」『経済研究』、第46巻3号、pp.193-215.
- 水野貴之・渡辺努（2008）、「オンライン市場における価格変動の統計的分析」『経済研究』、第59巻4号、

pp. 317-329.

水野貴之・渡辺努・齊藤有希子 (2010), 「価格の実質硬直性 — 計測手法と応用例」『経済研究』, 第 61 巻 1 号, pp. 68-81.

矢野秀利・橋本恭之・上西左大信・金井恵美子 (2014), 『消費税軽減税率の検証 — 制度の問題点と実務への影響をめぐって』清文社.

渡辺努 (2015), 「東大指数で分かったデフレ退治は進んでいない」『芸芸春秋』2015 年 5 月号, 芸芸春秋社.

総務省, 「消費者物価指数」.

日本銀行「金融経済統計月報」2014 年 3 月号.

第 183 回国会衆議院経済産業委員会第 10 号 (2013), (杉本和行公正取引委員会委員長答弁, 平成 25 年 4 月 26 日).

日経メディアマーケティング社, 「日経 POS 情報」.

Abe, N. and A. Tonogi (2010), “Micro and Macro Price Dynamics in Daily Data”, *Journal of Monetary Economics*, vol. 57, pp. 716-728.

Álvarez L. J., P. Burriel and I. Hernando (2005) “Price Setting Behavior in Spain — Evidence from Micro PPI Data”, *Working Paper Series* No. 522, European Central Bank (Frankfurt, Germany).

Atkinson, A. B. (2014), *Public Economics in an Age of Austerity*, Routledge (Oxon, UK).

Bunn, P. and C. Ellis (2012), “Examining the Behaviour of Individual UK Consumer Prices”, *The Economic Journal*, vol. 122, F35-F55 (Oxford, US).

Berger, J. and L. Strohner (2011), “The effect of VAT on price-setting behavior”, in: Institute for Fiscal Studies, eds., *A Retrospective evaluation of elements of the EU VAT System*, TAXUD/2010/DE/328, Chapter 8 (Institute for Fiscal Studies, London).

Carbonnier, C. (2007), “Who pays sales taxes? Evidence from French VAT reforms, 1987-1999”, *Journal of Public Economics*, Vol. 91, pp. 1219-1229.

De la Feria (2013), “EU VAT Rate Structure: Towards Unilateral Convergence?”, *Working Paper* 13/05, Oxford University Center for Business Taxation (Oxford).

Dhyne, E. D., L. J. Alvarez, H. Le Bihan, G. Veronese, D. Dias, J. Hoffmann, N. Jonker, P. Lunnemann, F. Rumler and J. Vilmunen (2006), “Price Changes in the Euro Area and the United States: Some Facts from Individual Consumer Price Data”, *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 20, No. 2, pp. 171-192.

Fabiani, S., C. Loupias, F. Martins and R. Sabbatini ed. (2007), *Pricing Decisions in the Euro Area — How Firms Set Prices and Why*, Oxford University Press (New York, US).

Jonker, N., C. Folkertsma and H. Bligenberg (2004), “An Empirical Analysis of Price Setting Behavior in the Netherlands in the period 1998-2003 Using Micro Data”, *Working Paper Series*, No. 413, European Central Bank (Frankfurt, Germany).

Klenow, P. J. and B. A. Malin (2010), “Microeconomic Evidence on Price-Setting”, in: B. M. Friedman and M. Woodford eds., *Handbook of Monetary Economics*, Vol. 3A (Elsevier, Amsterdam).

Nakamura E. and J. Steinsson (2008), “Five Facts about Prices: A Reevaluation of Menu Cost Models”, *The Quarterly Journal of Economics*, vol. 123(4), pp. 1415-1464.

Mirrlees, J. A. (chair) (2010), *Dimensions of Tax Design*, Oxford University Press (Oxford, UK).

Mirrlees, J. A. (chair) (2011), *Tax by Design*, Oxford University Press (Oxford, UK).

Stahl, H. (2005), “Time-Dependent or State-Dependent Price Setting? — Micro-Evidence from German Metal-Working Industries”, *Working Paper Series* No. 534, European Central Bank

(Frankfurt, Germany).

Sudo, N, K. Ueda and K. Watanabe (2014), “Micro Price Dynamics during Japan’s Lost Decades”, *Asian Economic Policy Review*, vol. 9, pp. 44–64.

Valadkhani, A. (2005), “Goods and Services Tax Effects on Goods and Services Included in the Consumer Price Index Basket”, *The Economic Record*, vol. 81, no. 255, S 104–S 114 (Australia).

(原稿受付 2016年7月20日)

# 「最後の貸し手」機能と 現代のセントラル・バンキング

— バジヨットを再考し、中央銀行の本質を考える —

小栗 誠 治

## 要 旨

本稿は、異次元緩和等の非伝統的金融政策が支配的な現在の状況のもと、中央銀行の金融システム安定化政策のコアであり、市場の実践の中で大きく進化してきた「最後の貸し手 (Lender of Last Resort)」機能について考察を行う。まず、中央銀行の「最後の貸し手」機能に関する金字塔といえるバジヨットの学説（「金融危機の動揺を防ぐために、中央銀行は、ソルベントであるが一時的な流動性不足〈solvent but illiquid〉に陥った銀行に対し、優良担保をもとに、高金利〈ペナルティ・レート〉で、無制限に貸出を行うべきである」）について詳細に分析する。次に、日本銀行の「最後の貸し手」機能に対する考え方と「最後の貸し手」機能を規定する日本銀行法第37条、第38条を吟味した後、バジヨット原則と日本銀行原則を比較検討する。さらに、金融資本市場の深化とグローバル化を背景に「最後の貸し手」概念の拡張された「最後のマーケット・メーカー」と「最後のグローバルな貸し手」について検討する。これを通じて「最後の貸し手」機能の面から捉えた中央銀行の本質を指摘し、今日における中央銀行のあり方を考える視座を提供する。

キーワード：最後の貸し手、バジヨット、ソルベンシー、流動性、システムミック・リスク

## I はじめに

日本銀行をはじめ世界の中央銀行は、日本のバブル崩壊以降あるいは今次金融危機以降、幾度となく「最後の貸し手 (Lender of Last Resort)」機能（以下、LLR 機能という）を発動してきた。中央銀行の本質的な性格は市場の中でバンキング業務を行うことにあるが、LLR 機能は金融機関や市場に対し信用を供与するバンキング業務そのものといえる。金融資本市場の深化とグローバル化が進展する中、中央銀行の LLR 機能の発動対象先や発動手段も拡がりを見せ、LLR 機能も従来の銀行を対象とした概念のほか、「最後のマーケット・メーカー」や「最後のグローバルな貸し手」へと拡張してきた。

本稿は中央銀行の金融システム安定化政策のコアであり<sup>①</sup>、市場の実践の中で大きく進化してきた LLR 機能について考察を行う。とりわけ、異次元緩和等の非伝統的金融政策が支配的な現

在の状況のもとで、改めて中央銀行の LLR 機能に関する金字塔ともいえるバジヨットの学説に立ち戻り詳細な分析を加えるとともに、日本銀行の LLR 機能に対する考え方を検討する。これを通じて LLR 機能の面から中央銀行の本質を指摘し、今日における中央銀行のあり方を考える視座を提供する。

なお、中央銀行の LLR 機能は金融システム安定化政策への対応措置としてだけでなく、日常的な市場調節のためのオペレーションや貸出もまた LLR 機能と見ることができるが、本稿では伝統的な前者の LLR 機能に焦点をあてる。

本稿の構成は以下のとおりである。次の II では LLR 機能の根拠とモラルハザードについて理論的に整理する。III では LLR 機能のあり方に関する 4 つの見解を紹介し、検討する。IV では LLR 機能に関するバジヨットの原則に焦点をあて、ソルベンシーの識別、優良担保、ペナルティ・レートの各論点について詳細な分析を加え、筆者の解釈を示す。V では LLR 機能に関する日本銀行の考え方を指摘し、日本銀行原則とバジヨット原則を比較検討する。VI では LLR 機能を規定する日本銀行法第 37 条、第 38 条の内容を詳しく吟味する。VII では LLR 概念の拡張された「最後のマーケット・メーカー」と「最後のグローバルな貸し手」について検討する。最後に VIII では中央銀行の LLR 機能の本質と課題を述べる。

## II LLR の根拠とモラルハザード

### 1. LLR の起源と進化

キンドルパーガー＝アリバー（Kindleberger & Aliber）によれば、「最後の貸し手（Lender of Last Resort）」という言葉は、「フランス語の『終審』（dernier resort）、つまり上告できる最後の司法機関をあらわす用語に由来しているが、完全に英語化され、今では借り手の権利よりも貸し手の責任に重きが置かれている」<sup>(2)</sup>。LLR という概念に関する古典的な考察は、まず 19 世紀初頭にソーントン（Thornton）によって行われ、その後バジヨット（Bagehot）の『ロンバード街——金融市場の解説』（1873 年）において発展した<sup>(3)</sup>。バジヨットは、LLR 機能とは最終的な準備の保持者である中央銀行が危機時にあらゆるソルベントな先に対して貸出を行う権限でありかつ義務であると規定し、次のように述べている<sup>(4)</sup>。

「イングランド銀行と大衆のあいだで、次の点が明確に理解されなければならない。それは、イングランド銀行が最終的な銀行支払い準備を保有していることをふまえ、この保有が暗示する同銀行の義務を認識し、それにもとづいて行動すること。つまり、銀行業の明らかな原則に従い、外国からの請求があった際には準備を十分に補充し、国内の恐慌時には、準備を自由に、また迅速に貸し付けることである」。

バジヨットの見解は金本位制のもとで提唱されたものであるが、バジヨット以降も、LLR の概念は、基本的にバジヨットの理論を基礎としつつ、金融市場の発展やグローバル化の中で進化してきた。

キンドルバーガー＝アリバーは「過去 200 年以上にわたる『中央銀行の技術』の発展で特筆すべきは、最後の貸し手という概念の進化である」と指摘している<sup>(5)</sup>。バーナンキ (Bernanke) は、連邦準備制度理事会議長当時、「バジヨットの原則に従えば、金融パニックを停止することができます」と述べ<sup>(6)</sup>、「米国の 1930 年代の大恐慌の教訓の一つは、金融パニックにおいては、中央銀行は、取付けを止め、金融システムの安定化を図るためにバジヨットのルールにしたがって自由に貸し出しすべきだということでした」と指摘している<sup>(7)</sup>。さらにバーナンキは、現代においては銀行以外の金融機関の危機に対してもバジヨット原則に基づいて行動したと述べている。すなわち、「わが国の金融システムは連邦準備が設立された 1913 年当時に比べてより一層複雑なものとなっています。現在、市場には他に多くの種類の金融機関が存在します。危機は昔の銀行危機と似ていると申しましたが、危機はまったく異なった種類の企業、違った制度的環境下で生じていたのです。したがって、連邦準備は割引窓口以上のことをしなければなりません。われわれは他のたくさんのプログラムをつくらなければなりません。特別流動性機能と特別信用機能は、われわれが銀行以外の金融機関にバジヨット・ルールに基づいて貸し出しできるようにしたものです<sup>(8)</sup>」。キング (King) 前イングランド銀行総裁は、今次金融危機を回顧した著書『錬金術の終焉 ― 貨幣、銀行およびグローバル経済の将来』(2016 年)において、将来の金融危機への対応を考えた場合、中央銀行の LLR 機能に関する従来の「バジヨット原則」はアップデートされるべきであると述べ、中央銀行は「年中無休の質屋 (pawnbroker for all seasons, PFAS)」として機能すべきであるとの大胆な金融改革を提唱している<sup>(9)</sup>。キングは、金融システム安定化の観点から 1 年以下の短期固定債務を発行する金融機関は中央銀行に完全に保護されるべきであると指摘し、中央銀行は PFAS として幅広い担保さえあれば「いつでも」、「誰に対しても」貸出を行うべきであると主張している。PFAS 機能を迅速に行うため 1 年以下の短期固定債務を発行する金融機関は平常時から担保を中央銀行に差し入れておかねばならない。金融に熟知したセントラルバンカーが提示したこの LLR の大胆な改革案は、深い内容を有するだけに十分検討する価値があるものの、紙幅の関係からそれは別稿に譲らざるを得ない。

## 2. LLR 機能が必要な根拠

LLR 機能の検討を進めるに先立ち、本稿全体を貫くキーワードである「ソルベンシー (solvency)」と「流動性 (liquidity)」の概念およびその識別についてあらかじめ説明しておきたい。

「ソルベンシー (solvency)」(ソルベント <solvent>) とは経済主体の最終的な「支払能力」を意味する言葉である。例えば、金融機関がソルベントの状態にあるとは、その経営が健全であり、したがって債務超過といった状態に陥っていないことを表しており、逆にインソルベント

(insolvent) の状態にあるとは、金融機関が経営破綻の状態にあり、何らかの形で資本 (capital) の増強を不可欠とする状態にあることを表している。このようにソルベンシー問題は経営の健全性に関わる問題を意味している。

他方、「流動性 (liquidity)」とは経済主体の「その時々支払いを要する資金の利用可能性」を表す言葉であり、例えば金融機関が流動性不足 (illiquidity) の状態にあるとは、経営自体は健全であるものの、支払資金 (準備 <reserve>) が一時的に不足している状態にあることを指している。つまり、流動性問題は資金繰りに関わる問題とすることができる。論理的には、流動性不足に陥った金融機関は、ソルベントである限り、一時的な流動性不足さえ乗切れば破綻を回避することができる。

中央銀行が金融システム安定化のために行う資金供給は、基本的に「流動性不足」に対処するためのものであり、「支払能力の毀損」に対処する資本増強支援は原則として政府の役割である。

もっとも、本稿で詳しく検討するように、「ソルベンシー」と「流動性」の両者を明確に識別することは実際には困難なことが多く、難しい問題も孕んでいるが、少なくとも概念的には上記のように理解することができる。

さて、金融システムの安定を確保するために、なぜ中央銀行や政府の LLR 機能が必要なのだろうか。その根拠として次の2点を指摘することができる<sup>(10)</sup>。

第1は、情報の非対称性の存在である。危機時において、ソルベントな銀行が預金取付けやインターバンク市場の流動性枯渇に対して脆弱となってしまうのは、情報の非対称性の存在によるものである。これにより健全な銀行がインソルベントに陥り、銀行の株主の厚生を損失をもたらすことになる。

例えば、銀行の取付けを考えてみよう。銀行の顕著な特徴は、その資産の大部分が市場性の低い長期貸付であるのに対し、負債の大部分は引出しに制約のかからない短期資金で構成されている点にある。さらに、預金は、「早い者勝ち」で払い出される仕組みとなっている。こうした銀行のバランスシートの性質により、銀行は取付けに対して脆弱である。通常、銀行の資産の多くは市場性が低いため、銀行取付けは資産の「投げ売り」(fire sale) 価格での処分を招き、さらには、実際に健全な銀行であってもインソルベントになってしまう危険がある。こうしたことは社会全体にとっての厚生を損なうことにもなりかねないため、中央銀行等の公的セクターによる介入が正当化される。このように、預金の性質や銀行の資産内容に関する情報の不完全性によって、ソルベントな銀行にも取付けは発生し得るのである。

第2は、システミック・リスクの存在である。ソルベントな銀行の破綻により、金融市場全体の安定がリスクに晒されることがある。金融市場の不安定化が拡がれば、決済システムの円滑な遂行やリスクの効率的なプライシングによる貸し手と借り手との間の信用仲介といった主要な機能を果たすことが不可能となる。こうした問題は、特定の大規模な金融機関や、小規模な金融機関のグループの破綻が、直接の信用・決済エクスポージャーや伝染 (contagion) を通じて他の

金融機関に対し波及効果をもたらすことにより生じる可能性がある。伝染とは、ある銀行が破綻した場合、預金者が他の銀行と当該銀行との間に類似性を見出せば他の銀行の取付けに波及しかねず、こうしたリスクの波及により取付けが拡大し、複数の銀行がドミノ的に影響を受ける現象をいう。

決済システムにおけるシステムック・リスクは次のような特性を有している。

- ① システムック・リスクの原因は、参加者の倒産に限らず、コンピュータシステムのダウンや事務ミス等多様な要因が考えられる。このため、個別金融機関がリスクの渦中でリスクの発生原因を正確に知ることは難しく、それが混乱を大きくする惧れがある。
- ② システムック・リスクの影響を受ける先は、リスクの発生源となった先と直接相対していない場合が多い。このため、システムック・リスク削減については、自己の対応だけでなく、他の参加者の対応に依存するという一種の「外部性」が存在する。
- ③ システムック・リスクは予期せず波及してくるから、信用力に問題はなくても、資金等の調達が時間的に無理なために決済できなくなることも多い。つまり、システムック・リスクにとっては、時間的な制約が大きな意味をもつ。
- ④ 金融機関の支払不能は、実際に財務状況の悪化や倒産という事態が生じなくても、そうした惧れがあるとの懸念が市場に広まることにより、流動性の調達が困難となり、その影響がシステムック・リスクとして他へ波及する場合もある。このため、システムック・リスク防止のためには、金融機関に対する信認の維持がとくに重要である。

システムック・リスク顕現化の源、またその波及経路となる与信・受信関係を生み出すのは金融機関自身であり、その影響、恩恵を直接受けるのも金融機関であるため、システムック・リスクの顕現化を防ぐことも金融機関自身で対応することが可能であれば、公的なセーフティネットは不要といえる。しかし、システムック・リスクには上記のような特性があることから、個別金融機関の対策のみでは対応しきれない場合があり得る。ここに、中央銀行や政府の公的セーフティネットの必要性が存在する。

LLR 支援は、上記のような市場の失敗や外部効果を低減させる対策が取れないことに加え、介入により得られるベネフィットがそれにより生じる直接の損失やモラルハザードといった潜在的なコストを上回る場合にのみ正当化されるものである。中央銀行は、国内の無リスクの準備通貨の独占的な供給者であり、原則として、金融システムに対し無制限の流動性を供与することができることに加え、監督情報へのアクセスがあるため市場よりも情報優位にある可能性が高いことから流動性の供給者として LLR 機能の役割を果たすのにもっとも相応しい主体である。

### 3. モラルハザード

LLR 機能の発動にあたり最も大きな問題はモラルハザードの存在である。モラルハザードは、何らかの保険を供給することが被保険者の予防的行動を変えてしまうことにより、付保対象であ

るイベントが発生する確率を高めるような場合に生じる<sup>(11)</sup>。

LLR 機能が過度に寛大に実施された場合、銀行は中央銀行からの流動性支援を「当然のこと」として期待するようになる惧れがある。もし流動性支援が市場取引より有利となるまで拡張されれば、それはもはや最後の貸出とはいえない。後ほど詳細に検討するようにバジヨットの原則が、貸出はペナルティ・レートで実施されるべきであると提言しているのも、この理由からである。バジヨットは、これにより中央銀行の流動性へのアクセスを合理的なものとし、モラルハザード問題を減少させることができると考えたのである。

モラルハザードを限定する1つの方法は、「建設的曖昧さ」(constructive ambiguity)を採り入れることである。支援供給について不確実な要素を導入することにより、原理的には銀行に規律ある行動をとらせるプレッシャーが維持されることになる。それは個別の銀行は自分が救済されるか否かを知らないためである。こうした「建設的曖昧さ」は、慎重さに欠ける経営を行ってきた銀行の経営陣や株主を「罰する」手続きと組み合わせて実施することにより、その効果を一段と発揮する。また、中央銀行や政府にとってのコストは、公的なセクターだけでなく民間からも流動性支援(民間セクターによる協調融資)を引出すことにより低下させることができる。

### III LLR 機能の発動等に関する考え方

中央銀行のLLR機能は、歴史的にみれば必ずしも中央銀行の本来的に与えられた機能と考えられてきたわけではない。LLR機能が認識され始めたのは、中央銀行の発券機能と比べてもかなり後になってからのことである。

中央銀行の原型であるイングランド銀行は、1694年の設立時に発券業務＝通貨発行権を付与されたが、18世紀の末までは「最後の貸し手」としての機能や責任を進んで果たそうとはしなかった。しかし、1793年の恐慌以降、イングランド銀行は政府の財政事務を扱う特権機関としてロンドン金融市場を維持する(主として国債価格の暴落防止)という見地から、この機能を果たすようになり、また19世紀後半には「銀行の銀行」として金融制度全般の信用保持の必要性をしだいに意識するようになった。それでもイングランド銀行は義務の限界を認識し、「ためらいつつ責任を果たし、時には後戻りしたこともあった」<sup>(12)</sup>。イングランド銀行のLLR機能が明白に確認されたのは、1873年のバジヨットの著作『ロンバード街——金融市場の解説』においてである。この中でバジヨットは19世紀中頃(1847, 1857, 1866年)に生じた恐慌においてイングランド銀行が果たした役割に言及し、中央銀行が不可欠の業務としてLLR機能を有することを理論的に明確に指摘した。この考え方は、1890年のいわゆるベアリング恐慌時にイングランド銀行によって受容されることとなり、それ以降イングランド銀行のLLR機能について疑問をさしはさむものはなく、また各国中央銀行も進んでその責任を果たすようになった。

なお、中央銀行が金利政策などの「金融政策」の機能を果たすようになったのはさらに遅く、

例えば「イングランド銀行は1914年までは現在意味するような中央銀行ではなかった」<sup>(13)</sup>のである。

中央銀行のLLR機能は、バジヨットによりその概念が確立された後、論者により様々な主張がなされてきたが、ボルドー（Bordo）はLLR機能のあり方に関する主要な見解を、以下の4つに分類している<sup>(14)</sup>。

### 1. 古典派の見解（バジヨット）

第1は、バジヨット（Bagehot）に代表される古典派の見解である。バジヨットの考え方は本稿のIVにおいて詳細に考察するが、そのエッセンスは、「LLRとしての中央銀行は、金融危機が生じた場合、システム全体の危機に対応するため、ソルベント（solvent、支払能力あり）であるが一時的な流動性不足（illiquidity）に陥った先に対して、優良な担保をもとに罰則的な高金利で必要な資金を無制限に供給すべきである」という主張である。

フリードマン＝シュワルツ（Friedman and Schwartz）によれば、19世紀における部分準備預金制度と単一店舗主義のもとで発生した米国における5回の銀行パニックのうち、ニューヨーク手形交換所による手形交換所証書（clearing certificate）の発行と支払停止措置、および財務省による公開市場操作によって2回の危機は回避されたものの、3回の危機は回避されなかった。その後Fedの創設と預金保険制度の導入以降、金融パニックは回避されるようになったが、シュワルツはFedが「最後の貸し手」機能を果たしたことの要因が大きいとしている。また、メルツァー（Meltzer）は、中央銀行はインソルベントな銀行を倒産させるべきであり、これがソルベントな先を連鎖倒産させるとすれば、それは中央銀行がバジヨットの原則に反する行動をとっているからであると指摘している。

ただし、危機発生時においてはインソルベンシー（insolvency、支払能力の欠如）と流動性不足（illiquidity）を明確に識別できにくいケースが少なくないため、古典派の見解ではこの問題にどう対応するかという課題がある。

### 2. インソルベント銀行支援派の見解（グッドハート、ソロー、ニューヨーク連銀）

第2は、そもそもインソルベンシーと流動性不足の識別が危機時には困難であることを考えれば、LLRはソルベントな先だけでなくインソルベントな先へも貸出を行うべきであるとする考え方である。これはグッドハート（Goodhart）やソロー（Solow）の見解あるいはニューヨーク連銀の見解である。

グッドハートは、銀行を他の経済主体と分離し、銀行に対してのみ中央銀行のサポートが要請される根拠は何かという観点からLLRの議論を説き起こしている。すなわち、銀行は借り手、銀行自身および預金者の利益のために、実質価値の不確実な資産（主として貸出）と名目価値を保証した負債（主として預金）とを保有するが、このようなポートフォリオ構成は、取付けやシ

システム危機を招く危険を内蔵している。このリスクが顕現化すると、預金者のみならず銀行からの借り手も重大なダメージを受け、経済全体に深刻な影響が及ぶことになる。中央銀行は、こうした事態を防ぐために、個別のインソルベントな先も救済する責務を負っており、それが中央銀行の LLR 機能に他ならない。グッドハートの見解は、金融システム全体へのリスク波及の有無に関わりなく中央銀行はインソルベントな個別行も救済する責任を負っているとする点で極めて特徴的である。

一方、ソローの見解は、LLR 機能を金融システム全体のリスクに対して発動されるべきものと位置付けつつ、あらゆる銀行倒産は金融システム全体を危機に陥らせる可能性があるとして、インソルベントな先の救済も肯定している。

インソルベント銀行支援派の見解では、危機時には流動性不足とインソルベンシーの識別は実際上不可能である点に大きな特徴がある。

ただし、インソルベントな先へも貸出を行う場合、モラルハザードの問題が深刻となり、これを回避するための規制・監督のコストが極めて高くなる。

### 3. 公開市場操作派の見解（グッドフレンド、キング、リッチモンド連銀）

第3は、LLR は中央銀行による個別金融機関への貸出によって対応するのではなく、公開市場操作による金融システム全体への流動性供給の実施に限定すべきであるとする考え方である。これはグッドフレンド（Goodfriend）とキング（King, R. G.）の見解あるいはリッチモンド連銀の見解である。

この見解においては、中央銀行の金融政策（monetary policy）とバンキング政策（banking policy）の区別が重要なポイントとなる。両者の違いは、金融政策がマネタリーベースの総量を変化させる政策であるのに対し、バンキング政策はマネタリーベースの総量を変化させない政策（不胎化貸出）、すなわち中央銀行の資産構成の変更、金融規制、銀行監督などをいう点にある。金融システム全体の安定性に深刻な影響を及ぼす危機を回避するためには、現金通貨に対する要求を満たすべく中央銀行がマネタリーベースを供給する必要がある、これは金融政策の発動である。こうした中央銀行の機能はバジヨットが唱えた LLR 機能と合致し、結局、金融危機時における LLR 機能は金融政策の発動によって果たされるということが出来る。これに対しバンキング政策はマネタリーベースの総量を変化させない政策であるから金融危機への対応策とはなり得ない。

もちろん、マネタリーベースの総量を変化させようとする場合、公開市場操作でなく貸出によっても LLR 機能を果たし得るが、それには規制・監督のコストがかかるうえ、今日の効率的なマーケットはマネタリーベースの効率的配分を可能にするから、あえて貸出という方法を用いる必要はない。

この見解の問題点は、民間部門は中央銀行による個別的な LLR 機能を完全に代替できると仮

定するところにある。現実には、情報の非対称性の存在などから、この仮定が必ずしも満たされるものでない可能性が高いことを考慮すれば、中央銀行の個別先への貸出による LLR 機能は依然として有用であると考えられる。

#### 4. フリーバンキング派の見解（ハイエク、ホワイト、セルジン）

第4は、フリーバンキング派の見解であり、LLR 不要論である。この見解では、通貨発行の独占を廃止することによって中央銀行は消滅することを前提に、LLR の機能を果たす主体は不要であると主張する。これはハイエク（Hayek）、ホワイト（White）、セルジン（Selgin）等の見解である。フリーバンキング派によれば、自ら規制によって中央銀行を作り、それによって本質的に不安定な金融システムを構築したがために、LLR 機能の発動が要請されるような事態が生じるのである。したがって、これらの規制を撤廃することが最も重要なことであり、フリーバンキング制度のもとでは、LLR 機能を果たす中央銀行は存在せずとも、銀行間の資金貸借市場が自然に発生することになる。

古典派の見解のバジヨットも、当時の英国の銀行システムが理想的なものであるとは決して考えていなかった。バジヨットは現存するイングランド銀行を頂点とした単一準備制度よりもフリーバンキング制度と多数準備制度が理想であると考えていた。ではバジヨットはフリーバンキング制度と多数準備制度を積極的に提言したかといえば、決してそうではなかった。バジヨットは「私はそうしたことを提言しているわけではない。それは子供じみた考えだと承知している」と述べている<sup>(15)</sup>。現在の金融システムは国民の信頼を得ており、長い年月をかけて蓄積された「社会的資本」の貴重な形態であるとバジヨットは考えていた<sup>(16)</sup>。「バジヨットは自由銀行論者からその想源として呼び返されることすらあるようである。バジヨットは『ロンバード街』のなかで多数準備制こそが『自然的制度』であると自ら述べてもいる。しかし、そうした局所的な言明とは別に、『ロンバード街』は全編これフリーバンキング批判の書であることが見逃されてはならない」<sup>(17)</sup>。とはいえ、セントラル・バンキング論とフリーバンキング論をともに併記するところにバジヨットの特長ともいえる両義的な態度がよく示されている<sup>(18)</sup>。

LLR に関する諸見解は大別すれば以上のとおりである。本稿では、以下、金融危機時における中央銀行の行動に関し、金融学説上の主流を成すとともに実際上も中央銀行の行動原則の基を形作っているバジヨットの考え方に焦点をあて、中央銀行の LLR 機能を詳しく検討する。さらにこれを通じて中央銀行の本質を探ることを試みたい。

## IV 「バジヨット原則」再考

### 1. バジヨット原則

バジヨット（Bagehot）は、その著書『ロンバード街 — 金融市場の解説』（1873年）におい

て、金融危機時に中央銀行のイングランド銀行が採るべき LLR 機能の発動について、要約すれば、次のような「バジヨット原則」と呼ばれる基本原則を主張した。すなわち、「金融危機の動揺を防ぐために、中央銀行は、ソルベントであるが一時的な流動性不足 (solvent but illiquid) に陥った銀行に対し、優良担保を取り、高金利 (ペナルティ・レート) で、無制限に貸出を行うべきである」。

バジヨット自身は『ロンバード街 ― 金融市場の解説』において上記の要約したバジヨット原則を次のようにもっと記述的な形で述べている。これは同書の中でも最も重要な部分である<sup>(19)</sup>。

「イングランド銀行も、恐慌時には他の同種の銀行がすべきこと、つまり、『大衆に対して、自行の準備から自由に、また積極的に貸し付ける』という義務を果たさなければならない。……その目的とは、恐慌を食い止めることである。貸付によって、可能ならば恐慌を終息させるべきなのだ。この目的のために二つの原則がある。第1に、これらの貸付は非常に高い金利でのみ実施すべきである。高金利の貸付は、過度に臆病になっている人々に対しては重い罰金として作用するため、貸付を必要としない人々からの融資申し込みの殺到を防ぐことができる。貸付金利は恐慌の初期のうちに引き上げ、この“罰金”が早くから支払われるようにする。十分な対価を支払わないまま、無益な用心のために資金を借り入れる者が出ないようにして、銀行支払い準備を可能なかぎり保護するのである。

第2に、この高金利の貸付は、あらゆる優良な担保に基づき、また大衆の希望にすべて応じられる規模で実施すべきである。その理由は明白だ。貸付の目的は不安の抑制であるため、不安を生じさせるようなことはすべきではない。しかし、優良な担保を提供できる人への貸付を拒否すれば、不安が発生する。不安が蔓延する時期には、この拒否の知らせは金融市場全体にあっという間に広まる。このニュースは、発信者ははっきりしなくても、ものの30分で四方八方へ広まり、いたるところで不安が強まる。イングランド銀行が最終的に損失をこうむるような貸付をする必要はまったくない」。

上記の LLR 機能に関する金字塔ともいうべき『ロンバード街 ― 金融市場の解説』における「バジヨット原則」に関し、以下では、ソルベンシーと優良担保、LLR 貸出の担保評価、流動性不足とインソルベンシーの識別、ペナルティ・レートの各論点について詳細な検討を加え、筆者の解釈を示したい。

## 2. バジヨット原則の検討

### (1) ソルベンシーと優良担保

バジヨットは、中央銀行の LLR 貸出は「ソルベントであるが一時的な流動性不足 (solvent but illiquid)」に陥った金融機関に対して優良担保を徴求して行うべきとしている。まず確認し

ておくべき重要なことは、「中央銀行の貸出対象がソルベント」であるということの意味合いである。貸出対象の健全性という場合、2つのケースを考えることができる。

1つは貸出対象が「貸出先」を指すものと考え、「貸出先が健全である」と考えるケースである。これはソルベントの最も典型的なケースで、中央銀行の貸出先自身が健全であるため貸出金の返済も順調である場合である。中央銀行がこうした金融機関に対してLLR貸出を実施しても一時的な流動性不足さえ解消されれば元の正常な状態に戻るため、LLR貸出の返済も順調に行われることになる。もう1つは貸出対象が「貸出金」を指すものと考え、「貸出金の回収が可能である」という意味での健全性」を考えるケースであり、これは返済可能性（融資が返ってくるか否か）を基準としたものである。このケースでは、中央銀行の貸出先の健全性は明白でないものの（場合によっては破綻状態の可能性もあり得る）、貸出先から徴求した担保は優良なので、万一の場合はこれを処分することにより貸出金の回収を図ることができる。

もし、ソルベントの意味合いを「貸出先の明白な健全性」を意味するものと厳格にとらえるならば、前者のみがソルベントに適合することになる一方、ソルベントの意味合いを「貸出金が回収できること」と解釈するならば、前者のみならず後者も適合することになる。

ソルベントの第一義的な意味合いは前者であり、バジヨットもそれがLLRの基本原則であると考えている。しかし、金融危機発生時には金融機関のソルベンシーの判断が極めて難しいことや『ロンバード街——金融市場の解説』における「イングランド銀行が最終的に損失をこうむるような貸付をする必要はまったくない」<sup>(20)</sup>という指摘を考慮すれば、たとえ貸出先のソルベンシーが不明の状態に陥っていたとしても、貸出金が優良担保で保全され回収が確実とみられる場合であれば、これも広義のソルベントの状態にあるとみなして、バジヨットは金融危機時におけるLLR貸出の実施を認めていると解釈することもできる。

さて、金融機関がソルベントであるか否かは、一般的に当該金融機関が「債務超過」の状態に陥っているか否かで判断される。債務超過とは資産が負債を下回る状態であるが、負債額は一般的に確定しているため、結局、資産の価値を適正に評価すればソルベントか否かの判断が可能となる。資産の良し悪しの評価は、最も典型的な貸出の場合、貸出先自身からの返済が可能か否かによりソルベンシーが判断される。しかし、もしそれが困難な場合でも、返済可能性（融資が返ってくるか否か）を基準に採れば、最終的には貸出の担保の良し悪し如何で広義の意味でのソルベンシーが判断できることになる。中央銀行のLLRの貸出先が健全（債務超過でない）でかつ優良担保を徴求していれば、そのLLR貸出は第一義的な意味でソルベントの状態にあることはもとより、たとえ貸出先が健全でなくとも優良担保を徴求していれば、この場合のLLR貸出も広義の意味でソルベントの状態にあるということができる。他方、貸出の担保が優良なものでなかったならば、貸出先が破綻した場合に担保で保全することができず、貸出の健全性は損なわれることになる。この場合、当該金融機関は明白にインソルベントの状態にある。

このように考えれば、バジヨットの主張するように、流動性危機に陥った金融機関が中央銀行

借入れの担保となり得るような資産すなわち優良担保を保有しているか否かが、当該金融機関のソルベンシーを判断する「実用的な」1つの基準とみなすことができる。なお、バジヨットは、中央銀行の受け入れる優良担保には公債のほか、もっと幅広く例えば鉄道会社の社債のような証券も含めるべきであると主張している<sup>(21)</sup>。

バジヨットは、金融の非常事態において、中央銀行は当該金融機関のソルベンシーを短時日のうちに正確に判断する方法を持ち合わせていないが、担保の良し悪しの判断は日常の実際の経験から短時日に的確に行うことが可能であると判断し、ソルベントか否かの判断基準として優良担保原則を主張したものと考えることができる。ここには、バジヨットの実務感覚の鋭さを明瞭に窺い知ることができる。流動性危機に陥った金融機関がソルベントであるか否かを短時日で判断することは現在においても実際問題として難しい仕事であるが、この担保による基準を適用することにより、こうした困難さを回避することができる一方、金融危機防止にあたり最も必要とされる迅速な資金供与が可能となるのである。

## (2) LLR 貸出の担保評価

LLR 貸出の担保に関しては、その評価をどう行うかという重要な問題が存在する。信用供与というバンキング業務を行う中央銀行にとって、オペレーションや貸出の担保として受け入れる資産の信用力を的確に判断することは中央銀行業務のコアである。バジヨットによれば、金融危機時における LLR 貸出の担保は「平常時において」優良担保と判断されているものであればよいとしている。ここで優良担保とは、平常時において直ちに売却、換金が可能なものをいう。また、担保価額の評価も、「金融危機発生時の」市場価格では必ずしもなく、「平常時における」市場価格で評価するのである。バジヨットによる LLR 貸出はソルベントな先への実施が原則であるため、一時的な流動性不足さえ解消すれば再び平常時の状態に戻る筋合いにある。したがって、担保資産の評価も平常時の市場価格で行うことができ、むしろそうすることがシステミック・リスクの顕現化を許さないという中央銀行の強い意思を示すことになるのである。

もし、インソルベントな先に対し LLR 貸出を実施せざるを得ない場合は、金融パニック時に破綻する可能性もあるので、その場合には金融パニック時の市場価格、つまり清算価値ベースで担保資産を評価することが必要となる。

なお、バジヨットの優良担保原則に関して、当時の英国市場で流通していた証券は平常時においては大半が優良証券であり、優良担保原則に該当しない先はごく少数であったという事情に留意する必要がある。このため優良担保原則を主張することによって、イングランド銀行は大衆に広く安心感を与えることができたのである<sup>(22)</sup>。

わが国の中央銀行である日本銀行は、現在、担保の信用判定業務をどのように行っているのだろうか。日本銀行は、オペレーションや貸出を通じて金融機関に信用供与を行う場合、担保として国債や地方債などのほか、民間企業の手形、社債、CP、ABS、ABCP、REITなどにまで拡

大している。このため信用判定の領域も、事業法人から、証券化商品や不動産投資法人の信用力にまで広がっている。信用判定を行うにあたっては、考査で収集した情報や金融機関から入手した情報、民間格付け機関の見方などを踏まえ、日本銀行自らが中央銀行に相応しい信用力判断の「目線」を持つことが重要である。このため、中央銀行の担保部署は専門家を抱えておく必要があり、この業務を外部民間業者に委託することは好ましくない。中央銀行は担保の適格性や担保掛目（ヘアカット）の原則及びその一覧表を公表しなければならず、いやしくもソフトな条件で秘密の内に金融機関のソルベンシーを支援する余地など存在してはならない。

### (3) 流動性不足とインソルベンシーの識別

以上のようなバジヨットの考え方について、例えばグッドハートは、実際に金融危機が発生した場合において、流動性不足とインソルベンシーの識別は必ずしも明らかでないケースが少なくなく、この両者を識別することはバジヨットが考える以上に困難な面が多いとしている<sup>(23)</sup>。

もし、流動性不足に陥った金融機関が十分にソルベントであると信じられているならば、通常は、民間金融機関が不足の資金を供給するはずであるので、中央銀行からペナルティ・レートで借入れる必要は生じないといえよう。したがって、十分発達したマネーマーケットが存在し、金融機関の資産・負債管理が行き届いている状況の下において、流動性不足に陥った金融機関がマネーマーケットから資金を調達することができない事態は、そのこと自体が当該金融機関のソルベンシーが疑われる事態ということになる。このように、マネーマーケットから不足資金の調達ができなくなった流動性不足の問題は、一般的にインソルベンシーのリスクを内包している可能性が少なくないと見られる。

ソルベンシーの判断にあたっては、現時点の健全性の状況だけでなく将来の見通しも含めた総合的な判断が必要とされるため、ソルベンシーの判断は一般に容易なことではない。将来は不確実なので経済情勢は良くもなれば悪くもなる可能性があり、貸出の実行時点ではソルベントと判断されても、その後インソルベントに転化する惧れもある。このようにソルベンシーの判断は本来確率的要素を含むものであり、そうした意味から中央銀行の行うソルベンシーの判断は「確率的フォワードルッキング・ビュー (probabilistic forward-looking view)」ということができる<sup>(24)</sup>。

### (4) ペナルティ・レートについて

#### ① 「ペナルティ・レート」という言葉遣い

バジヨットのペナルティ・レートを検討するに先立って、「ペナルティ・レート (penalty rate)」という言葉について注釈を加えておきたい。実はバジヨットはその著書『ロンバード街 — 金融市場の解説』の中で「ペナルティ・レート」という言葉を使用していない。バジヨットが使用しているのは「高金利 (high rate)」という言葉である。しかし文献等では、バジヨット

トの主張する内容を踏まえ、バジヨットのいう「高金利」を「ペナルティ・レート」の言葉で記述されることが多い。もし「ペナルティ・レート」という言葉が単に「高い」の同意語として使用されているのであれば、「高金利」を「ペナルティ・レート」と記述しても全く問題はない<sup>(25)</sup>。ただし、後述するように、「ペナルティ・レート」という言葉が金融危機時に支配している高金利よりもさらに一層高い金利を意味していると主張すれば、それは正しいとはいえない。

本稿では、以下、バジヨット原則の「高金利」について、その含意を踏まえたうえで「ペナルティ・レート」と記述する。

## ② 「ペナルティ・レート」の意味するところ

まず、バジヨットのペナルティ・レートの意味するところを探り、その内容を正確に理解しておきたい。バジヨットのいうペナルティ・レートは、「平常時の」市場金利よりも高く設定することが必要と考えられており、「金融危機発生時の」実際の市場金利と比較して LLR 金利がペナルティ・レートでなければならないというのでは必ずしもない<sup>(26)</sup>。金融危機が実際に発生した場合、市場金利は急騰することが多いが、その際の市場金利と比べれば、平常時の市場金利よりも高く設定された LLR 金利は低いのが通例である。

LLR 貸出はできるだけ早目に実施することが肝要だから、市場レートが金融危機発生に伴い跳ね上がる前に LLR を実施するのが好ましい。その場合の市場レートはまだ平常時のレートであるので、ペナルティ・レートも平常時のレートを基準としてそれを上回る形の設定となるのである。

もし、LLR 貸出のレートを金融危機が実際に発生した時の市場レートを上回る形に設定するとすれば、LLR 貸出の発動タイミングが遅れるだけでなく、市場レートも大きく跳ね上がっているのでペナルティ・レートは極めて高い水準になる可能性がある。この場合には、LLR 貸出の実施により当該金融機関が正常状態に復した後で（バジヨットの LLR 実施先はソルベントな先なので、一時的な流動性不足さえ解消すれば正常状態に戻る筋合い）、この高金利が当該金融機関にとって大きな金利負担となり経営を圧迫する可能性があり、LLR 貸出を実施したことが逆の効果を生んでしまうことになりかねない<sup>(27)</sup>。

## ③ モラルハザードの防止

中央銀行の LLR 機能の発動は、その対象となる金融機関が最大限の資金調達努力を行ったうえで、なお不足する資金を中央銀行が貸出す「最後の拠り所」であるから、こうした資金にペナルティ・レートを課すのは適切であると考えられる。もしそうでなければ、流動性不足に陥った金融機関だけでなく、正常な金融機関までも用心のため安易に中央銀行借入れに走る心配があり、バジヨットも指摘するとおり<sup>(28)</sup>、金融機関にモラルハザードが生じる惧れがある。

#### ④ 「国内流出」と「対外流出」への同時対応

バジョットがペナルティ・レートを課すよう主張したのは、当時の金本位制と関連している。バジョットの時代は、金本位制を護ることが社会の使命であり、金融政策の最優先事項であった<sup>(29)</sup>。バジョットは「国内流出に対外流出が重なる最悪の事態に対しては、高金利で多額の資金を貸し付けることが最善の対処法である」<sup>(30)</sup>と述べている。金本位制の下で金融危機に直面した場合には金の流出が起きるため、国内の金融パニックを鎮静化しようとする中央銀行の果敢な流動性の供給は金本位制の維持と衝突を起すことになる。したがって、国内の金融システムを護るための思い切った流動性の供給は金平価を護るための高金利と併せて実施することが必要とされたのである。この政策はイングランド銀行の準備金（金、イングランド銀行券）の国内流出と対外流出という2つの危機に同時に対応する最善の解決策であった。

もっとも、こうした政策を適切に実行するには、中央銀行のアート（art）ともいうべき技量が必要とされ、バジョットは「こうした正反対の性質をもつ二つの大問題に同時に対処するには、豊富な経験にもとづく、非常にデリケートで的確な判断が必要になる」<sup>(31)</sup>と述べている。

準備金の国内流出と対外流出という二大問題への政策対応を述べるバジョットの『ロンバード街——金融市場の解説』の次の件は圧巻である<sup>(32)</sup>。

「国内の恐慌と国外からの地金需要は、たいてい同時に発生する…したがって、準備の保有主体は、二つの正反対の難題に取り組みねばならなくなる。そのひとつは金融引き締め政策、とくに金利の急上昇を必要とするもので、もうひとつは、多額の資金を即座に貸し付ける金融緩和政策を必要とする。…多くの具体的な経験が積み重なるまで、こうした複合的な問題への対策を立てるのは容易ではなかった。しかし、現在はその対処法がわかっている。まずは対外流出に目を向け、必要な幅だけ金利を引き上げる。対外流出に歯止めをかけなければ、国内の不安は鎮まらず、イングランド銀行がますます窮乏して、不安の長期化や再来を招くからだ。そして、最終準備を保有する銀行または諸銀行は、この上昇した金利のもとで、自由に貸し付けねばならない。国内流出に対外流出が重なる最悪の事態に対しては、高金利で多額の資金を貸し付けることが最善の対処法である」。

#### ⑤ インターバンク市場の活性化

バジョットの主張したペナルティ・レートには、加えてもう1つの狙いがあったと解釈することが可能である。金融危機時には、インターバンク市場ではカウンターパーティー・リスクの高まりから資金の運用、調達が上手く機能しない事態に陥る可能性がある。そうした状況において中央銀行がペナルティ・レートを課せば、それは資金に余裕のある銀行が資金の不足する銀行へのインターバンク市場を通じた資金貸付けに消極的なことに対する罰金であると理解することができる<sup>(33)</sup>。もし資金余剰銀行がインターバンク市場を通じて資金不足銀行へ資金の供給を行う

ことを嫌がり、代わりに資金余剰銀行がその資金を金利ゼロの中央銀行預金に預けたとすれば、それは資金不足の銀行へ資金を貸付ければ得られたであろう金利、すなわち中央銀行の LLR 金利（ペナルティ・レート）を資金余剰銀行は犠牲にしたことになる。つまり、ペナルティ・レートは資金余剰銀行にとって機会費用を示している。金融危機時において LLR 金利を高金利のペナルティ・レートとし機会費用を高めることにより、中央銀行は資金余剰銀行に対し資金不足銀行への資金供給を増加させるインセンティブを与えることになる。このことは、資金余剰銀行が中央銀行預金を増やしたために機能不全状態に陥っていたインターバンク市場が、LLR のペナルティ・レート適用によって再び活性化することを意味している。

#### (5) バジョット原則からみた今次世界金融危機時における中央銀行の対応

今次世界金融危機以降における先進国の中央銀行の実際の政策対応を見ると、中央銀行の LLR 貸出の金利はほぼゼロに近い低金利を適用し、バジョットの主張するペナルティ・レートとはほど遠い金利を課している。また、適格担保の範囲も必ずしも優良とはいえないリスク資産にまで拡大してきた。さらに、日本、米国、英国などでは、これまで金利の付与されなかった中央銀行の当座預金に金利を付与するに至った。このため上記(4)⑤で述べた資金余剰銀行の機会費用は大幅に低下することとなり、余剰銀行がインターバンク市場を通じて資金不足銀行に資金を供給するインセンティブも抑制されることになる。これはいわば中央銀行がインターバンク市場を内部化しインターバンク市場の機能を中央銀行が代替することを意味しており、市場の健全な姿とはいえない。

上記で検討してきたバジョットのアドバイスに従えば、中央銀行は、今次世界金融危機で実施してきたような「必ずしも優良とはいえない担保」に基づき「低金利」で LLR 貸出を実施するのではなく、「優良担保」に基づき「ペナルティ・レート」で LLR 貸出を行うべきだということになる。

なお、中央銀行預金への金利付利（マイナス金利も含む）は、中央銀行の政策や業務の根本に関わる本質的な課題を内包しているように思われる。中央銀行が民間預金銀行と異なる生成、発展の歴史を辿ってきた経緯を踏まえた時、中央銀行預金は、銀行券とともに本来金利ゼロのマネタリーベースを形成する中央銀行の債務のはずである。かつてイングランド銀行の副総裁を務めたハーヴェイ（Harvey, E.）はその著書『中央銀行（*Central Banks*）』（1927年）の中で、セントラル・バンキングの一般原則の1つとして「中央銀行は、自己の利益のために、金利を付して資金を調達してはならない」と指摘している<sup>(34)</sup>。他方、中央銀行の準備への付利およびその付利水準の操作は金融政策の一大イノベーションとみることができ、これまでの伝統的な金融政策分析に革新的な変化をもたらす可能性を秘めているとの指摘もある（Cochran, John H., (2014)）。非伝統的金融政策の出口戦略の1つとして中央銀行預金への付利操作が新たな政策手段と考えられつつある現在、準備に付利することの本質およびその下での金融政策のあり方については、今

後深く検討すべき残された課題である。

### 3. 中央銀行と政府の役割分担

中央銀行の「最後の貸し手」機能（LLR 機能のほか、後述する MMLR 機能、GLLR 機能も含む）の発動を考えるにあたっては、中央銀行と政府の役割分担を想定し、これを遵守することが極めて重要である。

もし中央銀行がバジョットの指摘する「ソルベントであるが一時的流動性不足（solvent but illiquid）」に陥った金融機関だけでなく、インソルベントの対象にまで資金供給を行うことになれば、当然のことながら中央銀行自身がリスクを引受けることとなり、場合によっては損失が発生し自己資本を棄損する恐れがある。中央銀行の財務基盤が劣化すれば、金融政策の政策遂行能力が低下するほか、国庫納付金の減少という形で納税者の負担が発生する可能性がある。ソルベンスーと流動性の識別は実際には難しい問題を孕んでいるが、少なくとも概念的には、流動性の一時的な供給は中央銀行の役割、インソルベントな金融機関への資本注入は政府の役割という形で中央銀行と政府の役割分担がなされるべきであり、この原則が守られなければならない。

さらに、中央銀行の独立性という観点から LLR を考えた時、中央銀行と政府の距離感を明確に認識しておくことが重要である。中央銀行の独立性が支持される根拠は何かと問えば、マクロ金融政策の場合には究極のところ「中央銀行は財政ファイナンスを行わない」という原則であると答えることができる。では金融システム安定策としての LLR 機能の場合、これに相当する原則は何かとえば、それは「中央銀行はインソルベントな先への貸出を行わない」という原則であると考えることができる。これらの 2 大原則は中央銀行が独立性を維持しつつセントラル・バンキングを実行する際の根拠をなすものである。

## V LLR 機能についての日本銀行の考え方

### 1. 日本銀行の基本的な考え方と具体的な LLR の 4 原則

中央銀行の LLR 機能の概念を確立したバジョットの考え方は以上のとおりであるが、実は日本銀行もこうしたバジョットの考え方、すなわち「金融システムの動揺を防ぐため、中央銀行はソルベントであるが一時的な流動性不足に陥った先に対して積極的に貸出を行うべきである」という LLR の考え方を基本理念として保持してきたといつてよい<sup>(35)</sup>。そして、この基本理念のもとで、その時々金融情勢や制度的枠組みに応じて、実際の LLR 機能を発動してきたといえる。

しかし、いかなる場合においても、日本銀行としての基本的な考え方はしっかりと貫いていく必要があり、それは「信用秩序維持のためのいわゆる特融等に関する 4 原則の適用について」という形で対外的に公表（平成 11 年 5 月）されてきた。具体的には、日本銀行が特融等を実施する場合、次の 4 つの原則に基づいてその適否を判断することとされている。

### (1) 原則1「システムミック・リスクが顕現化する惧れがあること」

中央銀行の「最後の貸し手」機能は流動性の供給を行うことによってシステムミック・リスクの顕現化を回避するために存在するものであり、その意味で（原則1）はその発動の適否を判断するにあたってもっとも重要かつ根源的なものである。中央銀行の「最後の貸し手」機能の発揮は、個々の金融機関等の保護、救済を目的とするものではなく、個々の金融機関の預金払戻しの停止やその他の債務不履行が金融システム全体を揺るがすことになるかどうか重要なポイントである。

（原則1）の「システムミック・リスクが顕現化する惧れがあること」とは、具体的には次のような状況に該当すると判断される場合である。

- ① 金融システムを巡る環境等から判断して、当該金融機関が預金払戻し等を停止することにより、預金者等の不安心理を高め、他の金融機関に対する預金取付け等の波及が懸念されること
- ② 金融機関相互間の取引の状況等からみて、当該金融機関が支払不能となることにより、他の金融機関の支払いも困難となる等、支払不能の連鎖が懸念されること
- ③ 金融機関等の支払不能により、各種市場での取引が約定通り履行されないことの結果、内外市場の著しい混乱や市場機能の大幅な低下が懸念されるとともに、それらを通じて、支払不能の連鎖が懸念されること

### (2) 原則2「日本銀行の関与が不可欠であること」

中央銀行の流動性の供給は、真に資金の出し手がない場合に限られ、金額も必要最小限のものに限られなければならない。また、貸付金利についても、優良資産を担保とする通常の貸付金利を上回るものとするのが適当である。

（原則2）の「日本銀行の資金供与の不可欠性」については、具体的には次の諸点にすべて該当すると判断される場合を指す。

- ① 流動性の供給を必要とする当該金融機関等が資金調達について自ら最大限努力してもなお、資金が不足すると見込まれること
- ② 他の金融機関等による支援その他の民間の枠組みによる対応も困難であること
- ③ 預金保険機構による資金の貸付けなど他の公的枠組みによる対応も困難であること

### (3) 原則3「モラルハザード防止の観点から、破綻金融機関の経営者、株主・出資者等の関係者の責任が十分に追及されること」

セーフティネットはシステムミック・リスクの顕現化を防止し、金融システムの安定を確保するために必要なものであるが、それが整備され、周知の事実になればなるほど、経営者や株主等による自己規律が失われかねないというモラルハザードの問題が生じる。したがって、その発動に

あたっては、関係者の規律維持への配慮も極めて重要となる。中央銀行の「最後の貸し手」機能を発揮するにあたっては、モラルハザードを防止する観点から、破綻処理の枠組みの中で経営責任を負うべき経営者と株主・出資者の責任が明確化される見込みであるか否かを確認しておくことが重要である。

(原則3)の「モラルハザード防止の観点から、関係者の責任の明確化が図られるなど適切な対応が講じられる場合」としては、具体的には次のような措置が講じられる見込みであることが挙げられる。

- ① 経営破綻等に関して責任を負うべき経営陣の退任等その責任が明確化される見込みであること
- ② 資本金・出資金の損失への充当等、株主・出資者の責任が明確化される見込みであること

#### (4) 原則4「日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮すること」

特融等は、通常、経営が困難となっている金融機関等に対し無担保で行うものであるため、安全度の高い資産を担保として行う通常の信用供与に比べ回収の不確実性が高い。このため、日本銀行は、わが国の中央銀行として、財務の健全性を常に確保するよう慎重な配慮を加えながら、政策運営を行っていくことが求められる。

中央銀行の「最後の貸し手」機能は、基本的に一時的な流動性の供給であり、明白に回収不能なケースについての損失補填はその役割ではない。このことは日銀法改正に関する中央銀行研究会報告書や金融制度調査会答申においても明確に指摘されている<sup>(36)</sup>。資本性の資金供与は基本的に中央銀行の対応範囲を超えるものであり、本来、預金保険制度等他の枠組みの下で対応が図られるべきものである。こうした観点から、「最後の貸し手」としての貸付金額はあくまでも必要最小限のものに限られなければならないし、貸付金利についても、優良資産を担保とする通常の貸付金利を上回るものとするのが適当である。

(原則4)の「財務の健全性維持への配慮」としては、具体的には次の点について十分配慮することを指している。

- ① 明白に回収不能なケースについての損失補填ではなく、回収可能と見込み得る事由が存在すること
- ② 資本性の資金の供与ではなく、流動性の供給を基本とすること
- ③ 損失発生の可能性に備える観点から、個別案件ごとに、必要に応じて貸倒引当金を積立てることにより、中央銀行として信認の維持を図ることが可能なだけの財務内容を維持すること

上記の具体的運用基準の①によれば、資金供与はソルベントな先だけでなく、供与した資金が何らかの形で回収可能と見込まれるならば（例えば、インソルベントな先に対して預金保険機構による危機対応業務が行われたり、公的資本注入によりインソルベントな先の経営健全化が図ら

れる等), インソルベントな先へも行える形になっており, ソルベントな先だけに限定されていない。このように LLR の日本銀行原則では, 特融が返ってくるか否かという返済可能性が基準として採用されている点特徴的である。他方, 具体的運用基準の②により, リスク・キャピタルやそれと同様のリスクを負うような資金拠出については, 明確に歯止めがかけられている。

上記の日本銀行の LLR の 4 原則について, 三重野康・元日本銀行総裁は「(モラルハザード防止の観点から) 個々のケースについて曖昧さが全く生じないほど明示的であってはならないが, 同時に中央銀行の対応が, 決して場あたるでないことが証明されるだけの一貫性を具備したものでなければならない。…(金融危機時の対応にあたっては)『建設的な曖昧さ』の理念からいって, 『基本原則』に即して『適時適切に行う』ということに尽きる」と指摘している<sup>(37)</sup>。

## 2. 日本銀行原則とバジヨット原則の比較検討

上記の日本銀行の LLR の 4 原則は, すでに述べたバジヨットの原則とどういう関係にあるのだろうか。以下, 両原則を比較検討しよう。

### (1) 金融システム全体の危機

バジヨット原則の発動にあたっては「金融システム全体の危機に対応するため」という大きな前提条件がついており, これは日本銀行原則の「システムック・リスクが顕現化する惧れがあること」と全く同意語であり, LLR 機能発動の最も重要かつ根源的な条件について両者は完全に一致している。

### (2) ソルベンシー

他方, バジヨット原則と日本銀行原則の大きな違いは, LLR 機能の発動対象をソルベントな先に限定するか否かという点である。バジヨットは対象をソルベントな先の一時的な流動性不足に限っているのに対し, 日本銀行は対象をソルベントな先だけに限定せずインソルベントな先も可能な形としている。もし LLR 機能の発動対象をソルベントな先に限定してしまえば, 金融システム安定化のための公的な制度の整備状況やその時々金融経済情勢等を考慮した場合, LLR 発動の条件が余りにも厳しくなり, コンピュータシステムの障害により危機が発生したバンク・オブ・ニューヨーク (1985 年) のようなケースや健全な金融機関に取付けが起こった場合に限定されてしまう。現実には起こり易いのは多少ソルベンシーに問題のある金融機関の流動性不足であり, LLR 機能の発動をソルベントな先に限定してしまうと対応の機動性が失われかねないとの配慮が日本銀行原則には働いていると考えることができる。

もっとも, バジヨットの場合, ソルベンシーの意味合いを IV 2(1)で検討したように「貸付先」の健全性でなく, 「貸付金」の回収可能性の意味に解釈することが可能であるとすれば, バジヨットは貸出先の健全性が明白でない(破綻状態の可能性もあり得る)場合も LLR 機能の発動を認

めていることとなり、日本銀行原則とさほど変わらないことになる。

### (3) 担 保

もう1つのバジヨット原則と日本銀行原則の大きな違いは、担保の取り扱いである。バジヨット原則においては、ソルベンシーの判断基準として優良担保の徴求が要求されている。一方、日本銀行原則の場合は、後述（VI）するとおり、そもそも日本銀行法において、担保付融資のほか、LLR 機能の発動にあたって必要と認められるならば担保を徴求しない無担保融資も実施できることが明記されている。

### (4) ペナルティ・レート

LLR の4原則と併せて、日本銀行は、平成11年4月、経営破綻した国民銀行に対し特融を実施した際、貸出金利の見直しを行った。当時、日本銀行の公定歩合体系は、「国債等を担保とする貸付利率」と「その他のものを担保とする貸付利率」の2本建てであり、両者の間に0.25%ポイントの金利差が設けられていた。特融については、それまでこのうち「その他のものを担保とする貸付利率」を便宜的に適用していた。平成11年4月に特融金利が見直されたのは、①信用秩序維持のために行う貸付けと、金融調節上の目的で行う貸付けは異なるものである点を明確にするとともに、②特融が担保の徴求を条件としない貸付けであることを勘案した結果、「その他のものを担保とする貸付利率」に、さらに0.25%の金利差を上乗せすることが適当と判断されたからである。「国債等を担保とする貸付利率」から見れば0.5%の上乗せ金利となる。この見直しにより、特融金利はペナルティ・レートの性格を持つことが明確化され、バジヨット原則に沿う形となった。

その後、平成13年1月に公定歩合体系は「基準貸付利率」として一本化されたが、特融の貸付金利は個別のケース毎に政策委員会において決定されることになっており、近年のケースでは、日本銀行の「基準貸付利率」に0.5%を上乗せした金利を特融金利としている。

### (5) プラグマティック・アプローチと日本銀行の LLR 機能の実施例

以上の検討から分かるように、日本銀行はバジヨットの考え方を基本理念として保持しつつも、具体的な日本銀行4原則はLLR機能の実施にあたりインソルベントな先あるいは無担保でも貸出を許容する形になっており、バジヨット原則と比べ実施条件が緩やかで弾力的に対応する余地が設けられている。他方、中央銀行研究会報告書や金融制度調査会答申において、既述のように「明白に回収不能なケースについての損失補填は行うべきでない」と明確に指摘されていることから、日本銀行のLLR機能の発動にあたってはこの重要な指摘を十分踏まえた上で対応することとされている。日本銀行は上記のような「基本的な考え」に即しつつ、その時々金融情勢や制度的枠組みに応じて、LLR機能をプラグマティックに発動してきたといえる。

振り返れば、日本銀行は、1995年の東京都内2信組問題以降、様々な場面で金融システム安定化のための資金供与を行ってきた。その背景には、当時、日本の金融システムが深刻な不良債権問題に直面していたことに加え、不良債権問題解決のための制度的枠組みの整備が遅れていたという事情が存在した。当時の日本銀行による金融システム安定化のための資金供与は、①破綻金融機関に対する処理方策実施までのつなぎ措置としての流動性供与（北海道拓殖銀行、山一証券等）が中心であり、中央銀行の本来のLLR機能の形態である「ソルベントだが一時的な流動性不足に陥った先に対する流動性供与」に属するような事例は存在しなかった。加えて、②ソルベントであるが過小資本の先が市場の信認を得るための信用補完（みどり銀行への劣後ローン等）、③セーフティネットや破綻処理の枠組みの構築・整備の一環としての資金供与（預金保険機構への貸付け等）が存在していた。これらはいずれも、日本銀行が伝統的なLLR機能を超えて、本来ならば政府財政や預金保険制度が果たすべき役割を代替・補完したものであることができ、金融システムの危機回避のためのギリギリの対応を迫られたものであった。しかし、1997年11月の大手金融機関の連続的な破綻を転機として財政資金の投入が制度化され、さらに2000年の預金保険法改正により金融機関の破綻処理制度が大きく前進したことにより、現在では、破綻処理や資本注入に関しては、日本銀行の果たす役割は極めて限定的となった<sup>(38)</sup>。

日本銀行法第38条に基づく日銀特融等は、証券不況時の1965年に行った当時の山一証券向けから数えて、2003年のりそな銀行と足利銀行に対するものまで、出資も含めて現在まで25件発動されている。一方、日本銀行法第37条に基づく貸出は、これまで発動された例はない。過去の具体的な日本銀行のLLR機能の実施において、いくつかのケースでは供与した資金が毀損するといった苦い経験もしており<sup>(39)</sup>、日本銀行はこうした事態に立ち至ったことを率直に重く受け止めるべきである。他方、日本銀行のLLR機能の発動は、政府の対応とも相俟って、破綻金融機関の支払いや決済が滞りシステミック・リスクが顕現化するリスクを最小限に抑えてきたという実績も有しており、こうしたこれまでの実績の積み重ねは十分に評価されるべきである。

## VI 日本銀行法におけるLLR機能の位置付け

日本銀行のLLR機能は、法律上、どのように規定されているのであろうか。以下では、平成10年4月1日から施行された現行日本銀行法の内容を詳しく吟味する。日本銀行法では、LLR機能に関し、第37条（金融機関等に対する一時的貸付け）、第38条（信用秩序の維持に資するための業務）の2つの規定が置かれている<sup>(40)</sup>。

### 1. 日本銀行法第37条

まず「金融機関等に対する一時的貸付け」と題された日本銀行法第37条は以下のとおりである。

「日本銀行は、金融機関等において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的な不足が生じた場合であって、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、当該金融機関等に対し、一定の期間を限度として、担保を徴求することなく資金の貸付けを行うことができる。日本銀行は、前項の規定による貸付けを行ったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。」

## (1) 対象金融機関

日本銀行法第 37 条に定められた要件等について、以下、順次説明し検討する。

まず 37 条貸付けの対象となる金融機関に関してである。これについて法令上の明示的な定めはないが、以下のような点に鑑みると、37 条貸付けの対象となる金融機関は、原則として「健全性に問題のない先（ソルベント〈solvent〉な先）」が想定されている。このケースでは、日本銀行は政府の認可を得ることなく独自の判断で 37 条貸付けを行うことができる。ただし、緊急事態で健全性（ソルベンシー）の見極めが難しい場合もあり得るので、グレーゾーンについては後述のとおり貸付期間の制限で対応されている。

- ① 日銀法改正時の議論のなかで、37 条貸付けについては、「自己資本の充実の状況等に照らし、経営の健全性に問題のない金融機関の緊急かつ一時的な流動性不足に速やかに対処しうるよう、一定の期間を限度として、日本銀行が独自の判断で、流動性供給を行いうることを認めることが適当である」（金融制度調査会（1997））と整理されたこと。一方、経営の健全性に問題のある金融機関への流動性の供給については、政府の要請を受けて日本銀行が同意することにより行われるべきものとされた（第 38 条）。
- ② 資金不足が一時的なものに止まるかどうかを見極めていくうえでは、当該金融機関の健全性が重要な判断要素の一つになると考えられること。

なお、貸付けの対象となる金融機関の業態は、銀行等（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、系統中央機関、商工組合中央金庫、農・漁協等）、証券会社、証券金融会社、外国証券会社、国内短資会社（外為ブローカーを含む）である（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項）。これらの中には、信用組合、農・漁協のように現在日本銀行の取引先となっていない業態も含まれているが、これらの先に対して一時貸付けを行うか否かは、日本銀行が決定すべき事項となっている。

## (2) 発動要件と貸付けの条件

### イ. 発動要件

- ① 偶発性…支払資金の不足要因が偶発的で予見し難い性格のものであること。例えば、コンピュータシステムのダウン・トラブル、各種災害（地震、台風、火災、爆発等）、犯罪・テ

ロ、事務ミス等。

- ② 一時性…支払資金の不足が一時的なものであること。これについては、「原因となった偶発的な事由が終了した後、速やかに貸付資金の回収が図れるか否か」（返済原資の妥当性）の確認がポイントとなる。
- ③ 不可欠性…これについては、「最後の貸し手」としての中央銀行資金の性格を明確にする観点から、「直ちに利用し得る他の資金調達手段がないかどうか」を確認することがポイントとなる。
- ④ システミック・リスクの存在…基本的には 38 条貸付けの日本銀行 4 原則における「システミック・リスクの存在」要件に準じて判断することが適当とされている。ただし、37 条については、38 条のように「信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき」といった要件が付されておらず、より弾力的に対応する余地がある。

#### ロ. 法令上の貸付けの条件

- ① 貸付期間は政令で定める期間（1 か月）を限度とする。この期間を超えて無担保貸付けを行う場合は、38 条の信用秩序の維持に資するための業務として、内閣総理大臣及び財務大臣の要請を受けて行うことになる。
- ② 担保徴求は条件としない。

#### (3) 財務大臣・金融庁長官への通知および特融 4 原則との関係

- ① 37 条貸付けを行った場合、遅滞なく、財務大臣への届出、金融庁長官への通知を行わなければならない（これは 38 条の業務に備えるための規定と解される）。
- ② 37 条貸付けについても、基本的に V で述べた特融 4 原則は満たされるべきであるとされている。

## 2. 日本銀行法第 38 条

次に「信用秩序の維持に資するための業務」と題された日本銀行法第 38 条は次のとおりである。

「内閣総理大臣及び財務大臣は、信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、日本銀行に対し、金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。日本銀行は、この要請があったときは、当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる」。

### (1) 対象金融機関

法令上の明示的な定めはないが、第37条と対比し、第38条貸付け等の対象となる金融機関は、原則として「健全性に問題のある先（インソルベント〈insolvent〉な先）」が想定されている。このケースでは、37条と異なり日本銀行は独自の判断で38条貸付け等を行うことができず、政府が日本銀行に38条貸付け等を要請し、それを受けて日本銀行が同意することにより行われるべきものとされている。

### (2) 信用秩序の維持のために必要と認められる業務

第38条の「信用秩序の維持のために必要と認められる業務」としては、無担保貸付け（第37条に該当するものを除く）、劣後ローン、出資などの業務が想定されている。「特融」は定義上貸付けに限定されるため、無担保貸付け、劣後ローンは含むが、出資・拠出は含まない。出資・拠出は「その他」である。両者を合わせて「特融等」という。

また、損失補填のための融資（例えば低利融資）については、中央銀行研究会報告書および金融制度調査会答申の中で「明白に回収不能なケースについての損失補填は、金融機関のモラルハザードを避けるためにも行うべきではない」としている点に鑑み、特融といえども、あくまで回収の可能性を確認した上で行われるものである。実際、これまでに金融機関の破綻の際に実行された分についても、出資など特別のケースを除けば、預金保険機構からの支援などにより最終的な破綻処理が完了した際には、ほぼ全額回収がなされている。回収されなかったのは山一証券向け特融のうちの1,111億円のみである（当該回収不能額について日本銀行は貸倒引当金を取り崩して償却）。

なお、日本銀行による危機時の資金供給には、特融等の他に預金保険機構向け貸付けおよび同機構の「住専勘定」向け出資があるが、これは第38条ではなく、預金保険法その他の法律と現行日本銀行法第43条（他業禁止規定とただし書きによるその解除）を根拠に行われている。したがって「特融等」には含まれない。

第38条に関連し、天災、恐慌時などの緊急時に政府が日本銀行に対して貸出を行うことその他の命令を発することを認めるかどうかについても日本銀行法改正の際に議論されたが、最終的にはそのような政府の指示権は設けないこととされた。

### (3) 政府と日本銀行の責任の所在

現行の日本銀行法第38条におけるLLR機能の規定は上記のとおりであるが、以下ではこれに関連し、2つの重要な問題について検討する。

第1は、現行の日本銀行法において、信用不安が生じた場合の政府と日本銀行の役割分担、責任の所在はどのように定められているのかという点である。これについては、中央銀行研究会報告書および金融制度調査会答申において「信用不安が生じた場合の対応については、金融機関の

破綻処理等には行政的手法を要することから、最終的責任は政府にあるが、日本銀行は『最後の貸し手』として重要な役割を担う必要がある」と明確に述べられている<sup>(41)</sup>。

したがって、責任の所在という意味では、信用秩序の維持については、政府と日本銀行の共管事項ではなく、最終的な責任は政府にあることになる。その一方、日本銀行は日本銀行法第38条に規定されているように内閣総理大臣及び財務大臣から要請があった場合に、特融等の実施が適当かどうかの判断を自らの責任において行うので、その判断について責任があることになる。

もちろん、実際の破綻処理等においては、政府と日本銀行の密接な連携プレーが極めて重要であり、実際にも共同作業をとりながら対処しているのが実態である。そして、こうした政府との関係については、日本銀行法第4条（「政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らねばならない」）でも規定されている。

#### (4) LLR 機能の発動提案権

第2は、特融の発動提案権に関することである。旧日本銀行法の下では、特融は第25条に基づき日本銀行が大蔵大臣の認可を受けて実施していた。しかし、現行日本銀行法の下では、信用秩序維持のための第38条特融は政府が日本銀行に要請を行い、日本銀行がこれを受け政策委員会において審議、決定のうえ実施するという形に改められた。言い換えれば、現行日本銀行法では、従来日本銀行に属していた特融の発動提案権がなくなったのである。これは何を意味するのだろうか。

第38条の対象となるのは、端的にいうとインソルベントな先であるが、こうした先に対する特融は、「明白に回収不能なケースについての損失補填は、金融機関のモラルハザードを避けるためにも行うべきではない」（中央銀行研究会（1996）、金融制度調査会（1997））との原則に照らせば、本来、日本銀行から政府に特融の認可を要請すべき性格のものではなく、逆に政府が日本銀行に流動性の供給を要請する性格のものである。実際上も、そうしたケースが多かった。日本銀行としては、もしインソルベントな先への特融を必要とする状態が起きた際には、日本銀行が納得できるような返済計画等を政府が提出した場合に限ってこれを認めることとした方が、日本銀行の資産の健全性確保の見地からも好ましい。このように、インソルベントな先への対応についての責任は最終的には政府にあるので、第38条の対象となる特融の要請に関しても、そのことを明確化するため政府が要請を行う形に改めたものと考えることができる。

むしろ、現行の日本銀行法で注目すべき点は、次のことである。すなわち、旧日本銀行法ではすべてのケースについて大蔵大臣の認可が必要であった特融が、現行日本銀行法ではソルベントな先の一時的な流動性不足については、日本銀行が独自の判断で無担保融資が行えることとなり、このことが第37条として新たに規定されたことである。ソルベンシーを基準として政府と日本銀行の役割分担が明確化され、これに応じて日本銀行法の条文も第37条と第38条に書き分けられたのである。新たに規定された第37条は、決済システムの円滑かつ安定的な運行の確保に責

任を有する日本銀行にとって極めて大きな意義をもつものと評価できる。

## Ⅶ LLR 概念の拡張

### 1. LLR 概念の拡張

キンドルバーガー＝アリバーが「過去 200 年以上にわたる『中央銀行の技術』の発展で特筆すべきは、最後の貸し手という概念の進化である」<sup>(42)</sup>と指摘するように、「最後の貸し手」の概念は市場の実践の中で大きく進化してきた。とくに近年の 1997 年の世界的金融危機以降、金融資本市場の深化とグローバル化を背景に、危機の伝播メカニズムに大きな変化が生じ、これに伴い LLR 概念も拡張してきた。

金融危機時における中央銀行の「最後の貸し手」機能の発動にあたっては、「システムミック・リスクの顕現化の惧れがあること」という前提が根源的なものであった。従来の「銀行型システムミック・リスク」においては、システムミック・リスクに至る経路として銀行間の債権・債務関係を通じて危機が伝播するメカニズムが想定されていた。しかし、今次金融危機においては、これまでの銀行だけでなく、銀行と類似の財務構造を持った証券会社やヘッジファンド等のノンバンクによるシステムミック・リスクが発生し、大きな問題となった。こうしたシステムミック・リスクは「銀行類似型システムミック・リスク」と呼ぶことができる。さらに今回の危機においては、上記のタイプとは異なる新しい形のシステムミック・リスクを経験した。それはある特定の資産市場の価格が急落することにより、資産の市場流動性が大幅に低下し、最悪の場合は市場流動性が枯渇してしまうというシステムミック・リスクである。これは「市場型システムミック・リスク」と呼ばれる新しいタイプのシステムミック・リスクである<sup>(43)</sup>。

これに対応し、金融危機時の中央銀行の「最後の貸し手」機能も、従来の「銀行型システムミック・リスク」に対応した「古典的な最後の貸し手 (LLR)」機能のほか、この系譜に連なる「銀行類似型システムミック・リスク」に対応した「銀行類似機関に対する最後の貸し手」機能へ、さらには、新しい「市場型システムミック・リスク」に対応した「最後のマーケット・メーカー (Market Maker of Last Resort, 以下、MMLR という)」機能へと、その概念を拡張してきた。このほか、金融グローバル化を背景として生まれた「グローバル型システムミック・リスク」に対応した「最後のグローバルな貸し手 (Global Lender of Last Resort, 以下、GLLR という)」と呼ばれる機能も発展した<sup>(44)</sup>。

### 2. 「銀行類似機関に対する最後の貸し手」

今次金融危機においては、従来の銀行を中心とした金融規制監督の範囲外にあった証券会社、ヘッジファンド、投資専門会社等のノンバンクが原因の 1 つとなり、システムミック・リスクが顕現化したことが特徴的である。こうしたノンバンクは法律上銀行ではない。しかしこれらの先は、

資金調達において外部負債に依存する度合いが極めて高いと同時にそれらの負債の満期限はごく短期のものが多い。つまりその財務構造は「短期で借りて長期で貸す」という銀行類似の形をしており、その意味でこれらのノンバンクはシャドー・バンキング（影の銀行業務）を行っているといえる。こうした銀行類似のノンバンクは事実上金融システムの重要な一部を形成しており、資金提供者が不安に駆られてノンバンクに一斉に解約を求めれば、銀行と類似のシステムック・リスクが発生する恐れを有している。

中央銀行はノンバンクに対しても貸出を認めるべきか否かという問題は長年の課題であったが、今次金融危機の経験からこの問題はもはや避けて通ることのできないものとなった。今次金融危機以降の中央銀行の実績を振り返れば、中央銀行は法律上銀行でない主体への貸出を行わないと主張しても今やだれも信用しないだろう。ノンバンクは従来中央銀行へのアクセスを認められていなかったが、今次金融危機の現実を振り返った時、銀行だけでなくノンバンクも中央銀行にアクセスする途を認めるべきであるといえよう<sup>(45)</sup>。

ただし、もし中央銀行がノンバンクに対し LLR 機能を発動する場合には、中央銀行の守備範囲との関係もあり、政府と協議のうえ、ケース・バイ・ケースの取り扱いを基本とし、モラルハザード防止の観点から対応には「建設的あいまいさ」を持たせることが適当であると考えられる。

### 3. 「最後のマーケット・メーカー（Market Maker of Last Resort=MMLR）」

既に検討したようにバジヨット原則が対象とする LLR の領域は、相手が銀行かつ「solvent but illiquid」な先であった。しかし、今次金融危機においては、投資家のリスク回避スタンスの極端な強まりなどから金融資産の市場流動性が大きく低下し、こうした市場流動性の収縮が、金融機関の資金流動性を低下させ、それが市場流動性の一層の低下をもたらすという悪循環を経験した。これは、従来の銀行取付け（bank run）とは異なる性格の市場取付け（market run）ともいうべきものである。市場流動性が低下すると、ファンダメンタルズに関する市場の価格発見機能が著しく棄損され、価格の信頼性が低下する。これに伴い、市場流動性の枯渇した資産市場の安定化を図る当局の「最後のマーケット・メーカー（MMLR）」機能が大きくクローズアップされることとなった<sup>(46)</sup>。

市場の流動性はマーケット・メーカーの参加があって初めて十分に提供される。マーケット・メーカーは売買両方の価格を提示して、顧客の注文に対し、いつでもその価格で買い（売り）に応じる役割を果たしている。マーケット・メーカーが活動を停止すると、市場流動性は著しく失われる。マーケット・メーカーはその機能を果たすため常時不確実な証券在庫を保有しなければならず、そのための資金調達力が不可欠である。こうしたマーケット・メーカーの資金調達を支えているのが銀行である。もしソルベントなマーケット・メーカーが流動性不足に陥った場合は、民間銀行がその資金を供与し、システム全体として流動性が足りない場合は、中央銀行がその資金を民間銀行に供与する。ただし、マーケット・メーカーがインソルベントである場合は、こう

した中央銀行の資金供与は得られない。以上は、伝統的な LLR 機能の枠組みがそのままあてはまる状況である。

しかし、中央銀行自身が機能の低下した資産市場に直接介入し、市場のマーケット・メーカーとなって、当該市場の安定を図ることが必要となる場合がある。それは以下のような場合であり、実際に今次金融危機以降に発生した中央銀行による新たな「最後の拠り所 (last resort)」機能である。中央銀行によるこうした新たな流動性の供給は「最後のマーケット・メーカー (MMLR)」機能と呼ばれる。

MMLR 機能が発動される 1 つのケースは、資産の価値評価を市場参加者の誰も行うことができなくなった場合である。2007 年に米国の ABS 市場において流動性が枯渇したのがこのケースである。もし中央銀行が当該資産の価値評価に十分な確信を持っている場合は、中央銀行がその資産市場に直接介入し当該資産を購入することにより、原則として、市場の混乱は回復され、当該資産に対する不安が取り除かれることになる。ただし問題は、中央銀行が当該資産について市場も知らない情報を知っていると本当にいえるかどうかということである。もし中央銀行の資産買入れによって情報の非対称性の問題が解決されない場合は、中央銀行の資産の買入れは、単にその資産の価格の下支えをしているか、あるいは新規証券の購入を通じて実体経済に信用を供与しているに過ぎないことになる。もしそうであれば、この場合は中央銀行が MMLR 機能を果たしているとは定義上いえないことになる。

MMLR 機能が発動されるもう 1 つのケースは、マーケット・メーカーの資金調達力に制約がある場合である。資産価格が大幅に下落した場合、当該資産の売り圧力が市場の大勢を占める中であって、マーケット・メーカーは流れに抗し資産の買入れを続け、市場に流動性を提供しなければならぬ。そのためには巨額の資金が必要となるが、もしその資金調達力に制約が存在する場合には、マーケット・メーカーは資産の購入を続けるのはリスクが大きすぎると考え、大勢に従うという群衆行動を採ることになりやすい。こうした状況では、たとえ中央銀行がマーケット・メーカーに資金を供与しても市場流動性を回復させることはできない。したがって、もし当該資産市場の安定確保が必要と認められる場合は、中央銀行が自ら直接当該市場で資産の購入を行い、MMLR 機能を果たすことが求められることになる。日本銀行やイングランド銀行が今次金融危機の中で実施した CP や社債の買入れ等は極端に流動性が低下した CP 市場や社債市場の機能回復を目的としたものであり、マーケットへの「最後の拠り所 (last resort)」というべきものであった。

中央銀行が MMLR 機能を正統性のある形で実施するには、一般に同意された MMLR の原則を持つことが重要である。イングランド銀行副総裁であったタッカーは MMLR に関し、以下のような原則を主張している<sup>(47)</sup>。

- ① MMLR は異例の政策と位置付けるべきである。中央銀行が MMLR を実施した場合、買入れた資産の市場価値が低下し多額の損失を被り、中央銀行の自己資本が棄損されるリス

クが存在する。このため MMLR の発動にあたっては政府と協議のうえ実施すべきであり、もし損失が発生した場合は政府の補償を取付けることが望ましい。なお、日本銀行が 2009 年に企業金融に係る金融商品の買入れを決定した際、金融商品のリスクが顕在化した場合には、決算上の対策として、政府は日本銀行と協議のうえ対応するとの考えを表明している<sup>(48)</sup>。

② MMLR 機能の発動にあたっては、当該資産市場が修復可能でありかつ平常に復した後は市場の成長が見込めることが必要条件である。MMLR 機能は市場を回復し活性化させる「触媒機能」を目的としたものであり、市場機能を代替するものではない。

③ MMLR は資産のファンダメンタル価値にペナルティを課すべきである。すなわち、資産の買入れ価格は平常時よりも低く、危機時よりも高く設定すべきである。これは、バジョット原則のペナルティ・レートの適用に相当する。

④ MMLR 機能は一時的な流動性の供給であり、資本証券の購入にまで及んではない。

メーリング (Mehrling, Perry) はその著作『新ロンバード街 — Fed はいかにして最後の拠り所となるディーラーになったか —』(2011 年)において、Fed の MMLR 機能を金融学説の進展という観点から考察している<sup>(49)</sup>。英国で発展した銀行学派の流れを汲む「真正手形理論 (real bills doctrine)」は、その後米国においてハロルド・モルトン (Harold Moulton) にルーツを持つ長期証券の「転嫁流動性理論 (shiftability theory)」として独自の発展を遂げ、米国の資本形成に大きく貢献した。メーリングは、今次金融危機で明らかなように、Fed の「最後の拠り所」の概念は従来想定された「最後の貸し手 (lender of last resort)」機能とは異なり、上記の「転嫁流動性理論」に依拠した「最後のディーラー (dealer of last resort)」機能へとシフトしたと主張している。

中央銀行の与信行為は商業手形を中心とした真正手形とすべきであるというのが金本位制以来の伝統的な考え方であった。真正手形は自己決済力があり、中央銀行がその再割引により銀行券を発行すれば「自己還流力」があり、健全であるとみなされた。しかし、信用経済が複雑化し、商品との結びつきも多様化してくると、中央銀行の買入れる資産も自己決済力よりも買入れ資産が容易に売却できること、すなわち転嫁流動性のある資産であれば中央銀行の金融調節力に問題はないとする考え方にシフトしていった<sup>(50)</sup>。こうした中央銀行与信の真正手形から転嫁流動性のある資産へのシフトという金融学説の進化の延長線上に MMLR 機能を位置付けるメーリングの分析は大変興味深い。

以上の検討では、MMLR 機能を「金融システム安定化政策」と捉え、その文脈の中で論じてきた。しかし、LLR 機能は一般に「金融システム安定化政策」に分類することができるとしても、MMLR 機能はシステムミック・リスクへの対応という観点からは「金融システム安定化政策」の性格を有すると同時に、金融資本市場の流動性回復という観点からはマクロ的な「金融政策」の性格も併せ持っている。このため、MMLR 機能は金融システム安定化政策と金融政策の両政

策の関連性が高いのが特徴的であり、その効果も相互に補完的であるといえる<sup>(51)</sup>。

#### 4. 「最後のグローバル貸し手 (Global Lender of Last Resort=GLLR)」

キンドルバーガー＝アリバーは、その著書『熱狂、恐慌、崩壊——金融危機の歴史』において「国際的な最後の貸し手の一義的な責任とは、流動性を供給することにより必要な為替変動を円滑にしつつ、経済のファンダメンタルズからかけ離れた為替変動を回避することにある」<sup>(52)</sup>と述べている。

第2次大戦後の「国際的な最後の貸し手」機能を振り返れば、1975年、バーゼル銀行監督委員会において、LLRの発動に関する中央銀行間の分業について重要な合意に達したことが注目される<sup>(53)</sup>。そこでは、母国監督当局と当該銀行が国外に進出した受入国監督当局の間で銀行監督上の責任の分担が明確にされ、銀行のソルベンシーについては母国監督当局が、流動性については受入国監督当局が責任を有することとされた。また、流動性危機に陥った金融機関の対応について、受入国中央銀行が資金を供給すべきことが決定された。では、流動性不足が自国通貨でなく外貨流動性であった場合はどう対応するのか。その場合は、主要な中央銀行間に存在していた外貨スワップのネットワークに頼って対応した。しかし、その外貨スワップのネットワークは、Fedによって1990年代後半に停止された。

近年の「国際的な最後の貸し手」機能では、今次金融危機において、システミック・リスクが危機の発生した一国の市場を超えて国際的な拡がりを持つことが明らかとなった。こうした中で、1990年代後半に停止されたスワップ・ラインが再び蘇ったことが特筆される<sup>(54)</sup>。経済のグローバル化が進む中、金融機関の資金仲介業務は自国通貨建てのみならず、外貨建てにも範囲を広げてきたため、金融機関が外貨の流動性不足に直面した場合、母国の中央銀行が単独では、流動性危機を防ぐことが困難となる。金融グローバル化のもとで、金融システムを安定化させようとするれば、国家単位の金融システム政策を超えた何らかの国際的な金融規制・監督の仕組みや協力が必要になる。

近年の金融危機以降において、国際的な協力の枠組みの中でのセーフティネットの1つとして、主要国の中央銀行は、不測の事態への対応措置として米国Fedとの間で米ドル資金に関するスワップ協定を結び、これを活用した。米国Fedは米国の中央銀行であるとともに世界の中央銀行の役割も果たすハイブリッドな性格を有しており、ドル資金に関するスワップ・ネットワークは国際的なドル体制に対する現実的な挑戦であった。さらに、中央銀行はスワップ取り決めの対象を米ドル以外の通貨にも拡大し、2011年に多角的スワップ協定を締結し恒久化されるに至っている。こうした中央銀行間の密接な協力による外貨資金の供給は、従来のLLR概念を拡張した新しい「最後の拠り所」と考えることができ、「最後のグローバル貸し手 (GLLR)」機能と呼ばれる<sup>(55)</sup>。多国間の外貨スワップのネットワークは、中央銀行が外貨資金を確保したうえ、これを無制限に供給できることを可能としたものであり、中央銀行の「銀行の銀行」たる側面を端

的に示したものである。

なお、国際的なセーフティネットに関しては、ここで検討した中央銀行間における GLLR の他にも、IMF の機能強化、SDR の利用、外貨準備の活用など様々な提案がなされているが<sup>(56)</sup>、それらの検討は本稿の考察範囲を超えるものであり、ここでは採り上げない。

## VIII 結び — LLR 機能が有効に実施されるための中央銀行の課題

LLR 機能は中央銀行の金融システム安定化政策のコアである。本稿で検討したバジョットの金言 (dictum) (「中央銀行はシステミック・リスクの顕現化を防ぐため、ソルベントだが一時的な流動性不足に陥った銀行に対し積極的に貸出を行わねばならない」) を念頭においた時、LLR 機能を的確かつ有効に発動するため中央銀行が彫琢すべき不可欠の課題は何かといえ、それは、突き詰めれば、次の 2 つであるということができよう<sup>(57)</sup>。

第 1 に中央銀行は、問題の金融機関がソルベントかそれともインソルベントかを正確かつタイムリーに把握することが不可欠である。そのためには、常日頃実施している考査やモニタリング、金融システム分析に関する能力に一段と磨きを掛け、ソルベントか否かの識別能力を一層身に付けることが必要である。ソルベンシーの判断にあたっては、現時点の健全性の状態だけでなく将来の健全性を見通しも含めた総合的な判断が必要とされるため、その判断は一般に容易なことではない。ソルベンシーの判断は本来確率的要素を含むものであり、「確率的フォワードルッキング・ビュー (probabilistic forward-looking view)」ということができる。

第 2 に中央銀行は、LLR 機能の発動条件であるシステミック・リスクが顕現化する可能性を的確に評価する能力を身に付けることが不可欠である。そのためには、システミック・リスクをどのような方法で評価、モニタリングするか、その作業に必要なデータの存在や利用可能性等について研究を深めなければならない。例えば、近年、金融システムの安定性を定量評価する方法として日本銀行が開発した「システミック・リスク指標」もその 1 つである。同指標は、金融システムを不安定化させ得る何らかの事象が発生した場合に、金融システムや実体経済などに生じる悪影響の程度を、確率モデルを用いてリスク指標として計測、評価するものである。なお、金融システムの過熱感や不安定化の兆候を示唆する指標として「システミック・リスク指標」のほか、「金融活動指標」(様々な金融活動における不均衡の有無を評価)、「金融動向指数」(金融システムの不安定化を察知するための DI <ディフュージョン・インデックス>) を日本銀行は開発しており、これら 3 つを「マクロリスク指標」と呼び金融システムの安定性の評価に利用している。

上記の 2 つの課題のうち前者は、「インソルベントな先への貸出を行ってはならない」という、バンキング業務を行う中央銀行の市場的性格を反映したものであり、後者は「システミック・リスクを防ぐ」という中央銀行の LLR 機能の根本原則から出てきたものである。これら 2 つの課

題は、いずれもセントラル・バンキングの本質に基づいた業務運営上の基本姿勢とあってよい。バジヨットは「信用という力は成長することはあっても、これをつくり上げることはできない (Credit is a power which may grow, but cannot be constructed)」と指摘している<sup>(58)</sup>。金融への深い洞察のもとに発せられたバジヨットの言葉を改めて肝に銘じておかなければならない。

《注》

- (1) 白川方明 (2008) pp. 316-317 は金融システムに関する政策を①規制, ②監督, ③金融システムの状況把握, ④「最後の貸し手」機能, ⑤決済システムに関する政策の5つに分類した上, 「最後の貸し手」機能こそ中央銀行に固有の機能であると指摘している。
- (2) Kindleberger, Charles P., Robert Z. Aliber, (2011) 邦訳 p. 334.
- (3) Laidler (2002) pp. 13-18, 21-23 によれば, ソートンとバジヨットは両者とも中央銀行の LLR 機能を的確に指摘したものの, その理由や目的は異なるものであった。ソートンは基本的に貨幣数量説論者であり, マネー (money) とりわけ広義マネーの紙券信用 (paper credit) を重視したのに対し, バジヨットは銀行学派の支持者であり, 信用 (credit) を重視した。
- (4) Bagehot, W., (1873) 邦訳 p. 82.
- (5) Kindleberger, Charles P., Robert Z. Aliber, (2011) 邦訳 p. 334.
- (6) Bernanke, Ben, (2012) 邦訳 p. 17.
- (7) Bernanke, Ben, (2012) 邦訳 p. 136.
- (8) Bernanke, Ben, (2012) 邦訳 p. 142.
- (9) King Mervyn (2016) pp. 269-281.
- (10) Freixas, X., C. Giannini, G. Hoggarth, F. Soussa, (1999) pp. 152-157.
- (11) Freixas, X., C. Giannini, G. Hoggarth, F. Soussa, (1999) pp. 159-163.
- (12) Sayers, R. S., (1958) 邦訳 p. 115.
- (13) Sayers, R. S., (1976) 邦訳 p. 1.
- (14) Bordo, Michael D., (1990) pp. 19-22. LLR の 4 つの見解のうち, 第 2 の見解および第 3 の見解について, それぞれニューヨーク連銀の見解, リッチモンド連銀の見解であると指摘したのは Tucker, P., (2014) である。
- (15) Bagehot, W., (1873) 邦訳 p. 79.
- (16) Grossman, Richard S. and Hugh Rockoff, (2014) p. 25.
- (17) 大黒弘慈 (2000) p. 171.
- (18) 大黒弘慈 (2000) p. 181 はバジヨットの特性に関して次のように述べている。「添谷育志氏は『われわれは日常的に慣れ親しんでいるものこそが実は最も不可解で語り難いという洞察』をバジヨットにおける屈折した『リアリズム』の『公理』とまで呼んでいる。こうした『アイロニーとパラドクス』『不釣り合いと不条理の感覚』に満ちたバジヨットの『二重性』は『バジヨットの症例』とまで表現されるごとくである」。
- (19) Bagehot, W., (1873) 邦訳 pp. 216-217.
- (20) Bagehot, W., (1873) 邦訳 p. 217.
- (21) Bagehot, W., (1873) 邦訳 pp. 224-225.
- (22) Bagehot, W., (1873) 邦訳 pp. 217-218.
- (23) Goodhart, C. A. E., (1993) pp. 417-422.
- (24) ソルベンシーの判断が「確率的フォワードルッキング・ビュー (probabilistic forward-looking view)」であるとの指摘は, Tucker, P., (2014) pp. 22-23 による。

- (25) Grossman, Richard S. and Hugh Rockoff, (2014) p. 27.
- (26) Fischer, S., (1999) p. 91.
- (27) バジ ョットはペナルティ・レートの水準として5~6%は非常に高く、ましてや10%は並外れて高いと考えていたようである (Goodhart, C. A. E., (1999) p. 342.)。
- (28) Bagehot, W., (1873) 邦訳 pp. 216-217.
- (29) Grossman, Richard S. and Hugh Rockoff, (2014) p. 24.
- (30) Bagehot, W., (1873) 邦訳 p. 67.
- (31) Bagehot, W., (1873) 邦訳 p. 67.
- (32) Bagehot, W., (1873) 邦訳 pp. 66-67.
- (33) Bignon, Vincent, Marc Flandreau, and Stefano Ugolini. (2009) p. 5.
- (34) 小栗誠治 (2008) pp. 128-129.
- (35) 三重野康・元日本銀行総裁 (1995) pp. 198-199 は LLR 機能の基本的な考え方について次のように述べている。「金融機関の支払不能がごく一時的な流動性不足によるものであれば、中央銀行による『最後の貸し手』機能が発揮され、事態が平常に復することにより当該金融機関も通常の経営に復帰することが可能となる。支払不能の原因が資産・負債のバランスの悪化による大幅な債務超過といった、経営の完全な行詰まりに起因するものである場合はどうするか。…このような場合に、すでに生じてしまった損失を負担しつつ、預金者や金融システムの動揺を防ぐうえで、大きな役割を果たすのが預金保険制度 (および貯金保険制度) である」。
- (36) 中央銀行研究会 (1996) p. 9, 金融制度調査会 (1997) p. 28.
- (37) 三重野康 (1995) pp. 201-202.
- (38) 伊豆久 (2016) pp. 119-158.
- (39) 日本債券信用銀行や東京共同銀行に対する出資は、結果として棄損される事態になったほか、山一証券への特融も一部損失が発生した。
- (40) 「日本銀行法」(平成9年法律第89号)の第37条、第38条の条文は難解なため、以下のIV 1, 2では法案に添付された「概要」の条文を記載した。
- (41) 中央銀行研究会 (1996) p. 9, 金融制度調査会 (1997) p. 27.
- (42) Kindleberger, Charles P., Robert Z. Aliber, (2011) 邦訳 p. 334.
- (43) 両宮正佳 (2012) p. 2 は市場型システミック・リスクについて「市場流動性と資金流動性の相乗的収縮や市場流動性の共変性こそが、預金金融機関の決済ネットワークあるいは預金の同質性と同様な意味でキーとなるメカニズム」であると指摘している。
- (44) 中曾宏 (2013) p. 2.
- (45) Tucker, P., (2014) pp. 27-28.
- (46) 本稿の中央銀行のMLLR機能については、Tucker, P., (2014), 中曾宏 (2013) に負うところが大きい。なお、今次金融危機の早い段階からMLLR機能の重要性を指摘したのはButter, W., A. C. Sibert, (2007) である。Mehrling, Perry, (2011) は中央銀行の「最後のディーラー」機能を金融学説の展開の中に位置付けた興味深い主張を行っている。
- (47) Tucker, P., (2014) p. 31.
- (48) 日本銀行政策委員会議事要旨 (2009年1月21, 22日開催分)。
- (49) Mehrling, Perry, (2010) の主張は「流動性」(liquidity) 概念の進化を映じたものといえる。従来の流動性は「資金流動性」を念頭に置いたものであったのに対し、メーリングは今次金融危機において問題となった「市場流動性」に焦点をあてる。前者の流動性不足への対応が中央銀行の「古典的な最後の貸し手」機能である一方、後者の流動性不足に対応するのがメーリングの主張する中央銀行の「最後のディーラー機能」である。今次金融システム危機の中で実施された中央銀行の行動を金融理論史に根拠を求めて正当化する試みといえる。
- (50) 西川元彦 (1984) pp. 49-50.

- (51) 中曾宏 (2013) pp.4-5.  
 (52) Kindleberger, Charles P., Robert Z. Aliber, (2011) p.363.  
 (53) Tucker, P., (2014) pp.32-34.  
 (54) 中曾宏 (2013) pp.3-4.  
 (55) 中曾宏 (2013) p.4.  
 (56) 中曾宏 (2013) pp.7-8.  
 (57) 小田信之, 清水季子(1999) は, 「中央銀行において①マイクロレベルでのソルベンシーに関するモニタリング能力と②システミック・リスク顕現化に関する判断能力の両者を補完的に向上させる努力を継続することが重要と考えられる」と指摘している。  
 (58) Bagehot, W., (1873) 邦訳 p.80.

#### 参考文献

- Bagehot, W., (1873), *Lombard Street: A Description of the Money Market*, London: H. S. King (邦訳: 『ロンバード街 — 金融市場の解説』ウォルター・バジヨット著, 久保恵美子訳, 日経 BP 社, 2011年).
- Bernanke, Ben, (2012), *The Federal Reserve and the Financial Crisis*, Princeton: Princeton University Press (邦訳: 『連邦準備制度と金融危機 — バーナンキ FRB 理事会議長による大学生向け講義録』ベン・バーナンキ著, 小谷野俊夫訳, 一灯舎, 2012年).
- Bernanke, Ben, (2015), *The Courage to Act: A Memoir of a Crisis and Its Aftermath*, W W Norton & Co Inc (邦訳: 『危機と決断 — 前 FRB 議長ベン・バーナンキ回顧録 (上), (下)』ベン・バーナンキ著, 小此木潔 (監訳)・石垣憲一・川崎剛・永峯涼・西崎香訳, 角川書店, 2015年).
- Bignon, Vincent, Marc Flandreau, and Stefano Ugolini, (2009), “Bagehot for beginners: The making of lender-of-last-resort operations in the mid-19th century”, Norges Bank Working Paper 22.
- Bordo, Michael D., (1990), “The Lender of Last Resort: Alternative Views and Historical Experience”, *Federal Reserve Bank of Richmond Economic Review* 76(1).
- Bordo, Michael D., (2014), “Rules for a Lender of Last Resort: An Historical Perspective”, Paper prepared for the Conference: *Central Banking in the Next Century: A Policy Conference*, Hoover Institution Stanford, California, May 29-30 2014.
- Buiter, W., A. C. Sibert, (2007), “The Central Bank as the Market Maker of Last Resort: From lender of last resort to market maker of last resort”, in Andrew Felton and Carmen Reinhart eds., *The First Global Financial Crisis of the 21st Century*, A VoxEU.org Publication, pp. 171-178.
- Cochran, John H., (2014), “Monetary Policy with Interest on Reserves”, *Journal of Economic Dynamics & Control* 49, pp.74-108.
- Dobler, Marc, Simon Gray, Diarmuid Murphy, Bozena Radzewicz-Bak, (2016), “The Lender of Last Resort Function after the Global Financial Crisis”, IMF Working Paper WP/16/10.
- Fischer, S., (1999), “On the Need for an International Lender of Last Resort”, *Journal of Economic Perspective*, Fall.
- Fischer, S., (2016), “The Lender of Last Resort Function in the United States”, At the Committee on Capital Markets Regulation Conference, ‘The Lender of Last Resort: an international perspective’, Washington D. C.
- Freixas, X., C. Giannini, G. Hoggarth, F. Soussa, (1999), “The Lender of Last Resort: A Review of the Literature”, *Financial Stability Review*, Bank of England.
- Friedman, Milton, Anna J. Schwartz, (1963), *A Monetary History of the United States, 1867-1960*, Princeton: Princeton University Press (邦訳: 『大収縮 1929-1933 「米国金融史」 第7章』ミルト

- ン・フリードマン/アンナ・シュウォーツ著, 久保恵美子訳, 日経 BP 社, 2009 年).
- Goodfriend, M., R. G. King, (1988), “Financial Deregulation, Monetary Policy, and Central Banking”, *Federal Reserve Bank of Richmond*, Working Paper No. 88-1.
- Goodhart, C. A. E., (1993), “Bank Insolvency and Deposit Insurance: A Proposal,” in Goodhart, C. A. E., *The Central Bank and The Financial System*, Macmillan, 1995.
- Goodhart, C. A. E., (1995), “Why Do Banks Need a Central Bank?”, *Oxford Economic Papers* Vol. 39 No. 1.
- Goodhart, C. A. E., (1999), “Myths about the Lender of Last Resort”, *International Finance* 2: 3.
- Goodhart, C. A. E., (2010), “The Changing Role of Central Banks”, Bank for International Settlements, Working Paper No. 326.
- Grossman, Richard S. and Hugh Rockoff, (2014), “Fighting the Last War: economists on the lender of last resort”, Paper prepared for the Conference of Norges Bank: *Of the uses of central banks: Lessons from history*, Oslo, 5-6 June 2014.
- Hauser, Andrew, (2016), “Between feast and famine: transparency, accountability and the Lender of Last Resort”, At the Committee on Capital Markets Regulation Conference, ‘The Lender of Last Resort: an international perspective’, Washington D. C.
- Humphrey, T. M., (1989), “Lender of Last Resort: The Concept in History”, *FRB Richmond Economic Review*, March/April.
- Kindleberger, Charles P., Robert Z. Aliber, (2011), *Manias, Panics and Crashes: A History of Financial Crises*, 6th ed., Palgrave Macmillan (邦訳: 『熱狂, 恐慌, 崩壊 — 金融危機の歴史 [原著第 6 版]』 C. P. キンドルバーガー/R. Z. アリバー著, 高遠裕子訳, 日本経済新聞出版社, 2014 年).
- King, Mervyn, (2016), *The End of Alchemy: Money, Banking and the Future of the Global Economy*, Little, Brown.
- Laidler, D., (2002), “Two Views of the Lender of Last Resort: Thornton and Bagehot”, University of Western Ontario, Research Report No. 36.
- Mehrling, Perry, (2011), *The New Lombard Street: How the Fed Became the Dealer of Last Resort*, Princeton: Princeton University Press.
- Nakaso, Hiroshi, (2001), “The financial crisis in Japan during the 1990s: how the Bank of Japan responded and the lessons learnt”, BIS Papers, No. 6.
- Sayers, R. S., (1958), *Modern Banking*, 4th ed., Oxford University Press (邦訳: 『現代銀行論』 R. S. セイヤーズ著, 三宅義夫訳, 東洋経済新報社, 1959 年).
- Sayers, R. S., (1976), *Bank of England 1891-1944*, Cambridge University Press (邦訳: 『イングランド銀行 — 1891-1944 年 (上), (下)』 R. S. セイヤーズ著, 西川元彦 (翻訳), 日本銀行金融史研究会訳, 東洋経済新報社, 1979 年).
- Thornton, H., (1802), *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*, Edited with an Introduction by F. A. v. Hayek. New York: Rinehart & Company, Inc., 1939 (邦訳: 『紙券信用論』 ソーントン著, 渡辺佐平・杉本俊朗訳, 実業之日本社, 1948 年).
- Tucker, P., (2009), “The repertoire of official sector interventions in the financial system: last resort lending, market-making and capital”, presentation at the Bank of Japan 2009 International Conference: *Financial System and Monetary Policy: Implementation*.
- Tucker, P., (2014), “The lender of last resort and modern central banking: principles and reconstruction”, BIS papers No. 79.
- White, Lawrence H., (1984), *Free Banking in Britain — Theory, Experience and Debate, 1800-1845*, Cambridge University Press.
- Wood, Geoffrey E., (2000), “The Lender of Last Resort Reconsidered”, *Journal of Financial Services*

*Research*, 18: 2/3.

- 雨宮正佳（2012）「2012年の中央銀行の課題——LLR再考」, 野村総合研究所「金融市場パネル」第20回会合基調講演.
- 伊豆久（2016）『金融危機と中央銀行』九州大学出版会.
- 小栗誠治（1998）『現代日本のセントラル・バンキング——金融経済環境の変化と日本銀行』滋賀大学経済学部研究叢書第30号.
- 小栗誠治（1999）「中央銀行の『最後の貸し手』機能——新日本銀行法における位置付けと発動原則の検討を中心に」『彦根論叢』第321号.
- 小栗誠治（2001）「バジョット再考——中央銀行の『最後の貸し手』機能」『彦根論叢』第332号.
- 小栗誠治（2003）「システミック・リスクと中央銀行の『最後の貸し手』機能」『彦根論叢』第342号.
- 小栗誠治（2008）「セントラル・バンキングの一般原則——イングランド銀行副総裁, サー・アーネスト・マズグレイブ・ハーヴェイの『中央銀行』（1927年）を中心に」『彦根論叢』第374号.
- 小田信之, 清水季子（1999）「ブルーデンス政策の将来像に関する一考察：銀行システムの効率性・安定性の両立に向けて」『金融研究』第18巻第3号.
- 金融制度調査会（1997）「日本銀行法の改正に関する答申」.
- 白川方明（2008）『現代の金融政策——理論と実際』日本経済新聞出版社.
- 須田美矢子（2014）『リスクとの闘い——日銀政策委員会の10年を振り返る』日本経済新聞出版社.
- 大黒弘慈（2000）『貨幣と信用——純粹資本主義批判』東京大学出版会.
- 中央銀行研究会（1996）「中央銀行制度の改革——開かれた独立性を求めて」.
- 中曾宏（2013）「金融危機と中央銀行の『最後の貸し手』機能」, 世界銀行主催エグゼクティブフォーラム「危機は中央銀行の機能にどのような影響を及ぼしたか」における講演.
- 中曾宏（2014）「『失われた20年』が示す将来への指針」, IADI・APRC国際コンファレンスにおける講演.
- 西川元彦（1984）『中央銀行——セントラル・バンキングの歴史と理論』東洋経済新報社.
- 速水優（2004）『中央銀行の独立性と金融政策』東洋経済新報社.
- 三重野康（1995）『日本経済と中央銀行』東洋経済新報社.

（原稿受付 2016年5月10日）



# ローカル・アイデンティティと適正技術

— グローバル経済史の観点から見た日本の近代化 —

小木田 敏彦

## 要 旨

グローバル経済史は近代日本が欧米とは異なった発展経路を辿り、生態環境的制約から脱却する上で適正技術が重要な役割を果たしたと見ている。適正技術は地域的な取り組みの一環に位置づけられ、この取り組みには地域による未来像、つまりローカル・アイデンティティの共有が肝心である。そこで、本稿では先染産地を県とした両毛地方と後染産地を県とした北陸地方を取り上げ、まず双方の地域でローカル・アイデンティティが発展経路を規定していたことを明らかにした。両毛地方では国産のジャカード、北陸地方では国産のボタンという適正技術が地域経済の発展に大きく貢献した。また、労働市場の形成過程に大きな違いが生じ、両毛地方は「高賃金経済」、そして北陸地方が「低賃金経済」という発展経路を辿ることとなった。

後染の輸出向羽二重は力織機化が早かった。動力の技術的特性は発展経路を大きく規定した。欧米の発展経路を規定したのが蒸気機関であったのに対して、日本の発展経路を規定したのは水力発電であった。電力によって力織機は適正技術となり、日本は生態環境的制約から脱却する途を切り拓いた。また、力織機設計のアーキテクチャにはローカル・アイデンティティが反映されていた。齋外式ではローカル・アイデンティティの模索の中で実用性と経済性が重視され、津田式では欧米の技術水準が追及されていた。津田式は加賀藩による殖産興業政策の伝統を受け継いでおり、この伝統から互換性生産の技術蓄積への途が切り拓かれた。

キーワード：経路選択、労働プーリング、蒸気機関、水力発電、力織機化

## はじめに

### 1. 問題意識 — グローバル経済史から見た日本の近代化 —

1800年頃に本格化するいわゆる「大分岐 (great divergence)」以前、西ヨーロッパも中国や日本などの東アジアでも「労働や資本が土地の代替をするには限界があった」と同時に「地域における産業特化の進展が困難になっていた」(ポメラント 2015: 222)。しかし、この制約から解放された西ヨーロッパが「人口や一人当たり消費量の持続的な拡大」に成功し、西欧と非西欧の経済格差が拡大していったというのがグローバル経済史の基本的な考え方である。では近代日本の急速なキャッチ・アップはいかにして可能となったのであろうか。日本も生態環境的制約か

ら解放されたのであろうか。この問題に関して、産業集積論の観点から本稿が注目してみたいのは、開国と交通革命によって日本が「地域における産業特化の進展が困難になっていた」という制約条件からと同時に生態環境的制約からも解放され得たということである。

グローバル経済史は日本のキャッチ・アップに特殊な位置づけを与えている。たとえば、アレン (2012: 76) はまず「大分岐」の要因として、①「技術進歩 (technology)」、②「グローバル化 (globalization)」、③「国家による経済政策 (state policy)」の3つをあげ、このうち③の「国家による経済政策」は、キャッチ・アップにも不可欠な要因だとしている。そして、ドイツやアメリカを例として「国家による経済政策」に関する「標準モデル (standard model)」を提示している。この「標準モデル」における国家の役割とは、(1)「内国関税 (internal tariff) の撤廃と輸送の改善により大きな国内市場を創出すること」、(2)「対外関税 (external tariff) を設定し『幼稚産業』をイギリスとの競争から保護すること」、(3)「通貨を安定させ、事業に資金を供給する銀行を創設すること」、(4)「技術の開発と受け入れ (the adoption of invention of technology) を加速させるために大衆教育を確立すること」の4つである (アレン 2012: 55)。

しかし、日本の場合、(1)と(4)の条件は満たし得たものの、(2)と(3)を実現することは困難であった (アレン 2012: 163)。このため、アレン (2012: 164-167) は「戦略的産業政策 (targeted industrial policy)」と「適正技術 (appropriate technology)」をキャッチ・アップに必要な追加的な要因にあげている。たとえば、「戦略的産業政策」の例として富岡製糸場をあげ、「適正技術」に関しても「低賃金経済 (low-wage economy) の日本で採算がとれる (cost-effective) ように西洋の技術を作り変えた」ことに注目している。そして、小野組が設立した築地製糸場が「ヨーロッパ式の機械 (European-inspired machinery) を使用していた」ことや「諏訪式座繰機 (Suwa method)」が国内に普及したことを指摘している。したがって、(2)と(3)の条件を欠いていても成長し得る産業分野において、①「技術進歩」という条件が果たした役割を特に重視しているようだ。

他方で、ポメランツ&トピック (2013: 341-342) も戦前の「日本の奇跡 (pre-1945 “Japanese miracle”)」が「農産物や一次産品の輸出 (agricultural and raw material exports) を伸ばすことが工業化に結び付いたモデルケース (one of the best examples)」だと指摘している。「奇跡」は成長のスピードではなく経路に見られた。つまり、戦前の重工業部門は衝撃的な兵器 (impressive military machine) を生み出すのに与りあったが、政府と最も緊密に結びついてきたにもかかわらず、経済的な観点から見て最も不成功に終わった部門だったのであって、成功を収めたのは政府からそれほど保護を受けることがなかった軽工業部門であった。軽工業部門の中でも特に「日本のシルク産業 (Japanese silk)」が重要であって、「『天然資源』というより軽工業品 (light industry product) に近い」という言い方をしている (ポメランツ&トピック 2013: 343)。このため、ポメランツ&トピック (2013) は戦前の「日本の奇跡」を「蚕を育て、成長 [という糸] を吐き出す (feeding silkworms, spitting out growth)」と表現している<sup>4)</sup>。

以上のように、日本のキャッチ・アップに関して、アレン（2012）とポメランツ&トピック（2013）には共通した認識が見られる。ただし、アレン（2012）には日本が輸出主導型の発展を遂げたという認識が希薄であるように思われる。このため、「グローバル化」の見方が依然として西欧中心主義的なままとなっているという印象を受ける。アレン（2012: 74-76）は「蒸気船と鉄道の普及が国際競争をいっそう過酷なものとした」結果、比較優位によって第三世界が「低開発状態（underdevelopment）」になったと指摘している。しかし、彼の言葉を借用すれば、19世紀後半にペリー提督がやってくるまで、まさしく日本は「ヴァスコ・ダ・ガマがカリカットに到着する以前」と同様の状況にあった。つまり、日本はほぼ「孤立状態（isolation）」にあり、「世界の他の地域から切り離されていた（cut off from the rest of the world）」のである。

第三世界は「グローバル化」によって「労働力は農業への転進を余儀なくされ」、この結果「第一次産品の輸出地域となった」（アレン 2012: 74-75）。この点では開国後の日本も例外だとは考えられておらず、ポメランツ&トピック（2013: 375）は「日本が外国に市場開放した 1850 年代から第二次世界大戦までの間、日本の輸出を支えてきたのは農業であった」と指摘している。「低開発状態」という枠組みで日本のキャッチ・アップを把握しようとした場合、養蚕業に関心が集まるのは必然とも言える。「高賃金経済（high-wage economy）」（アレン 2012）では採算割れが必至であって、そうした労働生産性が低い部門を日本に押し付けることで西欧が成長し得たと見ることが可能だからである。そして、もうひとつの必然的結論は、戦前の「日本の奇跡」を過大評価すべきではないというものになる。たとえば、アレン（2012: 169）は 1870-1940 年の 1 人あたり GDP に関して「第三世界の多くの国をとらえて離さない停滞状況からすると、日本の実績は見事なものである」が、1 人あたり GDP の成長率は高いとは言えないと指摘する。

このように、グローバル経済史は日本の農民の生活水準に「奇跡」は起こらなかったと見ている。たとえば、ポメランツ&トピック（2013: 377）も、より一生懸命により知恵を絞って働いたにもかかわらず、農民が得たものはそれほどでもなく（not a whole lot）、第二次大戦前の農民の暮らしぶりは、その 75 年前の農民と同じ水準でしかなかった（no better off）と指摘している。以上の指摘を批判的に検討する上で、グローバル経済史が方法論的に「経済的成功は、財産権の保障、低い課税そして最小の政府があってこそ可能になる」（アレン 2012: 21-22）という考え方に否定的であるということが重要となる。しかし、明治維新によって近代国家を建設し急成長を遂げた日本と「麻薬帝国主義（narco-imperialism）」（アレン 2012: 161）によって国土を蚕食された清王朝との対照性は、政治的および法的諸制度の重要性を実証しているように思われる。要するに、グローバル経済史にとって日本は《他者》の存在なのである<sup>(2)</sup>。

## 2. 問題の所在と本稿の構成 — 適正技術に注目する意義 —

本稿はグローバル経済史の反駁を目的としてはいない。本稿の目的は、グローバル経済史に比較経済史の観点を組み込み、日本の地域性、あるいはグローバル経済史にとっての《他者性》を

明らかにすることにある。たとえば、生態環境的制約に関して、ポメラantz (2015: 222) は「貿易はこうした問題を改善はしたが、解決することはできなかった」と指摘しているが、明治期の日本は考察の対象外となっている。他方で、アレン (2012) は生態環境的制約の問題をあまり重視しておらず、賃金に比べて安価な石炭と蒸気機関が「大分岐」に決定的な役割を果たしたことに力点を置いている。したがって、冒頭で述べたように、「スミスの成長 (Smithian growth)」に伴う地域特化によって生態環境的制約から解放され、キャッチ・アップが可能となったという視点が完全に欠落している。そして、この視点は「適正技術」によって重化学工業化への途が開かれたことを実証することで十分に明確化し得るものと考えている。

「適正技術」とは伝統技術と先端技術の中間にある技術であって、「中間技術 (intermediate technology)」とも呼ばれる。牧野 (1997: 17) は「織物業では近代技術と在来技術との間の格差が小さいために、比較的早期に両者の中間的技術が登場し」と指摘している。そして、技術格差の指標として、労働生産性と機械製作のための金属加工技術をあげている (牧野 1997: 239)。しかし、提唱者であるシューマッハーによれば、「適正技術」の特徴は①「安くしてほとんど誰でも手に入れられ (accessible to virtually everyone)」, ②「小さな規模で応用でき (suitable for small-scale application)」, ③「人間の創造力を発揮させるような (compatible with man's need for creativity)」技術である (シューマッハー 1986: 44)。条件①に関して、シューマッハー (1986: 237) は伝統技術と先端技術を「一ポンド技術 (£1-technology) と一千ポンド技術 (£1000-technology)」と呼び、その中間にある「百ポンド技術 (£100-technology)」と定義している。明治期の国産力織機は外国製力織機に比べて安価であり、このことが急速な普及の一因となった。しかし、「手織機は問屋制の、力織機は工場制の技術的基礎であった」(牧野 1997: 17) とするならば、国産力織機に条件②や条件③は該当しなかったことになる。

しかし、立地論的に見た場合、条件②は集中型ではなく分散型の立地傾向をもたらす技術と解釈することができる。日本の製糸業や絹織物業の特徴に関して、ポメラantz & トピック (2013: 343) はスカンディナビアの木材と同様に、「大量の労働力と資源を使った利益が独占されない形で輸出ブーム (exports booms that use lots of labor or/and resources whose ownership is widely dispersed)」を惹き起こしたと指摘している。要するにグローバル経済史は「日本のシルク産業」は分散型の立地傾向の状態でも成長を遂げたと見ており、「適正技術」はまさにこの状況に適した技術であった。さらに、「小規模な事業 (small-scale operations)」に関して、シューマッハー (1986: 46) は「大規模な事業と比べて自然環境に害を与えないのが常である」と付言しており、「適正技術」には生態環境と共生し得る技術という側面もある。したがって、「適正技術」という観点には生態環境的制約への日本的な対処方法という新たな「知」の地平を切り拓く可能性を秘められている。

条件③はやや具体性に欠けはするが、「正しい労働観 (a proper philosophy of work)」(シューマッハー 1986: 47) に則っているという条件であり、近世以来のいわゆる「勤勉革命 (in-

dustrious revolution)」の中で培われてきた労働倫理を歪めない技術ということになる。この問題に関して注目すべきは労働の時間地理学の問題であって、たとえば適切な温度管理によって養蚕の期間を管理する農民の伝統的技術は、グローバル経済史の瞠目の的となっている（アレン 2012: 159；ポメラantz & トピック 2013: 341, 376）。湯澤（2001: 244）が調査中にしばしば耳にした表現で言えば、「（仕事に）あそびがないように（紬生産や農作業を組み合わせる）」時間管理の意識、あるいは後に《能率手帳》（現 NOLTY）として結実する時間管理技術の苗床となった意識であって、いわゆる「サービス残業」をも厭わない労働倫理と不可分の関係にある。したがって、《時は金なり》というピューリタンの時間意識が実は「高賃金経済」という制度の下で培われた時間意識であったのに対して、日本では「低賃金経済（low-wage economy）」という制度の下で異なった時間意識が培われていったと考えるべきではないだろうか。

時間意識と技術選択には密接な関係があったとする指摘が存在する。戦前・戦後にわたって活躍したエコノミスト高橋亀吉は「工業の発達に比し農村の不振多大なる根因は、要するに、機械利用の足らざるに基因する」とする一般の見解を支持した上で、土地制度の問題以上に「先づ第一に解決せねばならぬ問題は、機械の利用に由つて節約し得たる労力を如何に利用するかである」と指摘している（高橋 1927: 235）。機械化によって仕事に「あそび」ができる状況では、農民が機械化を選択しなかったのである。そして、農閑期の副業が普及し「到处機械の利用起」ったが、「我が農村経済に於て、これ迄、機械の利用が著しく阻害せられて来た最大原因は、実にこの『節約労働力』の利用の途が無つたからであつたと云つて大過ない」と断言している（高橋 1927: 235-236）。批判的な検討の余地は残されてはいるが、グローバル経済史との関連で「適正技術」について検討する際に重要な視点になり得ると考えられる。

「適正技術」論は「地域的な取り組み（regional or district approach）」や「開発への地方分権的な取り組み（decentralised approach to development）」が前提となっており、その地域には「内的なまとまりと郷土意識（some sort of inner cohesion and identity）」があり、その中心として、少なくとも一つの町（at least one town to serve as a district centre）があるのが望ましい」とされている<sup>(3)</sup>（シューマッハー 1986: 234）。筆者が研究を重ねてきた羽二重産地はいずれもこの理想に適っている。そこで、本稿では「郷土意識」が地域経済の発展に果たした役割について検討してみたい。過去との繋がりがなくして「郷土意識」は生まれ得ないが、本稿では町村是や県是の形で意識化・共有化された「郷土意識」に注目することとしたい。地域的な取り組みには、地域の未来像やある程度の計画性が必要だと考えられるからである。そこで、本稿では地域で共有された未来像をローカル・アイデンティティと呼ぶことにしたい。たとえば、羽二重生産の先進地である桐生・足利地方は後進地の福井・石川両県との競争に敗れて内地向への転換を余儀なくされたのではなく、先染絹織物の輸出を県是に掲げていた（小木田 2015）。先染と後染とで産地構造に大きな違いが生じるのは衆知の事実であって、展望として言えば県是はその後の発展経路をも規定したはずである。

以上の問題に関して、本稿ではまず両毛地方と北陸地方を比較することで、先染と後染との選択がその後の発展経路をいかに規定していたのかを明らかにしてみたい。中林（2003: 25）は「問屋制そのものが有した効率性が分析されない限り、近代における桐生絹織物産業の発展の大部分は説明できない」と指摘している。しかし、桐生を代表する機業家森山芳平は1889（明治22）年以降「賃機などの下職を付着しない本来のマニュ」に移行している（亀田2001: 112）。したがって、問屋制の効率のみで桐生の発展経路を説明し得るようには思われぬ。そこで、本稿では発展経路とローカル・アイデンティティの関係に注目してみたい。そして、次に地域の《青写真》であるローカル・アイデンティティが力織機の開発にも大きな影響を与えていたことを明らかにしたい。より具体的には先染と後染の選択によって生じたのと同様の経路が、1910年代のいわゆる第1の山における力織機の開発過程にも見られたことを明らかにしてみたい。

## I. ローカル・アイデンティティと地域の経路選択

### 1. ローカル・アイデンティティと問屋制の優位 ― 両毛地方を例に ―

1894（明治27）年に農商務次官に就任した金子堅太郎<sup>(4)</sup>は、1883（明治16）年当時の桐生を振り返って「今昔を比較するときは真に其の地を異にせるの感なくんばあらざるなり」と感慨深げに語っている（金子1902: 35）。「当時桐生の機業家中、既に『ジャカード』機を使用し、且つ多少眼を海外輸出に注いでいる者もないわけではなかったが、「多数は仍に在来の機を用ひ、伝来の染法に拠り、毫も改良に着手するの意なきものゝ如」き有様であって、「盛に海外輸出を奨め『ジャカード』機を以て在来の地機に代へ、西洋の染法を採て」先染輸出を図るという「予の意見は桐生多数の人に排斥せられ」る状況であった（金子1902: 34-35）。しかし、10年後には状況が一変して「予が積年予言して排斥せられし所悉く之を今日に用いらるに至」ったからである。要約すれば、実は桐生はまさに「適正技術」によって発展を遂げたということになる。

まずは補足的な説明から始めよう。フランスから輸入されたジャカードは鉄製であったが、すぐに京都の荒木小平がフレームを木造にして模造している（市川1996: 120）。そして、1877（明治10）年、森山芳平・星野伝七郎・園田倉十郎が第一回内国博覧会に出品された半木製のジャカードを購入して桐生に持ち帰った（桐生織物同業組合1938: 370）。また、1886（明治19）年に桐生の佐羽商店がアメリカからジャカード2台を輸入し、森山芳平と加藤正一に販売した（桐生織物同業組合1938: 371）。桐生でジャカードに対する一般的な関心が一気に高まったのは1888（明治21）年に皇居御用品のご用命を拝した際に、森山芳平・横山嘉兵衛・藤生佐吉が追加注文を合わせて合計31台のジャカードをアメリカのパターソンから取り寄せてからであった（桐生織物同業組合1938: 373-375）。同業者の間での関心の高まりを受け、横山嘉兵衛は横山式木製ジャカードを開発している。この結果、1899（明治32）年2月の時点で桐生には2,657台ものジャカードが普及するに至ったのであった（高等商業学校1901a: 227）。

《西陣に追いつけ追い越せ》が桐生・足利のローカル・アイデンティティであった。「桐生地方ノ絹織物製造ニ従事セルヤ既ニ久シク、其ノ技大ニ熟セリト雖モ、之レヲ京都ニ比スレバ、其発達遙ニ後世ニシテ、内地向高等織物ノ如キ未タ京都ヲ凌駕スルニ至ラ」なかったが、「然リト雖モ近来著シク進歩シ其ノ紋織琥珀縞珍ノ如キ、敢テ西陣ニ遜ラサルモノヲ製出スルニ至」り、「殊ニ紹ハ此ノ地方ノ最長スル所ニシテ京都モ匹敵スルコト能ハズト云フ」状況になった（高等商業学校 1901a: 220）。輸出部門に関しても同様であって、桐生は「我国羽二重輸出ノ原地」でありながら「今や後進地タル福井金澤ニ其勢ヲ奪ハレ」ていたが、後染ではなく先染を選択し「甲斐絹紅梅織ノ輸出ハ現今甚ダ盛ニシテ、足利ト共ニ此ノ地方ノ長スル処」となっていた（高等商業学校 1901a: 220）。フランスからジャカードやボタンを最初に導入したのは西陣であり、その西陣に遅れまいとして欧米の先端技術を積極的に取り入れようとしたのである。

ジャカードを使いこなすにはかなりの熟練が必要である。このため、技術選択において「ロック・イン (lock-in)」が生じていた。ジャカードの普及は工場制の採用を不可避としており、賃機を行う副業農家は依然として高機を使用していた。熟練労働者を養成するために、工場制は年季制度の採用を不可避とした。1901（明治 34）年時点、桐生の織物工場では 1 万 6,481 人（うち男工 3,529 人、女工 1 万 2,952 人）の労働者が働いており、資料には「職工の七割五分は女子にして男子は僅に二割五分に過ぎず」とあるが（群馬県内務部 1904: 56）、他の機業地と比較すれば 25% という男工の比率は著しく高い。男性労働者比率の高さは西陣との共通点でもある。また、以上は年季工と通勤工を足し合わせた数字であるが、通勤工は基本的に年季を終えた労働者であって、注目すべきは「一地方にて永く雇入れ居るものは先に雇はれたる職工の幹旋に依るもの少なからず」存在したということである（群馬県内務部 1904: 56）。

通勤工の存在は経済学的に極めて興味深い問題である。契約時に前貸金を支払うことから、年季制度は人身売買にも似た一種の奴隷制度として社会的な批判を浴びせられてきた。出身地別に見た場合、かつては「武蔵、下野、上総、下総、常陸」など関東出身者が多かったが、「近来は其地方を變じて北越地方より雇入るゝもの多きに至れり」（群馬県内務部 1904: 55-56）とあることから、拙稿（2014）で紹介した足利の状況とよく似ていたことがわかる。したがって、資料には「彼等の多くは年満了を一日千秋の思ひで待ち居れるものなれば勤続するものは十中一人位に過ぎず」（群馬県内務部 1904: 58）とあるが、これは主に北陸出身の女工を念頭に置いたものである。本稿で注目したいのは、むしろ「十中一人位」の少数派であった「勤続するもの」、つまり通勤工の存在、および勤続年数の長い職工が年季工を幹旋することもあったという事実である。中林（2003）は桐生で問屋制が優位を保ち得た原因のひとつとして専門の賃機業者の存在をあげているが、こうした賃機業者は通勤工が独立することで誕生したものと見られる。

この問題に関して、経営者と労働者の双方の観点から検討してみよう。まず、経営者の観点から立って問屋制の効率性を理解するためには、工場制が著しく非効率であったことを理解する必要がある（小木田 2014）。たしかに桐生でも問屋制には「原料糸を窃取し又は入質する等の弊害」

(群馬県内務部 1904: 62) が見られた。しかし、それにもかかわらず桐生・足利地方では問屋制が工場制よりも優位に立っていた。群馬県内務部 (1904: 61) は問屋制の利益として、(i)「市況の振否と機業家の都合とに因り事業を伸縮するの自由なること」、(ii)「工場組織に必要な機台機具の設備及び工場の維持整理等に於ける種々の煩勞と費用とを要せざること」、(iii)「製産品の不捌け又は収利なき時に於て不用の工女を養ひ置くの必要なきこと」、(iv)「工女の雇入費用給料其他種々の雑費を省き廉価に製産を為し得ること」、(v)「織物種類を変更せんとするに際し殊更工女を養成するに及ばざること」をあげている。

年季制度は工場制を著しく非効率なものとしていた。まず(iii)の「工女を養ひ置くの必要」は、年季制度において機業家が衣食住に要する女工の生活費を負担していたことから生じる。年季制度下においては女工の食費などの生活費が固定費用となっていたために、たとえ製品価格が損益分岐点を下回っていても固定費用の一部を回収するために操業が続けられた (小木田 2014)。したがって、実は(i)とも重複する問題であって、問屋制と工場制の効率性を比較する上で決定的に重要となる。この観点から見た場合、従来の議論はまさに「物事の軽重を取り違えている (doing things in the wrong order) ように思われる」(クルーグマン 1994: 15)。たとえば、中林 (2003: 25) は「問屋制一般の利益」のひとつに「需要変動に伴う事業規模伸縮の費用を賃機に転嫁しうる点」、つまり(i)と(iii)をあげている。しかし、「問屋制を工場制に対して遅れた生産組織と理解する点」の反駁に重点が置かれているために、「特定の条件において作用した効率性」がより重要だとされている (中林 2003: 25)。

この指摘に対して、拙稿 (2014) では「特定の条件」として安定した高い農業収入が問屋制の存立基盤であり、1920年代にその前提が崩れたとする仮説を提示した。これに対して、本稿で指摘したいのは、「1950年代のマルクス経済学的な接近」(中林 2003: 22)を批判することよりも「主流派の経済学者が」「主流派的な明晰性が曖昧化されることに抵抗を感じる (the reluctance of the mainstream economists to muddy the clarity of that mainstream)」(クルーグマン 1999: 92)の方が重要だということである。ここで思い起こすべきは、ケインズ経済学による新古典派経済学批判である。たとえば、宇沢 (1977: 62-63) は「新古典派の理論的な枠組みのなかで、生産を計画し、実行する組織を想定することはきわめて困難である」と指摘する。新古典派経済学には企業概念が欠如しているというよく知られた批判である。この批判が暗黙裡に想定している「生産を計画し、実行する組織」とは工場制であって、問屋制ではない。つまり、見方を変えれば、実は新古典派経済学は問屋制の効率性をよく説明する体系なのである。

年季制度の問題に話を戻すと、(ii)の「工場組織に必要な機台機具の設備」の問題は、実は工場制に限った話ではない。問屋制においても生産用具の貸与が行われた。たとえば、1909 (明治 42) 年 8 月時点で福井市の山口喜平は「諸器具一切を貸附」して「二百五十台」の賃機を行っていた (川俣絹織物同業組合 1910: 98)。したがって、拙稿 (2014) でも指摘したように、重要なのは「工場の維持整理等に於ける種々の煩勞と費用」である。この費用の大部分は年季制度に起

困する。たとえば、年季制度では賃金が支払われない、つまり労働に対する価格がゼロであるため、まず近隣から大量の労働力供給を望むことができない。また、機業家には労働者を長時間労働で酷使しようとする強烈なインセンティブが働くのに対して、労働者には「怠業 (slack)」に対する強烈なインセンティブが働くために、究極的とも言える「エージェンシー問題 (agency problem)」が生じる。このため「種々の煩勞と費用」が発生するのである。

たしかに「エージェンシー問題」は解決が可能である。テイラー (2009: 11) が「ほとんどの人は、『雇用主と働き手の利害が対立するのは避けられない』と思い込んでいる。これとは対照的に、科学的管理法は、『雇用主と働き手の利害は、最終的には一致する』という揺るぎない信念をよりどころとしている」と述べているように、テイラー主義的「科学的管理法 (scientific management)」の本質は「エージェンシー問題」を解決することにあった。そして、その手段のひとつが「差別的出来高賃金 (differential rate piece work)」, つまり「各自の賃金は出来高に応じて増え、仕事ぶりが正確であればさらに上乘せ幅が大きくなる」(テイラー 2009: 110) 制度であった。しかし、年季制度ではこの手法が使えない。コース (1992: 63) は「価格メカニズムが機能することを許されていない (the price mechanism is not allowed to operate)」点に「奴隷制の本質 (the essence of serfdom)」があると指摘している。この観点に立てば、年季制度に対する社会的な批判の眼差しは経済学的に見て正しいものであり、「市場の失敗 (market failure)」が工場制の非効率性の本質的問題であると言い得る。

したがって、桐生の発展経路を考える上で、たとえ「十中一人位」であろうと、年季明け後に再契約を交わし、通勤工となって経営者に新たな年季工を斡旋しもする労働者がいたことは、経済学的に見て興味深い問題なのである。通勤工は地域経済の発展の支柱となった「労働プーリング (labor pooling)」の過程を示唆しており、こうした「労働プーリング」は「エージェンシー問題」の解決を不可欠の条件としていた。問題の解決には市場に代替し得る何かの存在が必要となる。この「何か」の例として、マーグリン (1973: 97) は「親方—職人という厳格な徒弟制度のヒエラルキー」をあげ、その理由として「製品と労働プロセスの両方を管理した」ことをあげている。要するに「生産者=販売者」ということである。このように、マーグリンは市場を最重要視しているのだが、桐生の年季工に関して検討すべきは市場に代替し得る「何か」である。

この問題は労働者の立場から検討する必要がある。この場合に重要なのは、(α)「トップに立つ人も下部の人もともに生産者であった」、(β)「そのヒエラルキーはピラミッド型というよりも、むしろ線形のものであった」ということになる (マーグリン 1973: 97)。補足的に説明を付け加えれば、(α)は要するに「親方は、弟子たちにただ何をすべきかを命令するというよりも、むしろ一緒になって労働をした」ということであり、(β)は「徒弟たちは、いつかは職人になり、親方になった」ということである。このように考えた場合、必然的に問われるべきは「親方—職人という厳格な徒弟制度のヒエラルキー」が如何にすれば「ピラミッド型というよりも、むしろ線形のもの」になり得たのかである。「ピラミッド型」から「線形のもの」にするには、「親方—

職人という厳格な徒弟制度のヒエラルキー」の延長上に何らかのより崇高な目標を設定し、「親方」と「職人」がその目標を共有する必要がある。

ローカル・アイデンティティはこの崇高な目標の役割を果たし得る。将来「職人」になり「親方」になりたければ、まず現在を「徒弟」として過ごさなければならない。したがって、ローカル・アイデンティティは労働者の「時間選好 (time preference)」に大きな影響を与え得る。そして、ローカル・アイデンティティを共有することで、年季工の斡旋は合理的な行動となる。この場合の「親方」とはマーグリンが批判する「ボス (boss)」ではなく、「リーダーとは希望を配る人である (A leader is a dealer in hope)」というナポレオンの名言における「リーダー」、あるいは内発的發展論における《キー・パーソン》に該当する。そして、その典型が前述の森山芳平であった。たしかに北陸地方出身の年季女工にすれば、機業家はやはり「ボス」でしかなかったかも知れない。しかし、年季明け後に帰郷する運命にあったため、ローカル・アイデンティティを共有し得なかったという事情をも考慮に入れる必要があるだろう。このように、ローカル・アイデンティティは「ソーシャル・キャピタル (social capital)」の源泉になり得るのである。

## 2. 「低賃金経済」とローカル・アイデンティティ — 北陸地方との比較 —

前述の金子堅太郎は1883 (明治16)年に福井県をも巡回し、「京都、足利、桐生の各地に練習生を派出し、又一面には工女の養生に従事せしめつゝある状況を視察している (金子1902: 99)。まだ羽二重はされていなかったが、バツタンの技能講習は既に始まっていた。「工女の養生」とはこのことを指している。そして、その後、10年を経ずして、羽二重生産において、先進地である桐生・足利地方を凌駕するに至った。農商務次官に就任後、金子堅太郎はその理由に関して「機業に付て一致団結の完備したるは三府四十二縣中第一に位すと云へり」、あるいは「有志が全国に率先して特に同業組合を設置し羽二重の製造方法検査の方針海外販路の手続等を一率の下に統一したるの結果則ち一致合同の然らしむる所にして若し同業組合のなかりせば決して今日の盛大を見るに到らざるべし」と福井県絹織物同業組合を絶賛している<sup>(5)</sup> (金子1902: 100)。金子堅太郎は「交換を促進するための社会的諸制度の影響 (the influence of the social institutions which facilitate exchange)」(コース1992: 10)の重要性を理解していたのである<sup>(6)</sup>。

桐生・足利地方は座繰製糸によって福井羽二重よりも厚手の羽二重を生産していた。このため、1897 (明治30)年のアメリカ関税法改正に伴って重目需要が減退し、さらに積年の粗製濫造が追い打ちをかけた。しかし、問題は桐生・足利地方において「軽目物ノ製造ハ不引合ナリトシテ製造」されなかった原因であって、この原因は「福井ノ如ク専ラ羽二重製造ニノミ従事セサルヨリ、適当ナル職工ノ欠乏ト又廉価ニ多量ノ製産ヲ為ス能ハサル」点にあった (高等商業学校1901a: 263)。つまり、北陸地方が「低賃金経済」であったのに対して、両毛地方は「高賃金経済」だったという分析である。これは当時の一般的な見方であって、足利の織物商木村半兵衛 (4代目)も福井羽二重産業を視察した際に「生計ハ質素日用品ハ廉価ナルガ故ニ従テ工男工女

ノ雇料又大ニ低クシ之ヲ助クル」(木村 1894: 16) と述べている。しかし、「低賃金経済」と「高賃金経済」という違いは基本的に双方の地域の発展経路の違いに起因するものであって、グローバル経済史が想定している状況とは大きく異なる。そこで、この問題を「適当ナル職工ノ欠乏」と「廉価ニ多量ノ製産ヲ為ス能ハサル」という2つの観点から検討してみたい。

「適当ナル職工ノ欠乏」の問題に関しては、まず前述の技術選択における「ロック・イン」の問題を指摘することができる。福井羽二重の初期の成功を陰で支えていたのはボタンという「適正技術」であり、「当時桐生地方にては羽二重を織るに在来の織機を用ひしも福井にては使用に熟練せる『ボタン』織機を以て羽二重織を修業したるに却て好結果を得た」(農商務省 1896: 88-89)。しかし、この「技術の波及 (technological spillover)」に関してより重要なのは、福井羽二重産業が労働者の大量供給システムを構築することによって急成長を遂げたことである(小木田 2013)。「福井縣織工育成法」の特徴は「各機業家の工場を伝習部と見做し置き生徒たらんと欲するものは組合へ出願して生徒証の下附を請ひ其各工場に入り大凡六ヶ月にして伝習を終り成業証の下附を請ひ以て職工となる」点にあった(福島県内務部 1899: 28-29)。つまり、すべての組合員機業家に伝習生の受け入れを義務づけていたのである。伝習期間が「六ヶ月」というのは異例の短さであり、伝習生が技術習得に前向きであったことを意味している。

「福井縣織工育成法」に関して重要なのは、伝習生に対しても賃金が支払われたということである。「見習生ハ普通品製織ニ至ル迄ノ期間其作業ノ程度ニ依リ一日五六銭ノ日給ヲ給与」された(福島絹織物同業組合 1904: 6)。また、女性の経済的自立を支援するプログラムも含まれていた点も同様に重要である。「最初伝習期間中の食料の如きは概して生徒自身の負担」であったが、経済的に負担し得ない場合「之を前貸し置き他日相当収入あるに至り差引精算するの習慣」であった(福島県内務部 1899: 29)。通勤女工には「弁当持参にて朝夕通勤する」場合と「寝眠丈自家にてなし三飯は雇主方にてなす」場合があり、後者の場合「一日の食費は大凡七銭乃至八銭」であった(福島県内務部 1899: 29)。これに対して、寄宿女工は「通常自炊」かつ寝具も自弁であり、「薪炭器具及味噌醤油等は雇主に於て給与し米及菜のみ自弁せしむるの習慣」であった(福島県内務部 1899: 29)。このように、福井羽二重産業では労働市場を成立させ、女工の自律性を引き出すことによって急速に拡大する労働力需要に対応したのである<sup>(7)</sup>。しかし、「福井縣織工育成法」は後染を選択したからこそ可能であった。この意味において、「福井縣織工育成法」はローカル・アイデンティティに由来すると言い得る。

桐生・足利地方において「廉価ニ多量ノ製産ヲ為ス」には問屋制を選択するのが合理的であった。年季制度の下では「廉価ニ多量ノ製産ヲ為ス能ハサル」状況にならざるを得ないからである。年季制度の下で「廉価ニ多量ノ製産ヲ為ス」ことで生じる矛盾は、福島県川俣地方の状況に明らかである(小木田 2014)。高級絹織物を製造している場合、技能の熟練によって労働生産性を飛躍的に向上させることができる。このため、「桐生、足利等の機業家の如く数十年来の経験を有し機織の素養ある者」であれば、前述のように職工とローカル・アイデンティティを共有し得る

ため、年季制度によって「職工を使役するも相当の製品を得」ることができる（福島県内務部 1899: 63）。しかし、量販品の製造には職人技が不要であるため、技能の熟練が労働生産性の飛躍的な向上にはつながらない。このため、「織工養成の期限を短縮し短時日に於て成業し賃銀を得らるゝ業」がなければ、あるいは「奨励法を設けて厚遇」しなければ、「職工をして自励自鋤せしむるの域に至らしめる」ことができなかつた（福島県内務部 1899: 63）。つまり、将来「職人」になるために、現在「徒弟」になることに十分な意義を見出し得なかつたのである。

賃金が支払われなかつたのだから、年季制度を「高賃金経済」と呼ぶのにはやや語弊があろう。しかし、問題の本質は《ただより高いものはない》の一言に尽きる。したがって、あるいは「高賃金経済」のパラドクスと呼ぶのが適切かも知れない。前述のように福井県における見習女工の日給は「五六銭」であり、一日の食費は「大凡七銭乃至八銭」であつた。つまり、日給より食費の方が高かつたことがわかる。福井県では手弁当や自炊、あるいは「前賃」によって、食費を女工に自己負担させていたが、桐生・足利地方における年季制度では機業家が食費を全額負担していた。この固定費用は大きな負担であつた。日給は下拵工程に対する賃金であつたことから、下拵女工はいわゆる《着せ損、食わせ損》であつたことがわかる。たしかに問屋制を選択すれば食費の負担を軽減できた。しかし、問屋制ではローカル・アイデンティティを実現することができなかつたのである。結局のところ、桐生・足利地方の機業家が固定費用を負担し得たのは高級絹織物を製造していたからであり、後染の「軽目物」（＝低価格商品）では採算性を維持し得なかつた。このようにして、北陸地方は「低賃金経済」、両毛地方は「高賃金経済」という異なつた発展経路を辿ることになつたのであつた。

外国からの技術を移植するには工場制を選択し、労働市場を内部化しなければならない。北陸地方も両毛地方もこの点に違いはない。「低賃金経済」と「高賃金経済」の分岐をもたらしたのはローカル・アイデンティティの違いであつた。また、北陸地方も両毛地方とはもうひとつの共通点があつた。工場制は女性労働力の供給を「奉公」という伝統的な教育システムに依存していたため、慢性的な労働力不足の状態にあつたという点である。「工場にありて其附近在住者を除き数年来養ひ来りたる熟練の工女も結婚後は多くは他に転じ又は全く縣外に散逸するを以て大部分は常に新に之れを補充するを要す」る状況であり、「工場を去りしものは之れに要せし養成費と労力の全く機業家全体の損失となる」（川俣絹織物同業組合 1910: 87）。「附近在住者」を増やす上で年季制度は著しく不利であつたが、反面で職人氣質を育み得た。これに対して、北陸地方では力織機化後も「元来彼等には欧米の職人氣質なるものは殆んど無く所謂『機屋奉公』をなすの觀念を以て工場に来」ており、「その目的は嫁入費用を稼ぐにあるを以て統計上婚姻の多き季節たる春秋の二期は又工女変動の季節」であつた（井上 1913: 93, 87）。

このように、女性労働市場は社会に埋め込まれていた。勤務目的に関しては「元来貧民の家計補助の爲め来場する」（井上 1913: 87）という指摘もあることから、より慎重な検討が必要ではある。しかし、経済的自立を実現し、結婚によって自己実現をなし遂げようとする女工の状況に

大きな変化はない。この意味において、力織機は労働の時間地理学を否定するものではなく、「適正技術」の条件③を満たしていた。また、力織機化期の工場に関しては、「概ね営業者家族の管理に適するを程度と」し、「大なる工場を除きては特に建築せしもの半にして概して住宅を以て之れに充用す即ち家内工業の組織とす」という記述がある（川俣絹織物同業組合 1910: 86）。この中には手織工場と力織機工場の両方が含まれている。したがって、力織機化後も家族主義的な経営が主流であって大きな組織変容が見られなかったこと、そして力織機が「適正技術」の条件②をも満たしていたことが伺える。次章ではこの問題についてより詳細に検討する。

## II. 電力革命と「適正技術」の産業組織論

### 1. 高橋亀吉の電力革命論——《マーシャルのパラドクス》との関連で——

動力を使用することで、織物業では労働生産性が飛躍的に向上した。「無地の布の織工 (a weaver of plain stuffs)」に関して、マーシャル (1966: 244) は「今日ではひとりの女子工具が、古い手ばたに比べて一日の作業量が数倍にもなるような織機を 4 台ないしそれ以上 (four or more looms, each of which does many times as much work in the course of the day as the old hand-loom did) も操作している」と述べている。いわゆる力織機の多台持ちである。この結果、「最近 70 年のあいだに織工の能率 (the efficiency of labour in weaving) は 12 倍 (twelve-fold)」に上昇した<sup>⑧</sup> (マーシャル 1966: 246)。「経済学原理」が出版されたのは 1890 年、再販されたのが 1920 年であって、こうした労働生産性の飛躍的上昇が「大分岐」の大きな要因になったことは言うまでもない。たしかに蒸気機関によって生態環境の制約から解放されたという論理は説得的でわかりやすい。しかし、飛躍的な向上がひとえに蒸気機関によるものであったと言い得るのであろうか。

この問題に関して、アレン (2013: 52) は「汎用技術 (general-purpose technology)」である蒸気機関が「19 世紀半ばにおけるイギリスの労働生産性の伸びの半分 (half of the growth of labour productivity in Britain)」に寄与したと指摘している。しかし、「汎用技術」が潜在能力を開花させるには多年を要するため、綿工業では「1840 年代まで水力が動力として用いられた (driven by water power)」とも指摘している (アレン 2013: 50)。したがって、蒸気機関によって代替されるまで、水力が生態環境の制約からの解放に大きく貢献していたことになる。この点に注目すれば、グローバル経済史は水力をあまりに軽視しているように思われる。この問題に関して、マーシャル (1966: 246) は 70 年前と比較して「紡績工の能率 (the efficiency of labour in spinning) は 6 倍に上昇した」が、「それに先立つ 70 年においては紡績の改良 (improvements in spinning) によって紡績工の労働能率は 200 倍にも上昇していた」と述べている<sup>⑨</sup>。水力も労働生産性を飛躍的に向上させたのである。

したがって、グローバル経済史がエネルギー資源を木材というバイオマス資源と石炭という化

石燃料に限定して考察を行っているのは、少なくとも「大分岐」に関してはアンバランスではなかろうか。たとえば、「綿紡績 (cotton spinning)」や「キャラコ織布 (calico weaving)」における「蒸気動力の経済 (the economy of steam power)」に関して、マーシャル (1966: 268) は「かなり小さな工場 (factory of moderate size) でも最良の機械を備えつけられる」のであって、「大きな工場といっても実はいくつかの小さな工場をひとつ屋根のもとに集めただけにすぎない (only several parallel smaller factories under one roof)」と指摘し、過大評価する風潮に対して警鐘を鳴らしている。そして、生産組織に関して「ガス・石油・電気の普及によって動力の配給が新しく変わってきた (new methods of distributing power by gas and petroleum and electric engines) ので」、被服業 (clothing trades)<sup>(10)</sup> 以外の「多くの産業においても家内工業が優勢になってくことも、ありえないことではなかろう」という展望を提示している (マーシャル 1966: 287)。日本もこうした時代的感覚を共有しており、「現ニ里昂ノ機業ニ於ケル水力電力ノ利用ハ近年著シク進歩シ」ており、「我機業モ早晚革新ヲ要スルヤ明ナリ」という観測がなされていた (高等商業学校 1901a: 266)。

したがって、ここでまず重要なのは水力というエネルギー資源であって、水力発電によって近代日本が生態環境的制約から解放され得たということである。1896 (明治 29) 年に日清戦後経営について検討するために農商工高等会議が創設された際に、農商務次官の金子堅太郎は海外貿易に関する演説を行い、「電気ヲ工業ニ利用スル」地形的要因に恵まれているため、日本は工業国として有望であると述べている。つまり、まず「我国ノ地形ハ中央ニ高山大嶽屹立連綿シ其山腹ヨリ海岸ニ至ルノ距離ハ極メテ短キカ為メ急流又ハ瀑布アリ」という地形的条件を指摘し、「今此急流又ハ瀑布ヲ利用シテ水力電気ヲ起シ之ヲ各種ノ工業ニ応用セハ将来ノ工業界ハ今一層ノ進歩ヲ見ルコト亦難キニ非サルナリ」との展望を示した (金子 1896: 11)。水力発電と力織機化には密接な関係があったことは経済史における衆知の事実であり、牧野 (1997: 33) は「織物業における力織機化が本格化するためには、産地での電力網の普及を前提とした」と指摘している。つまり、工業化に対する農商務省の目論見は見事に的中したのである。

もうひとつ重要なことは、蒸気機関とは異なって、電動機は「小型化が可能のため零細機業にも利用可能であった」(牧野 1997: 33) ということである。言い換えれば、電動機によって力織機は「適正技術」となったのである。このため、蒸気機関から電動機の転換に際して、マーシャルの展望通り生産組織に大きな変化が見られた。たとえば、高橋亀吉は「世界の生産組織を一変さすべき動力上の一大発明が驚くべき速度に於て発達した。それは電力の普及である」と力説している (高橋 1927: 222)。

「蒸気力の発明は、かつて、世の生産組織を大規模工場化した産業革命の口火となった。蓋し、動力を利用せる生産が最優利であることが一度実証せられると、従来の手工業的産業は凡て敗れ、動力生産のみが繁栄し、こゝに、生産の蒸気動力化が社会を支配するわけだ。

然るに、蒸気動力を有利に利用するためには、その動力発生方法の特質上、(即ち蒸気汽罐室を中心にして、その近傍に工場を建てることを必要とすること)是非とも、生産は一個所に集中せられ、大規模工場を有利(この外にも大規模工場を有利とする事由のあることは無論であるが)とするに至るからである」(高橋 1927: 222-223)。

注目すべきは「この結果、従来、動力利用の生産は必然的に石炭の便と販路の便のある所に集中」(高橋 1927: 223)することになったとして、立地傾向にも言及していることである。要するに蒸気動力化によっていわゆる《場所のチカラ》が働き、原料指向と市場志向が誕生したという分析である。しかし、「電力利用に基く産業の分散傾向」によって「動力利用産業が農村に分散することを可能ならしめ」た(高橋 1927: 223)。このように、「電力の普及は、蒸気力の以上の如き技術的束縛を解放して、動力の利用を全く自由にした。即ち、電力は蒸気力と違って、所要の場所で、所要の時間に、所要の量と質との動力を自由自在に利用し得るものである」<sup>(1)</sup>(高橋 1927: 223)。日本における電力革命は電力網の普及を前提条件としていた。このため、「電力網が未発達であった 1909 年の全織物業の原動馬力数に占める電動機の割合は 13.6%であったが、電力網がほぼ普及し終わった 1930 年代にそれは 81.9%に上昇した」(牧野 1997: 34)。

電力革命論はグローバル経済史の盲点である。たとえば、技術変化の経路に関して、アレン(2013: 63-64)は「労働者 1 人あたり資本量 (capital per worker)」を以前の水準より高めることによって、「労働者 1 人あたり生産量 (output per worker)」を向上させてきたと指摘している。これに対して、電力革命によって「労働者 1 人あたり資本量」は逆に低くなる。この死角はまず蒸気機関の技術的特性を無視したことから生まれた。たとえば、マーシャル(1966: 270)は「綿その他繊維の工場 (cotton and some other textile factories)」には「労務者ひとりあたり必要な資本 (capital required per head of the workers) は大工場の方が小工場よりも大きいという一般準則」が当てはまらないと指摘している。つまり、グローバル経済史の想定とは反対に、小工場の方が大工場よりも「労働者 1 人あたり資本量」が大きいというのである。そして、「小型の蒸気機関 (small steam-engines)」を使用した場合に「大型 (large ones) より相対的に費用がかさむ (proportionately more expensive)」ことにもなった(マーシャル 1966: 270)。「労働者 1 人あたり資本量」を大きくすれば、採算性が悪化したのである。この逆説を《マーシャルのパラドクス》と呼ぶことにしよう。

この逆説に関して、マーシャル(1966: 270)は「小工場のほうが大工場よりそれぞれの産出高に対比してより大きな固定資本 (greater fixed capital in proportion to their output) を必要とする」とも述べている。小工場はシューマッハーが疑わしい経済指標だとする「資本産出比率 (capital/output ratio)」も大きいことになる。「繊維産業の単純な加工工場 (simpler branches of the textile trades) では、小工場も大工場と同じ機械 (the same machinery) を使って」(マーシャル 1966: 270) いるという記述もあり、双方で同機種の機械を使用していたこ

とがわかる。この場合、「労働者1人あたり生産量」(＝労働生産性)は等しかったはずであり、一般には「労働者1人あたり資本量」が増大すれば「資本産出比率」も増大する。したがって、小工場の方が「資本産出比率」が大きく採算性も悪くなれば、たしかに異例である。しかし、小工場は小型の蒸気機関、大工場は大型の蒸気機関を使用していたのだから、小型化が困難であったという技術的特性の問題から、1馬力あたりの資本金額では小工場の方が大きかったということであろう。にもかかわらず、小ロット生産が優位にあったため、採算性の悪い技術を選択して規模を縮小する方が逆説的に合理的だったと見られる<sup>(12)</sup>。

したがって、ここでもし安価な動力を市場から調達することができれば、小工場に対する大工場の優位性は崩れ、同時に「労働者1人あたり資本量」は大幅に低下する。ここに死角を生んだもうひとつの理由がある。産業組織論の観点から見た場合、技術革新に関して重要なのは、「ほとんどの発明(inventions)が、組織化の費用(the costs of organizing)と、価格メカニズムを利用する費用(the costs of using the price mechanism)との、両方を変えること」である(コース1992: 62)。その理由は「企業の規模を確定する」のが「市場利用の費用(the marketing costs)(すなわち、価格メカニズムを利用するための費用)、および他の企業家による組織化の費用」だからである(コース1992: 56)。もし「組織化の費用」の方が安価であれば「企業」は大規模化し、逆に「価格メカニズムを利用する費用」の方が安価であれば小規模化する。動力として例外ではなく、蒸気機関の設置が「組織化の費用」に含まれるのに対して、基本的に電力は「価格メカニズムを利用する費用」に含まれる。したがって、電力会社が存在しなければ、「組織化の費用」の方が安価になるため「企業」が優位になり、グローバル経済史の想定通り「資本産出比率」が経済発展の重要な指標となる<sup>(13)</sup>。しかし、電力会社が設立されれば、「価格メカニズムを利用する費用」の方が安価になるため「市場」あるいは「地域」が優位になり、「資本産出比率」がもはや有効な指標ではなくなるのである<sup>(14)</sup>。

## 2. 力織機設計のアーキテクチャ — 斎外式と津田式を例に —

このように、「地域的な取り組み」において「資本産出比率」は大きな意味を持ち得ない。力織機の開発以前から、農商務省は電力供給によって在来産業が発展することを予見していた。たとえば、前述した農商工高等会議創設に際しての演説で、金子堅太郎は「水力電気ヲ發動シ各所ニ大小ノ工業ヲ起シ」ている「瑞西」(スイス)に倣って、「我国モ亦将来ハ山間ハ勿論山腹ニ在ル所ノ市街ニ於テハ旧来現存シタル毎戸製造ニ水力発電ヲ利用シテ美術工芸ハ勿論各種ノ製造ヲ發達セシムルト共ニ各種ノ機械工業ヲ創設スルコト蓋シ年ヲ出テシテ待ツヘキナリ」と日本の近未来像について語っている(金子1896: 11-12)。「旧来現存シタル」とは在来部門を意味し、「毎戸製造」とは家内工業を指す。これに対して、「機械工業」は機械化された大工場を指すと見られる。したがって、電力供給によって近代的な大工場だけではなく、在来部門の家内工業も発展するという近未来像を描いていたのである。「石炭ハ欧米人之ヲ稱シテ工業ノ母ナリト云ヒシ」

(金子 1896: 8) 時代的風潮の中にあって、「工業ノ母」である石炭を欠くスイスの工業に着眼する地理学的な才覚には敬服せざるを得ない。

そして、実際に日本では力織機の開発と普及も「地域的な取り組み」の中で行われた。表 1 を見ると福島県が先駆的に見えるが、羽二重産業の急速な力織機は実は 1906 (明治 39) 年に鶴岡 (山形) に始まり、全国的に普及していった (小木田 2001)。クルーグマン (1994: 78) は機械化によって「地域集中化が熟練労働者の供給に依存しているという性格は消滅する」と指摘しているのだが、力織機化の第一局面にはこうした側面があった。「曾て力織機發明以前に於ては川俣品の如き軽目羽二重は福井、石川縣等に於て殆んど其製織は不可能なりしも力織機の發明は是等地方にても製織し得るに至りたる」からである (川俣絹織物同業組合 1910: 108)。「川俣品」の製造を可能にした力織機とは、斎藤外市が開発し 1900 (明治 33) 年に特許を取得した斎外式と平田米吉が開発し 1906 (明治 39) 年に特許を取得した平田式である。いずれも鶴岡で開発された力織機である。1909 (明治 42) 年末に羽二重産業では全国で 7,705 台の力織機が使用されていたが、そのうち斎外式は 3,626 台 (47.1%)、平田式は 1,201 台 (15.6%) であった (生産調査会 1911: 325-327)。本稿が目指したいのは先駆者の斎藤外市である。

生産調査会 (1911: 290) は、1900 (明治 33) 年 7 月に斎藤外市が「西田川郡鶴岡町ニ工場ヲ設ケ電気動力ヲ利用シ力織機ヲ運転セシハ力織機成ノ創始ニシテ羽二重機業ニ一新紀元ヲ与ヘ」たと賛辞を惜しまない。しかし、表 2 にあるように、力織機台数は一定の期間を置いた後に爆発的に増加し、早くも 1907 (明治 40) 年には力織機台数が手機台数を上回っている。爆発的な増加は製品種の転換によって生じた。鶴岡では「創始以来明治三十九年ニ至ル十有三年間ハ重目羽二重ノ製織ノミ」であったが、「市場ノ趨勢軽目羽二重ニ利多キヲ見テ同年ヨリ全ク重目羽二重

表 1 羽二重産業における力織機の空間的展開 (1905-1909)

(単位: 台)					
(年次)	1905	1906	1907	1908	1909
福 井	5	5	295	709	1,482
石 川	62	62	399	929	2,045
富 山	0	30	200	240	317
福 島	472	226	579	1,172	1,800
山 形	169	437	947	1,487	1,478

〔出典〕 生産調査会 (1911: 175, 199, 218, 244, 292-293) より作成。

表 2 鶴岡における織機台数の推移 (1902-1907)

(単位: 台)						
(年次)	1902	1903	1904	1905	1906	1907
手 機	355	420	959	1,016	899	381
力織機	20	20	86	147	391	901

〔出典〕 生産調査会 (1911: 291) より作成。

ノ製織ヲ廢シ輕目羽二重ノ製織ニ移」った（生産調査会 1910: 291）。つまり、重目羽二重から軽目羽二重に転換したことで、斎外式力織機の性能が発揮されたのである。しかし、より重要なのは、力織機の開発期間が明治「二十三年より三十一年まで」（高田 1910: 44）だったということである。鶴岡で羽二重の生産が始まったのは 1894（明治 27）年だからである。

力織機開発が羽二重生産開始以前に始まったという点、このため完成した力織機が必ずしもローカル・アイデンティティの実現に適したものではなかったという点、そして製品種の転換によって性能が見出された点は、1905（明治 35）年に特許を取得した津田式力織機にも共通している。たとえば、津田米次郎は 1877（明治 10）年に父吉之助とともに金沢撚糸会社の開業式に出席し、その席上で「力織機の発明を以て畢生の業たらしめんことを決意」している（金沢産業協会 1937: 11）。また、1900（明治 33）年 9 月に水登勇太郎が津田式力織機 30 台を据え付けているが、金沢における急速な力織機化は 1907（明治 40）年に北岩松が斎外式力織機 220 台を据え付けた後に始まった。幸田（1933: 48）によれば「金沢に於て普通家屋式工場の殆ど全部が二階に職場を有する（石川県絹業地帯に共通的）」という特徴があった。「普通家屋式工場」とは住宅用の家屋を改良した工場のことである。しかし、津田式力織機が「二階据付の不能なるに嗟嘆せるの際」に、斎外式力織機は「二階据付の可能なる」点をセールス・ポイントのひとつとして販売されたのであった（井上 1913: 84）。

力織機化の第二局面は、1909（明治 42）年の軽目・中目不況に際して石川県の一部機業家の間で重目羽二重の転換が行われたことに始まる（小木田 2001）。この際に、重目羽二重への適性が広く知られることとなったと見られ、津田式は福井県に急速に普及していくこととなる。「適正技術」であろうと『『必要』は発明の母とは限らない』（ポメラントツ&トピック 2013: 327）のである。したがって、力織機開発には初発の動機が極めて重要になる。そして、この初発の動機は力織機設計のアーキテクチャに大きな違いをも生み出している。斎藤外市に関しては「発明ヲ以テ業トスル者ニアラズ寧ロ純然ナル農家ノ出身」<sup>(15)</sup>であり、「其発明ヲ為スニモ自カラ一定ノ主義アリ主張アリ」という記述がある（林 1905: 97）。事実、「斎外式ハ本来組織ノ簡易ト価格ノ低廉ヲ主眼トシ」ていたため、「構造ニ脆弱ノ遺憾ヲ帯ビ運転ニ遅緩ノ弊ヲ伴ナフ」だけではなく、「製作粗雑ニシテ一見在来ノ手工機ニ動力装置ヲ施シタルニ過ギザルノ觀」があった（林 1905: 99）。このため、機械工学的に見た場合、津田式より遥かに見劣りしていた。しかし、問題は技術水準ではなく、力織機設計のアーキテクチャの違いである。

半木製の力織機に見られた欠点とは「寒暑に因て機械に変調を来す事で殊に梅雨の季節に此変調が著し」かった（高田 1910: 107）。しかし、全鉄製の外国製は「構造が至極緻密であつて取扱が中々困難であ」った（高田 1910: 107）。「少しでも機械に変調を来した場合になると十分に機械的頭脳と技術のないものは到底直す事が出来ない」代物であって、「高等工業学校出身者位にならねは自由に扱う事が出来ない」技術であった（高田 1910: 107）。つまり、構造を簡単にした意図は機械工学の専門的な知識がなくても、すぐに修理ができるようにとの配慮からであった。

また、低価格化を実現するために、歯車には精密部品にはほど遠い鋳物を使用していた。「完全なる歯車」の製造には「歯車を製造する機械」、つまり工作機械が必要であり、工作機械で製造した歯車を使用すれば「織機は到底五拾円や百円でできるものではな」くなった（高田 1910: 108）。このように、半木製の力織機は「機械機具と手織器具の混血児のやうなもん」であった（高田 1910: 108）。このように斎藤外市の発想は極めて実用主義的であって、在来工業あるいは農村工業を機械により発展させるという明確な目的意識が伺える。

斎藤外市の場合、「反発型ナショナリズム (reactive nationalism)」が力織機開発の動機づけとなったのであるが、この問題については稿を改めて論じることとしたい。技術開発とローカル・アイデンティティとの関連を検討する際には、1907（明治 40）年に開発した輸出向の縹子により注目が集まる。生産調査会（1911: 292）は「本県ニ就キ附記スベキハ四十年以来軽目縹子ノ製織ヲ開始シ」て急成長を遂げ、「本邦中之ニ匹敵スルモノナク殆ント独専ノ状態ニアルコトナリ」と述べている。「本県」とあるが、軽目縹子は鶴岡の産地ブランドであって、鶴岡での力織機開発はローカル・アイデンティティを模索する中で行われたと言える。斎藤外市は自らが考案した縹子の生産を普及させるだけでなく、1909（明治 42）年には「斎外縹子団」という生産者による任意団体をも組織している。この団体は法律に則った正式な組織ではなく、「精神の結合を本旨とし、原料の購買より製品の販売に至るまで凡て同一の歩調を執り所謂共同購買共同販売」を行っていた（高田 1910: 68）。また、生産調査会（1911: 304）には「伊藤岩吉外十一名ノ設立ニ係ル有限責任羽前羽二重購買販売信用組合」への言及があるが、斎藤外市は 1906（明治 39）年に設立されたこの組合にもかかわっていた<sup>(16)</sup>（高田 1910: 91）。したがって、力織機開発も「地域的な取り組み」が前提となっていたと見ていいだろう。

これに対して、津田式の場合、技術開発とローカル・アイデンティティとの関連は明瞭である。津田米次郎は「機械製作ヲ業トシテ機械ノ為メニ機械ヲ造ル意志」<sup>(17)</sup>に溢れ、津田式には「標準ヲ外国織機ニ執リ其要所ニ發明者ノ考案ヲ加味シタル」点があった（林 1905: 98-99）。金沢捻糸会社の設立に先立って、金沢では 1874（明治 7）年に金沢製糸場が、そして 1876（明治 9）年には金沢銅器会社が設立されている。このうち、金沢製糸場は「明治七年当縣有志ノ士族ガ集リ協議シタルノ結果富岡ヨリ教師ヲ入レ百人取機械製糸ヲ備ヘテ製糸業ヲ起コスニ至」ったものであって、群馬県の富岡製糸場と福島県の二本松製糸場に次ぐ「本邦中第三位二位スル」巨大プロジェクトであった（高等商業学校 1901b: 101）。そして、金沢製糸場を設計し、繰糸機等を製作したのは、津田米次郎の父で宮大工の吉之助であった。以上の会社は、旧士族の長谷川準也・大塚志良兄弟が中心となって推進した殖産興業政策の中で設立されたものである。金沢における殖産興業政策の最大の特徴は伝統工芸技術を海外市場に売り込もうとする点にあり、まさに《クール・ジャパン戦略》に他ならなかった。ここには加賀百万石の矜持が感じられる。

このように、力織機開発は技術の粋を極めるというローカル・アイデンティティに沿っていた。そして、さらに興味深いことは斎外式や津田式がその後の力織機開発の発展経路をも規定してい

たということである。半木製の平田式に関しては説明不用であろう。そこで、ここでは金沢で開発された大西式を取り上げることにする。大西機業場は1908（明治41）年に津田式30台を設置することで設立され、1909（明治42）年3月に自ら開発した大西式60台を増設している<sup>(18)</sup>（福島県1910:437-428）。福島県相馬郡小高町の機業家半谷一意<sup>(19)</sup>は、同年12月に大西機業場を訪れた際に「同工場使用の大西式は経験なけれども一見吾国発明の力織中最も堅牢なること、思考せり」と感想を述べている（福島県1910:428）。大西式は「外国製の織機を調査し破損せざる様堅牢」を心掛けており、「金属の部を吝まず製造した」ものであった（福島県1910:429）。報告者の半谷一意は斎外式を使用していたため、真っ先に設計上のアーキテクチャの違いに眼が止まったものと見られる。もっともその違いを最初に意識したのは開発者の方であった。

注目したいのは開発に至った経緯である。開発者大西文次郎がまず参考にしたのは、意外にも斎外式であった<sup>(20)</sup>。「斎外式織機を調査をなしたるに他製の織機より特殊の良好なる点」を発見したが、「全体の製式上に付不完全にして破損し易きものと思考した」（福島県1910:429）。頑丈な津田式に慣れていれば、斎外式に対するこの感覚は当然である。このため、「発明者斎藤氏へ相当の発明料を差出し改造の権を付与せられんことを請求した」ものの許可が得られなかったというのである（福島県1910:429）。斎藤外市が力織機を全鉄製にしなかった理由は前述の通りであって、大西文次郎は津田式とは異なる設計のアーキテクチャを理解できていなかったのである。もちろん金沢では同時に斎外式の改良も進んだ。斎外式が中目羽二重の製織に適していたのだから当然のことである。しかし、本稿が注目したいのは設計のアーキテクチャに違いが見られたこと、およびそのアーキテクチャがローカル・アイデンティティとの密接な関係の中で生み出されたものだという点である。

金沢で開発された津田式は「適正技術」から先端技術へと進化を遂げていったのであり、明らかに大西式もその進化の途上にあった。この過程で金属・機械工業において技術蓄積が進展し、互換性生産による大量生産への可能性が切り拓かれていった。拙稿（2015）で指摘したように、1920年代に輸出向軽工業から重化学工業を主導部門とする構造に転換を迫られた際に、日本経済は力織機の製造部門が蓄積してきた技術を「新結合」させることで対応した。したがって、日本の近代化にはローカル・アイデンティティに則った「適正技術」を開発することによって、重化学工業化に必要な技術的基礎を準備するという側面も実際にあったのである。こうした金沢における内発的發展の特徴として、中村（2004:224）は「城下町のよさを失わないような都市の発展のあり方」をあげている。1920年代に日本の多くの「産業地域」がローカル・アイデンティティの喪失を経験した。これに対して、金沢はローカル・アイデンティティを見失うことなく、「新結合」に成功したということなのであろう。

## おわりに

本稿はグローバル経済史における日本の近代化の見方に触発され、自分が重ねてきた研究成果を再整理する形でその見方を批判的に検討し、同時に新たに得られた知見をも加えたものである。グローバル経済史は「適正技術」の概念を重要視しているが、本稿では提唱者であるシューマッハーまで遡ってその定義を再検討し、地域的な取り組みが前提となっていることを明らかにした。そして、本稿ではまず先染絹織物産地の桐生と後染絹織物産地の福井を例に、それぞれの地域でローカル・アイデンティティが共有されており、ローカル・アイデンティティがそれぞれの地域の発展経路を規定していたことを明らかにした。ジャカードやバタタンといった西欧の先端技術を積極的に取り入れるために、工場制が選択された点は共通していた。しかし、先染と後染とでは労働者に要求される技術水準が大きく異なるため、必然的に「労働プーリング」の過程に大きな違いが生じた。また、労使間でローカル・アイデンティティが共有されているかどうかは、労働者の時間選好や「エージェンシー問題」の克服にも大きな影響を与えていた。

「適正技術」は家内工業に適した安価な技術であって、日本の場合、力織機の「適正技術」化に電動機が決定的な役割を果たした。蒸気機関の場合、工場規模は大きくなり生産拠点も集中型になる傾向があったのに対して、電動機の場合、工場規模は小さくなり、生産拠点も分散型になる傾向があった。農商務省は同業組合政策によって分散型の家内工業を主体とした輸出振興を図ろうとしており、電力革命をも予見していた。これに対して、電力革命はグローバル経済史の盲点であり、その原因は技術進歩によって「資本産出比率」が高まることを前提にしていることにある。そこで、本稿ではマーシャルがこの前提が織物業にはあてはまらないと述べていることを指摘し、《マーシャルのパラドクス》と呼んだ。つまり、織物業に関しては、小型の蒸気機関を使用する小工場の方が大型の蒸気機関を使用する大工場よりも「資本産出比率」が大きく、採算性も悪かったというパラドクスである。そして、本稿では同時に技術的に小型化が困難だったために、1馬力あたりの資本金額に違いが生じたという仮説をも提示した。

方法論的な問題から、グローバル経済史は技術進歩の重大な側面を見落している。つまり、技術革新が「組織化の費用」と「価格メカニズムを利用する費用」に影響を与えるという側面である。蒸気機関の設置が「組織化の費用」に含まれるのに対して、基本的に電力は「価格メカニズムを利用する費用」に含まれる。欧米で蒸気機関が綿工業に導入されるようになったのは1840年代であり、この時代に電力会社は存在しなかった。この結果、「組織化の費用」の方が安価となったため「企業」が優位になり、同時に「資本産出比率」が経済発展の重要な指標となった。しかし、明治時代の日本では電力会社が相次いで相設立されたため、「価格メカニズムを利用する費用」の方が安価になり「地域」が優位になった。蒸気機関から電動機に転換することによって、「資本産出比率」は著しく低下する。したがって、「資本産出比率」という経済指標によって、

日本の近代化を正しく把握することは望めないのである。そして、このことは日本の近代化に対してグローバル経済史が低評価にならざるを得ない事情をよく説明する。

グローバル経済史は生態環境的制約からの解放を重視しているが、水力や水力発電によってもこの制約から解放され得る。事実、日本では電力網の普及が力織機という「適正技術」の普及に大きく貢献した。斎外式と津田式とは力織機設計のアーキテクチャに違いがあり、この違いはローカル・アイデンティティの違いに起因していた。斎藤外市は地域的な取り組みに積極的であって、機械工学の専門的な知識がなくても修理が可能で安価な力織機を模索した。このため、手機に動力を据え付けたような簡素な構造を特徴としていた。同じ鶴岡で開発された平田式も同じアーキテクチャを共有していた。これに対して、津田米次郎は技術の粋を極めようとして、鉄製の堅牢な外国製力織機に改良を加えた。そして、同じ金沢で開発された大西式も同じアーキテクチャを共有していた。外国製力織機への技術的キャッチ・アップの中で、「適正技術」が先端技術へと進化し、互換性生産による大量生産に求められる技術蓄積が進展していった。こうして、「適正技術」の開発によって、重化学工業化への途が切り拓かれていったのである。

冒頭で述べたように、本稿の目的はグローバル経済史を批判することではない。むしろグローバル経済史を構想する中で、専門外の日本経済史に対して新たな研究視角を提示していると捉えている。したがって、ポメラント（2015）が日本語版への序文の中で、アレン（2013）に対して用いた言葉を借りれば、解釈は「違うが、おおむね両立できるやり方」だと考えている。在来部門を重視する立場は日本にも古くからあるが、養蚕農家と力織機工場を同列に扱う発想は斬新である。福井羽二重産業に関しては、「固定資本に於て力織機は手機に比し少なくとも五六倍を要し」、「一般労力欠乏従つて労銀上騰の趨勢を呈しつゝあるの時工賃労力を省く点に於て力織機有利ならんか」（川俣絹織物同業組合 1910: 85）という箇所が研究者の眼を引きつけてきた。しかし、ここに眼を向けさせてきたのは石炭と蒸気機関の重要性を強調する考え方である。したがって、この立場から身を引いて日本の近代化を検討しようとする時点で、実は既に比較経済史の領域に足を踏みいれている。このことにまず日本人研究者が気づくべきではないだろうか。

#### 《注》

- (1) 生糸や輸外向絹織物では原料費が生産費の大部分を占めていたのであり、低い加工度を勘案すれば必ずしも不適切な表現ではない。農村織物業研究にとっては、むしろ養蚕農家と力織機工場を同等に扱う点にグローバル経済史の斬新さがあると考えべきである。この含意については稿を改めて論じるが、本稿ではこうした観点を取り入れつつ日本の近代化の見直しを行う。
- (2) 経済学的に見た場合、「市場 (the market)」よりも「企業 (the firm)」も役割を重視する点にグローバル経済史の最大の特徴がある。しかし、見方を変えれば、日本の近代化には「市場」が大きな役割を果たしたということである。アレン（2013）は速水祐次郎や大塚啓二郎といった日本の開発経済学者から大きな影響を受けており、筆者も「産業発展というダイナミックに変化する環境の中では『市場の失敗』が起きやすいという認識と、産業集積のようなシステムこそ市場を市場らしく機能させているという認識」（園部・大塚 2004: 250）を共有している。したがって、日本の開発経済学は筆

者とグローバル経済史の架橋となり得ると考えている。

- (3) ピオリ&セープル (1993) は「クラフトの生産体制 (craft production)」の一例として「地域生産共同体 (municipalism)」をあげている。すなわち、「一つの都市を中心に地域ごとに生産拠点が散在した生産形態 (a form of territorially dispersed production) で、その中央の都市 (an urban seat) によって統括されている」生産システムであり、「もっとも有名な例は、リヨンの絹工業 (the Lyonese silk industry) である」(ピオリ&セープル 1993: 42)。
- (4) 金子堅太郎は伊藤博文の側近として、大日本帝国憲法の起草に携わったことで知られる。その後、1894 (明治 27) 年 1 月から 1997 (明治 30) 年 4 月まで農商務次官として政策諮問機関である農商工高等会議を創設するなど、主に日清戦後経営の最重要課題のひとつであった輸出振興策において中樞を担っていた。
- (5) 「有志が全国に率先して特に同業組合を設置し」と述べているのは、1897 (明治 30) 年の重要輸出品同業組合法の制定に先立つからである。このことから、1892 (明治 25) 年に設立された福井県絹織物同業組合が重要輸出品同業組合法の理念を体現していたことがわかる。ただし、同業組合制度は代議制による運営方式を特徴としている。この点に関して、マーシャル (1965: 153) は「電信や印刷物 (the telegraph and the printing press), 代議政体 (representative government) や同業組合 (trade associations) のおかげで、産業上の「慣習 (custom)」に頼らず「自分の問題の解決を自分で考えだせるようになった」と述べている。このように、同業組合制度には交通革命への地域的対応という側面があった。
- (6) 「今日は機械の時代なり。故に福井の機業も又器械力に拠るべし」という見解に対して、金子堅太郎は「十年の後はイザ知らず今日に於て軽々に之を断行するは予の採らざる所」であって、日本の実情を考慮した場合に「毎戸製造を以て頗る当を得たる」と述べている (金子 1902: 100)。立地論的に言えば、要するに集中型の工場制機械工業ではなく、分散型の家内工業を主体とした地域経営が現時点では現実的だということである。また、品質検査体制にも言及しており、「検査を厳にし粗製品を禁し松竹梅の三種に止め而して此三種が世界到る所の市場に信用を博するに至りし」点を高く評価している (金子 1902: 100)。「松竹梅」とは等級検査の証票であって、一等が「松印」、二等が「竹印」、三等が「梅印」であった。
- (7) 西欧においても同業組合は協調の新たな局面 (a new phase) を象徴しており、マーシャル (1965: 153) は「知識と自立心の発達 (the growth of knowledge and self-reliance) によって正しい自律的自由 (true self-controlling freedom) が起こり、人々は自分の行動に自主的に (of their own free will) 制限を加えられるようになった」と称賛を惜しまない。この「知識」は「電信」や「印刷物」による情報であり、同業組合における協調関係の発展が交通革命によるグローバリズムに伴うローカリゼーション (= 地域特化) に起因するものであって、マーシャル的集積の側面であるということが示唆されている。
- (8) 日本でも力織機の多台持ちによって労働生産性の飛躍的向上が見られた。「手織機にては一ヶ月一台三四疋を織るに過ぎざるも力織機にては一ヶ月一台八疋の製織を普通とし且つ工女一人にして二台の力織機の操縦を為し得るを常とした (井上 1913: 82)。このため、「織賃の如き前者は一疋一円見当なるも後者は一疋五拾銭に過ぎ」なかったが、「工女の収入に至つては一円宛四疋よりも五拾銭十六疋の方二倍の賃銀を得」ることができた (井上 1913: 82)。力織機化が急速だったのは、女工の間で「身体容易にして収入多き」工場の人気が高まったのに対して、「力織機に比し操業容易ならず且割の悪き手織機業場」は敬遠されたからであった (井上 1913: 90)。
- (9) 労働生産性の飛躍的な上昇によって労働者の所得も大幅に増大し得る。したがって、高賃金が省力機械を導入するインセンティブになったとするグローバル経済史の見解に対して、「機械化や自動化は労働生産性、つまり労働者産出比率 (worker/output ratio) を上げるために行われる」(シューマッハー 1986: 240) とする見方を対置することができる。羽二重産業の力織機化に関しては、後者の見方の方が有効であるように思われる。

- (10) マーシャル (1966: 286) はシャツ (shirts)・カラー (collars)・手袋 (gloves) などの半製品 (partially prepared materials) に加工する作業を例にあげており、恐らくは家庭用ミシンの普及にとって問屋制が復活したことを指すものと見られる。
- (11) 高橋亀吉の電力革命論は「我が資本主義の行詰と農村経済の将来」という章で展開されている。この章で高橋亀吉は資本主義が危機に瀕し、農村の過剰労働力の捌け口が狭められているため、農村工業を機械化することで余剰労働力を吸収すべきだと主張している。このように、労働の時間地理学の観点から見ても、電力革命論は「適正技術」論であった。
- (12) このパラドクスは採算性の悪い技術を取って選択する工場があったからこそ成立する。こうした工場は下請であったと見られる。たとえば、「繊維産業 (textile trades) のある部門、とくに将来を予測することがたいへんむずかしい (the difficulty of forecasting the future is very great) 部門」では、問屋制が広く採用されていた (マーシャル 1966: 285-286)。
- (13) 「組織化の費用」は空間論を内包しており、たとえばコース (1992: 50) は「空間的な組織化の費用 (the cost of organizing spatially) を減少させる傾向」がある場合、「企業の規模を拡大する (increase the size of the firm) 傾向」が生まれると指摘している。ただし、産業組織論の観点から見れば、立地論には重大な理論的欠陥がある。たとえば、コース (1992: 64) は「立地 (location) が、組織化のための費用に影響する諸要因のなかの一つにすぎない (only one of the factors influencing the cost of organizing)」とも述べている。
- (14) マーシャル (1965: 146) は「電力その他の機関が動力の小口配給を行うこと (the retail distribution of force by electric or other agencies) によって現在工場内に行われている仕事の一部 (part of the work that is now done in factories) が労働者の家庭内で行われることにな」る可能性について言及している。日本でも電力会社が電動機の賃貸を行っていた。たとえば、日本銀行調査局 (1915: 26) が行った川俣羽二重の生産費の試算の項目の中には、「動力料」と「電燈料金」の他に「モーター借料」が含まれている。そして、「動力機」の「過半ハ電燈会社ヨリノ借入ニ係リ機業家ノ所有ニ属スルハ僅ニ二十機ニ過ギザルノ状況」であった (日本銀行調査局 1915: 36)。つまり、電動機の購入も借入れも可能であったが、大半は後者を選択していたのである。
- (15) 1905 (明治 38) 年当時、斎藤外市は力織機 30 台を使用して自ら羽二重工場を経営していた。したがって、アメリカの「綿業用機械産業 (the cotton textile machinery industry)」と同様に、力織機生産は「垂直統合 (vertical integration)」により始まったと見なし得る。「それぞれの繊維工場 (each mill) が、そこで用いられるべき機械の建設と修理を行うための機械工場 (a machine shop) を建設した」(スティグラール 1975: 171) のと同様だからである。
- (16) 地域的な取り組みが抱える課題に関して、シューマッハー (1986: 246) は「中間技術を実際に使っている大胆で有能な人たち (the brave and able practitioners of intermediate technology)」の間に「相互の助け合いがない」ことをあげている。この点において、鶴岡における地域的な取り組みは模範的な事例であった。
- (17) 津田米次郎は羽二重工場を経営しておらず、力織機生産が「垂直統合」により始まったとは考えにくい。しかし、力織機需要が存在する以前から開発を行っていたのであって、「垂直非統合 (vertical disintegration)」であるとも考えにくい。このため、津田式の開発には資金面での協力者が不可欠であり、「金沢商業会議所会頭水登勇次郎氏大二氏ノ熱心ヲ嘉ミ屢々巨費ヲ投ジテ当初ノ目的ヲ達スルヲ得セシメタ」のであった (林 1905: 98)。「氏ノ熱心ヤ賞ス可ク水登氏ノ義気ヤ多ス可シ」(林 1905: 98) と称賛されているが、「水登氏ノ義気」は共有されていたローカル・アイデンティティに由来すると考えられる。
- (18) 大西式は同年末に石川県で 54 台の使用が確認されているに過ぎない (生産調査会 1911: 326)。したがって、大西機業場以外では使用されていなかったようである。
- (19) 福島県 (1910) には、半谷一意による「横浜附大阪府下茨木外一県輸出羽二重業視察報告」と千葉栄三郎による「新潟県外三県絹織物業視察報告」が収録されている。しかし、後者は川俣絹織物業

組合（1910）を転載したものであるので、前者のみを福島県（1910）とした。

- (20) 半谷一意の報告によれば、「同工場の製織品は俗に福井羽二重」と称されるものであって、「同工場の製織本羽二重（筆者注：福井羽二重）は本年六月より変更」したものであった（福島県 1910: 427）。したがって、大西式の設置後ということになる。よって、福井羽二重を生産するために力織機開発を行ったわけではなかった。「変更」する「以前は金沢羽二重を製織したりしか不況に付不利益なるため変更したる所以」であった（福島県 1910: 427）。したがって、もともと金沢羽二重を生産していたため、斎外式の評判を聞きつけたものと見られる。このように、開発者大西文次郎には実用主義的な発想に乏しく、力織機開発には設計のアーキテクチャがより純粋な形で反映されていたと言える。

#### 参考文献

- 市川孝正 1996. 『日本農村工業史 — 桐生・足利織物業の分析 —』文真堂.
- 井上徳之助 1913. 『輸出羽二重』同文館.
- 宇沢弘文 1977. 『近代経済学の再検討』岩波書店.
- 金沢産業協会 1937. 『金沢産業功労者略伝』金沢産業協会.
- 金子堅太郎 1896. 『農商工高等会議ニ於テ海外貿易ニ関スル金子農商務次官ノ演説』農商工高等会議.
- 金子堅太郎 1902. 『経済政策』大倉書店.
- 亀田光三 2001. 『桐生織物と森山芳平』みやま文庫.
- 川俣絹織物同業組合 1910. 『北陸地方視察報告書』川俣絹織物同業組合.
- 木村半兵衛 1894. 『織物業視察復命書』栃木県.
- 桐生織物同業組合 1938. 『桐生織物史 中巻』桐生織物同業組合.
- 群馬県内務部 1904. 『群馬県織物業沿革調査書』群馬県内務部.
- 幸田清喜 1933. 石川県絹業地帯の工業地誌学的研究. 大塚地理学会編『大塚地理学会論文集 第二輯』1-54. 古今書院.
- 高等商業学校 1901a. 『両毛地方機織業調査報告書』高等商業学校.
- 高等商業学校 1901b. 『明治三十三年 福井石川両県下視察報告』高等商業学校.
- 小木田敏彦 2001. 機業投資としての力織機化 — 1905-1914年の羽二重産業を例に —. 経済地理学年報 47-3: 155-177.
- 小木田敏彦 2013. マーシャル集積論の制度主義的転回 — 明治・大正期の羽二重産業を例に —. 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 16-1: 193-221.
- 小木田敏彦 2014. 近代日本における第1の産業分水嶺 — クラフト的生産体制とウェーバー・テーゼの接点を中心に —. 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 17-1: 83-111.
- 園部哲史・大塚啓二郎 2004. 『産業発展のルーツと戦略』知泉書館.
- 生産調査会 1911. 『輸出絹織物調査資料』生産調査会.
- 高橋亀吉 1927. 『資本主義末期の研究』改造社.
- 高田可恒 1910. 『羽前羽二重』地球堂（鶴岡）.
- 林茂磨 1905. 『戦後経営 羽二重貿易革新策 全』元真社（東京）.
- 中林真幸 2003. 問屋制と專業化 — 近代における桐生織物業の発展 —. 武田晴人編『地域の社会経済史』19-66. 有斐閣.
- 中村剛治郎 2004. 『地域政治経済学』有斐閣.
- 日本銀行調査局 1915. 『川俣羽二重ニ関スル調査』日本銀行調査局.
- 農商務省商工局 1896. 『工業視察紀要 織物之部・上』農商務省商工局.
- 福島県 1910. 『産業視察報告』福島県.
- 福島県内務部 1899. 『輸出羽二重業視察復命書』福島県内務部.
- 福島絹織物同業組合 1904. 『北陸道機業視察報告』福島絹織物同業組合.

- 牧野文夫 1997. 『招かれたプロメテウス』風行社.
- 湯澤規子 2001. 結城紬生産地域における家族内分業の役割 — 織り手のライフヒストリーからの考察 —. 『地理学評論』74 (Ser. A): 239-263.
- Allen, C. R. 2011. *Global Economic History: A Very Short Introduction*, Oxford: Oxford University Press. アレン, C. R. 著, グローバル経済史研究会訳 2012. 『なぜ豊かな国と貧しい国が生まれたのか』NTT出版.
- Coase, R. H. 1988. *The Firm, The Market, and The Law*, Chicago: University of Chicago Press. コース, R. H. 著, 宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳 1992. 『企業・市場・法』東洋経済新報社.
- Krugman, P. 1991. *Geography and Trade*, Cambridge, MA: The MIT Press. クルーグマン, P. 著, 北村行伸・高橋亘・妹尾美起訳 1994. 『脱「国境」の経済学』東洋経済新報社.
- Krugman, P. 1995. *Development, Geography, and Economic Theory*, Cambridge, MA: The MIT Press. クルーグマン, P. 著, 高中公男訳 1999. 『経済発展と産業立地の理論』文真堂.
- Marglin, S. A. 1971. *What Do Bosses Do?*, Harvard Institute of Economic Research Discussion Paper No. 222. マーグリン, S. 著, ボスたちは何をしているか? — 資本主義生産におけるヒエラルキーの起源と機能 —. 青木昌彦編著 1973. 『ラディカル・エコノミクス』93-178. 中央公論社.
- Marshall, A. 1920 [1890]. *Principles of Economics*, London: Macmillan. マーシャル, A. 著, 馬場啓之助訳 1966. 『経済学原理 II』東洋経済新報社.
- Piore, M. J. & Sabel, C. F. 1984. *The Second Industrial Divide: Possibilities for Prosperity*, New York: Basic Book. ピオリ, M. J. & セーブル, C. F. 著, 山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳 1993. 『第二の産業分水嶺』筑摩書房.
- Pomeranz, K. *The Great Divergence: China, Europe, and the Making of the World Economy*, Princeton: Princeton University Press. ポメランツ, K. 著, 川北稔監訳 2015. 『大分岐』名古屋大学出版会.
- Pomeranz, K. Pomeranz, K. & Topik, S. *The World That Trade Created: Society, Culture, and the World Economy 1400 to the Present*, London: Routledge. ポメランツ, K. & トピック, S. 著, 福田邦夫・吉田敦訳 2013. 『グローバル経済の誕生』筑摩書房.
- Schumacher, E. F. 1973. *Small Is Beautiful: A Study of Economics as if People Mattered*, London: Blond and Briggs. シューマッハー, E. F. 著, 小島慶三・酒井懋訳 1986. 『スモール イズ ビューティフル』講談社.
- Stigler, G. J. 1968. *The Organization of Industry*, Chicago: University of Chicago Press. スティグラー, G. J. 著, 神谷傳造・余語将尊訳 1975. 『産業組織論』東洋経済新報社.
- Taylor, F. W. 2006 [1911]. *The Principles of Scientific Management*, New York: Cosimo, Inc. テイラー, F. W. 著, 有賀裕子訳 2009. 『新訳 科学的管理法』ダイヤモンド社.

(原稿受付 2016年6月14日)

## ○拓殖大学 研究所紀要投稿規則

### (目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する，経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が発行する紀要は，研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し，研究活動の促進に供することを目的とする。

### (種類)

第2条 研究所は，次の紀要を発行する。

- (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

### (投稿資格)

第3条 研究所が発行する紀要の投稿者（共著の場合，投稿者のうち少なくとも1名）は，原則として研究所の研究員でなければならない。

- 2 研究所の編集委員会（以下「編集委員会」という）が認める場合には，研究員以外も，投稿することができる。

### (著作権)

第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は，研究所に帰属する。

- 2 研究所が必要と認める場合には，投稿者の許可なく，著作物の転載や引用を許可する。ただし，事後に投稿者に報告するものとする。
- 3 研究所の紀要に掲載した著作物は，電子化しコンピュータネットワークを通じて，本学のホームページ等に公開するものとし，投稿者はこれを許諾しなければならない。

### (執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は，研究所の執筆要領の指示に従って作成する。

- 2 投稿する原稿は，図・表を含め，原則として返却しない。
- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は，研究所の紀要に投

稿することはできない（二重投稿の禁止）。

#### （原稿区分他）

第6条 投稿区分は、別表1, 2のとおり、定める。

- 2 投稿する原稿の区分は、投稿者が選定する。ただし、研究所の紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表（原稿）の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

#### （投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

#### （正誤の訂正）

第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。

- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

#### （その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

#### （改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**別表 1 原稿区分（理工学総合研究所以外）**

(1) 論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む
(3) 抄録	研究所研究助成要領第 10 項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（判例研究，解説論文，調査報告，資料，記録，研究動向，書評等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。
	また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

**別表 2 原稿区別（理工学総合研究所）**

- (1) 展望・解説，(2) 設計・製図，(3) 論文，(4) 研究速報，(5) 抄録（発表作品の概要を含む），  
(6) 留学報告，(7) 公開講座，(8) 学位論文

## 拓殖大学政治経済研究所

### 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

#### 1. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

- (1) 5 末日締切－9 月発行
- (2) 10 月末日締切－3 月発行

上記の発行に伴い、政治経済研究所（以下「研究所」という）のホームページにも掲載する。

#### 2. 使用言語

用語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け、日本語訳も添付する。

#### 3. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4 用紙を使用し、横書き、1 行 43 字×34 行でプリント）2 部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで 43 行。1 行の語数は日本語 43 文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

- ① 論文 40,000 字（1 行 43 字×34 行で 27 頁）以内
  - ② 上記以外のもの 20,000 字（1 行 43 字×34 行で 14 頁）以内
- A4 縦版・横書

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

#### 4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下

「所長」という)より、その旨を執筆者に通達する。

#### 5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使用し、作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

#### 6. 注・参考文献

- (1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。
- (2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style*等を参考にする。

#### 7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を、各号の決められた日までに提出する。

#### 8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し、原稿提出期日までに提出する。

#### 9. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正、あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

#### 10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用OSとソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文データを保管しておくこと。

#### 11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

## 12. 改 廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、政治経済研究所長が決定する。

### 附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

- ① 判 例 研 究：裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
- ② 解 説 論 文：他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
- ③ 講 演：研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
- ④ シンポジウム：研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。  
紙上のシンポジウムを含む。
- ⑤ 書 評：専門領域の学術図書についての書評。
- ⑥ 随 想：自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
- ⑦ 通 信：個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。  
教育・研究に関する主題に限る。
- ⑧ 報 告：学界展望など。  
研究所からの通知を含む。
- ⑨ 資 料：上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

## 執筆者紹介（目次掲載順）

椎名 規子（しいな・のりこ）	政 経 学 部 教 授	民法，国際私法
白石 浩介（しらいし・こうすけ）	政 経 学 部 教 授	財政学，実証経済分析
小栗 誠治（おぐり・せいじ）	経済学研究科客員教授	セントラル・バンキング論，金融経済論
小木田敏彦（こぎた・としひこ）	政経学部講師（非常勤）	歴史地理学，制度派経済学

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は，昭和30年（1955年）の第9号を「創立55周年記念」とするに際して，本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

## 編 集 委 員

高橋智彦 井上治 岡崎哲郎 奥田進一 椎名規子 服部哲也 山本尚史 益田直子

---

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第19巻第1号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 303) ISSN 0288-6650

2016年9月24日 印 刷

2016年9月30日 発 行

編 集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 高橋 智彦

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397（研究支援課）

印刷所 ㈱外為印刷

---

